

【件名】

中野区地域防災計画（第43次修正）の策定について

【要旨】

中野区地域防災計画（第43次修正）（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果等を踏まえ、中野区地域防災計画（第43次修正）を策定したので、以下のとおり報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果

（1）意見募集期間

令和6年2月5日（月）から2月26日（月）まで

（2）意見提出者数

2人（電子メール1人、窓口1人）

（3）提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

別紙1のとおり

（4）提出された意見により変更した箇所

なし

2 中野区地域防災計画（第43次修正）（案）からの変更点

別紙2のとおり

3 中野区地域防災計画（第43次修正）

別紙3のとおり

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

No.	提出された意見	区の考え方
第1編 震災対策計画		
第1部 基本方針		
1	【P34】 地震に関する地域危険度について、「災害時活動困難度」は削除されたが、「活動困難係数」として残すべきである。 また、付表としてはランクだけでなく、東京都の資料と同じ表にすべきである。	東京都が令和4年9月に公表した「地震に関する地域危険度測定調査〔第9回〕」で測定されている、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」の3つの危険性について、計画に記載している。 また、別冊資料には、各町丁目の危険度に併せ、災害時活動困難係数を記載している。
2	【P35】 住宅の安全性確保のための具体的な耐震化施策を記載すべきである。 また、高齢者の耐震不十分な住宅を中心に改善を進める施策をはかるべきである。	具体的な耐震化施策については、中野区耐震改修促進計画に記載している。 耐震性の不十分な木造住宅に対する耐震改修等助成は、高齢者に限らず助成対象としている。 また、防火地域や整備地域等においては、助成率をその他地域に比べ高くしている。
3	【P35】 住宅の安全性確保により、住宅倒壊による避難所への避難を防げ、在宅避難ができるようになることも記載すべきである。	住宅の安全性確保のみでは在宅避難が可能となるとは限らないことから、今回は記載しないが、今後、記載の必要性と方法について検討していく。
4	【P35】 「住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを推進」を記載すべきである。	中野区住宅耐震化緊急アクションプログラムの推進については、中野区耐震改修促進計画に記載している。
5	【P35】 整備地域だけでなく、不燃領域率が低い地域の70%にする年度も記載すべきである。	不燃領域率は、東京都の防災都市づくり推進計画において、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」について、東京都が5年ごとに行う土地利用現況調査結果をもとに、具体的な防災まちづくり事業やその導入の検討中の地域において調査し算出している。こうした地域以外では算出が難しいのが現状である。

6	【P35】 「新たな防火規制」区域拡大についても記載すべきである。また、付表として、すべての町丁別の不燃領域率を追加すべきである。	「新たな防火規制」については、整備地域において、平成15年より施行されている。また、火災危険度が高い地域や木造住宅密集地域等において指定区域が拡大され、令和6年9月2日より施行される。また、No.5と同じ理由から、すべての町丁別の不燃領域率を記載することは困難である。
7	【P35】 不燃領域率は、若宮一丁目は39.0%、二丁目38.2%と区内で最も低いので、70%にする施策を期待する。	令和6年9月2日より東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」が導入されることとなった。これにより建築物の不燃化が促進され、不燃領域率も向上していく見込みである。
8	【P35】 ソフト面の拡充として、初期消火設備のさらなる設置が必要である。 スタンドパイプは、公園がないため、若宮一丁目地域には1基しか配備されていないので、マンションやアパート、駐車場などに設置してほしい。 また、全棟に家庭用消火器の無料配布の対策をすべきである。	初期消火用設備については、街頭消火器の設置や、スタンドパイプ、軽可搬ポンプ等の資機材を、防災会単位で資機材倉庫に配備している。 また、家庭用消火器については、購入・取付けを安価であっせんしている。 初期消火設備のさらなる充実については、必要性を検討していく。
9	【P35】 「目標を達成するための主な対策」に「ブロック塀倒壊対策」を加えるべきである。	現時点では、具体的な減災の数値目標を定めることが困難であるため、今回は記載しないが、今後、具体的な対策と併せ、検討していく。
第2部 震災予防計画		
10	【P49】 「地域防災住民組織活動の手引き」とは、どのようなものなのか。	「地域防災住民組織活動の手引き」は、平成31年度まで防災会向けに配布していた手引きである。 作成から長い年月が経過していることや、区民向けの「中野区民防災ハンドブック」を新たに作成していることを踏まえ、その活用について今後検討していく。
11	【P49】 区として、災害対策基本法に基づく地域防災住民組織の「地区防災計画作成」についての手引き作成と協力が必要である。	地区防災計画については、内閣府が示すガイドラインの周知を図るほか、作成の手引きの必要性についても検討していく。
12	【P49】 防災活動拠点は公園になっている。 P94において、地域防災会の災害時の活動内容が記載されているが、雨天や厳冬時に公園でこのような活動することは困難である。	防災活動拠点は、災害時の活動の拠点となる場所であり、ご意見のような環境下でも、活動せざるを得ないと考えている。

13	【P49】 防災会本部は、会館のある町会は会館、それ以外は会長宅に設置すると想定していると聞いたが、会長宅でこのような活動は実施できない。防災会本部は屋内を利用できる区有施設を使用すべきである。	災害時における防災会の活動の本部は、指定避難所に設置することになっている。平常時の本部については、各防災会が実情に応じて設置していることから、必ずしも区有施設を使用すべきであるとは考えていない。
14	【P53】 建築物の耐震化、安全対策として、木造住宅の耐震診断・改修費助成等の、新耐震基準への対応を中野区でも実施すべきだと思う。	新耐震基準の木造住宅の耐震改修等助成については、区としても取組む必要性があると考えていることから検討を進めていく。
15	【P59】 若宮地区は、「③防災まちづくりを進めている地区」の対象となっていないのか。	若宮地区については、地区計画の策定に向けて取り組んでいるところである。
第3部 震災応急対策計画		
16	【P95】 防災会の役割として、「遺体収容の協力を行う」とあるが、遺体収容は防災会の役割なのか。	避難所において避難者等が亡くなった場合においては、主に区や警視庁職員が遺体の収容を行い、防災会は可能な範囲でこれに協力することを想定している。
17	【P104】 関係交通機関として、西武バス株式会社と国際興業株式会社を追加すべきである。	震災応急対策計画では、中野区防災会議を構成する防災関係機関の活動態勢を記載している。他の機関の活動態勢の記載については、今後検討していく。
18	【P125】 「災害救助法適用基準等」の住家被害のうち、半壊の区分について、大規模・中規模・半壊に分けてそれぞれの説明を箇条書きにしてほしい。	住家の被害における半壊の記載については、本冊において認定基準の概要を記載し、別冊資料に詳細を記載している。
19	【P157】 広域避難場所について、若宮一丁目町会防災会は平和の森公園を指定されているが、白鷺一丁目地区に変更できないか。	広域避難場所については東京都が指定しており、中野区の判断で指定の変更を行うことはできない。今後、防災会のご意見等は、次回の避難場所の指定見直しに向け、都へ伝える。
20	【P163】 災害時における避難行動に混乱が生じないよう、二次避難所と一般避難所との違いをよりわかりやすく記載するよう、検討してほしい。	震災応急対策計画における避難所については、避難所区分ごとに位置づけや開設時期などを記載している。災害発生時の避難先については、ホームページや中野区防災ハンドブック、防災訓練などを通じてわかりやすい広報に努める。

第4編 大規模事故対策計画		
21	【P362】 関係機関の情報連絡態勢に「東京電力パワーグリッド」の記載が必要である。	大規模事故対策編の記載については、東京都地域防災計画を参考にしながら、各関係機関の意見も踏まえ、記載している。ご意見については、各防災関係機関に伝え、今後の参考にしていく。
22	【P365, 371, 372】 「毒物・劇物施設等の応急対策」、「航空機事故」に警視庁の応急対策業務の記載が、「道路・トンネル事故」に警視庁と首都高速道路株式会社の応急対策業務の記載が必要である。	

中野区地域防災計画(第43次修正)案からの変更点

No.	修正案	変更後	変更理由	ページ
1	医師会の業務大綱 1 医療に関すること	医師会の業務大綱 1 医療及び助産救護に関すること	東京都地域防災計画に 合わせ削除したが、医療 救護隊(中野区医師会) の活動内容に「助産救護 (搬送調整)」の記載が あるため、元の記載に戻 した。	7
2	(2) 火災危険度 ③ 中野区ではランク4の町丁目が 16 町丁目あ り、全体の 19%、 ランク2とランク3があわせて 61 町丁目あり、全体の 72%を占めている。	(2) 火災危険度 ③ 中野区ではランク4の町丁目が 16 町丁目あり、 全体の 19%を占める。また、 ランク3以下の町丁目 があわせて 69 町丁目あり、全体の 81%を占めて いる。なお、ランク5の町丁目はない。	表現を一部変更した。	34
3	(3) 総合危険度② 中野区ではランク5の町丁目 が2町丁目、ランク4の町丁目が 14 町丁目あり、 全体の 19%を占める。 ランク3は、31 町丁目、 36%を占める。ランク2とランク1があわせて 38 町丁目あり、全体の 45%を占めている。	(3) 総合危険度 ② 中野区ではランク5の町丁目が2町丁目、ランク4 の町丁目が14 町丁目あり、全体の 19%を占める。 また、ランク3以下の地域があわせて 69 町丁目あ り、全体の 81%を占めている。	表現を一部変更した。	34
4	減災目標 視点2 目標を達成するための主な対策 (3) 避難所において、女性・子どもや要配慮者へ の対応、ペットの同行避難受入れ、総合的なトイレや避難生活に伴う心的・身体的な負担軽減の 対策等、質の高い生活環境を確保する。	減災目標 視点2 目標を達成するための主な対策 (3) 避難所において、女性・子どもや要配慮者への対 応、ペットの同行避難受入れ、総合的なトイレや避難 生活に伴う心的・身体的な負担軽減の対策等、 災害 関連死対策の観点等を踏まえ 、質の高い生活環境を 確保する。	東京都の被害想定に災 害関連死対策の観点等 が盛り込まれたことか ら、整文した。	36
5	減災目標 視点3 目標を達成するための主な対策 (1) 避難所等において、保健師、栄養士等の必要 な職種により健康調査、健康相談等を実施する とともに、災害による避難住民や援助者の健康 状態、特にPTSD、飲酒問題、睡眠障害、バーン アウト等の課題、虐待やDV等の要支援者の把 握と支援を長期に行う体制を確保する。	減災目標 視点3 目標を達成するための主な対策 (1) 避難所等において、 災害関連死対策の観点等を踏 まえ 、保健師、栄養士等の必要な職種により健康調 査、健康相談等を実施するとともに、災害による避難 住民や援助者の健康状態、特にPTSD、飲酒問題、 睡眠障害、バーンアウト等の課題、虐待やDV等の要 支援者の把握と支援を長期に行う体制を確保する。	東京都の被害想定に災 害関連死対策の観点等 が盛り込まれたことか ら、整文した。	36

No.	修正案	変更後	変更理由	ページ
6	2 防災機能を有する公園等の整備・都市開発にあわせた防災機能の強化 (2) 防災機能を有する公園及び広域避難場所の整備広域避難場所内において防災機能を有する大規模公園は、 一時避難地 としてその機能を果たすために極めて重要な役割を担っている。	2 防災機能を有する公園等の整備・都市開発にあわせた防災機能の強化 (2) 防災機能を有する公園及び広域避難場所の整備広域避難場所内において防災機能を有する大規模公園は、 一時的に避難する場所 としてその機能を果たすために極めて重要な役割を担っている。	一時滞在施設や、二次避難所等の言葉があり、わかりづらく混同するおそれがあるため、変更した。	61
7	(5) 崖・擁壁等の安全化 ① 崖・擁壁等の崩壊防止 区では、急傾斜地崩壊危険箇所調査結果報告書(東京都建設局河川部計画課)に基づき、指定されている 崖、擁壁等の危険性について、擁壁の設置管理者等に安全点検・改善に向けた指導を行っていく。	(5) 崖・擁壁等の安全化 ① 崖・擁壁等の崩壊防止 災害時の崖崩れを防止するためには、擁壁が有効であるが、構造や風化具合によって安全といえなくなっている擁壁があるため、 崖、擁壁等の危険性について、擁壁の設置管理者等に安全点検・改善に向けた指導を行っていく。	令和5年 11 月に都を通じ国より、「土砂災害(特別)警戒区域」を使用し、「急傾斜地崩壊危険箇所」の使用をしないこととする、との通知があったため、変更した。	67
8	(2) 食料 都区役割分担に基づき、区は1日分を目標に備蓄している。 食料については一般用1日分、要配慮者用食料(おかゆ、流動食等)は2日分、粉乳は3日分を目標としている。また、食物アレルギーに配慮した食料品等も配備する。【① 一般用備蓄食料】表中 3食分 クラッカー 1食分 1人5枚	(2) 食料 都区役割分担に基づき、区は1日分を目標に備蓄してきたが、 一般用の食料備蓄を1日分から2日分へ拡充するとともに、避難所生活で不足しがちな栄養補給を容易にするため、食料等を拡充する。 なお、要配慮者用食料(おかゆ、流動食等)は2日分、粉乳は3日分を目標としている。また、食物アレルギーに配慮した食料品等も配備する。 【① 一般用備蓄食料】表中 3食分 クラッカー 1食分 1人5枚 2食分 栄養補給補助食品 1食分 1人2本 1食分 レトルト食品(リゾット) 1食分 1人1袋 1回分 野菜ジュース 1回分 1人1本	食料の区の備蓄を1日分から2日分へ拡充したため、変更した。	80
9	(3) 生活必需品 日用品等当面の生活必需品は、避難所で一定期間避難生活を送ることを想定し、避難所備蓄倉庫などに必要数を備蓄する とともに、 女性や要配慮者に対応した物資や避難所における衛生環境の確保を目的とした物資の確保に努める。 また、従来の備蓄品の検討、拡充を進め、災害対応力の向上を図る。	(3) 生活必需品 日用品等当面の生活必需品は、避難所で一定期間避難生活を送ることを想定し、避難所備蓄倉庫などに必要数を備蓄する ことや、 女性や要配慮者に対応した物資や避難所における衛生環境の確保を目的とした物資の確保に努めるとともに、 新たに在宅避難者用の携帯トイレ(簡易便袋)を備蓄する。 また、従来の備蓄品の検討、拡充を進め、災害対応力の向上を図る。	乳児対策及び生活必需品を拡充したため、変更した。	81

	【①備蓄品】表中 毛布・サバイバルブランケット・室内用テント・敷きマット・エアーマット 便袋・仮設トイレ・マンホールトイレ・おむつ・指手 消毒剤・生理用品・マスク・消毒液・防護服	【①備蓄品】表中 毛布・サバイバルブランケット・室内用テント・敷き マット・エアーマット・乳児用段ボールベッド 便袋(在宅避難者用を含む)・仮設トイレ・マンホール トイレ・おむつ・指手消毒剤・生理用品・マスク・消毒 液・防護服		
10	【地域内輸送拠点】表中 中野区役所 中野区中野4-8-1	【地域内輸送拠点】表中 中野区役所 中野区中野4-8-1 ※1 ※1 令和6年5月の新庁舎移転後は、「中野区中野4 -11-19」	令和6年5月に新庁舎の 移転が予定されている ため、付記した。	84
11	④ 本部の設置 総合的な情報システムを備えた中枢指令拠点とな る防災センターを中野区役所庁舎二階に設置し、 平成10年4月から運用している。設備等の概要に ついては次のとおりである。	④ 本部の設置 総合的な情報システムを備えた中枢指令拠点とな る防災センターを中野区役所庁舎二階に設置し (※)、平成10年4月から運用している。設備等の概 要については次のとおりである。 ※ 令和6年5月の新庁舎移転は、名称を「情報処理 室」とし、庁舎六階に設置。	防災センターについて、 令和6年5月の新庁舎の 移転後は、名称が「情報 処理室」となり、庁舎6階 に設置されるため、付記 した。	96
12	都福祉保健局	都福祉局又は都保健医療局	東京都の組織改正に伴 い文言を修正した。	168、194、 200～202、 208、211、 218、219、 221、261、 372
13	【地域内輸送拠点】表中 中野区 中野区本庁舎 中野4-8-1 笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り	【地域内輸送拠点】表中 中野区 中野区本庁舎 中野4-8-1 ※ 笹目通り-川越街道-環七通り-早稲田通り ※ 役所 中野区中野4-8-1 ※1 ※1 令和6年5月の新庁舎移転後は、「中野4-11- 19」	令和6年5月に新庁舎の 移転が予定されている ため、付記した。	194
14	2 食料 (1) 供給 都区役割分担に基づき、区は1日分を目標に調達・ 供給する。 食料については一般用1日分、要配慮者用食料 (おかゆ、流動食等)は2日分、粉乳は3日分を供 給する。また、食物アレルギーの患者に配慮した食 料品等も調達・供給する。	2 食料 (1) 供給 都区役割分担に基づき、区は1日分を目標に調達・ 供給するとしてきたが、一般用の食料の供給を1日分 から2日分へ拡充するとともに、避難所生活で不足し がちな栄養補給を容易にするため、食料等を拡充す る。 なお、要配慮者用食料(おかゆ、流動食等)は2日	食料の区の備蓄を1日分 から2日分へ拡充したた め、変更した。	199

	【① 一般用備蓄食料】表中 3食分 クラッカー 1食分 1人5枚	分、粉乳は3日分を供給する。また、食物アレルギーの患者に配慮した食料品等も調達・供給する。 【① 一般用備蓄食料】表中 3食分 クラッカー 1食分 1人5枚 2食分 栄養補給補助食品 1食分 1人2本 1食分 レトルト食品(リゾット) 1食分 1人1袋 1回分 野菜ジュース 1回分 1人1本		
15	3 生活必需品 (1) 供給 日用品等当面の生活必需品は、被災者が、避難所である程度の期間、避難生活を送ることを想定し、区内備蓄倉庫及び避難所備蓄倉庫に備蓄している以下の物を供給する。 【生活必需品】表中 毛布・サバイバルブランケット・室内用テント・敷きマット・エアーマット 便袋・仮設トイレ・マンホールトイレ・おむつ・指手消毒剤・生理用品・マスク・消毒液・防護服	3 生活必需品 (1) 供給 日用品等当面の生活必需品は、被災者が、避難所である程度の期間、避難生活を送ることを想定し、区内備蓄倉庫及び避難所備蓄倉庫に備蓄している以下の物を供給する。また、在宅避難者用の携帯トイレ(簡易便袋)を新たに加えた。 【生活必需品】表中 毛布・サバイバルブランケット・室内用テント・敷きマット・エアーマット・乳児用段ボールベッド 便袋(在宅避難者用を含む)・仮設トイレ・マンホールトイレ・おむつ・指手消毒剤・生理用品・マスク・消毒液・防護服	乳児対策及び生活必需品を拡充したため、変更した。	201
16	3 被災住宅の応急修理 (1) 概要 日常生活に必要最小限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。そのため、住家を一時的に失ったものに提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。 ① 対象者 ア 大規模半壊・半壊 (ア) 災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では、応急修理をすることができない者 (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者 (略)	3 被災住宅の応急修理 (1) 必要最小限度の部分の修理 日常生活に必要最小限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。そのため、住家を一時的に失ったものに提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。 ① 対象者 ア 大規模半壊・中規模半壊・半壊 (ア) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者 (イ) 相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者 (ウ) 災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では、応急修理をすることができない者 (略)	住家の被害基準への「中規模半壊」の追加(内閣府通知)及び災害救助法施行細則の改正により変更した。	252

	② 費用の限度額 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり ア 大規模半壊・半壊 595,000 円以内 イ 準半壊 300,000 円以内 ※ 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 ※ 所得制限があるが、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はない。 (2) 応急修理の方法 ① 修理方法 都が関係団体等との調整のうえ(一社)東京都建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理する。 ② 期間 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。	② 費用の限度額 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり ア 大規模半壊・中規模半壊・半壊 706,000 円以内 イ 準半壊 343,000 円以内 ※ 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 ※ 所得制限があるが、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はない。 ③ 応急修理の方法 ア 修理方法 都が関係団体等との調整のうえ(一社)東京都建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理する。 イ 期間 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。 (2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。 ① 対象者 災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※ 全壊(焼)の場合は、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。 ② 費用の限度額 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して		
--	---	---	--	--

		1世帯あたり 50,000 円以内 ③ 応急修理の方法 ア 修理方法 「(1) 必要最小限度の部分の応急修理」③と同様の方法により区が業者を指定し、修理を行う。具体的には、以下のような方法による。 ・ 屋根等の被害から雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシートの展張。 ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御。 ・ アパートやマンション等の外壁材の剥落に伴う落下防止ネットの展張。 イ 期間 原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了する。		
17	4 生活復興のための具体的進め方の検討・準備 生活の復興が早期に実現するためには、震災前から災害予防、復旧⇒生活復興への円滑な流れを想定した目標設定や区への対応・支援策、また区民への支援メニューなど、復興に向けた具体的進め方を検討・準備しておく必要がある。さらに地域復興組織等の復興コミュニティが行う地域の持つ力をもとにした「くらしと産業」の自力復興についても、区として可能な支援方策について震災復興体制の中で検討していく。	4 生活復興のための具体的進め方の検討・準備 生活の復興が早期に実現するためには、震災前から災害予防、復旧⇒生活復興への円滑な流れを想定した目標設定や区への対応・支援策、また区民への支援メニューなど、復興に向けた具体的進め方を検討・準備しておく必要がある。被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組み、いわゆる災害ケースマネジメントの実施に向けた取組みを検討していく。さらに地域復興組織等の復興コミュニティが行う地域の持つ力をもとにした「くらしと産業」の自力復興についても、区として可能な支援方策について震災復興体制の中で検討していく。	災害ケースマネジメントの記載を追加した。	271

中野区地域防災計画

本冊

令和 6 年修正
(第 43 次修正)

中野区防災会議

目次

総則	1
第1章 計画の方針.....	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格及び範囲.....	3
第2章 計画の運用	4
第1節 計画の修正	4
第2節 他の法令に基づく計画等との関係	4
第3節 計画の運用.....	4
第3章 防災機関の業務大綱	5
1 区.....	5
2 都関係機関	5
3 自衛隊	6
4 指定公共機関	7
5 指定地方公共機関	7
6 公共的団体	8
第4章 区及び区民、事業所の責務	9
第1節 区の責務	9
第2節 区民の責務.....	9
第3節 事業所の責務.....	9
第5章 中野区の概況	11
第1節 自然環境	11
1 位置と面積	11
2 地形	12
第2節 人口と世帯(令和2年国勢調査結果参照)	14
1 人口の動き	14
2 人口構成	14
3 世帯構成	14
4 昼間人口	14
第3節 住環境及び産業.....	15
1 住環境.....	15
2 住宅	15
3 産業	15
第4節 交通.....	15

1 鉄道及びバス路線.....	15
2 幹線道路.....	16
第5節 中野区防災体制の特性.....	17
第6章 令和6年修正(第43次修正)概要.....	18
第1節 修正主旨.....	18
第2節 修正の基本的な考え方.....	18
1 基本方針.....	18
2 国、都の計画との整合性.....	18
3 編集方針.....	18
第3節 強化・推進施策.....	18
1 「地域の防災行動力の向上」.....	19
2 「災害に強い都市基盤の整備」.....	19
3 「応急活動体制の整備」.....	19
4 「避難者対応の充実」.....	20
5 「生活の安全確保・安定化」.....	20
第4節 主要な修正項目.....	22
1 新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」等の反映.....	22
2 マンション防災及び在宅避難対策の追加.....	22
3 火山災害対策計画の新設.....	22
第1編 震災対策計画.....	23
第1部 基本方針.....	25
第1章 計画の前提条件.....	25
第1節 震災対策計画の位置付け.....	25
第2節 基本理念.....	25
第3節 基本目標.....	26
第4節 地震被害の想定.....	26
1 前提条件.....	26
2 中野区の被害想定.....	27
3 長周期地震動.....	29
第5節 被害状況想定.....	30
1 発災時.....	30
2 発災後2～3日.....	31
3 発災後3日～1週間.....	32
第6節 地震に関する地域危険度.....	33
1 調査概要.....	33

2 調査の種類と調査結果の概要	33
第2章 減災目標	35
第3章 南海トラフ地震防災対策	37
第1節 策定の主旨	37
1 南海トラフ地震に関連する情報	37
2 東海地震への対応	38
第2節 対応方針	38
第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応	39
1 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件	39
2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	40
第2部 震災予防計画	41
第1章 地域の防災行動力の向上	41
第1節 現状と課題	41
第2節 対策の方向性	41
1 区民・事業所等における自助の備えの推進	41
2 地域防災会を中心とした共助の取組みの推進	41
3 マンション防災における自助・共助の推進	42
4 防災に取り組む人材の養成	42
5 事業所等における地域防災の連携のしくみづくり	42
第3節 具体的な取組み	42
1 区民等における防災対策の推進	42
2 防災に関する知識等の普及啓発	43
3 地域等における防災教育・防災訓練の充実	46
4 各防災関係機関等が連携した訓練の実施	48
5 地域防災会の活動支援	48
6 防災活動に取り組む人材の養成等	49
7 事業所防災体制の充実・強化	50
8 マンション居住者による自助・共助	52
第2章 災害に強い都市基盤整備	53
第1節 現状と課題	53
1 木造住宅密集地域の不燃化	53
2 防災機能を有する公園等の整備、都市開発にあわせた防災機能の確保	53
3 建築物の耐震化、安全対策	53
4 家具・什器類の転倒・落下防止	54
5 道路等の整備	54
6 消防水利の確保	56

7 ライフライン施設の耐震化等.....	56
第2節 対策の方向性.....	56
第3節 具体的な取組み.....	57
1 防災まちづくりの推進.....	57
2 防災機能を有する公園等の整備・都市開発にあわせた防災機能の強化.....	61
3 建築物の耐震化及び安全対策の促進.....	63
4 道路等の整備・安全化.....	69
5 消防水利の確保.....	70
6 ライフライン施設の耐震化等.....	70
第3章 物資の確保と輸送体制の整備.....	77
第1節 現状と課題.....	77
1 物資の確保.....	77
2 輸送体制の整備.....	77
第2節 対策の方向性.....	78
第3節 具体的な取組み.....	79
1 備蓄物資の強化.....	79
2 物資の備蓄場所の確保.....	81
3 輸送体制の充実.....	82
第4章 業務継続計画.....	86
第1節 業務継続計画(BCP)の役割.....	86
第2節 中野区政のBCP.....	86
1 目標.....	86
2 計画の位置づけ.....	86
3 定義.....	87
4 業務継続の基本方針.....	88
5 計画の概要.....	88
6 計画の見直し.....	89
第3節 事業所による業務継続計画の策定等.....	90
1 各事業所のBCP策定等.....	90
2 災害時の対応組織の整備.....	90
3 事業所の安全点検.....	90
4 非常用品の備蓄、防災資機材の準備.....	90
5 その他.....	90
第3部 震災応急対策計画.....	91
第1章 災害応急対策の活動態勢.....	91
第1節 基本方針.....	91

1 災害応急対策の活動態勢概要.....	91
2 対応方針	92
第2節 具体的な取組み.....	92
1 区民・マンション管理組合・事業所等の自主防災活動.....	92
2 地域防災会の防災活動	93
3 区の初動期における応急活動態勢	95
4 防災関係機関の活動態勢	98
5 複合災害対策の対応	108
6 相互の応援・協力による応急対応力の確保.....	110
7 受援計画の策定	118
8 応急対策職員派遣制度の活用	121
9 応急対策に必要なオープンスペースの活用	121
10 災害救助法の適用時における応急活動の実施.....	123
第2章 情報収集・伝達	128
第1節 基本方針	128
1 情報収集・伝達概要	128
2 対応方針	129
第2節 具体的な取組み.....	131
1 情報連絡体制の構築.....	131
2 無線を基幹とした情報連絡体制の整備.....	131
3 区民等への情報提供	133
4 都との情報連絡.....	135
第3章 消火・救出・救助	136
第1節 基本方針	136
1 消火・救出・救助概要.....	136
2 対応方針	136
第2節 具体的な取組み.....	137
1 区民・事業者等の活動	137
2 消防署等の活動等	137
3 警察署等の活動等	141
4 自衛隊の活動等	141
5 火災等の防止	141
6 消防対策	143
7 火災の拡大防止	146
8 危険物保管施設等の安全対策	149
第4章 避難者等対応	152

第1節 基本方針	152
1 避難者等対応概要.....	152
2 対応方針	153
第2節 具体的な取組み.....	154
<<避難>>	154
1 避難指示等.....	154
2 避難方法及び避難誘導	156
3 広域避難場所	157
4 避難所	159
5 二次避難所(福祉避難所)	163
6 避難所が標準的な屋内収容が行えない場合の収容想定	166
7 避難者の他自治体への遠隔避難	168
8 避難者の他地区への移送	168
9 避難所以外の場所に滞在する被災者に対する支援.....	168
10 車中泊者発生抑制に向けた取組	169
<<要配慮者支援>>	169
1 要配慮者への支援.....	169
2 避難行動要支援者への支援	170
<<帰宅困難者対応>>	173
1 従業者の一斉帰宅抑制及び利用者の保護.....	173
2 帰宅困難者一時滞在施設の確保	173
3 鉄道事業者における取組み	176
4 避難所における対応	177
5 中野区帰宅困難者対策協議会との連携.....	177
6 正確な情報提供体制	178
7 帰宅支援	178
8 区の事業主としての対応等	179
9 東京都帰宅困難者対策条例の周知	179
第5章 輸送・交通ネットワーク等	180
第1節 基本方針	180
1 輸送・交通ネットワーク等概要	180
2 対応方針	180
第2節 具体的な取組み.....	181
1 道路等障害物の除去.....	181
2 道路の交通・警備.....	182
3 各交通機関の応急活動	188

4 輸送	193
第6章 物資の確保と供給	195
第1節 基本方針	195
1 物資の確保と供給対策概要	195
2 対応方針	195
第2節 具体的な取組み	196
1 給水	196
2 食料	199
3 生活必需品	201
第7章 医療救護等	202
第1節 基本方針	202
1 医療救護活動概要	202
2 対応方針	203
第2節 具体的な取組み	204
1 医療救護体制の整備	204
2 医療救護活動	208
3 防疫及び保健衛生	213
4 行方不明者の搜索、遺体の取扱い	218
第8章 施設等の応急対策	224
第1節 基本方針	224
1 施設等の応急対策概要	224
2 対応方針	224
第2節 具体的な取組み	225
1 ライフライン施設	225
2 建造物等応急対策	231
3 公共土木施設応急対策	233
第4部 震災復旧・復興計画	237
第1章 生活の安全確保・安定化	237
第1節 基本方針	237
第2節 具体的な取組み	237
1 災害廃棄物処理	237
2 住家被害認定調査と罹災証明書の発行等	250
3 被災住宅の応急修理	252
4 応急仮設住宅の供給	254
5 租税等の徴収猶予及び減免等	257
6 生活再建資金援助等	258

7 義援金品	259
8 その他の生活再建支援施策	261
9 激甚災害の指定	262
第2章 復興計画	264
第1節 震災復興の基本的考え方	264
1 復興の目的	264
2 生活復興と都市復興	264
3 地域協働復興	265
4 事前復興	266
5 震災都市復興の流れ	267
第2節 具体的な取組み	268
1 都市復興基本方針等の策定	268
2 市街地復興整備条例の制定	268
3 震災復興マニュアル	269
4 生活復興のための具体的進め方の検討・準備	270
5 地域協働復興まちづくり訓練の実施	271
6 地籍調査の促進	271
第3節 震災復興体制の整備	271
第2編 風水害対策計画	273
第1部 計画の前提条件	275
第1節 風水害対策計画の位置づけ	275
第2節 計画の前提	275
第2部 風水害予防計画	276
第1章 地域の防災行動力の向上	276
第1節 現状と課題	276
第2節 対策の方向性	276
第3節 具体的な取組み	276
1 区民等における防災対策の推進	276
2 防災に関する知識等の普及啓発	276
3 浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の安全対策	278
4 急傾斜地の安全対策	279
5 風水害訓練の実施	280
6 地域防災会の活動支援	280
7 事業所防災体制の充実・強化	280

第2章 災害に強い都市基盤整備	281
第1節 現状と課題.....	281
1 河川.....	281
2 下水道	281
第2節 対策の方向性.....	281
第3節 具体的な取組み.....	282
1 河川の事業計画.....	282
2 下水道の浸水対策	283
3 雨水流出抑制対策事業	284
4 道路等の整備・安全化.....	284
5 ライフライン施設等の予防対策	284
6 水防倉庫及び器具資材の配備	286
第3部 風水害応急対策計画	287
第1章 災害応急対策の活動態勢	287
第1節 対応方針	287
第2節 具体的な取組み.....	287
1 区の初動期における応急活動体勢.....	287
2 都の活動態勢(都の水防組織)	289
3 消防機関の活動態勢	292
4 中野区タイムライン(防災行動計画)	294
5 交通機関の活動態勢	299
6 相互の応援・協力による応急対応力の確保.....	299
7 災害救助法の適用時における応急活動の実施	299
第2章 情報収集・伝達	300
第1節 対応方針	300
第2節 具体的な取組み.....	300
1 情報の収集・伝達	300
2 水防情報及び通信連絡	301
3 区民等への情報提供	303
第3章 救出・救助	304
第1節 対応方針	304
第2節 具体的な取組み.....	304
1 救助・救急活動	304
2 救助・救急活動態勢等.....	305
3 救出・救護体制の整備.....	305
第4章 避難者対応	306

第1節 対応方針	306
第2節 具体的な取組み	306
1 避難指示等	306
2 避難	307
3 避難所	308
4 避難者の他地区への移送	309
5 他地域からの避難者の受入れ	309
第5章 輸送・交通ネットワーク等	310
第1節 対応方針	310
第2節 具体的な取組み	310
1 道路等障害物除去	310
2 河川障害物除去	310
3 警備	310
4 交通規制	311
5 輸送	312
第6章 物資の確保と供給	313
第7章 医療救護等	314
第8章 施設等の応急対策	315
第1節 対応方針	315
第2節 具体的な取組み	315
1 決壊時等の処置	315
2 ライフライン施設の応急対策	316
3 建造物等応急対策	316
4 公共土木施設応急対策	316
5 危険物保管施設等の応急対策	317
第4部 風水害復旧計画	318
第3編 火山災害対策計画	319
第1部 計画の前提条件	321
第1節 火山災害対策計画の位置づけ	321
第2節 計画の前提	321
第3節 富士山の現況	321
1 富士山の概要	321
2 富士山の活動史	321
3 富士山における噴火の特徴	323
4 国による検討	324

第4節 被害の想定.....	324
1 噴火による被害想定.....	324
2 火山灰による被害	326
第2部 火山災害予防計画	328
第1節 現状と課題.....	328
第2節 対策の方向性.....	328
第3節 具体的な取組み.....	328
1 区民等における防災対策の推進.....	328
2 防災に関する知識の普及啓発.....	328
第3部 火山災害応急対策計画	331
第1章 災害応急対策の活動.....	331
第1節 対応方針	331
第2節 具体的な取組	331
1 区民、マンション管理組合等、事業所の自主防災活動	331
2 防災関係機関の活動態勢	331
第2章 情報収集・伝達	332
第1節 対応方針	332
第2節 国の火山観測体制.....	332
1 富士山における国の火山観測体制（平成 30 年(2018 年)時点）	332
2 気象庁の実施する火山観測.....	332
第3節 具体的な取組み.....	333
1 情報の収集・伝達	333
2 区民への情報提供	335
3 都との情報連絡.....	335
第3章 避難者対応.....	336
第4章 輸送・交通ネットワーク等	337
第1節 対応方針	337
第2節 具体的な取組み.....	337
1 道路障害物除去.....	337
2 交通規制	337
3 各交通機関の応急活動	337
第5章 物資の確保と供給.....	338
第6章 医療救護等	339
第7章 施設等の応急対策	340
第1節 対応方針.....	340
第2節 具体的な取組み.....	340

1 ライフライン施設の応急対策	340
2 建造物等応急対策	340
3 公共土木施設応急対策	340
4 危険物保管施設等の応急対策	340
第4部 火山災害復旧計画	341
第1節 基本方針	341
第2節 具体的な取組み	341
1 火山灰の収集	341
2 火山灰の運搬	341
3 火山灰の処分	341
4 火山灰の除去計画	342
第4編 大規模事故対策計画	343
第1部 計画の前提	345
第2部 大規模事故等予防計画	346
第1章 市街地の安全化	346
第2章 火災の予防対策	347
第1節 火災の予防	347
1 防火思想の普及徹底	347
2 火災予防査察	347
3 建築物等の不燃化	347
4 火災警報等	348
第2節 一般建築物等の防火対策	348
第3節 文化財の防火対策	348
第3章 高層建築物及び地下施設の安全化	349
第4章 危険物施設等の安全化	351
第5章 危険物等の輸送の安全化	352
第6章 都市施設の安全化	353
第1節 鉄道施設	353
第2節 地下工事	354
1 生活関連施設工事	354
2 鉄道施設工事	358
3 地下工事(地下埋設物を含む)の火災予防対策等	360
第3部 大規模事故等応急対策計画	361
第1章 応急活動態勢	361
第1節 区の活動態勢	361

第2節 現地連絡調整所が設置された場合の態勢	361
第3節 消防の活動態勢.....	361
第2章 情報収集・伝達	362
第1節 区の情報連絡態勢	362
第2節 関係機関の情報連絡態勢.....	362
1 警察署及び消防署.....	362
2 生活関連機関	363
3 鉄道機関	363
第3章 危険物事故の応急対策	364
第1節 石油類等危険物施設の応急対策	364
第2節 火薬類施設の応急対策.....	365
第3節 高圧ガス施設の応急対策	365
第4節 毒物・劇物施設等の応急対策	365
第5節 放射線施設の応急対策.....	366
第6節 危険物等輸送車両の応急対策.....	367
1 高圧ガス等輸送車両の応急対策	367
2 核燃料物質輸送車両の応急対策	367
第7節 不発弾処理対策.....	369
1 発見から処理までの流れ.....	369
2 関係機関の役割	369
第4章 大規模事故対策	370
第1節 鉄道事故	370
第2節 航空機事故.....	371
第3節 ガス事故	371
第4節 CBRNE災害等	372
第5節 道路・トンネル事故.....	372

総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、中野区防災会議（以下「防災会議」という。）が作成するものであり、中野区の区域にかかる災害に関し、中野区災害対策本部及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、区民の協力のもとに、災害予防、災害応急及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、中野区の区域並びに住民の生命及び財産を災害から保護することを目的とする。

■参照（別冊資料）

資料第1「中野区防災会議委員」

資料第259「中野区防災会議条例」

第2節 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、中野区の区域に係る防災に関し、区及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務を集大成する総合的かつ基本的な計画である。
- 2 この計画の範囲は、法に基づく防災計画、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定した中野区国土強靱化地域計画、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画並びに災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都が計画した災害救助計画のうち、同法第13条の規定に基づき都知事から区長に委任された事項等防災に関する各種計画を包括する総合的計画である。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画の関係」

（「中野区国土強靱化地域計画」）

第2章 計画の運用

第1節 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、区及び防災関係機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第2節 他の法令に基づく計画等との関係

- 1 この計画は、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に抵触するものであってはならない。
したがって、それらの計画と抵触することが明らかであると認められるときは、防災会議において調整を図るものとする。
- 2 また、中野区内の地域住民等から当該地域内における地区防災計画が提出された場合には、防災会議において内容の審議及びこの計画への反映の是非を決定する。

第3節 計画の運用

- 1 区及び各関係機関は、この計画の遂行にあたっては、それぞれの責務が十分に果たされるよう平素から、自らもしくは関係機関と共同して調査・研究・訓練その他の方法により計画の習熟に努めなければならない。
- 2 区は、区民、地域の関係団体、事業所等からの被推薦者で構成する中野区防災対策連絡協議会を設置し、区の防災対策に意見を反映させ、もって事業の円滑な推進を図るとともに、地域における防災意識の高揚を促進する。

■参照（別冊資料）

資料第260「中野区防災対策連絡協議会設置要綱」

第3章 防災機関の業務大綱

区及び区の区域における防災関係機関が防災に関して処理する事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 区

機関名	事務又は業務の大綱
区	1 区内の災害に関する情報の収集に関すること。 2 区内の災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

■参照（別冊資料）

資料第 261 「中野区災害対策本部条例」
資料第 262 「中野区災害対策本部条例施行規則」

2 都関係機関

機関名	事務又は業務の大綱
警視庁 第四方面本部 中野警察署 野方警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の搜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第四消防方面本部 中野消防署 野方消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒並びに防御に関すること。 3 火災警報の発令及び関係防災機関への通報、区民への周知に関すること。 4 人命の救助及び救急に関すること。 5 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 6 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 7 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
中野消防団 野方消防団	1 水火災及びその他災害の警戒並びに防御に関する事。 2 人命の救助及び応急救護に関する事。 3 地域住民の指導に関する事。
都第三建設事務所	1 河川の保全及び復旧に関する事。 2 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
都水道局 (西部支所及び 中野営業所)	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
都下水道局 西部第一下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。
都交通局 小滝橋自動車営業所 都庁前駅務管区	1 施設等の保全に関する事。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。

3 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関する事。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 中野区地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

4 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (中野郵便局、中野北郵便局及び 中野区内郵便局)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京電力 パワーグリッド(株) 荻窪支社	1 電力施設等の建設及び安全保全に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス(株) 東京中支店	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東日本電信電話(株)	1 電気通信設備の建設及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株) (中野、東中野の各駅)	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。

5 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
(一社) 中野区医師会	1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
(一社) 東京都中野区 歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。 2 遺体の検案の協力に関すること。
(一社) 中野区薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
西武鉄道(株) (鷺ノ宮、都立家政、 野方、沼袋、新井薬師前の 各駅) 東京地下鉄(株) 新宿駅務管区 中野坂上地域 東京バス協会 (中野区内に路線を 持つ加盟各社)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 4 バスによる輸送の確保に関すること。

6 公共的団体

機関名	事務又は業務の大綱
(公社)東京都柔道 整復師会中野支部	接骨救護に関すること。
(公社)東京都助産師会 新宿・中野・杉並 地区分会	助産救護に関すること。
(株)ジェイコム東京 杉並・中野局	1 災害時等における防災情報の提供に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。

第4章 区及び区民、事業所の責務

第1節 区の責務

区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、防災関係機関等との連携を図り、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、発災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

第2節 区民の責務

- 1 区民は、自らの身の安全は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守るという防災の基本を自覚し、次の事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 飲料水及び食料の確保
 - (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 2 区民は、災害時には区民相互が協力し、区、防災関係機関及び地域防災住民組織（以下「地域防災会」という。）の行う初期消火、救援・救護等の活動への協力に努めなければならない。
- 3 区民は、平常時には、区、防災関係機関が実施する防災事業や地域防災会の防災活動に協力し、区民全体の防災行動力の向上に努めなければならない。

第3節 事業所の責務

- 1 事業所は、自らの防災対策に万全を期し、区、防災関係機関の実施する防災事業に協力しなければならない。
- 2 事業所は、地域住民、近隣事業所との連携を強化して、地域の防災力の向上に努めなければならない。
- 3 事業所は、来所する顧客、従業員並びに管理する施設及び設備について、その安全性の確保に努めなければならない。
- 4 事業所は、帰宅困難者対策として、通信手段の確保並びに非常食料等の備蓄やその他必要な対応策を講じなければならない。

総則

第4章 区及び区民、事業所の責務

■参照（別冊資料）

資料第263「東京都震災対策条例」

資料第264「東京都帰宅困難者対策条例」

第5章 中野区の概況

第1節 自然環境

1 位置と面積

中野区は、23区の西方に位置し、東は新宿区、豊島区、西は杉並区、南は渋谷区、北は練馬区に接している。面積は、15.59km²あり、東京都の総面積2,193.79km²の約0.71%、区部面積627.53km²の約2.48%にあたり、23区中14番目の広さである。

なお、極東は東中野五丁目30番、極西は上鷺宮五丁目13番、極南は南台四丁目64番、極北は上鷺宮三丁目17番である。

(中野区の位置と面積)

令和5年4月1日 国土地理院
東京都面積 2,193.79km²
区部面積 627.53km²



2 地形

(1) 地勢

中野区は、北西から南東に細長くひろがり、その地形は落合、沼袋、野方、中野、幡ヶ谷の五つの丘陵台地と中新井溪谷、妙正寺川溪谷、中野川溪谷、神田川溪谷の四つの溪谷より形成されている。

丘陵は、いずれも4mから10mまでの台地である。なお、区内の台地の最高は上鷲宮二丁目13番の44.5m、最低は中央一丁目21番の25mである。

(2) 地質

中野区の地表面は、多量の腐植土を含む薄い黒土層で、その下は関東ローム層と呼ばれている火山灰の赤土が厚く堆積している。さらにその下には、礫層、東京層、三浦層の順に重なっている。

(3) 河川

① 妙正寺川

杉並区の妙正寺池に源を発し、神田川に注いでいる。

② 江古田川

練馬区学田公園周辺に存在した沼地が源とされているが、現在下水道（中新井上幹線）として利用され、妙正寺川と合流する。

③ 旧桃園川

昭和41年3月に下水道（桃園川幹線）となる。

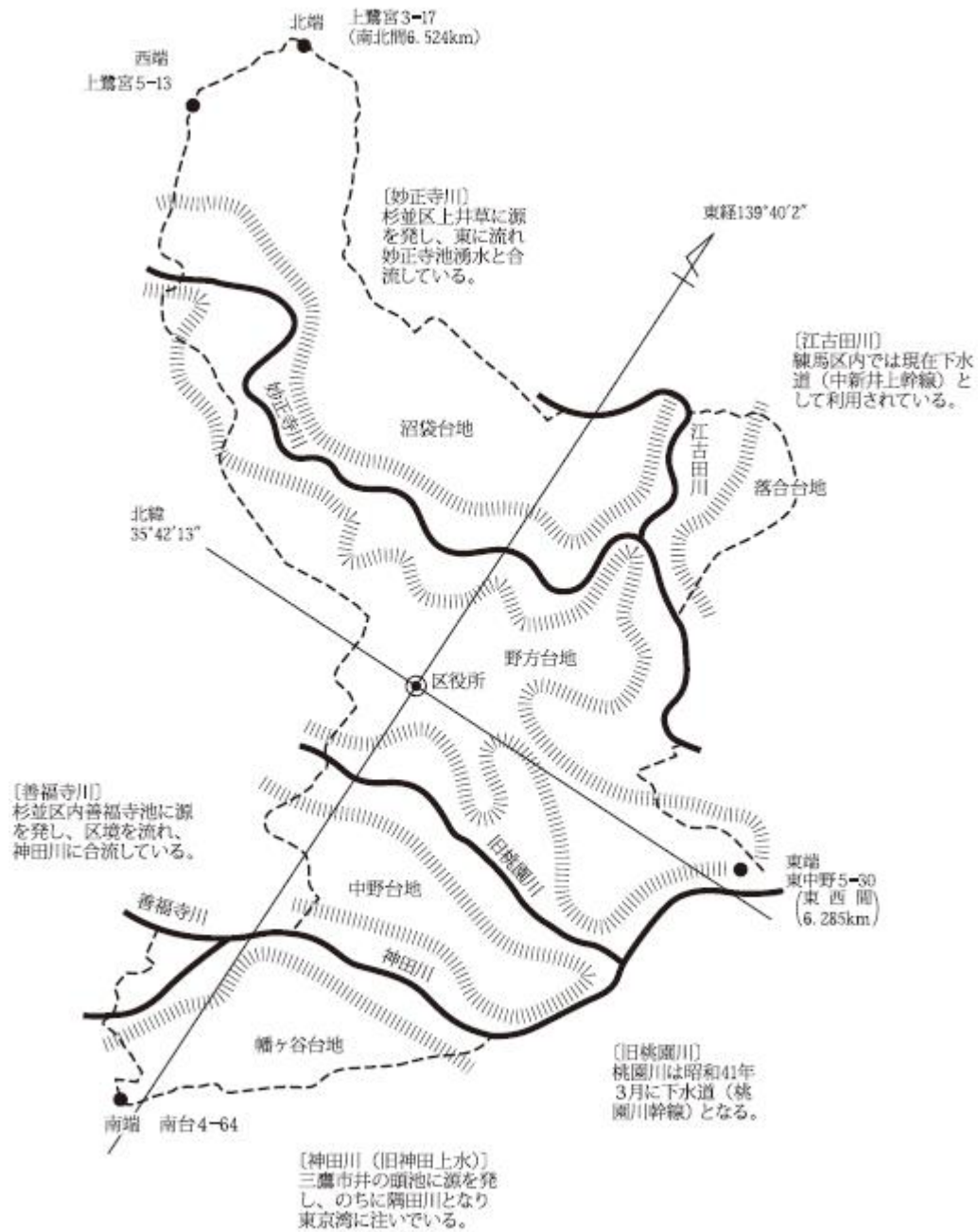
④ 神田川

三鷹市井の頭池に源を発し、隅田川に注いでいる。

⑤ 善福寺川

杉並区善福寺池に源を発し、区境を流れ、神田川と合流する。

(中野区の地形)



第2節 人口と世帯（令和2年国勢調査結果参照）

1 人口の動き

中野区の人口は344,880人、世帯数は208,093世帯で、23区中中位である。

人口密度は、1km²あたり22,122人となっている。区内では、JR中央線を境に南の地域が比較的高く、1km²あたり3万人を超える地区もある。

人口は昭和20年から30年代にかけて急激に増加し、昭和40年の国勢調査では376,697人に達した。昭和50年の国勢調査以降減少し始め、平成7年の国勢調査では306,581人まで落ち込んだが、その後、わずかながら増加している。

2 人口構成

中野区の人口構成は、30歳代が多く、人口の17.7%を占め、次いで20歳代が16.3%、40歳代が16.2%となっている。30歳代の23区平均が15.0%、20歳代が13.2%であることから、中野区は20歳代、30歳代人口が比較的多い区といえる。

また、65歳以上の人占める割合は20.2%で、23区平均の21.5%よりもやや少なくなっている。

3 世帯構成

中野区の世帯構成は、単身世帯が全世帯数の62.3%を占め、逆に、5人以上の世帯は全世帯数の1.5%を占めているにすぎない。

また、夫婦のみ・夫婦と子ども・ひとり親と子どもからなる核家族世帯は、一般世帯の33.7%を占めている。

4 昼間人口

中野区の昼間人口は325,767人、昼夜間人口比率は94.5%で、他の地域に通勤や通学をする人数が、他の地域から中野区に流入する人数よりも多くなっている。区民が通勤や通学をする地域としては、新宿区、千代田区、港区の3区に集中している。

第3節 住環境及び産業

1 住環境

中野区は、昭和30年代以降、高度経済成長に伴う人口の急増と急激な宅地化により自然緑地や農地が減少し、過密な市街地を形成している。

現在、住宅の狭小化、老朽化、ミニ開発や建物の中高層化による日照、通風の問題は多い。また、住宅を結ぶ道路は、幅員4.0m未満の割合が高く、交通や防災の弱点となっている。

2 住宅

中野区の住宅の特徴は、持ち家が少なく、アパート、マンションなどの民営借家が多いことがあげられる。ちなみに住宅総数201,160戸のうち、持ち家は64,960戸で、32.3%である。（総務省「平成30年住宅・土地統計調査報告」）

3 産業

中野区は、戦前から住宅地として発展してきたため、区内にある企業数は少ない。産業分類別にみると、商業・サービス業などの第3次産業が80.7%と大きな比重を占めている。建設業・製造業などの第2次産業は19.3%、農業の第1次産業はごくわずかである。

また、企業のほとんどは従業員30人未満の中小企業であり、特に従業員4人以下の小規模企業が69.6%を占めている。1事業所あたりの平均従業者は10.4人となっている。（総務省「令和3年経済センサスー活動調査（速報値）」）

第4節 交通

1 鉄道及びバス路線

(1) 鉄道

中野区内の鉄道は、区中央部を東西に貫通するJR中央線が中枢をなし、これと並行して南に東京メトロ丸の内線、北には西武新宿線が走り、東京メトロ東西線も中野駅に相互乗り入れしている。また、平成9年12月に都営地下鉄大江戸線が開通、新江古田駅が新設されるとともに、JR中央線の東中野駅、東京メトロ丸の内線の中野坂上駅とで接続する等新たな交通ネットワークの形成が図られた。

(2) バス路線

中野区内のバス路線は、京王、関東、都営、西武、国際興業の5社が主に南北方向を運行している。バス路線は交通渋滞等の影響を受け、定時制の確保が難しく駅への通勤手段として、簡単に利用できる自転車やバイクの利用者が増加している。

2 幹線道路

区内の幹線道路は、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通りなどが東西に、環状6号線（山手通り）、環状7号線、中野通りなどが南北に通る。中野区の重要な交通を担っている。また、山手通り下には首都高速中央環状線が平成22年3月に開通した。しかし、幹線道路を補完する道路の整備が遅れており、また、狭い生活道路が入り組んでいる地域が多く、交通安全上の課題を抱えている。

(区内の交通網)



第5節 中野区防災体制の特性

区内には、狭あい道路が続く基盤未整備の木造密集市街地が広がり、震災時の市街地火災や家屋倒壊対策を主要な課題の一つとしている。また、中小河川である神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川の台風やゲリラ豪雨時の水害対策も課題である。

自助・共助・公助の連携により、これらの課題に取り組んでいるほか、避難行動支援など、災害時に配慮が必要な人への対応を充実させ、誰もが安心して地域生活を送ることを目指している。

第6章 令和6年修正（第43次修正）概要

第1節 修正主旨

中野区地域防災計画（第43次修正）では、令和3年に第42次修正を行った後の地域防災に関する国、東京都及び中野区等の取組みを反映させるため、震災対策計画、風水害対策計画、大規模事故対策計画に新たに火山災害対策計画を加えるとともに、その他の必要事項を修正した。

なお、修正にあたっては、今後予想される事象に対して、最善の対応が図られるよう最新の知見を踏まえたものとした。

第2節 修正の基本的な考え方

1 基本方針

区民、事業者、関係機関、行政等多様な機関が連携、協力を図りながら基本目標である「災害から区民の生命と財産を守る」ことの実現を目指す。

2 国、都の計画との整合性

国の防災基本計画、都の地域防災計画の他、第42次修正以降の国、都等の取組みを反映した。

3 編集方針

章立ては各関連機関を横断する大きなテーマごとに設定し、現状の把握・分析、課題の整理を行うことにより対策の方向性や基本方針について各関係機関と調整を図ったうえで、区を含む各機関における具体的な施策について取りまとめた。また、人命救助にあたっては72時間以内の対応が重要となることから、震災応急対策については各機関の対応事項を発災時から時系列で整理した。

第3節 強化・推進施策

基本方針である「災害から区民の生命と財産を守る」ためには、死者、負傷者、避難者をできる限り減少させるとともに、被災された方々の安全、安心を確保しなければならない。

そのためには、自助、共助、公助の強化はもとより、多様な機関の連携協力のもと、「首都直下地震等による人的・物的被害の減少」「円滑な避難行動の誘導や避難所運営」

「迅速な復旧・復興支援」を実施するための、様々な施策の展開が必要である。

第43次修正にあたっては、第39次修正時に設定した「地域の防災行動力の向上」、「災害に強い都市基盤の整備」、「応急活動の体制整備」、「避難者対応の充実」、「生活の安全確保・安定化」を基本とし、引き続き各防災関連機関の連携により、予防、応急、復旧、復興対策の強化、推進を図る。また、令和元年9月の房総半島台風、10月の東日本台風における区民等への各種情報周知や令和2年6月の気象庁の洪水警報、注意報及び大雨特別警報の発表基準の変更を受け、災害リスクととるべき行動の理解促進と中野区タイムライン（防災行動計画）の修正、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策を推進することにより、区民の生命と生活基盤を守るための取組みを進めていく。

1 「地域の防災行動力の向上」

災害による地域の被害を減らすためには、災害発生時における地域住民の初期消火や救援活動が特に重要である。中野区は、火災危険度が高い地域であるにもかかわらず、防災訓練等への区民の参加は一定数に留まり、防災訓練等への区民の参加率は低く、また、防災活動に取り組む人材が固定化している実態がある。加えて、災害時の死亡率が非常に高いとされている要配慮者への支援について、より実効性のある対策を行う必要がある。

こうした課題に対応するため、区民や事業者への防災意識の普及啓発や防災訓練等を通して防災行動力の向上を図るとともに、要配慮者への対策強化の取組みを推進する。

2 「災害に強い都市基盤の整備」

災害から区民の生命と財産を守るためには、災害に強い建物の整備や道路、公園等の都市施設の適切な配備が重要である。中野区には、災害時に倒壊や延焼の危険性が高い木造住宅が密集する地域があるとともに、公園等の防災上有効なオープンスペースが少ないという実態がある。

こうした課題に対応するため、建築物の耐震化や不燃化の促進、公園等のオープンスペースや災害に強いライフラインの整備等、防災まちづくりを推進する。

3 「応急活動体制の整備」

災害による被害を減らすとともに、被災者の安全・安心を確保するためには、関係機関による迅速な応急活動体制の整備が重要である。中野区は、各関係機関の応急体制の下、無線等による情報伝達を行い、連携した応急活動体制を整備している。また、区民への情報伝達はホームページや他の情報通信手段も活用し行っている。

加えて、他の自治体や民間事業者等との協定により災害時の連携、支援の体制を整備している。

こうした体制について、東日本大震災の教訓と様々な情報伝達手段の開発、各関連機関を取り巻く状況の変化等を反映し、より実態に即した応急活動体制の確保を推進する。

4 「避難者対応の充実」

被災者の安全・安心を確保するためには、身近な場所における避難所の確保とその円滑な運営が重要である。中野区は、区立の小・中学校等を避難所として指定しているが、避難所の開設や運営にあたって課題があつて、女性や要配慮者への対応、ペットの同行避難等について対策が求められている。加えて、公共交通機関が運行を停止した場合に主要駅の周辺に滞留する帰宅困難者への円滑な避難誘導等について対策の強化が必要である。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策の強化が求められている。

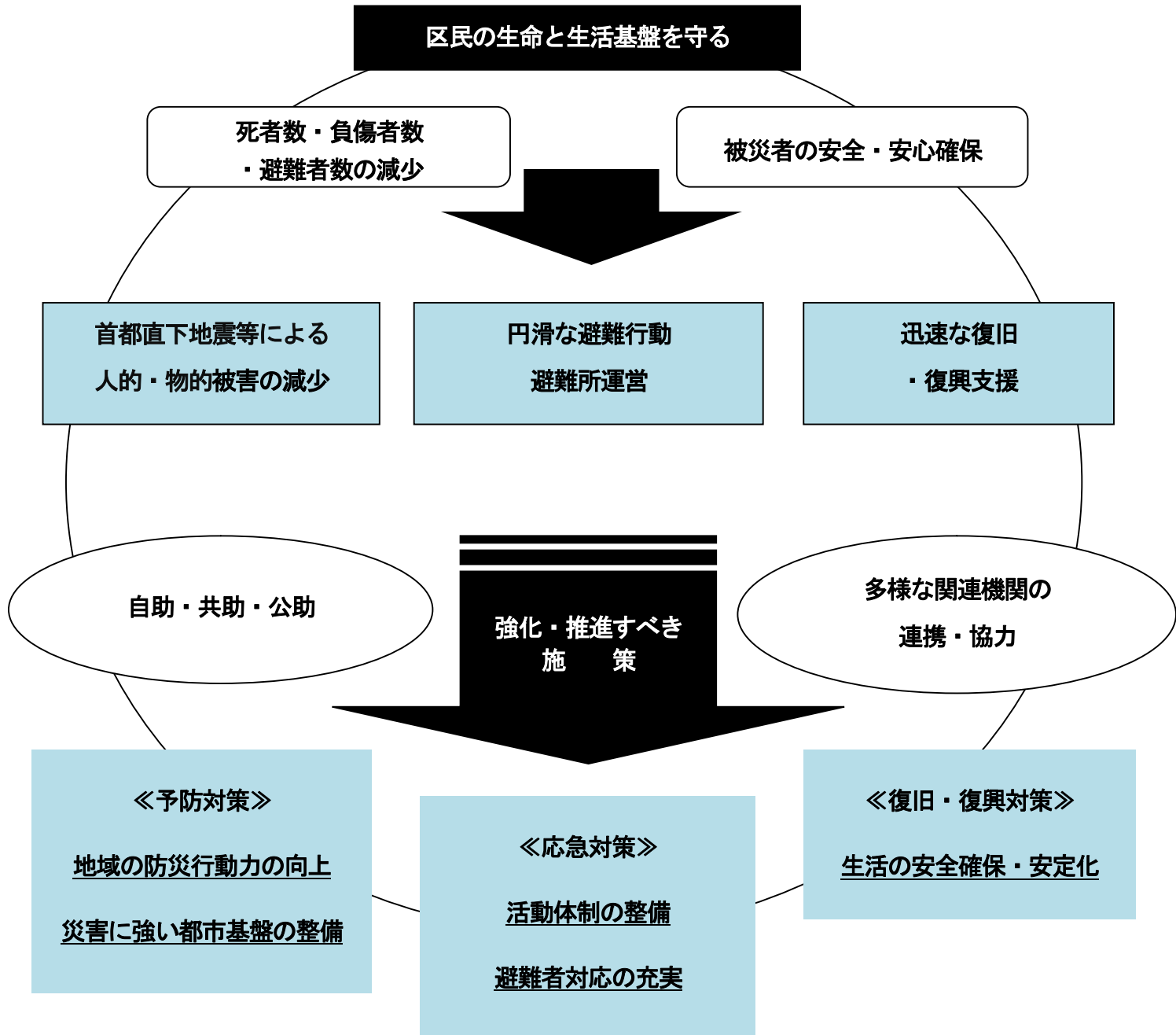
こうした課題について対策を推進するとともに、新たな被害想定での避難生活者数、また、避難所となっている施設の再編後の扱い等に対応した避難所のあり方等を明確にする。

5 「生活の安全確保・安定化」

被災者の安全・安心を確保するためには、迅速かつ円滑な生活の復旧・復興を図ることが重要である。中野区は、生活や都市基盤の応急復旧や復興に関する計画を策定しているが、東日本大震災の教訓を生かし、より実態に即した内容となるよう再構築する必要がある。また、速やかな生活再建支援を可能にするため、罹災証明書の発行や被災者台帳の作成をシステム化したところであるが、その運用において住家被害認定調査態勢の確保など、更なる検討が必要である。

こうした課題に対応するため、罹災証明書発行業務に伴う組織体制の確立や震災復興マニュアルの整備を推進する。

強化・推進施策の概要図



第4節 主要な修正項目

1 新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」等の反映

東京都では、「首都直下地震等による東京の被害想定」及び「地震に関する地域危険度測定調査」について、前回被害想定から約10年が経過していることから、耐震対策の進展や都内人口構造の変化等を踏まえ、また、最新の知見等を反映し、見直しを行っている。同被害想定では、多摩東部直下地震において中野区での最も大きな被害が想定されており、同被害想定に基づき、人や建物、インフラ等の被害想定を修正し、中野区地域防災計画を修正する上での前提とした。

また、東京都では、同被害想定に基づき、東京都地域防災計画の減災目標の見直しを図っており、区においても東京都の減災目標との整合に留意するとともに、区の耐震対策等の進展等を踏まえ、減災目標の修正を行った。

2 マンション防災及び在宅避難対策の追加

近年の都内におけるマンションの増加に伴い、大規模震災時において、エレベーターの停止やトイレの使用不可などにより、多数のマンション居住者が避難所へ避難する事態が想定され、東京都では、マンションにおける在宅避難を促すため、「東京とどまるマンション」などの支援策を展開している。

中野区地域防災計画においても、地域の防災行動力の向上に際してのマンションの課題を記載するとともに、マンション居住者に向けたパンフレット等による知識普及や、管理組合等に対し「東京とどまるマンション」を周知するなど、マンションにおける自助・共助の強化に向けた新たな施策を位置付けた。

3 火山災害対策計画の新設

富士山の噴火に伴う降灰被害については、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会は平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示されており、中野区においては2～10 cm程の降灰が想定されている。

降灰に伴い、中野区を含む広範な範囲において、健康障害、建物被害、交通・ライフライン、各種産業への影響、また、人的・物的被害が想定されており、今回の計画見直しにあわせ火山災害対策計画を新設し、降灰対策における区や区民、事業者、防災関係機関の役割や対策を位置付けた。

第 1 編 震災対策計画

第1部 基本方針

第1章 計画の前提条件

第1節 震災対策計画の位置付け

震災対策計画は、首都直下地震等の大規模な地震における中野区の区域にかかる災害に関し、区、防災関係機関、事業者、区民が行うべき、震災予防、震災応急対策、震災復旧・復興にかかる取組みについて定めた計画である。

前提となる地震による被害の想定や地域の危険度とそれに対する減災目標を掲げ、基本理念に基づく取組みによる基本目標の達成を図る。

また、区、防災関係機関、事業所、区民は、それぞれの取組みについて必要に応じて個別の実施計画やマニュアル等を作成し、本計画に基づく取組みの着実な実施に努めるものとする。

第2節 基本理念

- 1 自助・共助・公助の取組みと、それぞれの取組みの連携と協力を推進する。
- 2 災害における事象の変化に対して、迅速、的確に行動できる能力を養い、実践対応力の向上を推進する。
- 3 人命救助にあたっては72時間以内の対応が特に重要となることを念頭におき、発災前、発災後の取組みを推進する。
- 4 あらゆる取組みについて、女性やこども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者（第3部第4章参照）等に対するきめ細かい配慮を行う。
- 5 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点に配慮した防災体制を整備していく。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画の関係」
（「中野区男女共同参画基本計画」）

第3節 基本目標

地震災害から区民の生命と生活基盤を守るため、死者・負傷者・避難者の減少を図るとともに、被災者の安全・安心を確保することを基本目標とする。

第4節 地震被害の想定

大地震が発生した際の被害状況をあらかじめ想定しておくことは、迅速かつ効果的に救援・救助活動を実施していく上で、極めて重要である。そのため、従来から東京都が発表する「調査研究」に示された中野区における被害想定を、地域防災計画の基本前提としてきた。

本計画では、令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」(※)のうち、中野区における被害が最も大きく見込まれている多摩東部直下地震(マグニチュード(以下「M」と表記)7.3)の想定を前提とする。加えて、これらを災害対策の上限ととらえるのではなく、想定外の事態への備えについても適切な対応を講じる。

1 前提条件

(1) 想定地震

種	類	多摩東部直下地震
震	源	多摩東部
規	模	M7.3
震源の深さ		約30 km～45 km

(2) 気象条件等

① 季節等 冬の夕方18時、風速8m/秒

② 想定される被害

ア 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる

イ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する

ウ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い

エ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい

2 中野区の被害想定

夜間人口（人）				344,880
昼間人口（人）				313,270
面積（平方キロメートル）				15.6
震度別面積率（％）	6弱			84.2
	6強			15.8
建物棟数（棟）	計			67,301
	木造			45,579
	非木造			21,722
原因別建物全壊棟数（棟）	計			1,036
	ゆれ 木造			889
	ゆれ 非木造			138
	液状化			8
火災	出火件数（件）			11
	焼失棟数（棟）	倒壊建物を	含む	1,328
			含まない	1,303
人的被害	死者（人）	計		98
		ゆれ建物被害		33
		屋内収容物		4
		火災		27
		ブロック塀等		35
	負傷者（人）	計		2,301
		ゆれ建物被害		919
		屋内収容物		86
		火災		83
		ブロック塀等		1,212
		屋外落下物		2

第1編 震災対策計画
第1部 基本方針
第1章 計画の前提条件

		うち 重傷者	計	576
			ゆれ建物被害	61
			屋内収容物	19
			火災	23
			ブロック塀等	473
要配慮者・死者数（人）				65
避難者	発生数（人）			48,402
	避難所避難者数（人）			32,268
	避難所外避難者数（人）			16,134
帰宅困難者	発生数（人）			56,532
都内滞留者	発生数（人）	計		288,721
		屋内滞留者		146,184
		屋外滞留者		15,521
		待機人口		121,794
		滞留場所不明人口		5,222
閉じ込めにつながり得るエレベーター・停止台数（台）				397
自力脱出困難者・発生数（人）				303
災害廃棄物・重量（万 t）				40
ライフライン	電力 停電率（％）			6.1
	通信 不通率（％）			2.3
	上水道 断水率（％）			17.4
	下水道 管きょ被害率（％）			3.9
	ガス 供給停止率（％）			10.0

※首都直下地震等による東京の被害想定

東京都は、東京都防災会議で平成24年4月に決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」について、前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展、高齢化や単身世帯の増加など、都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化しているため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考にしつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示した。

想定地震は、首都直下地震として、都心南部直下地震のほか、多摩東部直下地震及び立川断層帯地震、海溝型の地震として、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震であり、そのうち中野区における被害が最も大きく見込まれているのは多摩東部直下地震（M7.3）である。

なお、被害想定の数値は、過去の地震被害のデータ等に基づき、被害項目ごとに想定地震における被害の算定を行ったものである。

■参照（別冊資料）

資料第2「中野区の被害想定」

資料第3「被害想定手法」

3 長周期地震動

長周期地震動とは、大きな地震で生じる周期の長い大きな揺れのこと、遠くまで伝わりやすい性質があり、南海トラフ地震のような規模の大きい地震が発生すると、高層ビルなどは長周期な揺れと共振し、長時間にわたり大きな揺れが生じることとなる。

東京都では、「首都直下地震等による東京の被害想定」において、長周期地震動がもたらし得る被害について定性的に評価し、以下のような被害を予測している。

- (1) 都内に多く立地する高層ビルでは、遠隔地で地震が発生し、地表の揺れが小さい場合でも、長周期地震動により、徐々に大きくゆったりとした揺れになり、建物内の家具等、人に被害は発生する可能性がある。
- (2) 築年数が古いなど、長周期地震動に対する十分な構造安全性を有していないビルでは、建物構造に影響が発生する可能性がある。
- (3) 屋内の間仕切り壁や天井材、スプリンクラー、空調などが剥落するなどの被害が発生する。
- (4) 建物の構造に大きな被害が生じない場合であっても、特に中高層階では、背の高い家具類等の転倒が発生する可能性が高い。
- (5) エレベーターが停止するため、中高層階からの避難や、負傷者の搬送、各フロアの被害確認等が困難となる。

第5節 被害状況想定

被害想定は、区や防災機関が対策を検討していく上での目標とし、また区民への啓発資料としても活用されるものである。

しかし、被害想定はその性質上、想定項目ごとの確率による数値予測が中心になっており、実際には、こうした被害が同時または輻そうして起こり、都市災害として複雑な様相を呈するものである。その中で、さまざまな応急活動を実施していくためには、事前に対策を検討する場合でも、個別の被害数量だけでなく、震災時の状況を考えておく必要がある。

そこで、前記の被害想定を受けて、震災時の区内の状況を発災からの時間経過ごと（発災時・2～3日・3日～1週間）に想定した。また、迅速な都市復興と生活の再建に向けて必要な発災直後からの復旧・復興の取組みについてもあわせて整理した。

これらの内容は、区や防災機関のより実践的な対策の確立のために、その目安として設定したものである。

1 発災時

想定される状況	(1) 初期消火活動が地域防災会等地域住民の協力のもとで行われる。 (2) 倒壊した家屋等では、生き埋め者や傷病者の救出救護活動が消防・警察や地域防災会等の協力のもとで行われる。 (3) 延焼火災が進んでいる地区では、住民が避難行動をとり、避難所に向かう者、広域避難場所を目指す者、または近隣の公園等に集まる者がいる。 (4) 避難所では避難所運営本部による自主運営管理が始まる。 (5) 要配慮者の一部は、親族、周辺住民等の支援により避難所に避難する。 (6) 交通機関の停止に伴い、駅周辺等に帰宅困難者が滞留する。 (7) 主要幹線道路の渋滞が発生する。 (8) 安否確認や各種問い合わせが殺到する。（災害情報・通常業務共） (9) 情報が混乱する。
---------	---

主な応急活動	(1) 区災害対策本部の設置 (2) 災害関連情報の収集 (3) 防災関係機関との協力による被害概況調査 (4) 必要に応じ、都知事に対する都及び他自治体の応援、並びに自衛隊の災害派遣要請 (5) 固定系無線等による区民等への情報提供 (6) 避難指示等、誘導、整理 (7) 広域避難場所への現地連絡所の設置 (8) 避難所の開設と避難者数の把握 (9) 帰宅困難者、徒歩帰宅者の支援 (10) 避難者への給水、食料、毛布等の支給 (11) 負傷者への応急救護活動 (12) 救護所の設置、医療救護班の派遣要請 (13) 要配慮者支援（早期二次避難所開設、避難支援等） (14) 避難所や活動拠点となる区施設の応急危険度判定開始 (15) 緊急道路障害物除去 (16) ボランティア本部の設置・受入体制整備 (17) 遺体収容所の開設準備
--------	---

2 発災後2～3日

想定される状況	(1) 余震は続くが、大火災は鎮静し、避難行動も落ち着く。避難者は、帰宅する者と引き続き避難所で生活する者に分かれる。 (2) ライフラインの供給処理機能に支障があっても、自宅に残留する者がいる。また、帰宅困難者も業務地域等に残っている。 (3) 救出救護活動が引き続き行われている。 (4) 重症者の移送が行われる。 (5) ライフラインの応急復旧が始まる。 (6) 広域避難場所や避難所に仮設電話の設置が始まる。 (7) 他自治体からの支援が始まる。 (8) ボランティアの参集が始まる。 (9) 救援物資の到着が始まる。 (10) 遺体の遺体収容所への搬送が始まる。
---------	---

主な応急活動	(1) 地域や施設の被害調査開始 (2) 他自治体職員及びボランティアの受入れ開始 (3) 救援物資等の受入れ (4) 被災者、負傷者等の氏名把握 (5) 被害状況の取りまとめ (6) 被災者への支援活動(給水、食料・生活必需品の配給) (7) 要配慮者支援(二次避難所の開設、安否確認等) (8) 医師会等の協力による応急医療活動、重傷者の搬送、検視・検案 (9) ライフライン等の応急復旧
--------	--

3 発災後3日～1週間

想定される状況	(1) ライフラインの一部が再開する。 (2) 被災区域が明確になり、避難所での避難生活が本格化する。 (3) 交通機関の復旧に伴い、帰宅困難者が減少する。また、区民の中には他地域の知人や親戚宅に疎開する者が増加する。 (4) 庁舎周辺や物資集積地には、引き続き都からの支援物資や広域的に輸送された義援物資等が到着する。 (5) ゴミ、がれき、し尿が大量に発生する。 (6) 被災者の中には、生活環境の激変により、心身に不安定な状況が発生する。
主な応急活動 復旧・復興活動	(1) 各施設の応急復旧 (2) ゴミ、がれき、し尿の処理 (3) 救援物資等の配分、輸送 (4) 衛生監視、防疫活動、健康・栄養相談、メンタルヘルスケア活動 (5) 避難所の生活状況の改善 (6) 罹災証明書等の発行準備 (7) 震災復興本部の設置 (8) 建物の詳細被害調査と応急危険度判定 (9) 仮設住宅建設計画の検討 (10) 被災者の生活実態把握 (11) 生活再建に向けた住民相談体制の構築 (12) 死亡届受理、火葬許可証等の交付

■参照（別冊資料）

資料第4「身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相」

第6節 地震に関する地域危険度

防災都市づくりの推進にあたっては、各地域の特性に応じた対策が必要である。東京都では、東京都震災対策条例第12条に基づき概ね5年毎に、地震に関する地域の危険度を科学的に測定し、その結果を都民に公表するものとしている。令和4年9月に第9回目の調査結果が公表された。

1 調査概要

(1) 調査目的

- ① 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- ② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

(2) 調査内容

- ① 調査は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定している。
- ② 本調査では、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標として、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度を測定・算出している。
- ③ 都内5,192町丁目（区内85町丁目）ごとに測定し、5段階（相対評価）にランク分けしている。

2 調査の種類と調査結果の概要

(1) 建物倒壊危険度

- ① 地震の揺れによって建物が壊れる危険性の度合いを測定したもの。
- ② この危険度は、地盤特性や建物量、建物の種類、構造、建築年次といった建物特性などを考慮し測定した建物倒壊危険度を基に、ランク分けしている。
- ③ 中野区ではランク4、5の町丁目は無く、ランク2とランク3があわせて78町丁目あり、全体の92%を占めている。

(2) 火災危険度

- ① 地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性の度合いを測定したもの。
- ② 東京消防庁が測定した、火気、電気器具の出火率や使用状況などに基づく出火の危険性と、建物の構造や間隔などに基づく延焼の危険性とにより火災危険量を測定し、それを基にランク分けしている。
- ③ 中野区ではランク4の町丁目が16町丁目あり、全体の19%を占める。また、ランク3以下の町丁目があわせて69町丁目あり、全体の81%を占めている。なお、ランク5の町丁目はない。

(3) 総合危険度

- ① 建物倒壊や火災の危険性に、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価した、避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を加味して、一つの指標にまとめたもの。
- ② 中野区ではランク5の町丁目が2町丁目、ランク4の町丁目が14町丁目あり、全体の19%を占める。また、ランク3以下の地域があわせて69町丁目あり、全体の81%を占めている。

■参照（別冊資料）

資料第5「地震に関する地域危険度調査結果(第9回)」

第2章 減災目標

自助、共助、公助の強化はもとより、多様な機関の連携協力のもとに推進し、被害想定における死者数、負傷者数、避難者数をできる限り減少させるとともに、被災された方々の安全、安心を確保しなければならない。

「首都直下地震等による人的・物的被害の減少」「円滑な避難行動の誘導や避難所運営」「迅速な復旧・復興支援」を実施するための様々な施策の展開による減災効果を踏まえ、以下の目標を設定し、2030年までに達成するものとする。

視点1 首都直下地震等による人的・物的被害の減少

(1) 人的・物的被害を概ね半減させる。

目標を達成するための主な対策

(1) 自助の備えの普及啓発、地域防災会の活動推進、外国人防災リーダーを含めた防災活動に取り組む人材の養成等による地域防災行動力の向上を図る。

(2) マンション防災の推進

マンション防災に関するパンフレット等による知識の普及、マンション防災自主住民組織等への「東京とどまるマンション」の周知や防災対策への協力の働きかけなどを推進する。

(3) 建物の耐震化の促進

① 住宅の耐震化率の一層の向上を目指し、令和8年度までには、全ての住宅の安全性確保を図る。

② 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震性能が不足するものについて耐震改修や建替等による耐震化を早急に図る。

③ 防災上重要な区有建築物の耐震化率について100%完了している。

(4) 建物等の不燃化、出火の防止

① 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率を令和7年度までに70%にする。

② 消防団員の充足及び活動強化、消防水利の確保を推進する。（消防署）

③ 建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止の推進及び火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策を推進する。（消防署）

(5) 特定整備路線に指定された都市計画道路（整備地域）の整備率を令和6年度までに100%にする。

(6) 防災機能を有する公園の整備、都市開発にあわせた防災機能の充実を図る。

(7) ライフライン施設の耐震化、バックアップ機能を確保する。

視点2 円滑な避難行動、避難所運営

- (1) 被災状況に応じた円滑な避難を実現する。
- (2) 避難行動要支援者の状況を迅速に把握する。
- (3) 避難所、二次避難所(福祉避難所)、帰宅困難者一時滞在施設等を適切に運営する。

目標を達成するための主な対策

- (1) 防災関係機関が災害時に適切な誘導等が行える手段となる情報伝達手段を確保する。
- (2) ソーシャルメディアの活用や(株)ジェイコム東京杉並・中野局との連携による災害報道等、区民への情報伝達において多様な手段を確保する。
- (3) 避難所において、女性・子どもや要配慮者への対応、ペットの同行避難受入れ、総合的なトイレや避難生活に伴う心的・身体的な負担軽減の対策等、災害関連死対策の観点等を踏まえ、質の高い生活環境を確保する。
- (4) 施設再編等にかかる避難所の取扱いについて明らかにし、地域の避難所機能を最大限確保する。
- (5) 一部の二次避難所(福祉避難所)の早期開設体制を確保する。
- (6) 在宅避難への備えの推進や在宅避難者など避難所以外への避難者に対する対応の推進を図る。
- (7) 事業者や施設において従業員の帰宅抑制や利用者保護策が講じるとともに、区は民間事業者等の協力により企業や学校などに所属していない帰宅困難となった屋外滞留者を待機させる帰宅困難者一時滞在施設を確保する。
- (8) 区、交通事業者、主要駅周辺事業者等を構成員とする中野区帰宅困難者対策協議会において、各機関の役割や協力体制等について協議する。

視点3 迅速な復旧・復興支援

- (1) 長期にわたる避難生活における環境整備、適切な健康支援を行う。
- (2) 被災状況の的確な把握と、迅速な生活復旧・復興と都市復興を実現する。

目標を達成するための主な対策

- (1) 避難所等において、災害関連死対策の観点等を踏まえ、保健師、栄養士等の必要な職種により健康調査、健康相談等を実施するとともに、災害による避難住民や援助者の健康状態、特にPTSD、飲酒問題、睡眠障害、バーンアウト等の課題、虐待やDV等の要支援者の把握と支援を長期に行う体制を確保する。
- (2) 被害状況調査や認定、罹災証明の発行、被災者台帳を活用した生活再建、都市復興の全体のしくみを整理し、最適なシステム化を図る。
- (3) 迅速かつ円滑な区民生活の再建と都市復興を図るため、震災復興体制を整備する。

第3章 南海トラフ地震防災対策

第1節 策定の主旨

1 南海トラフ地震に関連する情報

昭和53年に東海地震を念頭に、地震予知情報に基づく警戒宣言発令後に緊急的な対応を的確に実施することで被害を経験する仕組みを主要な事項とする大規模地震対策措置法が施行された。しかし、平成25年に「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」が取りまとめた報告において、「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい」とされた。

その一方で、南海トラフ(※1)沿いにおける観測網の充実により地震に関する様々な異常現象を捉えることも可能になってきた。

平成29年9月に、中央防災会議防災対策実行会議南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループの報告を踏まえ、気象庁は、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、平成29年11月から運用を開始している。これに伴い東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わないとしている。

その後、平成30年12月に中央防災会議の有識者会議において「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」がとりまとめられ、平成31年3月には、内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」を公表した。

気象庁では、これら防災対応が国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に位置づけられた令和元年5月より、南海トラフ地震に関連する情報を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。

中野区は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定はされていない(※2)が、南海トラフ地震が起きた場合には、全国的な社会的混乱が発生することは当然予想され、区民生活の安定のための対応が必要である。

このため、中野区防災会議は、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合に備えた対策をとることとし、「南海トラフ地震防災対策」を策定したものである。

※1 駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」という。

この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」である。南海トラフ地震は、おおむね100～150年間隔で繰り返し発生

しているが、その発生間隔にはばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られている。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。(気象庁HPより引用)

- ※2 「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」によると、中野区の想定震度は区の大部分で震度5弱、ごく一部において震度5強となっている。また、東京都内で南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているのは、島しょ部2町7村である。

2 東海地震への対応

「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等を含むについては、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととされており、既に廃止されたわけではない（中央防災会議幹事会決定（平成29年9月26日）『南海トラフ地震に関連する情報』が発表された場合の政府の対応について」による）。

しかし、前述のとおり、気象庁が東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表をすでに行わないことから、「警戒宣言」が発せられる状況ではないと判断する。このため、中野区防災会議は、「平成27年修正 中野区地域防災計画 第1編 震災対策計画 第5部 警戒宣言に伴う対応」を廃止し、東海地震への対応は、本章を準用するものとする。

第2節 対応方針

- 1 本部は、中野区の都市機能を極力平常どおり確保することを基本としながら、「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置をとること、及び南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- 2 中野区は、南海トラフ地震防災対策推進地域ではないことから、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。
- 3 大規模地震対策措置法に基づく警戒宣言に伴うこれまでの対応で培われた防災関係機関の計画及び連携の蓄積を、「南海トラフ地震防災対策」に継続させることとする。
- 4 南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められた際は、本章南海トラフ地震防災対策を速やかに見直す。

第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

1 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～30 分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○ （巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

区は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、内閣府、東京都がとる対応に関する情報を収集し、防災関係機関と十分な連携のもと、社会的混乱の発生の防止、地震による被害を最小限にとどめる対応をとるものとする。

- (1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合は、防災担当職員は防災センターにおいて情報収集にあたる。
- (2) 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合は、震災情報連絡態勢をとり、関連情報を収集する。情報収集の結果、必要に応じて、震災初動配備態勢に移行する。

第2部 震災予防計画

第1章 地域の防災行動力の向上

第1節 現状と課題

区民等においては、「自助」「共助」の精神のもと、「自らの生命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことが非常に重要である。

そのためには、区民、事業所等が主体的に、災害発生に備え必要な対策を講じ、災害による被害を抑制していくことが必要である。しかしながら、区民等一人一人の「自助」の備えは、依然として十分ではなく、より一層の取組みの推進を図っていく必要がある。

また、災害発生時、一人でも多くの命を救うためには、近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮し、とりわけ、要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。ところが、地域防災会、町会や自治会等において、防災の担い手となる人材が不足しており、少子化の進展により将来的にさらに防災活動へ取り組む人材が減少すると考えられていることから、より一層の防災教育の推進を図るとともに、防災の担い手となる人材を発掘・養成し、地域の「共助」の取組みの活性化を促していく必要がある。

近年では、タワーマンションをはじめとしたマンションが増加しており、エレベーターや水道、トイレが使用不可能となった際に、避難所への多数のマンション居住者の避難が想定されるなど、マンション固有の課題への対応も必要となっている。

第2節 対策の方向性

1 区民・事業所等における自助の備えの推進

大地震発生の瞬間から、「どのように命を守る」「どこに避難する」「どのように助け合う」「被災後の生活はどうなる」等、個人・家庭・職場など様々な場面において必要な防災対策の推進を図る。

2 地域防災会を中心とした共助の取組みの推進

地震による被害を軽減し、その後の救援活動を実施していくためには、発災直後から地域住民が主体となって「自分たちのまちは自分たちで守る」活動を展開していくことが必要である。

特に、初期消火や発災直後からの72時間以内の救助活動等では、共助の取組みが重要であることから、区では、地域防災会を中心とした、地域一体となった共助の

取組みを推進し地域の防災行動力の向上を図る。

3 マンション防災における自助・共助の推進

耐震性を備えたマンションにおいては、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認が行われ、生活を維持する備えがあれば在宅避難が可能となる。日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、パンフレット等によるマンション防災に関する知識の普及を図るほか、マンションの自主防災組織や管理組合等に対し、東京都が実施している「東京とどまるマンション」の周知や防災対策への協力を働きかけするなど、マンションの防災力向上を推進していく。

4 防災に取り組む人材の養成

幼少期から青年期、そして成人に至るまで総合的・継続的な防災教育等の推進を図るとともに、地域の防災力の確保、防災行動力の向上を図る。

5 事業所等における地域防災の連携のしくみづくり

平常時の地域防災会や事業所、また民間の各種団体の活動のつながりが、災害時の効果的な連携、協力を生み出す。そのため、情報発信・提供、情報の共有、防災活動などについて、様々な団体が地域の中で一体となった取組みができるような、連携のしくみづくりを進める。

第3節 具体的な取組み

1 区民等における防災対策の推進

区民・事業所等は、次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策を進める。

また、防災対策は、想定にとらわれることなく自らの生命を守ることを最優先とし行動することを前提とする。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 緊急時に備え「お薬手帳」の作成・準備
- (3) 日頃からの出火の防止
- (4) 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- (5) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- (6) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- (7) 水（1日一人3ℓ目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備

- (8) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- (9) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- (10) 自転車を安全に利用するための適切な点検整備
- (11) 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、奨励1週間分）
- (12) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (13) 地域防災会や都、区、町会・自治会などが行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- (14) 町会や自治会が行う地域の相互協力体制の構築への協力
- (15) 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- (16) 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- (17) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- (18) 地域等にある街頭消火器、防災資機（器）材などの防災設備の確認
- (19) 自動車へのこまめな満タン給油
- (20) ペットの同行避難や避難所での飼養準備等の家庭での予防、安全対策等
- (21) 事業主は、従業員・利用者等の安全確保策及び一時滞在への準備
- (22) マンションを含めた地域コミュニティが一体となった防災対策の推進

2 防災に関する知識等の普及啓発

各防災関係機関は、様々な機会を通じて、自助・共助を育み、防災に関する知識等の普及啓発を行う。普及啓発にあたっては、方法や内容等を工夫し、分かりやすく実践的なものとなるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

機関名	内容
区	(1) 地域防災計画の周知徹底 (2) 各種防災事業（総合防災訓練、防災講演会、防災座談会、防災体験デー）の実施 (3) 避難所・広域避難場所の配置及び地域割当並びに避難方法等の周知徹底 (4) 「中野区民防災ハンドブック」による知識の習得と防災行動力の向上

機関名	内容
	(5) 区報、パンフレット、ホームページ等での、災害に対する平時からの準備及び災害時における心得の周知徹底 ① 地域の防災設備 ② 災害発生時の区からの情報伝達手段 ③ 防災用品のあっせん ④ 災害時の安否確認等、連絡方法 ⑤ 家具の転倒・落下・移動防止対策 ⑥ 中高層マンションの防災対策 ⑦ 「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」、「見守り対象者名簿」の活用等 ⑧ 早期の復旧・復興に向けた災害廃棄物の分別の徹底の重要性、災害時の排出ルール、仮置場について等 ⑨ 簡易（携帯）トイレ等の家庭等での備蓄の推進 ⑩ 動物の適正な飼養、災害時の備え (6) 「中野区防災 YouTube」等を活用したオンライン防災学習 (7) 外国人等への防災知識の普及 ① 外国人参加の防災訓練や防災講座等の開催、参加外国人への通訳等支援 ② 多言語対応の防災マニュアル、防災マップの作成や「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及 ③ 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示板等の外国語標記を推進
区教育委員会	学校における震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知
東京都水道局 西部支所	(1) 「水道ニュース」や「くらしのガイド」その他各種パンフレット、インターネットホームページなどによる広報 (2) 水道施設見学会や施設開放、水道週間等の行事による防災知識の普及啓発 (3) 地震発生に際しての水道局の応急対策の紹介 (4) 水の備蓄方法の紹介及び備蓄の推進
警視庁 警察署	(1) 防災訓練、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じて、パネル展示などの広報活動の実施 (2) 防災相談コーナーや警視庁ホームページを通じた広報活動 (3) 地震、津波に関する一般知識や、事前に都民等のとるべき措置の周知 (4) 防災に関するパンフレットの配布

機関名	内容
	(5) 地震発生時の対応措置の周知 (6) 地震発生時の警察の諸活動の紹介 (7) 大震災対策のための心理学的調査研究結果の紹介
東京消防庁 消防署 消防団	(1) 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護に係る指導及びデジタルサイネージ・ホームページ・アプリ及びSNSによる広報の実施 (2) 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 (3) 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 (4) 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 (5) 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 (6) ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 (7) 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 (8) 防火防災への参画意欲を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 (9) 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置などに関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 (10) 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 (11) 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 (12) 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 (13) 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 (14) 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
東日本電信電話(株)	(1) 災害時の通信確保のための対策等の紹介 (2) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171等の利用方法の紹介
東京電力 パワーグリッド(株) 荻窪支社	(1) 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などの対応周知 (2) 停電・復旧情報等の周知 (3) 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧体制の整備等、具体的な防災対策の周知
東京ガス(株) 東京中支店	(1) 東京ガスグループの防災対策の紹介 (2) インターネット等を活用した災害時のガスの普及啓発

機関名	内容
	(3) マイコンメーターの復帰操作等の対応周知 (4) 利用者への地震防災対策の周知
(株)ジェイコム東京 杉並・中野局	(1) 番組による防災知識の啓発 (2) 番組による各防災関係機関の活動の周知

■参照（別冊資料）

資料第6「防災体験デーの実施状況」

3 地域等における防災教育・防災訓練の充実

各防災関係機関は、幼少期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる「自助」・「共助」の精神を涵養する。また、防災訓練等の機会を充実させ、必要な広報により、訓練参加者の増加を図り、地域の防災行動力の向上に努める。

機関名	内容
区	(1) 地域の防災訓練の実施支援 (2) 地域の防災マップの作成支援などの防災教育の実施 (3) 避難所開設運営訓練等の実践的な防災訓練の実施 (4) 関係機関の防災に関する取組みへの連携・協力 (5) 児童生徒を対象とした防災教育・防災訓練の実施支援
区教育委員会	(1) 防災教育補助教材「3. 1 1を忘れない」「地震と安全」を活用した実践的な防災教育の推進 (2) 消防署等と連携した防災教育の推進
警視庁 警察署	地域の防災訓練等を通じ、災害時の避難方法等の指導
東京消防庁 消防署 消防団	(1) 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 (2) 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制の実態の把握 (3) 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 (4) 防災住民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の実施 (5) 出火防止等に関する教育・訓練の実施 (6) VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進

機関名	内容
	(7) デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 (8) 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 (9) 区民に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 (10) 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 (11) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 (12) 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 (13) 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 (14) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 (15) 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 (16) 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 (17) 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

4 各防災関係機関等が連携した訓練の実施

(1) 総合防災訓練の実施

区民と区をはじめとする防災関係機関や協定締結団体が一体となった防災訓練を実施することにより、相互の連絡・協力体制を確立するとともに、区民の防災意識と防災行動力の向上を図る。

区は、その目的から、次の2種類の総合防災訓練を毎年実施する。

- ① 五師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会、東京都柔道整復師会中野支部、東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会）及び災害拠点病院等が中心となり実施する災害医療救護訓練を兼ねた総合防災訓練（災害医療含有型）。
- ② 区及び協定締結業者等による公助連携訓練と、「区職員防災マニュアル（震災編）」に基づく職員訓練を兼ねた総合防災訓練（公助連携・職員訓練含有型）。

また、地域住民は、それぞれ共通の訓練項目として、初期消火や起震車訓練等の体験型訓練、防災関係機関による普及啓発ブース見学等の学習型訓練に取り組む。

■参照（別冊資料）

資料第7「中野区総合防災訓練・災害医療救護訓練実施年度一覧」

(2) 帰宅困難者対策訓練の実施

大規模災害の発生に伴い、公共交通機関が運行を停止し、多くの帰宅困難者が発生した場合に備え、中野区は中野区帰宅困難者対策協議会が定めた計画に基づいて、帰宅困難者対策の習熟及び実効性の検証を目的として、帰宅困難者対策訓練を実施する。

■参照（別冊資料）

資料第265「中野区帰宅困難者対策協議会設置要綱」

5 地域防災会の活動支援

(1) 地域防災会への活動助成

区は、地域防災会が行う防災訓練等の防災活動に対し、「中野区地域防災住民組織活動助成要綱」に基づき助成を行う。

■参照（別冊資料）

資料第266「中野区地域防災住民組織結成に伴う経費助成金交付要綱」

資料第267「中野区地域防災住民組織活動助成要綱」

(2) 防災資機材等の配備

区では、地域の公園・広場等を地域防災会の災害時の防災活動拠点としている。区は、防災活動拠点に、防災資材倉庫・防火水槽・軽可搬消火ポンプ、スタンドパイプ等を備えるとともに、必要な資機材等の配備を行い、地域防災会の防災行動力の向上を図る。

■参照（別冊資料）

資料第8「防災広場一覧」

資料第9「防災活動拠点一覧（地域防災会別）」

資料第269「中野区防災資材倉庫の設置及び管理に関する要綱」

資料第270「中野区地域防災住民組織に対する資機材等の交付要綱」

資料第271「中野区軽可搬消火ポンプの配置及び管理に関する要綱」

(3) 地域自主訓練等の実施支援

区は、警察署や消防署と連携し、実践的な地域自主訓練の企画及び実施への支援を行い、地域防災会の防災行動力の向上を図る。

■参照（別冊資料）

資料第10「地域自主訓練等実施状況」

(4) 防災住民組織連絡会議の実施

区は、地域防災会代表者等を対象とした防災住民組織連絡会議を開催し、情報交換や情報共有の場を設けることで、各地域防災会の円滑な活動を支援する。

(5) 地域防災住民組織活動の手引きの活用

区は、災害時に重要な役割を果たす地域防災住民組織の活動が円滑に実施されることを目的に作成した手引き（概要版を含む）を活用し、防災住民組織活動について周知し、地域防災会の円滑な防災活動の促進を図る。

(6) 「東京防災隣組」の周知

区は、都で実施している「東京防災隣組」の取組みについて、防災訓練等の機会を通じ、事業内容の紹介・周知を図る。

6 防災活動に取り組む人材の養成等

(1) 防災青年リーダーの養成

区と消防署が連携し、主に学生を対象として、訓練・講習会等を実施するなど、新たな防災の担い手となる人材の養成に努める。

■参照（別冊資料）

資料第11「青年を対象とした防災訓練・講習会等の実施状況」

(2) 地域防災リーダーの養成

区は、地域における防災行動力の向上を目指すため、警察署、消防署や消防団等の防災関係機関と十分連携を図りながら、地域の中核を担う地域防災会関係者や若年層及び女性層の地域住民を対象として、講習会を実施するなど、地域防災リーダーとしての人材養成に努める。

(3) 防災リーダー（防災士）との連携

区が実施した防災士養成講座を修了し、防災士となった地域の防災リーダーとの連携を推進し、地域の自主訓練や座談会など防災活動の充実を図る。

また、区は、防災リーダーを対象とした学習会等を開催し、活動が効果的に行われるよう支援していく。

(4) 外国人防災リーダーの養成

周辺コミュニティにおいて知識の共有・周知を進めることができる外国人防災リーダーを養成するため、区国際交流協会、区内専門学校等と連携し、外国人を対象に訓練・講習会等を実施するなど人材の養成に努め、外国人の防災意識の普及を推進していく。

(5) 中学生防災隊の組織化

主体的に活動に参加する中学生を育成するため、避難訓練の改善、地域と共同した防災訓練の実施、地域防災訓練への中学生の参加を推進し、中学生防災隊の組織化を図っていく。

(6) エリアマネジメント組織の育成

中野駅周辺や交流拠点などにおいて、災害情報の発信など防災対策を円滑に行うため、エリアマネジメント組織の育成を進めていく。

7 事業所防災体制の充実・強化

(1) 商店会・事業所との連携強化

各防災関係機関は、地域の商店会や事業活動を行う事業所に対し、災害時の連携協力に関する協議を行うとともに、災害時における資機材・物資の提供、地域防災

会が実施する合同防災訓練への参加の働きかけなどして、地域との連携を強め、地域防災力の向上に努める。

(2) 事業所防災計画の作成指導

消防署は、事業所単位で作成する事業所防災計画の作成指導を行う。

- ① 防火管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画について作成を指導する。
- ② 防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料を配布し指導する。
- ③ 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員等の待機、飲料水等の備蓄など、計画に盛り込むよう指導する。

(3) 自衛消防組織の強化

① 事業所自衛消防隊の活動能力の充実・強化

ア 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

消防署は、ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定以上の事業所に対し、火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)を配置することが義務付けられている。震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。

このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

また、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時に有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

イ 防火管理者の選任を要する事業所

消防署は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条、第8条の2等の規定に基づき、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

ウ 防火管理者の選任を要しない事業所

消防署は、火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4の規定に基づき、自衛消防隊の訓練の指導を推進する。

② 危険物保管施設の防災組織の強化

危険物保管施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制の確立を図る。

(4) 訓練の指導

事業所の自主防災組織が地震時において、迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から、訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技術を身につけておくことが必要である。このことから、消防署は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練に出向し、事業所自主防災組織の活性化を図るとともに、技術指導を行う。

(5) 事業所における防災体制の強化

消防署は、主に事業所を対象とし、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当指導員を養成するなどして、事業所における防災体制の強化を推進する。

また、要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

8 マンション居住者による自助・共助

(1) マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、本節「1 区民等における防災対策の推進」に掲げる防災対策を推進するとともに、マンション特有の課題に対応するため、次に掲げる対策を行う。

- ① エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ② トイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

(2) マンション防災意識の啓発

区は、マンション防災パンフレットを作成し、備蓄や家具の転倒防止、エレベーター停止時の行動、防災組織の立ち上げ、訓練の実施などマンション防災に関する知識を普及する。

また、必要に応じて関係部署と連携し、マンション管理組合やマンション管理会社等に対し、居住者への自助の備えの周知、防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組みについての周知への協力を促す。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

区は、マンション居住者や管理組合等に対し、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度を周知し、防災教育や防災訓練の実施を支援する。

第2章 災害に強い都市基盤整備

第1節 現状と課題

1 木造住宅密集地域の不燃化

東京都防災都市づくり推進計画が定める「木造住宅密集地域」は区内に約470ha存在し、「整備地域」（震災時に特に甚大な被害が想定される地域）は、約381haにおよび、区総面積の約25%を占める。また、「整備地域」内の居住人口は約93,000人で、区人口の約3割も占めていることになる。

東京都が発表する中野区内の被害想定においては、1,300棟以上が焼失し、死者98名（うち火災による死者27名）、負傷者数2,301名（うち火災による負傷者83名）の被害が想定される。

したがって、区の防災まちづくりを進める上では、これら市街地災害の危険性が高い地域において、安全性確保に向けた対策を最優先に進めていく必要がある。

- ※ 東京都防災都市づくり推進計画が定める「整備地域」と「木造住宅密集地域」
- (1) 南台・本町（渋）・西新宿地域（新宿区・渋谷区・杉並区の一部含む 約287ha）
不燃領域率 67.9%（R2年度）、延焼遮断帯形成率 69%（R2年度）
 - (2) 大和町・野方地域（杉並区の一部含む 約270ha）
不燃領域率 60.3%（R2年度）、延焼遮断帯形成率 32%（R2年度）

■参照（別冊資料）

資料第12「区内の木密地域等」

2 防災機能を有する公園等の整備、都市開発にあわせた防災機能の確保

都市の基盤である公園・緑地は、環境保全の他、オープンスペースとして延焼遮断の機能や、発災後の救援・復旧等の拠点となりうるため防災上重要である。今後とも面積の拡大や防災機能を備えた大規模公園等の適正な配置を行う必要がある。

また、都市開発によるオープンスペースの確保等の防災基盤の整備、周辺地域の防災機能の一体的な運用等についても推進する必要がある。

3 建築物の耐震化、安全対策

「中野区耐震改修促進計画」は、住宅・建築物の耐震性の向上を図ることで、震災から区民の生命と財産を守るとともに、災害に強い安全なまちを実現することを目的とし、耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施

策を明らかにしている。

令和3年1月時点では、木造住宅の約84%、非木造住宅の約91%弱の耐震化が進んでおり、防災上重要な区有建築物については、100%の耐震化が行われている。

以上のように、建築物等の耐震化が図られているが、東京都の被害想定では、区内において約1,000棟以上の建物倒壊（全壊）が想定される。倒壊の多くは昭和56年5月以前に建築された木造住宅等であることから、耐震診断、耐震補強又は建替え促進等、建物の耐震化推進に向け、防災まちづくりの重層的な施策を講ずる必要がある。

また、地震により防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合に、避難や救急・消火活動はもとより緊急物資等の輸送や、復旧、復興活動に甚大な支障が生じることが想定される。こうした緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化もあわせて推進する必要がある。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」
（「中野区耐震改修促進計画」）

4 家具・什器類の転倒・落下防止

個々の居宅等に関して、自助の観点から、地震の強いゆれに備え、家具類の転倒、落下、移動防止等、区民等への普及・啓発を積極的に進める必要がある。

5 道路等の整備

(1) 都道

区内には国道がなく、主要都道として次のものがある。

- ① 環状6号線（山手通り）
- ② 環状7号線
- ③ 東京所沢線（放射第6号線：青梅街道）
- ④ 千代田練馬田無線（放射第7号線：目白通り）

さらにこうした幹線道路の補助的役割を果たすものとして、次のものがある。

- ① 鮫洲大山線（補助第26号線：中野通り）
- ② 新宿国立線（補助第62号線：方南通り）
- ③ 神楽坂高円寺線（補助第71号線：大久保通り）
- ④ 飯田橋石神井新座線（補助第74号線：早稲田通り）
- ⑤ 落合井草線（補助第76号線：新青梅街道）
- ⑥ 瀬田貫井線（補助第133号線：中杉通り）
- ⑦ 椎名町上石神井線（補助第229号線：千川通り）

都道の延長は26,350m、面積494,140㎡である。千川通りを除く区内の都道は全て緊急輸送道路に指定されている。

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月）（※）に、区内の都所管都市計画道路では、次の路線が優先整備路線に選定され、優先的に事業に着手すべき路線として位置付けられている。

- ① 都市計画道路補助第74号線（早稲田通り）の「補助第26号線（中野通り）～補助第220号線（もみじ山通り）区間」
- ② 都市計画道路補助第133号線（中杉通り）の「白鷺一丁目～補助第76号線（新青梅街道）区間」及び補助第76号線（新青梅街道）～補助第229号線（千川通り）区間
- ③ 都市計画道路補助第26号線（中野通り）の「西落合四丁目～放射第7号線（目白通り）区間」
- ④ 都市計画道路補助第62号線の「補助26号線（中野通り）～環状7号線区間」
- ⑤ 都市計画道路放射第6号線の「環状6号線（山手通り）～中央二丁目区間」

※東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するために、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定している。位置付けには、「緊急輸送道路の拡充」、「避難場所へのアクセス向上」、「延焼遮断帯の形成」、「災害時の代替機能」など防災上の視点も含めて行われている。

(2) 区道（区管理道）

区管理道は、総延長約376,907m、面積約1,719,408㎡あり、道路率は都道、区道及び区有道路、認定外道路で13.9%程度であり極めて不十分な状態にある。さらに区内道路における4m未満の狭あい道路の割合は非常に高くなっている。区道については、特に、区内の木造住宅密集地域内（東京都防災都市づくり推進計画の「整備地域」）における狭あい道路の拡幅整備が防災まちづくりの上で大きな課題となっている。

また、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月）（※）に、区所管都市計画道路では、次の路線が優先整備路線に選定され、優先的に事業に着手すべき路線として位置付けられている。

- ① 補助第220号線（もみじ山通り）の「補助第71号線（大久保通り）～補助第74号線（早稲田通り）区間」
- ② 補助第220号線の「補助第74号線（早稲田通り）付近～区画街路第3号線区間」
- ③ 補助第220号線の「西武新宿線付近～新宿区境間」
- ④ 区画街路第3号線（交通広場）
- ⑤ 区画街路第4号線
- ⑥ 補助第227号線の「妙正寺川～補助第76号線（新青梅街道）区間」

補助第220号線は平成27年度、区画街路第3号線は平成28年度、第4号線については平成29年度から事業に着手している。

■参照（別冊資料）
資料第14「区内の道路」

(3) 橋梁

区内の橋梁は、河川・鉄道・道路に架かる橋が164橋あり、江古田川・妙正寺川・桃園川下水道幹線・神田川・善福寺川に架かる橋、鉄道は西武鉄道・JR中央線に架かる跨線橋、中野通り（都道）に架かる跨道橋及び都道の横断歩道橋などがある。

区が管理する橋梁はそのうち111橋で、そのほとんどが中小河川に架かる橋で東京都橋梁耐震調査対象外の橋幅15m未満の橋梁であり、昭和51年度から落橋防止装置の設置等の安全対策を講じている。

■参照（別冊資料）
資料第15「区内の橋梁」

6 消防水利の確保

区内の震災時の水利整備としては、250メートルメッシュ及び河川、プール等の巨大水利を反映した750メートル巨大メッシュとも、一定の整備率に達している。今後は、災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進め、生活道路等の道路拡幅整備と併せ、消防活動が困難な区域の解消を進めていく必要がある。

7 ライフライン施設の耐震化等

ライフライン施設の区内の被害想定は、電力停電率6.1%、通信不通率2.3%、上水道断水率17.4%、下水道管きよ被害率3.9%、ガス供給停止率10.0%とされている。

ライフライン被害は区民生活に密着していることから、各ライフライン事業者等は地震による被害を最小限に留める措置が必要である。

第2節 対策の方向性

地震における災害から一人でも多くの区民の生命、身体の安全と貴重な財産を守るために、東京都が定める防災都市づくり推進計画及び区の都市計画マスタープランが

定める安全・安心の都市づくりの基本方針を踏まえ、区内の木造住宅密集地域等における道路整備、建物の耐震化や不燃化を進めるとともに、公園等のオープンスペース、消防水利の確保、ライフラインの耐震化、防災性能の高い建物への建替を誘導する建築規制の導入等を図り災害に強い都市基盤整備を推進する。

特に、強化・推進施策として、東京都が指定する整備地域の中でも地域危険度が高い地区で実施している不燃化特定整備地区（弥生町三丁目周辺地区、大和町地区）の防災まちづくり、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、また、中野四季の都市（まち）エリアにおける広域避難場所やオープンスペース等の防災基盤を効果的に活用した災害対策について進めていく。

また、地域住民と区が協働して防災まちづくりの検討を進め、まちの安全性の確保を図っていく。

- ※ 市街地の整備目標（東京都防災都市づくり推進計画の整備地域内）
 - ・ 不燃領域率 70%以上（令和12年度）
 - ・ 延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備率 100%（令和7年度）
 - ・ 延焼遮断帯の形成率 75%（令和12年度）
- ※ 建築物の耐震化及び安全対策の促進における到達目標
 - ・ 防災上特に重要な区有建築物 100%
 - ・ 特定緊急輸送道路の沿道建築物 100%（令和8年度）
 - ・ 一般緊急輸送道路の沿道建築物 100%（令和8年度）
 - ・ 民間特定建築物 95%（令和8年度）
 - ・ 住宅（木造） 100%（令和8年度）
 - （非木造） 100%（令和8年度）

第3節 具体的な取組み

1 防災まちづくりの推進

(1) 防災まちづくりの推進

区では、東京都防災都市づくり推進計画に基づき、本計画内で位置づけられている整備地域内の防災まちづくりを推進している。

弥生町三丁目周辺地区、大和町地区については、特に重点的、集中的に改善を図るべき不燃化特定整備地区の都の承認（令和7年度まで）を受けて、建替え・除却等の支援により、不燃化のまちづくりを推進していく。

(2) 木造住宅密集地域の整備事業

本事業は、老朽木造住宅等が密集していることや道路整備の遅れ等により住環境

の改善が必要な地区において、老朽住宅の除却、建替えを促進し、併せて地区施設道路の整備等住環境の改善を総合的に行うものである。

区では、平和の森公園周辺地区や南台一・二丁目地区等において、国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業〈密集住宅市街地整備型〉）や都の防災密集地域総合整備事業等の補助金を活用して本事業を実施している。

本事業の導入により、建築物の不燃化・共同化の促進、避難路やオープンスペースの確保を図り、併せて住宅市街地の災害に強い住環境づくりを進める。

また、木造住宅密集地域において、災害時における道路閉塞を防ぐとともに、消防活動等の円滑化を図るため、避難経路等を中心に無電柱化の推進を図っていく。

■参照（別冊資料）

資料第16「木造住宅密集地域の整備事業等実施状況」

(3) 都市基盤の整備と延焼遮断帯機能の向上

災害に強いまちとしていくためには、都市構造そのものの防災性を高めることが基本であり、道路や公園など都市基盤の整備、特に広域避難場所へ至る避難道路の整備を急ぐ必要がある。

区では、南台四丁目地区及び平和の森公園周辺地区の地区計画や南台一・二丁目地区の防災街区整備地区計画において、避難道路を地区施設に位置付け整備を進めている。

また、補助第227号線と区画街路第4号線の延焼遮断帯の形成により、災害時の安全性の向上を図っている。

さらに、東京都が実施する西武新宿線の連続立体交差事業とともに各駅周辺の交通広場や街路等の整備を行い、駅前にふさわしい顔づくりやにぎわいの再生・土地の高度利用と基盤整備を図り、災害に強い市街地を形成する。

まちづくりの推進は、都市計画に関する基本的な方針である中野区都市計画マスタープランや東京都の防災都市づくり推進計画に示された災害に強いまちの実現に向け、次に示すまちづくりの制度や事業を活用しながら、区民と区の協働により進めていく。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画の関係」
（「中野区都市計画マスタープラン」）

(4) 地区計画制度の活用

地区計画制度は、良好な市街地の形成を図るため、土地利用の規制や建築物の用途・形態の規制及び道路・広場等の地区施設の設置等を総合的に定める制度である。

さらに平成9年、防災機能の一層の確保に向け「密集市街地における防災街区の整

備の促進に関する法律」が制定され、防災街区整備地区計画制度が創設された。これらの制度は、区内の木造住宅密集市街地に向けて、一層の改善に資する有効な手法の一つであり、今後とも積極的な活用を図っていく。

■参照（別冊資料）

資料第17「地区計画制度実施状況」

(5) 不燃化促進事業

本事業は、中野区建築物不燃化促進助成条例に基づき、大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の安全を確保することを目的に、避難地（広域避難場所、避難所等）の周辺又は避難路の沿道区域のうち、緊急に不燃化を促進する必要があると区長が指定した不燃化促進区域内において、耐火建築物を建築しようとする者又は建築物を除却しようとする者に対し、その費用の一部を助成するものである。

これまで、平和の森公園周辺地区、環状7号線中野地区、方南通り地区で実施し、現在は、東京大学附属中等教育学校周辺地区、大和町中央通り沿道地区及び区画街路第4号線地区において事業中であり、この事業によって形成される延焼遮断帯は、大震災時において区民の命と財産を守るために極めて重要である。今後は、整備予定の避難路の沿道について、必要に応じて不燃化促進事業を導入するものとする。

■参照（別冊資料）

資料第18「都市防災不燃化促進事業実施状況」

資料第19「防災生活圏促進事業実施状況」

(6) 避難道路整備

以下の都市計画道路や地区計画区域内の地区施設道路（予定含む）について、避難路として整備を進め、災害に強いまちづくりを推進していくものとする。

① 都市計画道路

ア 補助第227号線

イ 補助第220号線

ウ 区画街路第4号線

② 地区計画区域内の地区施設道路

ア 南台四丁目地区地区施設道路

イ 平和の森公園周辺地区地区施設道路

ウ 南台一・二丁目地区地区施設道路

エ 弥生町三丁目周辺地区地区施設道路

③ 防災まちづくりを進めている地区

ア 大和町地区

(7) 市街地再開発事業

本事業は、既成市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、市街地内の細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るものである。

建築物の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進していくうえで、本事業は極めて有効な手段であり、交通結節点や交流の軸となる区内の主要駅の都市計画を検討するにあたり、具体的な適用可能性を積極的に検討していく。

■参照（別冊資料）

資料第20「市街地再開発事業実施状況」

(8) 共同建築物への誘導

本事業は、細分化された敷地や接道条件の悪い敷地等を国の制度（防災街区整備事業、優良建築物等整備事業、都心共同住宅供給事業等）や、区の住宅等共同建築物整備促進事業等を活用することにより、土地・建物の協調化・共同化を誘導し、防災性能を備えた共同建築物及び公共施設の整備を誘導し、土地の有効活用を図るとともにオープンスペースの確保等住環境の改善、災害に強いまちづくりを進めていく。

■参照（別冊資料）

資料第21「共同建築物への誘導実施状況」

(9) 都市計画道路の整備の推進

区所管の補助第220号線の「補助第71号線（大久保通り）～補助第74号線（早稻田通り）区間」、同路線の「補助第74号線（早稻田通り）付近～区画街路第3号線区間」、同路線の「西武新宿線付近～新宿区境間」、区画街路第3号線及び第4号線、補助第227号線の「妙正寺川～補助第76号線（新青梅街道）区間」は、「第四次事業化計画」優先整備路線に選定されており、災害時の避難路及び沿道の延焼遮断帯の形成や、沿道建物の耐震化を促進するために拡幅等の整備を進めていく。

(10) 生活道路拡幅整備事業

本事業は、幅員が4m未満の狭い生活道路の拡幅及び角切り整備を図ることにより、消防活動が困難な地域の解消や緊急車両の通行路を確保するなど、安全で快適な住環境への改善を目指し、昭和59年から実施している。

令和4年度末現在までに延長約201,112m、面積約96,580㎡の整備を完了しており、今後とも拡幅整備を積極的に推進していく。消防車両の通行が困難な箇所が相

当数あるので、角敷地のすみ切り整備についても進めていく。

(11) 市街地の不燃化

木造住宅密集地域ではないものの、不燃領域率の低さや、建替えが進んでも不燃化が進まないなどにより、防災性の向上が必要になる地域では、市街地の状況に応じた防火規制等を導入し、不燃化を図っていく。

2 防災機能を有する公園等の整備・都市開発にあわせた防災機能の強化

(1) 公園・緑地の整備

都市の基盤施設として公園・緑地は、環境保全やレクリエーション、景観の維持などの機能とともに、オープンスペースとして延焼防止等被害の抑止や緩和、発災後の救援・復旧等の活動の拠点等防災上重要な役割を果たしている。今後とも面積の拡大を図るとともに、防災機能を備えた大規模公園等の適正な配置に努める。

また、みどりの基本計画に基づき、都市計画公園の整備、団地等の大規模敷地の緑化、河川沿いや道路にみどりの軸をつくり、ネットワーク化を推進する。

(2) 防災機能を有する公園及び広域避難場所の整備

広域避難場所内において防災機能を有する大規模公園は、一時的に避難する場所としてその機能を果たすために極めて重要な役割を担っている。

① 平和の森公園

平成29年～令和2年にかけて再整備を行い、未開設部分（1ha）への体育館建設や新たに取得した拡張用地（0.3ha）を含む全体約7haが令和2年4月1日に開園した。（体育館は令和2年10月に開館）

■参照（別冊資料）

資料第22「平和の森公園防災施設」

② 江古田の森公園

平成14年度に用地（旧国立療養所中野病院跡地）取得、平成18年度に整備を行い、平成19年4月1日に開園した。

■参照（別冊資料）

資料第23「江古田の森公園防災施設」

③ 中野四季の森公園

平成19年度に用地（旧警察大学校等跡地）取得、平成22～23年度に整備を行い、平成24年4月1日に開園した。また、新たに取得した隣接用地（0.6ha）についても拡張整備を行い、平成29年4月1日に開園した。

■参照（別冊資料）

資料第24「中野四季の森公園防災施設」

④ 白鷺せせらぎ公園（鷺宮調節池上部）

東京都が整備した調節池の上部に人工地盤を構築したうえで、平成25～27年度に整備を行い、平成27年6月13日に開園した。

■参照（別冊資料）

資料第25「白鷺せせらぎ公園防災施設」

⑤ 南台いちょう公園

平成22・24年度に用地（東京大学教育学部附属中等教育学校の一部）取得、平成26～27年度に整備を行い、平成28年2月27日に開園した。

■参照（別冊資料）

資料第26「南台いちょう公園防災施設」

⑥ 本五ふれあい公園

平成20年度に用地（企業宿舎跡地）取得、平成26～27年度に整備を行い、平成28年3月19日に開園した。

■参照（別冊資料）

資料第27「本五ふれあい公園防災施設」

⑦ 本二東郷やすらぎ公園

平成26年度に用地（郵政宿舎跡地）取得、平成29～30年度に旧東郷公園と一体の公園として整備工事を行い、平成30年10月14日に開園した。

■参照（別冊資料）

資料第28「本二本郷やすらぎ公園防災施設」

⑧ 川島公園

都営住宅跡地を活用した弥生町三丁目防災まちづくりにより進めていた川島公園を平成31年3月5日に開園した。

■参照（別冊資料）

資料第29「川島公園防災施設」

⑨ 広町みらい公園

広域避難場所「コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯」の核となる拠点として、平成26年度に用地取得、平成29～令和元年度に整備工事を行い、令和元年9月23日に開園した。

■参照（別冊資料）

資料第30「広町みらい公園防災施設」

(3) 都市開発にあわせた防災機能の強化

中野四季の都市エリアは既存の防災基盤（広域避難場所、避難所、災害拠点病院）に加えて、開発により新たな防災基盤（防災公園等オープンスペース、開発事業者による防災倉庫、無線等配備、帰宅困難者一時滞在施設等）が整備されており、こうした防災基盤を効果的に活用するとともに、各機能が連携したエリアとしての災害対策の充実を図る。

3 建築物の耐震化及び安全対策の促進

中野区耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物等の耐震性の向上に向け、耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に促進していく。

防災上重要な区有建築物については、100%の耐震化を達成したが、木造住宅については無料耐震診断、木造密集地域などにおける建替え等の助成により、木造住宅の耐震化の促進化を図り、合わせて非木造住宅や緊急輸送道路等沿道にある建築物については耐震診断等の助成を行うなどにより、耐震化に向け支援を進めていく。また、強いゆれに備え、家具の転倒を防止する器具の取り付けが進むよう普及・啓発を図るとともに、耐震改修施工業者の紹介等を積極的に行っていく。

さらに、道路等に面するブロック塀等の撤去工事費等を助成することにより安全対策を進めていく。

(1) 民間建築物耐震改修の促進

区は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、同法律の

第1編 震災対策計画
第2部 震災予防計画
第2章 災害に強い都市基盤整備

一部を改正する法律(平成20年法律第67号、平成30年6月施行)、第6条第1項の規定に基づき中野区耐震改修促進計画を定め、住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、震災から区民の生命と財産を守るとともに、災害に強い安全なまちを実現することを目的とし、耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施策を明らかにしている。

具体的には、下記の事業などにより民間建築物の耐震改修等の促進を誘導していく。

事業名	内容
木造住宅無料耐震診断（簡易診断及び一般診断）	昭和56年以前に建築された在来軸組工法による木造住宅を対象に、簡易耐震診断及び一般耐震診断を無料で実施する。一般耐震診断では、耐震診断結果とともに耐震改修計画を作成し、具体的な補強方法のほか、リフォームに合わせた補強、部分的な補強、安価な工法、家具転倒防止対策、家具の移動による安全対策、建替えなどについて説明している。
非木造住宅耐震診断助成	昭和56年以前に建築された非木造の戸建住宅、長屋、共同住宅を対象に耐震診断に要する費用の一部を助成する。
木造住宅耐震補強助成	大規模な震災等による木造住宅の倒壊等の被害を最小限にとどめるため、耐震性の不十分な古い木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事に要する費用の一部を助成する。
木造共同住宅耐震改修工事費補償型助成	昭和56年以前に建築された在来軸組工法による木造共同住宅を対象に、耐震改修工事を実施した所有者に対し、工事後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合に、耐震改修工事費及び全損した建築物の評価額相当分を補償助成する。
木造住宅建替え助成	地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって、広範かつ甚大な被害につながるおそれがあることから、昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に建替え等に要する費用の一部を助成する。
ブロック塀等の撤去工事等助成	道路等に面している高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去及び建替え（フェンス等）工事に要する費用の一部を助成する。
家具転倒防止器具取付助成	65歳以上のみの世帯、身体障害者のみの世帯等の区民を対象に、地震発生時に、家具の転倒を防止する器具の取付けを無料で実施する。
都市防災不燃化促進事業	広域避難場所に指定されている東京大学附属中等教育学校周辺地区や延焼遮断帯の形成を目的としている大和町中央通り地区及び区画街路第4号線地区については、都市防災不燃化促進事業を導入し、一定の要件を満たす耐火建築物の建築、古い建築物の除却に対し費用の一部を助成する。
不燃化推進特定整備事業	都より不燃化推進特定整備地区に指定されている弥生町三丁目周辺地区及び大和町地区において、一定の要件を満たす古い建築物の建替えや除却に対し、費用の一部を助成する。
耐震診断士、耐震改修施工者の区登録制度の活用	区独自の耐震診断士、耐震改修施工者の登録制度により、紹介や派遣を行う。また、一般耐震診断の結果、耐震改修工事を希望する区民に対して、区登録耐震改修施工者を紹介する。
相談体制の整備と情報提供の充実	耐震化促進事業について、広く区民に対し、啓発チラシの全戸配布、ホームページやフォーラム等により、普及・啓発を実施する。
耐震化の促進を図るための環境整備	木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及、耐震改修工法の展示会の開催等を行う。

(2) 民間特定建築物の耐震化

区内には、多数の者が利用する民間特定建築物が多数集積している。防災上重要な学校や病院、要配慮者が利用する福祉施設、不特定多数の者が利用する集客施設などの建築物の耐震化を推進する。

(3) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化

① 閉塞を防ぐべき道路の指定

地震により防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながるおそれがある。また、地震発生後の緊急物資等の輸送や、復旧及び復興活動を困難にさせることが想定される。都及び区は、耐震改修促進法第5条第3項第2号の趣旨を踏まえ、地震時発生に閉塞を防ぐべき道路として、次の路線を指定する。

ア 都が指定する閉塞を防ぐべき道路

東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路（山手通り、環状7号線、青梅街道等 計12路線）

この内、目白通り、新青梅街道、環状7号線、青梅街道、早稲田通りの一部については、特に重要な輸送路として、特定緊急輸送道路に指定されている。

イ 区が指定する閉塞を防ぐべき道路

中野区地域防災計画に位置付けられている道路障害物除去路線のうち、区が定めた道路（本郷通り、もみじ山通り等計7路線）

② 指定道路における沿道建築物の耐震化の促進

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定した沿道の建築物の耐震化を促進する。

また、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に該当する建築物は、震災対策上、重点的に耐震化を図るため、耐震改修促進法に基づく指導、助言を行うとともに、特に重要な道路の沿道の建築物に対しては、公共的な観点から必要な支援を講じる。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を行い、耐震性能が不足するものについては、耐震改修や建替等による耐震化を早急に図る。

(4) 区有施設の安全対策

本庁舎を含め、各区有施設の安全対策については、昭和56年以前の旧基準により建設された施設のうち、建築年次、用途、構造、階数、建替計画の有無を考慮し、対象施設を抽出するとともに、年次計画により耐震診断を実施し、その結果により必要な施設は、補強設計・工事を行い、平成27年度に完了した。

中野区耐震改修促進計画に示される防災上重要な区有施設の耐震化の目標を着実に実現するために「中野区区有施設耐震改修計画」を策定したが、これに基づき各施設の安全対策を次のとおり進めていく。震災を対象とした目視による全施設の点検を実施し、その結果に基づき改善を図る。

なお、防災上重要な区有施設の耐震化率は、平成27年度までに100%を達成した。

① 窓ガラス

区有施設は、機能上、用途上の理由により強化ガラス、合わせガラス等の使用も多くなり、取り付けるサッシや枠も改良されているため安全性は向上している。

また、窓ガラスは、飛散防止フィルムを貼るなどして、平成25年度に改修を終えている。

② 什器・備品類

大地震以外の中規模地震でも備品類の転倒等による被害が考えられるので、被害を最小限に食い止められるよう、転倒しやすい什器・備品類の固定を図る等の転倒防止対策の普及啓発等を推進する。

③ ガス設備

全ての地区ガバナ（整圧器：圧力を下げる装置）には自動遮断のためのS Iセンサー（地震計）を設置済み。また、老朽ガス管の改善を計画的に実施する。

④ 受水槽・高置水槽

小中学校の受水槽は8割、高置水槽は9割以上を耐震性の高いものに改修している。

その他の区有施設については受水槽は8割、高置水槽は9割以上を耐震性の高いものに改修している。

今後も、受水槽・高置水槽は耐震性の高いものへの改修や、直結給水化を進めていく。

⑤ エレベーター

震災時におけるエレベーター閉じ込めを防止するための地震管制装置の設置は、全て完了した。

⑥ エネルギー確保対策

区は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進し、公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

(5) 崖・擁壁等の安全化

① 崖・擁壁等の崩壊防止

災害時の崖崩れを防止するためには、擁壁が有効であるが、構造や風化具合によって安全といえなくなっている擁壁があるため、崖、擁壁等の危険性について、

擁壁の設置管理者等に安全点検・改善に向けた指導を行っていく。

(6) ブロック塀等の安全化

① ブロック塀の倒壊防止

区は、区内全域の道路等に面するブロック塀等の実態調査を実施し、建築基準法に適合しない危険な塀について改善指導を行っている。また、ブロック塀等の撤去工事等への助成制度を活用し安全化を推進する。

② 落下物の防止

ビルの窓ガラスや外壁タイル、大規模空間の天井等の落下、非構造部材の脱落により危害を与えるおそれのある建物の所有者に対して、必要な対策をとるよう改善指導を行う。

(7) エレベーターの閉じ込め防止・早期復旧対策

① 区は、地震時におけるエレベーターの運行や復旧、安全対策などに関する情報を提供するとともに、関係団体等に対し、閉じ込め防止装置の積極的な設置と復旧体制の整備を建物所有者や関係団体に働きかけ、区民の不安解消と被害防止対策を推進する。

② 東京消防庁は、日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。

(8) 高層建築物の安全指導

中野区においても建物の高層化が進み、現在31mを超える高層建築物が216棟に及んでいる。

高層建築物又は11階以上の階を有する建物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令及びこれに係わる条例並びに消防関係法令及びこれに係わる条例に定められた技術上の基準に適合した状態に施工しかつ維持するよう指導する。

指導については、救助資器材の整備及び実践的な消防訓練が実施できる施設の整備を図るほか、関係事業所に対して次の対策を指導する。

① 火災予防対策

ア 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進

イ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置

ウ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化

エ 防火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策

② 避難対策（混乱防止措置）

ア 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保

イ ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備

- ウ ショーケース、看板及びオフィス家具等の転倒、落下、移動防止対策の推進
- エ 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
- オ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- カ 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
- ③ 防火・防災管理対策
 - ア 従業員に対する消防計画の周知徹底
 - イ 複数の管理権原者からなる建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
 - ウ ビルの防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - エ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
 - オ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習などによる教育
 - カ 実践的かつ定期的な自衛消防訓練等の実施
- ④ 消防活動対策
 - 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

■参照（別冊資料）

資料第31「高層建築物の現況」

4 道路等の整備・安全化

(1) 道路の整備

中野区道路舗装維持管理計画等に基づき、適切な維持管理により、施設の防災性、信頼性の向上を図っていく。

「緊急輸送道路の拡充」、「避難場所へのアクセス向上」、「延焼遮断帯の形成」、「災害時の代替機能」など、防災上の視点も含めて選定される「東京における都市計画道路の整備方針」（第三次及び第四次）で優先すべき路線として位置付けられている路線について、次の通りの状況である。

- ① 都市計画道路補助第74号線（早稲田通り）の中野通り～環状七号線区間拡幅整備（平成24年度事業着手）
- ② 都市計画道路補助第133号線（中杉通り）の阿佐谷北六丁目～白鷺二丁目区間整備（平成26年度着手）
- ③ 補助第220号線（平成27年度事業着手）
- ④ 区画街路第3号線（平成28年度事業着手）
- ⑤ 区画街路第4号線（平成29年度事業着手）
- ⑥ 都市計画道路補助第26号線（中野通り）の「江古田一丁目～西落合四丁目区間」（平成26年度事業着手）及び「西落合四丁目～放射第7号線（目白通り）区間」

(令和元年度事業着手)

(2) 橋梁の安全対策

平成7年1月の阪神・淡路大震災で橋梁等に大きな被害が発生したことを教訓として、区は、同程度の地震が発生しても橋梁等に大きな被害が生じないように、落橋被害防止対策を実施している。また、橋梁等の計画的な修繕を行うため、平成25年度に「中野区橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成26年度より計画に基づき修繕工事を行い、安全確保に努めている。

■参照(別冊資料)

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画の関係」
(「中野区橋梁長寿命化修繕計画」)

(3) 無電柱化の推進

区画道路や主要幹線、駅周辺について、中野区無電柱化推進計画に従って、無電柱化を推進していく。

■参照(別冊資料)

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画の関係」
(「中野区無電柱化推進計画」)

5 消防水利の確保

第3部第3章による。

6 ライフライン施設の耐震化等

(1) 水道施設

① 整備方針

水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

② 水道施設の耐震強化等

都水道局は、以下のことを行う。

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

また、震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。

(2) 下水道施設

① 整備方針

令和4年末現在、区内に整備されている下水道施設は以下のとおりである。

ア 管きょ施設 幹線 30,115m 枝線 410,614m 計 440,729m

イ マンホール 14,225 個

ウ 公共汚水柵 76,852 個

エ 水処理施設 中野水再生センター 1 箇所

下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進するとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

② 下水道施設の耐震化等

都下水道局は、以下のことを行う。

ア 避難所や災害復旧拠点などの下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進しており、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。

イ 液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上抑制対策を推進しており、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進している。

ウ 水再生センター・ポンプ所等について、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。

エ 停電時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を更に整備するほか、太陽光発電設備の導入拡大や老朽化 NaS 電池の再構築を進め、また、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能な発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。

オ 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。

カ 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保していく。

キ 震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。

ク 区と連携し、仮設トイレやマンホールトイレを設置可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充していく。

ケ 区部の下水道施設の早期に復旧を図るため、「21大都市災害時相互応援に関する協定」等に基づく大都市間の相互応援体制の構築を図る。

コ 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及び・ポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。

(3) 電気施設

① 整備方針

電気設備については、十分な科学的解析に基づく設備設計基準の制定ならびに過去の被災事例からの教訓を活かす諸対策等、各施設が災害時に十分耐えうるよう設備計画に努めるとともに万全の予防措置を講ずる。

② 電気施設の地震対策

東京電力パワーグリッド(株)は、震災時の被害を最小限にとどめるよう、電力設備の耐震性能を確保している。具体的には次のとおり。

施設名	耐震設計の考え方
変電設備	機器の耐震は、予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいた設計とする。
地中送配電設備	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
架空送配電設備	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

③ 日常における電気設備の保守点検

東京電力パワーグリッド(株)は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修を行っている。

(4) ガス施設

① 現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である工場が4か所、導管（総延長 62,783 km（令和4年3月末現在））からなる。

② 施設の安全対策

東京ガス(株)は、設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいて行っている。

ア 製造施設

- (ア) 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。
- (イ) 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

- (ア) 設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。
- (イ) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。

a 導管網ブロック化

地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。

b 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化）

局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管を約300個以上のブロックに分割している。

なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備（地区ガバナ）には、構造物の被害との相関性の高いS I値を計測するセンサーを設置している。

さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。

c 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化）

中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25個以上のブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。

d 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備（放散塔など）を、工場・整圧所・幹線ステーシ

ョン等に設置している。

ウ 通信施設

(ア) ループ化された固定無線回線の整備

(イ) 可搬型無線回線の整備

エ その他の安全装備

(ア) 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震（遠隔）遮断装置を設置している。

(イ) 安全装置付ガスメーターの設置

建物内での二次災害を防止するため、震度5程度以上の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

③ 整備計画

東京ガスグループ地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

ア 製造施設

(ア) 重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。

(イ) 防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

(ア) 導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し、各圧力に応じ最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

(イ) ほぼ全ての地区ガバナにセンサーを設置して揺れの大きさ（S I 値）を計測可能とし、ガスの圧力・流量も常時モニタリングする。この情報を解析し、被害推定を行い、必要な場合に地区ガバナを遠隔遮断し、地震被害が大きなLブロックを供給停止する防災システムを整備している。

(5) 通信施設

① 計画方針

非常災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、通信の疎通維持、電気通信設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確なる措置を行えるよう、設備毎に予防措置を講じ万全の態勢を期する。

② 重要機関等の強化対策

東日本電信電話(株)は、行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するためケーブルの2ルート化を進め、ケーブルの分散収容を図っている。また、災害時優先電話により通信を確保する。

③ 電話通信施設の強化対策

設備自体を物理的に強化する耐震対策として、震度7の地震にも耐え得る設備に目標をおき、次のような対策を実施している。

ア 通信用電力機器の固定と耐震補強（バッテリー・予備エンジンの耐震強化）

イ 通信用建物・鉄塔・所内設備の耐震補強（耐震設計の実施・機械室設備の固定・情報システム等端末の固定）

ウ 通信網信頼性の向上

（ア） 地下ケーブルは、耐震性の高いとう道・共同溝等の建設を推進し、既設ケーブルを含め収容替えを図っていく。また、ケーブルの不燃化・難燃化対策を実施している。なお、とう道内作業は、火気を使用しない方法を採用している。

（イ） 交換機からの伝送回線は、複数ビルに分散設定し、通信の途絶を防止している。

（ウ） 光ケーブル網のループ化を整備するとともに、光伝送路自動切替えを整備する。

（エ） ネットワーク管理センターによる24時間の監視支援体制を敷き、災害に備えるとともに、サブセンターへのバックアップ機能を備えている。

エ 災害対策用電話通信機器の配備

（ア） 災害により、NTT交換機等の設備が被災したときの代替交換機や広域避難場所等の孤立防止対策として、非常用移動交換機・衛星車載車を配備している。

（イ） 災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。

（ウ） 通信衛星システムの実現により、多様な衛星通信手段が実現できることから、緊急衛星通信システムの開発・設備を配備している。

（エ） ふくそう緩和対策として、「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供を行う。

オ 重要エリア等の通信確保（各通信事業者）

（ア） 区役所等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。

（イ） 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

カ 公衆電話機の整備

一般の電話が利用制限された場合でも公衆電話は比較的通話がかかりやすい。災害時には料金の無料化を実施し、最低限の通信を確保する。なお、公衆電話

の無料化は、災害救助法が発動された地域が停電している場合に交換所単位で実施する。

キ 避難所への通信確保

災害救助法が適用された場合等には避難所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。広域避難場所や避難所において、災害用特設公衆電話取扱所を開設し、無料電話を設置する。

また、中野区内では、上記以外に、避難所に災害用特設公衆電話回線が確保されている。

ク 防災演習の実施（防災週間（5月・9月）、総合防災訓練（年1回））

東日本電信電話(株)「災害対策実施要領」に定める災害発生時の組織体制並びに措置計画に基づき、電気通信設備の被害を安全かつ迅速に復旧できるよう、各機関において防災訓練（机上・実施）を毎年数回実施し、復旧技術の向上、防災意識の高揚を図る。

また、国・都・区市町村等が主催して行う総合防災訓練に参加する。

- （ア） 災害時の通信の疎通確保
- （イ） 指揮・命令・情報伝達・初期行動
- （ウ） 非常召集
- （エ） 所内・所外電気通信設備の復旧
- （オ） 避難及び救護
- （カ） 防火及び防水
- （キ） 災害対策機器の取扱・点検・整備
- （ク） その他必要とする訓練

ケ 復旧資材の確保

必要と認められる災害用物品をあらかじめ確保するとともに、突発的災害等で在庫がない場合は、工事用物品を充当することとしている。

コ 共同溝及びとう道の安全化

共同溝は、地下埋設物の保護に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、き裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。しかし、一定規模以上の共同溝・とう道については、火災予防条例で消防活動上必要な事項についての届け出を義務付けている。今後とも、地下ケーブルを収容する共同溝・とう道については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、関係各機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

第3章 物資の確保と輸送体制の整備

第1節 現状と課題

1 物資の確保

(1) 区民、事業者による物資の備蓄

区民、事業者は、災害に備え、平時から3日分程度の飲料水、食料その他災害用物品を日頃から蓄えるよう努める。

区は、災害用物品の備蓄について、区報、ホームページ等、及び防災訓練等を通じて普及啓発するとともに、防災用品のあっせんも行う。

今後は、更に、区民、事業者に向けての普及啓発の充実が課題となる。

(2) 区の備蓄物資

区は、災害時に被災者を速やかに救援、支援できるように、各避難所に備蓄倉庫を設置するよう努めるとともに、要配慮者、年齢層、性別等による需要の差異や食物アレルギー対応などを踏まえ、発災初期に必要な水、食料、生活必需品等の備蓄をしている。

今後は、複合災害などに対応するため、救護活動や避難所運営に必要な各種資機材の充実強化が必要である。

(3) 物資の調達

区は、災害時に円滑に物資調達が行えるように、東京都、民間事業者などと協力協定を締結している。今後は、燃料確保に関する協定など調達物資のさらなる充実や発災後時間の経過とともに変化する必要物資の把握手段の構築などが課題である。

2 輸送体制の整備

区は、大地震があっても、発災後の応急活動のための人員や物資及び被災者の生活を支える食料品等の輸送を速やかに開始できるように、道路整備などの輸送ルートของ安全化、車両やヘリコプターなど輸送手段の確保、要員など態勢確保の準備に取り組む。

今後は、広域自治体である東京都との連携強化、民間物流業者のノウハウ活用に努めることが課題である。

(1) 輸送ルートの安全化

物資の輸送を支える道路の安全化のために道路整備に取り組んでいる。

① 道路整備

（「第2部 震災予防計画 第2章 災害に強い都市基盤整備 第3節具体的な取組み 4 道路等の整備・安全化」参照）

② 道路啓開態勢の整備

区は、緊急物資及び救援救護活動のための人員の輸送が円滑に行われるように、主に区内主要道路について、道路の損壊や建物の倒壊等による障害物を除去する。除去は、東京都及び民間団体と連携して行う。

(2) 輸送手段の確保

輸送手段となる車両の確保のために、関係団体と災害時の輸送業務の協力に関する協定を締結している。

今後は、要配慮者利用施設への物資輸送のための手段を含め、さらなる車両確保手段の構築が課題である。

① 車両の確保

災害時には、災害応急対策の実施に必要な緊急輸送路等を確保するため、交通規制により、一般車両の通行が禁止・制限され、緊急通行車両が優先通行できることから、区では、人員及び物資を輸送するため、庁有車を緊急通行車両として登録している。

また、区内輸送業務関連団体と協定を締結しており、輸送用車両を確保することとしている。

② 燃料の確保

区は、災害時に必要となる燃料を確保するため、東京都石油商業組合杉並中野支部と災害時における燃料等の優先共有に関する協定を締結している。

③ ヘリコプター輸送の準備

災害時には、道路障害物や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測されることから、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮し、臨時ヘリポートなどの対応を準備する。

第2節 対策の方向性

- 1 地震による災害から一人でも多くの区民の生命、身体を守るため、区民、事業者、区は災害用物資の備蓄を図る。また、区は、地震により建物倒壊、道路損傷があっても必要な物資を輸送できるように、輸送ルートの耐震化、輸送手段の確保、関係機関との協力など輸送態勢の整備に努める。
- 2 区は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3節 具体的な取組み

1 備蓄物資の強化

発災初期に必要な水、食料、生活必需品等の確実な備蓄と効果的な配備について適宜見直しを行うとともに、複合災害などを踏まえた新たな備蓄物資の整備を進める。

また、物資の迅速かつ効率的な調達を可能にするため、国、都が整備を進める物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資の登録に努めるほか、民間事業者との供給協定や流通備蓄などの体制整備を推進する。

(1) 水

区は、都水道局の緊急給水作業がある程度平常の体制をとりもどすまでの間、区民に必要最小限度の飲料水及び生活用水を確保するとともに、都水道局と相互協力体制の確立に努めるために、次の対策をとる。

① 区内3か所の小規模応急給水槽（各100 m³）、隣接区4か所の給水拠点から取水し原則として避難所にて給水する体制をとる。

ア 小規模応急給水槽設置場所

小規模応急給水槽設置場所	所在地
区立弥生公園	中野区弥生町5-4
区立江古田の森公園	中野区江古田3-14
区立みずのとう公園	中野区江古田1-3

イ 近隣給水拠点

給水拠点	所在地
杉並浄水所	杉並区善福寺3-28-5
和泉水圧調整所	杉並区和泉2-5-23
淀橋給水所	新宿区西新宿2-10-1
上井草給水所	杉並区上井草3-22-12

■参照（別冊資料）

資料第138「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」東京都

② 区は、東京都公衆浴場環境衛生同業組合中野支部及び東京建物(株)と災害時の井戸の利用について協定を締結しているほか、東京キリンビバレッジサービス(株)と飲料水の優先供給の協定を締結している。

- ③ 区は、都水道局が実施する避難所敷地内の給水管への応急給水栓設置事業に協力し、災害時における避難所での応急給水確保を進めている。
- ④ 各施設からの輸送が困難な場合を想定し、プールの水等を利用できるよう避難所に浄水器を配備する。
- ⑤ 受水槽の使用が難しい避難所及び帰宅困難者への対応として、ペットボトルの飲料水を確保する。
- ⑥ 区立施設や公園に設置する自動販売機については、災害時に利用できるバッテリー搭載の災害救援ベンダーを導入し、災害時における飲料水を確保する。
- ⑦ 避難所及び防災広場等には、生活用水を確保するため、防災用井戸を設置している。

更に、井戸水の供給協力をいただく、家、神社、寺院の一部の井戸については、停電時でも供給が可能となる手動式ポンプを設置するなど、生活用水の確保に努める。

■参照（別冊資料）

資料第62 防災用井戸（生活用水）設置一覧

資料第138～142「災害時における給水協力に関する協定書」等

(2) 食料

都区役割分担に基づき、区は1日分を目標に備蓄してきたが、一般用の食料備蓄を1日分から2日分へ拡充するとともに、避難所生活で不足しがちな栄養補給を容易にするため、食料等を拡充する。

なお、要配慮者用食料（おかゆ、流動食等）は2日分、粉乳は3日分を目標としている。また、食物アレルギーに配慮した食料品等も配備する。

① 一般用備蓄食料

	品 名	数 量
3食分	クラッカー	1食分 1人5枚
2食分	栄養補給補助食品	1食分 1人2本
1食分	レトルト食品（リゾット）	1食分 1人1袋
1回分	野菜ジュース	1回分 1人1本

② 要配慮者用備蓄食料

	高齢者／障害者・児	幼 児	そしゃく機能 障害者等	乳児
	品 名	品 名	品 名	品 名
各3食分	おかゆ アルファ化米	おかゆ シチュー (チキン)	流動食	粉乳 1日6回

③ 小売業者との供給協定の締結

精米・食料品については、区内の小売業者団体、民間企業及び学校法人と供給協定を締結している。

■参照（別冊資料）

資料第132～136「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」等

(3) 生活必需品

日用品等当面の生活必需品は、避難所で一定期間避難生活を送ることを想定し、避難所備蓄倉庫などに必要数を備蓄することや、女性や要配慮者に対応した物資や避難所における衛生環境の確保を目的とした物資の確保に努めるとともに、新たに在宅避難者用の携帯トイレ（簡易便袋）を備蓄する。

また、従来の備蓄品の検討、拡充を進め、災害対応力の向上を図る。

① 備蓄品

品名
毛布・サバイバルブランケット・室内用テント・敷きマット・エアーマット・乳児用段ボールベッド
間仕切り
電池式ランタン・手回し充電式ラジオ、非接触型体温計
石油ストーブ
段差解消用スロープ
便袋（在宅避難者用を含む）・仮設トイレ・マンホールトイレ・おむつ・手指消毒剤・生理用品・マスク・消毒液・防護服

■参照（別冊資料）

資料第55「中野区の災害対策用備蓄物資等一覧」

② 小売業者との供給協定の締結

衣料品等について、区内の小売業者と供給協定を締結している。

■参照（別冊資料）

資料第133、134「災害時における応急物資の調達に関する協定書」等

2 物資の備蓄場所の確保

物資の備蓄は、避難所備蓄倉庫、区立施設等に整備した集中備蓄倉庫など、可能な限り避難所の地域内で備蓄できるよう努めるとともに、民間事業者の協力等によ

る新たな保管場所の確保に取り組む。

また、避難所への物資輸送を踏まえ、集中備蓄倉庫の効果的な整備や物資配備に努める。

区は、東京建物(株)及び三菱UFJ信託銀行(株)と「中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書」を締結している。

■参照（別冊資料）

資料第52「備蓄倉庫・避難所備蓄倉庫設置場所一覧」

資料第53「避難所資機材倉庫標準配備一覧」

資料第54「防災用資機材配備状況一覧（避難所配備分除く）」

資料第149「災害時における段ボールベッド等の優先供給に関する協定」

資料第184、185「中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書」

3 輸送体制の充実

(1) 輸送ルートの安全化

区は、災害時の道路上の障害物除去等に関わる協定を次のとおり民間団体と締結している。

■参照（別冊資料）

資料第162「災害時における応急対策業務に関する協定」

資料第168「災害時における車両除去等応急対策業務の協力に関する協定書」

(2) 輸送手段の充実

① 車両確保の充実

区は、東京都トラック協会中野支部、宮園自動車(株)、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部、中野区リサイクル協同組合と締結しているが、災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定を継続し、締結団体との定期的情報交換を行い、緊急時の車両確保に努める。また、協定団体の更なる確保に努める。

そのほか、要配慮者利用施設等支援のための物資輸送手段について、施設管理者と協力して検討に努める。

② 燃料の確保の充実

区は、東京都石油商業組合中野支部と締結している燃料等優先供給に関する協定を継続し、締結団体との定期的な情報交換を行い、緊急時の燃料確保に努める。

■参照（別冊資料）

資料第161「災害時における燃料等の優先供給等に関する協定書」

③ ヘリコプター臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害物や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測される。そこで、区は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮し、次のとおり、あらかじめ臨時離着陸場候補地を選定した。

【ヘリコプター臨時離着陸場候補地】

施設名	所在地	管理者	着陸展開面 (m×m)
中野区立中野上高田運動施設野球場	中野区上高田5-6-1	中野区	90×70
中野区立緑野中学校運動場	中野区丸山1-1-19	中野区	90×70
東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	同校	160×70
都立武蔵丘高等学校校庭	中野区上鷺宮2-14-1	同校	100×75

④ ヘリサインの設置

緊急時にヘリコプターの目印となるヘリサインを区内28か所の学校体育館の屋上等に設置し、ヘリコプターによる空路からの救助や救援物資の搬送などの航空ルートを確認し、迅速・的確な支援体制を構築した。

【ヘリサイン設置施設】

施設名	所在地
みなみの小学校	中野区弥生町4-27-11
美鳩小学校	中野区大和町4-26-5
令和小学校	中野区新井4-19-26
中野第一小学校	中野区本町3-16-1
第二中学校	中野区本町5-25-1
明和中学校	中野区若宮1-1-18
第五中学校	中野区上高田4-28-1
南中野中学校	中野区南台5-22-17
緑野中学校	中野区丸山1-1-19
中野中学校	中野区中野4-12-3
中野東中学校	中野区中央1-41-4
都立武蔵丘高等学校	中野区上鷺宮2-14-1
都立富士中学高等学校	中野区弥生町5-21-1
都立中野工科高等学校	中野区野方3-5-5
都立穂ヶ丘高等学校	中野区上鷺宮5-11-1
都立中野特別支援学校	中野区南台3-46-20

東京大学教育学部附属中等教育学校	中野区南台1-15-1
東京警察病院	中野区中野4-22-1
中野消防署	中野区中央3-25-3
中野警察署	中野区中央2-47-2
中野車両基地	中野区弥生町5-7-99
東京都住宅供給公社コーシャハイム中野弥生町	中野区弥生町6-2-2
都営白鷺一丁目第3アパート	中野区白鷺1-4
上高田四丁目アパート	中野区上高田4-24
都立鷺宮高等学校	中野区若宮3-46-8
野方消防署	中野区丸山2-21-1
野方警察署	中野区中野4-12-1
東京都住宅供給公社コーシャハイム上鷺宮	中野区上鷺宮3-9

(3) 輸送体制の整備

① 民間物流業者との輸送運営の協定締結

物資の輸送を円滑運営するために、民間物流業者の荷捌きや配送の運営に関するノウハウを活用できる協定締結を検討する。

② 輸送業務に従事する要員の確保

物資の仕分け、積込み、輸送ルートを選定に従事する業務に、行政職員、民間物流業者、一般ボランティアが連携して取り組む配置計画を検討する。

③ 輸送拠点の整備

災害時には、東京都をはじめ、全国の自治体や各団体から救援物資や義援品が送られてくることから、中野区内に救援物資等の受入れ、配分、避難所への地域内輸送拠点として、次の4か所を指定している。

【地域内輸送拠点】

施設名	所在地	管理者
都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷺宮5-11-1	同 校
都立富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	同 校
中野区役所	中野区中野4-8-1 ※1	中野区
中野区立総合体育館	中野区新井3-37-78	中野区 ※2

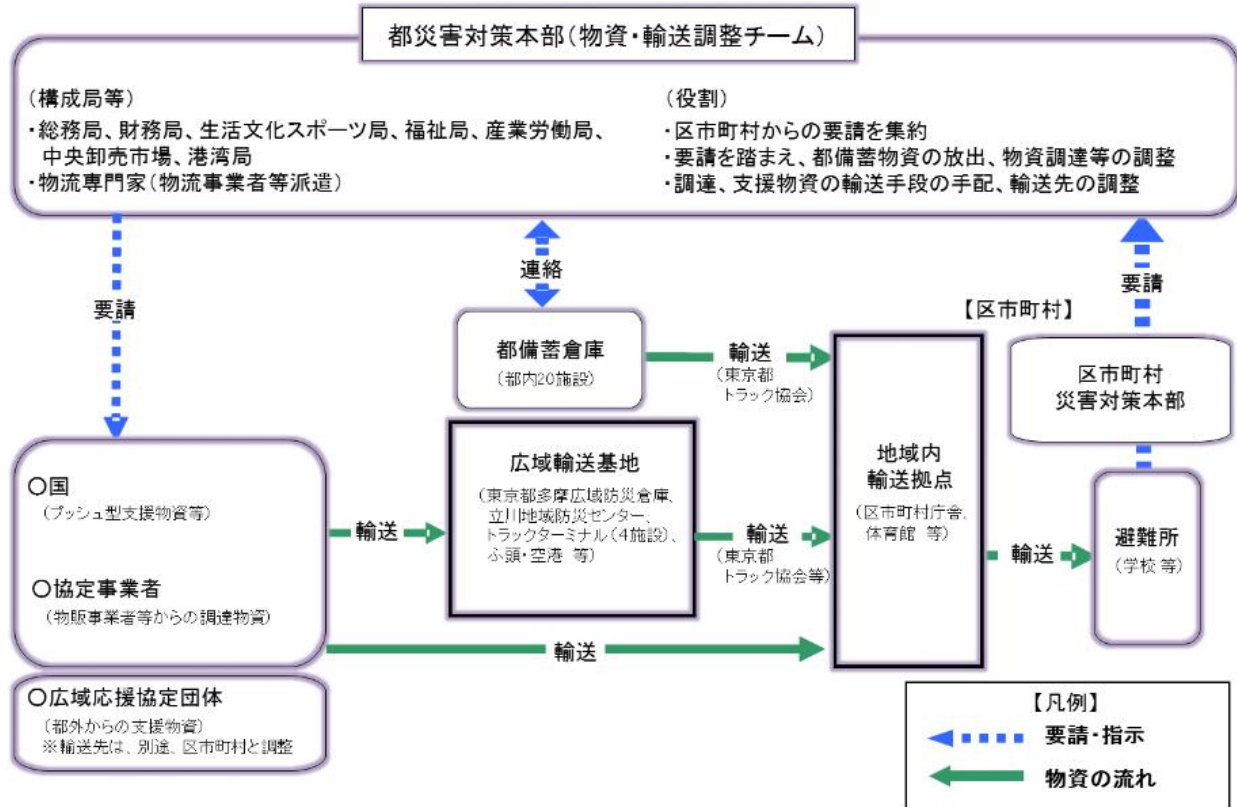
※1 令和6年5月の新庁舎移転後は、「中野区中野4-11-19」

※2 指定管理者管理施設

■参照（別冊資料）

資料第249、250「輸送拠点施設利用に関する協定書」

＜災害時における物資等の基本的な流れ＞



出典：「東京都災害時受援応援計画」（令和5年11月）P41

第4章 業務継続計画

第1節 業務継続計画（BCP）の役割

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下、「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務遂行を行うことを目的とした計画である。

第2節 中野区政のBCP

首都直下地震をはじめ、台風や大規模事故など、区民生活に甚大な被害をもたらし、深刻な影響を与える事態が発生した際には、区自身も被災し、ヒトやモノ、情報等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

区は、そのような中で、事態発生後直ちに、中野区地域防災計画をはじめとする計画やマニュアルなどに基づき、状況に応じ速やかに「応急対策業務」を実施する。

他方、区は、区民生活に密着する行政サービスの提供や区の基幹業務など、「継続の必要性の高い通常業務」は、事態発生時においても継続して実施することが求められる。

大規模災害発生時に、区として実施すべき「非常時優先業務」をなるべく中断させず、中断した場合においても、できる限り早期に復旧するために必要な取組みを定めるため中野区政のBCP（中野区業務継続計画。以下「本計画」という。）を策定した。

また、中野区のICT-BCPを策定するとともに、大規模災害時でも円滑に行政運営が図られるよう、平常時から定期的なシステム復旧訓練を実施するとともに、リスク分散の考え方から、データセンターの多重化や棲み分けなどの検討を進めていく。

1 目標

- ① 区民の生命、生活及び財産を守る。
- ② 区民生活に密着する行政サービスの提供機能を維持する。

2 計画の位置づけ

本計画は、中野区地域防災計画をはじめとする既存の計画やマニュアルなどを補完、補強するために、具体的な危機や被害想定のもとでの業務継続を確保するため

に策定したものである。

なお、本計画のうち、業務継続を図るために必要がある場合には、中野区地域防災計画など既存の計画やマニュアルとの整合性を確保する。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」
（「中野区政のBCP」）

3 定義

本計画で用いる各業務の名称の定義は、次のとおり。

(1) 応急対策業務

中野区地域防災計画などの既存の計画又はマニュアルに規定されている災害発生時の応急対策業務

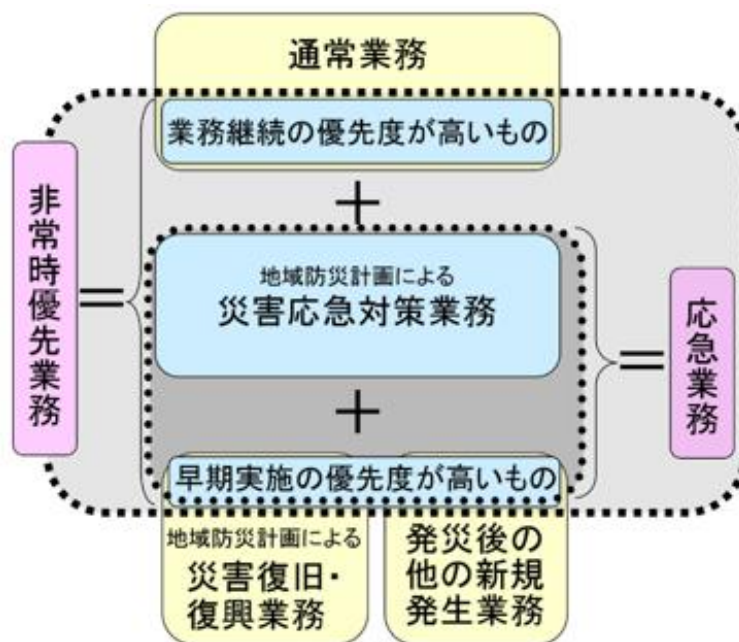
(2) 応急業務

応急対策業務に、災害復旧・復興業務及び発災後の他の新規発生業務のうち早期実施の優先度が高いものを加えた業務

(3) 非常時優先業務

応急業務と継続の必要性の高い通常業務をあわせた業務。大規模災害発生時にあっても、区として優先して取り組むべき業務全体

（非常時優先業務（概念図））

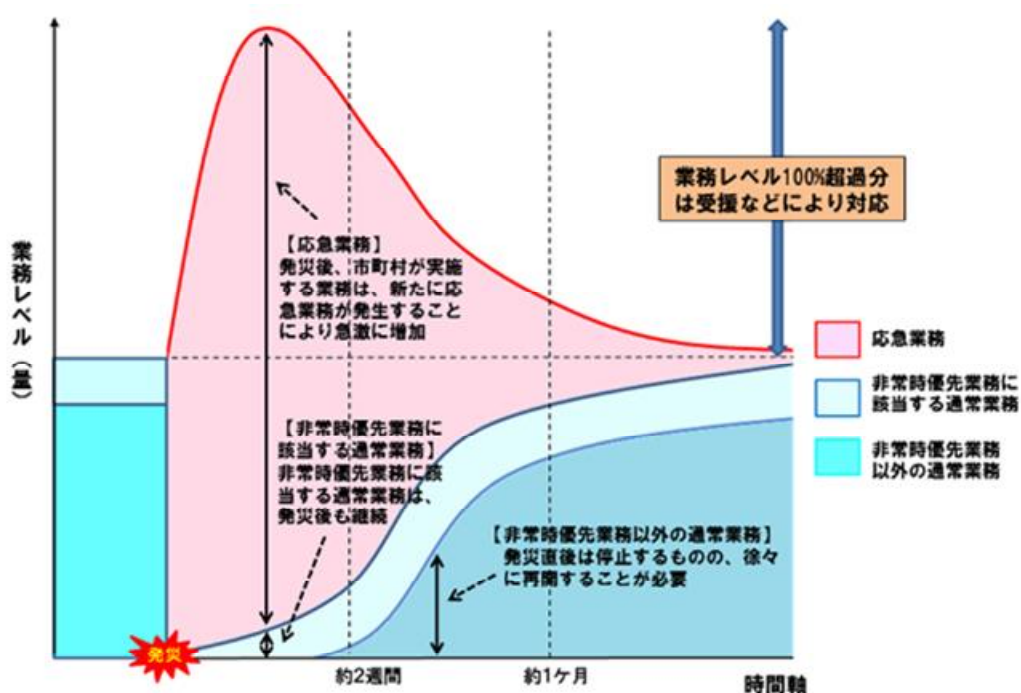


内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月）」より抜粋

4 業務継続の基本方針

- (1) 区は、大規模災害発生時には、区民の生命、生活及び財産を守り、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害時の応急対策業務を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁を横断的に調整する。
- (3) 大規模災害発生時には、非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制することとする。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次通常業務の再開を目指す。

(業務継続の概念 (イメージ図))



内閣府 (防災担当)「大規模災害発生時における地方公共団体における地方公共団体の業務継続の手引き (令和5年5月)」より抜粋

5 計画の概要

本計画における震災編の概要は、次のとおり。

- (1) 前提とする被害想定
(震度分布、ライフラインの被害と復旧、被害状況想定など)

- (2) 対象となる非常時優先業務
(非常時優先業務の選定・概要、目標復旧時間など)
- (3) 業務継続のための執行体制の整備
(地震発生時の初動態勢、参集可能人数、職員の交代・応援など)
- (4) 業務継続のための執務環境の整備
(区有施設の安全性の確保、本庁舎のライフライン設備の現状、通信手段の確保、情報システムの維持、必要な資機材や用品の確保など)
- (5) 研修、訓練等
(研修・訓練等の実施、計画等への反映など)

6 計画の見直し

本計画を継続的に改善し業務継続力の向上を図るため、訓練や計画の検証作業を通じて課題を洗い出し、改善すべき部分を改善するため、次のとおり計画を点検し、見直す。

- (1) 区は、本計画の適切な運用を実現するため、研修や訓練の評価を踏まえ、本計画を点検し、見直す。

また、中野区地域防災計画などの修正や、組織改正が行われた場合にも、必要に応じて見直す。

- (2) 各部は、本計画に基づき策定したマニュアルについて、研修や訓練の評価を踏まえ、適宜点検し、見直す。

また、本計画の見直しがあった場合には、必要に応じてマニュアルを点検し、見直す。

(業務継続計画の継続的改善 (イメージ図))



内閣府 (防災担当)「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き (令和5年5月)」より抜粋

第3節 事業所による業務継続計画の策定等

1 各事業所のBCP策定等

業務継続計画（BCP）は、事業所の被害の最小化を目的とするほか、迅速に事業活動を再開し、様々な物資やサービス等を提供することで、地域社会の復興につながるという点においても必要なものである。また、計画を整備することで、地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「むやみに移動しない」など、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定することを働きかける。

また、事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

2 災害時の対応組織の整備

各事業所等においては、業務継続計画や従業員等の安全を確保するための防災計画を策定するにあたって、災害時の対応組織の整備を図っていく。その際、自衛消防組織の応用などにより、夜間・休日における対応組織も含めて、組織的に統制された行動が出来るよう、あらかじめ任務分担を定めておく必要がある。

3 事業所の安全点検

地震が発生した場合、一番基本になるのが従業員自身の身の安全を守ることであり、二次災害防止のため、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

4 非常用品の備蓄、防災資機材の準備

災害時の停電や断水に備えて飲料水や食料を準備する。また必要な資機材を準備し、保管場所を定めていつでも使用できるようにしておく。

5 その他

事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第3部 震災応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動態勢

第1節 基本方針

1 災害応急対策の活動態勢概要

	発災直後	概ね1時間程度	1時間以降
区民・事業者等	○護身行動		
	○自主避難		
	○出火防止、初期消火活動等		→
	○家族、従業者、利用者等の安否確認		→
	○近隣住民等の救助・救出		→
	○従業員等の帰宅抑制		→
	○近隣の被害の情報収集、区等へ伝達		→
地域防災会	○地域防災会等の活動に協力 等		→
	○出火防止、初期消火、救助・救出		→
	○負傷者の手当・搬送		→
	○避難行動要支援者の避難支援		→
	○避難所の開設		
	○近隣の被害の情報収集、区等へ伝達		→
区を含む防災関係機関	○避難誘導 等		→
	○災害対策本部等の設置		
	○職員、社員等の非常参集		→
	○被害情報の収集		→
	○区民等からの通報		→
	○関係機関との情報交換		→
	○応急活動態勢の構築		
	○優先的な応急対策の実施		
		○応急活動態勢の確立	
		○応急・復旧対策の実施	→
		○他機関等への協力要請	

2 対応方針

大地震の発生直後には、建物の倒壊などにより、救助を必要とする人が多数発生するとともに、区域内で同時多発的に火災が発生することが予想される。これらの事態全てに、区を含め防災関係機関だけで即座に対応することは事実上困難である。そのため、「自らの生命は自らが守る」という自助の精神、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に立った、区民や事業所、地域防災会や民間団体相互の協力連携した活動が不可欠である。

一方、区及び防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求め、災害対策に万全を期さなければならない。特に被害が区内の広範囲に及ぶ場合、区内の防災機関のみの対応では困難であり、被災していない区、その他自治体や民間団体等の協力を得て防災対策を実施する。

協力態勢の構築及び整備の際には、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ災害活動体制を強化、充実していく。そのためにも、今後は、協定内容について不断に研究、検討を行い、各防災関係機関は、平素から法令またはこの計画に従って、関係機関と協議し協力態勢を確立しておくものとする。

さらに、区及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者のリスト化や退職者等の活用を図るなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第2節 具体的な取組み

1 区民・マンション管理組合・事業所等の自主防災活動

(1) 区民等の役割

① 区民等の防災活動の目標

- ア 火災を出さない
- イ 被害を拡大させない
- ウ 自分たちのまちは自分たちで守る

② 防災・災害対策活動の内容

- ア 地震発生直後には、落ち着いてまず身の安全を図る。火気使用時には火を消し、電気器具のコンセントを抜きブレーカーを落とすなど、出口を確保して様子を見る。
- イ 火災が発生した場合は、安全確保した上で、消火器等で初期消火を行う。
- ウ 周辺の火災に対する消火活動や、倒壊家屋からの人命救助等、地域で協力して災害の拡大防止及び二次災害防止活動を行う。

- エ 自宅が全壊・全焼した場合などには、所定の避難所に避難する。
- オ 避難指示が出された場合や周辺から火が迫ってきた場合などは、所定の広域避難場所、避難所等に一時避難し、詳細な情報を得る。
- カ 避難所の運営等、地域の防災活動に積極的に協力・参加する。

(2) マンション管理組合・マンション自主防災組織等の役割

① マンション管理組合等の防災活動の目標

- ア 火災、被害を出さない。
- イ できるだけ在宅避難を維持する。
- ウ 居住者が協力し、マンションや地域の防災活動に貢献する。

② 防災・災害対策活動の内容

- ア マンション居住者の安否確認を行う。
- イ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援を行う。
- ウ 集会室等を利用した避難所運営を行う。
- エ 建物被害調査と二次被害防止を行う。
- オ ライフライン復旧状況の確認を行う。
- カ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援を行う。
- キ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配を行う。

(3) 事業所の役割

① 事業所の防災活動の目標

- ア 被害を出さない
- イ 地域と連携、協力し、地域に貢献する

② 防災・災害対策活動の内容

- ア 地震発生直後、早期に自らの施設の被害を把握し、二次災害防止対策を行う。
- イ 自らの施設や地域で火災が発生した場合は、自衛消防隊を組織して消火活動を行い、延焼等被害の拡大防止に努める。
- ウ 従業員や顧客の安全を確保する。
- エ 企業内施設の安全を確認し、可能な範囲で地域への貢献や被災者支援を行う。
- オ 被災した場合、早期に復旧を行い、雇用の回復等経済復興に資する。

2 地域防災会の防災活動

地域防災会は災害時における迅速な防災活動の推進のために結成された地域の組織であり、区や警察、消防と連携しながら防災意識啓発や地域における自主防災訓

練の実施、災害時における負傷者の救出、初期消火活動、避難誘導、要配慮者の支援、避難所の開設運営、救護所の開設、避難行動要支援者の安否確認等の活動を行う。

■参照（別冊資料）

資料第32「地域防災会結成状況」

(1) 活動態勢

地域防災会の活動における役割分担について、組織構成例を下記に示す。

① 平常時

平常時は、災害時における防災活動が円滑にできるよう防災訓練や座談会等を実施し、一人ひとりが自分の役割についての認識を深めるとともに協力体制を築き、各種資機材の使用方法についても、多くの人が習熟しておく必要がある。

担当	主な役割
会長 副会長	役員体制を明確にして各部を統括し、組織の運営にあたる。 年度活動計画を作成する。
広報部	住民の防災意識の普及・高揚活動を行うが、訓練の時は実施の広報を行う。
防火部	出火防止の徹底及び初期消火態勢づくりを行う。 初期消火資機材の保守点検を行う。
救護部	応急手当法の訓練や講習会を実施する。 救助用資機材の保守点検を行う。
避難誘導部	避難路・広域避難場所の把握と確認を行う。 避難誘導訓練を行う。
避難所運営部	避難所開設及び炊き出し訓練の実施と物資配布計画の作成をする。
本部連絡員	区情報拠点との連絡を密にし、情報連絡訓練を行う。

② 災害時

災害発生時の具体的な組織的活動は、主に次のような活動を行う。

担当	主な役割
会長 副会長	組織の本部を設置し、各部長へ指導等を行う。 避難所の開設協力を行う。
広報部	災害情報の収集にあたり、区や会長の指示等を地域住民に伝達する。
防火部	消火隊を編成して初期消火活動にあたる。

担当	主な役割
救護部	救護所の開設協力を行う。 負傷者の救出・救護活動にあたる。 防疫活動の協力を行う。 遺体収容の協力を行う。 ごみ・し尿処理の協力を行う。
避難誘導部	住民を避難所及び広域避難場所まで誘導する。 高齢者・障害者の二次避難所への移送協力を行う。 被災者の所在確認及び安否確認の協力を行う。
避難所運営部	避難所開設及び区からの救援物資の配布及び炊き出しを実施する。
本部連絡員	組織本部と区情報拠点との間の情報連絡を実施する。

(2) 活動内容

① 基本方針

地域防災会は、地域内の相互扶助の精神にのっとり、各種防災活動を実施するとともに、区をはじめ防災関係機関の応急対策活動に協力する。

② 防災活動の協力事例

- ア 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他の防災関係機関への通報
- イ 災害に関する予報その他情報の区域内住民への伝達
- ウ 要配慮者の把握と安全確保への協力
- エ 避難行動要支援者の安否確認
- オ 避難誘導、避難所内罹災者に対する救護活動への協力
- カ 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等への協力
- キ 被災区域内の秩序維持への協力
- ク 被災状況の調査への協力

3 区の初動期における応急活動態勢

区は、中野区の区域内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、これに対処する。なお、区は災害対策本部を設置した場合、速やかに都や防災関係機関等へ報告するものとする。

■参照（別冊資料）

資料第261「中野区災害対策本部条例」

資料第262「中野区災害対策本部条例施行規則」

資料第272「中野区災害対策本部の運営及び災害応急対策に関する要綱」

(1) 災害対策本部組織の設置

① 災害対策組織

■参照（別冊資料）

資料第33「中野区災害対策本部組織図（震災）」

② 本部長室の所掌事務

- ア 本部の設置、廃止並びに非常配備態勢に関する事
- イ 避難指示等に関する事
- ウ 重要な災害応急対策に関する事
- エ 重要な災害復旧対策に関する事
- オ 本部活動の総合調整に関する事
- カ 東京都、その他の公共団体等に対する応援及び応急措置の要請並びに他区の相互応援に関する事
- キ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事

③ 各部の所掌事務

各部の所掌事務については、中野区災害対策本部条例施行規則の定めによる。

④ 本部の設置

総合的な情報システムを備えた中枢指令拠点となる防災センターを中野区役所庁舎二階に設置し(※)、平成10年4月から運用している。設備等の概要については次のとおりである。

※ 令和6年5月の新庁舎移転は、名称を「情報処理室」とし、庁舎六階に設置。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ア 区防災行政無線システム（移動系、固定系） | |
| イ 都多重無線システム | ウ 東京都災害情報システム（DIS） |
| エ 河川情報システム | オ 気象情報システム |
| カ 高所カメラシステム | キ Em-net |
| ク Jアラート | ケ 安否情報システム |
| コ 計測震度計 | サ Lアラート |
| シ 一斉情報配信システム | |

⑤ 災害対策本部の機能の強化

区は、災害対策本部機能の充実を図っていくことによって、災害対応能力、自立性・事業継続性の高い区役所の整備を図っていく。

また、関係機関と連携した災害対策本部運営を実施するため、防災センターの機能強化を進めていく。

■参照（別冊資料）

資料第34「中野区防災センター配置図」

資料第35「中野区情報処理室配置図」

(2) 配備態勢

① 震災情報連絡態勢及び震災初動配備態勢

非常配備態勢の前段階として組織する態勢。中野区の震度が震度4の場合には震災情報連絡態勢を、震度5弱の場合には、災害対策本部を設置し、震災初動配備態勢を確立し、被害状況の把握、情報収集伝達を行うとともに、必要に応じて応急対策活動を実施する。

② 非常配備態勢（震災第一次～第二次）

区長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、職員を動員して応急対策を実施する。

災害対策本部設置に伴う職員の動員態勢の種類は、応急対策活動の規模により震災第一次～第二次非常配備態勢とし、本部長は、災害の程度等に応じて発令する。

③ 休日・夜間等における態勢

ア 緊急災害対策本部長室態勢

休日・夜間等職員の勤務時間外に災害等が発生した場合、またそのおそれのある場合において初動の応急対策を円滑に遂行するため、「緊急災害対策本部長室態勢」を設けている。

イ 防災行政無線情報連絡員による監視警戒態勢

防災行政無線情報連絡員（非常勤職員）を常時配備し、24時間の監視警戒態勢をとる。

(3) 態勢発令基準等

主な基準は次のとおりであるが、災害の程度や状況により柔軟な対応を図るものとする。

態勢	基準	態勢の性格
震災情報連絡態勢	気象庁発表震度中野区震度が「4」の場合	中野区内の被害等の情報収集
震災初動配備態勢	気象庁発表震度中野区震度が「5弱」の場合	中野区の被害等の情報収集 東京都、防災関係機関からの情報収集、区民からの情報収集、必要な応急対策を実施
震災第一次非常配備態勢	①気象庁発表震度中野区震度が「5強」の場合 ②大規模地震対策特別措置法に基づく「地震注意情報」が発令された場合	直ちに救援等の応急対策を実施
震災第二次非常配備態勢	①気象庁発表震度中野区震度「6弱」以上の場合 ②大規模地震により区内に大きな被害が発生した場合 ③大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令された場合	災害対策本部の全組織を挙げ、救援等の応急対策を実施

(4) 本部の解散

区長は、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。廃止の際は、都知事へ報告する。

(5) 区の災害対策組織における訓練等

区では、災害時に備え以下の訓練を実施し、マニュアルを整備している。

- ① 職員震災図上訓練
- ② 職員参集訓練
- ③ 個別訓練
- ④ 総合防災訓練（再掲）

4 防災関係機関の活動態勢

災害が発生した場合、区の区域に係わる防災関係機関は、所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力するものとする。

各防災関係機関は、その責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準などを定めておくものとする。

■参照（別冊資料）

資料第36「各機関の概況等」

(1) 都水道局西部支所、中野営業所

都水道局に設置される給水対策本部を中心とした情報連絡体制を整え、被害状況の把握、応急措置活動を行う。また、都、中野区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

(2) 都下水道局西部第一下水道事務所

都下水道局の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い下水道施設の被害状況把握、応急措置活動を行う。

(3) 警視庁（警察署）

① 東京都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合

警視庁は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、警備要員は自所属に参集する。

② 東京都（島しょ部を除く。）に震度5強の地震が発生した場合

当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部を設置し、関係防災機関との連絡調整等に当たる。

(4) 東京消防庁（消防署）

① 震災第一非常配備態勢

東京都23区、東京多摩東部及び東京多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。

② 震災第二非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。

③ 非常招集

震災第一非常配備態勢を発令した時は、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災第二非常配備態勢を発令したときは、全職員及び全消防団員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。

(5) 日本郵便(株) (中野郵便局及び中野北郵便局)

- ① 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、各社において非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。
- ② 非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。

(6) 東日本電信電話(株)

大規模地震に関し、警戒宣言が発せられた場合及び災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都、中野区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

(7) 東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社

本社に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動組織を編成するとともに、荻窪支社では、被害状況の確認、電力の復旧対策、地域への広報活動等のための要員確保及びその業務を行う。また、都、中野区災害対策本部及び関係防災機関との連携調整を行う。

■参照 (別冊資料)

資料第173「災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する協定」

(8) 東京ガス(株)東京中支店

① 非常災害対策本部の設置

本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。また、都、中野区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

② 震災時の非常体制

ア 第0次非常体制

震度5弱の地震が発生した場合

イ 第一次非常体制

震度5強の地震が発生した場合

ウ 第二次非常体制

- ・震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧又は低圧)ブロックを供給停止した場合

(9) (株)ジェイコム東京杉並・中野局

- ① 「災害時等における防災情報の放送業務等に関する協定書」に基づき、中野区と連携を図り、迅速かつ正確に情報発信できる体制を整える。
- ② 生命の危険、またはそのおそれがある場合は、中野区災害対策本部からの緊急放送体制を行う。

■参照 (別冊資料)

資料第174、176「災害時等における防災情報の放送業務等に関する協定書」等

(10) 各交通機関

① 計画方針

電車、バス、地下鉄等の交通施設を震災等の災害から防護して輸送の確保を図るとともに、各関係機関は相互に連絡協議を緊密にし、大量輸送機関としての乗客の安全確保に努める。

② 災害発生時の初動体制

企業者は初期消火、避難誘導及び救護等の任務分担を明確にした活動体制を確立しておく。

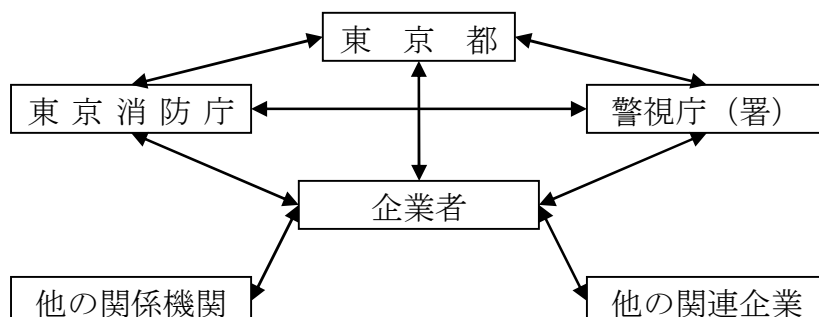
③ 消防活動体制

企業者は、初期消火活動体制の充実を図り、消防機関が現場に到着するまで消火活動を行うとともに、消防機関の消火活動に協力する。

④ 救助、救急活動体制

企業者は、避難誘導、救護等の活動体制の充実を図り災害発生時には、関係機関と緊密な連絡のもとに乗客等の避難誘導、救護等に努める。

(通報連絡系統図)



⑤ 各交通機関の活動態勢

ア 都交通局小滝橋自動車営業所

- (ア) 首都直下地震等が発生又は発生する場合、東京都交通局の防災計画に基づき、指揮命令及び情報連絡等を円滑に行い、迅速な初動体制により、応急活動を開始して、利用者の安全確保及び一刻も早い運転再開又は都営交通機能の維持に努める。
- (イ) 緊急時の通信設備として、デジタルIP無線を整備しており、災害発生時には、車両の位置、利用者の人数や被害状況等の情報を収集する。
- (ウ) 東京都の防災計画に基づいた交通局の方針により、地震・火災等に対処するため感知器、防火扉、消火器等を個々の施設に配置し、防災に努める。また運行中の乗務員については、旅客の人命保護と被害を最小限に止める措置について指導する。
- (エ) 建物・車両等の対策として、貯水槽、危険物等の点検を含めた防災組織（自衛消防組織）を編成して、防災対策の万全を期するものとする。
- (オ) 災害時におけるバスによる輸送対策は交通局災害対策本部が定める方針による。

イ 都交通局都庁前駅務管区

(ア) 基本計画

東京都交通局の防災計画に基づき、地震等による被害を未然に防止し、災害発生時に避難、誘導等を適切に行うことで人的な被害を防ぐとともに、鉄道施設に被害があった場合に迅速かつ的確な復旧を行うことにより、輸送の安全確保に努める。

(イ) 施設の現況

都営地下鉄4路線（都営浅草線、都営三田線、都営新宿線及び都営大江戸線 109.0 km）の内、中野区内には、中野坂上駅、東中野駅、新江古田駅の3駅がある。

(ウ) 災害予防対策

構造物及び、建築物等トンネル部分及び、駅舎並びにこれに付随する建築物は全て鉄筋コンクリート等の耐震・耐火構造である。

(エ) 防火対策

地下構内の照明及び熱源は、電力を使用しており、構造物及び内装材は原則として、不燃材料を使用すると共に、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓、連結送水管等の各種消防設備を備えている。

(オ) 排水対策

各駅及びトンネル内谷部にポンプ所を設置し、湧水又は浸水時に備えている。

(カ) 停電対策

東京電力(株)より複数系統で受電した電力は、各変電所間の受給電可能な設備とし万々に備えている。もし、東京電力(株)よりの受電が止まると、ガスタービン発電機が稼働し、災害時に必要な防災設備の電源を確保している。

(キ) 防災訓練

防災対策に必要な情報の収集、旅客への伝達方法、避難、誘導訓練等の教育訓練は、春・秋の火災予防運動期間及び、防災の日(9月1日)等を重点に年2回以上実施し、その徹底を期する。

ウ 京王バス(株)中野営業所

京王電鉄(株)の運行管理規程及び中野営業所の防火管理規程を準用するほか、「一般乗合旅客自動車異状事態の処置」に従い、次の条項のとおりとする。

(ア) 現業長は常に所管の営業所諸施設並びに路線の状況を把握するとともに、地震・火災等の災害が発生し、またはそのおそれがある時は、上長並びに関係機関との連絡を緊密にし、臨機の処置をとり、災害を最小限に防止しなければならない。異常時は、バス車載用無線機により走行中の全バスにその旨を速やかに伝達する。

(イ) 現業長は災害が予想される時は、その程度に応じ、次の警戒態勢をとらなければならない。

- a 現業長または運行係長の宿泊待機
- b 事務員・工場員・車両を運転するのに必要な乗務員その他の要員の待機または手配
- c 運行対策
- d 車両の分散・待避の計画
- e 火気取締及び危険物取締
- f 電線等の事故及び看板その他の飛散防止の安全措置

g 断水時のための貯水

h その他必要な措置

(ウ) 現業長は所在の行政機関の要請に基づき災害の応急対策（人員輸送用）として、可能な車両を提供する。

(エ) 現業員は災害発生時には忠実に上長の指示に従い、相互に協力し冷静沈着かつ迅速に、その事態に応じた最善の処置をとらなければならない。

(オ) 防災教育訓練は、全従業員が、有事に際し被害を最小限にとどめ、常に異常時における適切な判断力を持たせるため、次のとおり実施する。

a 部分訓練（消火、通報、避難について月1回以上行う。）

b 総合訓練（火災予防運動等に合わせ年2回以上行う。）

(カ) その他、路線運行中震災等異常事態発生時には、安全な場所に車両を停車し、旅客を速やかに指定された避難場所に誘導する。

エ 関東バス(株)丸山営業所

(ア) この計画は、震災をはじめ火災等のあらゆる災害の種類及び程度に応じて、関東バス(株)の運行管理規程及び防火管理規定を適用して被害を最小限度に止めるものである。

(イ) 運行中の乗務員は緊急事態を予測しまたは発生した場合は、運行管理者の指示に従い、また指示を受けるいとまのない時は、直ちに運行を中止し、待避、避難等の処置により乗客の安全保護及び避難誘導に努める。

(ウ) 電柱（断線）、広告塔、看板、石垣及び石塀等の倒壊飛散、ガス管の破裂並びに路面の地割等に注意し、安全な運行に努める。

(エ) 災害の応急対策として、行政機関の要請に対処するため、バス、車両を待機させる。

(オ) 以上の処置については、本社及び関係機関と連絡を緊密にし、防災業務の万全を期する。

(カ) 防災教育訓練（消防教育訓練を適用）

災害発生に際し被害を最小限度にとどめるため、次の実施基準により訓練を実施する。

a 基本訓練（消火、通報、避難） 月1回以上

b 総合訓練 6か月1回以上

オ 東日本旅客鉄道(株)（中野駅、東中野駅）

本社防災規程（管理規程）、首都圏本部防災管理基準（規程）、及び駅防災内規に基づき、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧の迅速化を図り、もって輸送の安全確保に努めるものとする。駅防災内規では、震災予防に対し次の事柄を実施する。

(ア) 震災予防

防火管理者は、地震時の災害発生とパニックを予防するため、点検検査担当保守区と協力して次の事柄を行うものとする。

- a 建築物及び建築物に付随する施設物、駅構内にある自動販売機等の倒壊、転倒、落下防止措置の調査と改修
- b 火気使用設備器具類の転倒、落下防止及び自動消火装置等についての作動状況の調査

(イ) 防災教育

防災に関する知識、技術を修得し、火災、震災、その他の災害の予防、人命の安全及び被害の軽減を図るため、社員に対し次の教育を実施する。

- a 駅防火内規の周知徹底
- b 火災予防上の遵守事項
- c 防火管理における社員の任務及び責任の周知徹底
- d 旅客、社員の人命安全に関する事項
- e 地震防災応急対策

(ウ) 防災訓練

震度6弱以上の地震が発生した場合の「大地震発生時のマニュアル」に沿って、本社、東京支社、現業機関が一体となって人命救助を最優先とした本社対策本部救助計画に基づき、非常参集や救助、復旧活動の訓練を実施する。

カ 東京地下鉄(株)新宿駅務管区中野坂上地域 (地下鉄)

(ア) 計画方針

地震等による被害の未然防止を図るとともに、発生した災害により、鉄道施設等に被害があった場合は、その被害の迅速かつ的確な復旧を図り、もって輸送の安全確保に努めるものとする。

(イ) 施設の現況

東京地下鉄(株)の路線は、銀座線、丸ノ内線、日比谷線、東西線、千代田線、有楽町線、半蔵門線、南北線及び副都心線があり、営業キロ総数は、195.1キロである。

中野区内の駅数は4駅(中野坂上、新中野、中野新橋、中野富士見町)あり、一日平均12万8千人の乗降客がある。

(ウ) 災害予防

a 防災体制の確立

営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立する。

b 排水施設

東京地下鉄(株)における排水設備は、850m～1.5km毎に設備している。

各ポンプ室には、排水能力 1.0 m³/分のポンプ3台を標準設置し交互自動運転を行っている。

c 構造物の耐震性

地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、関東大震災級相当の地震でも耐えられる鉄筋コンクリート等の耐震構造になっている。

d 建築施設等の耐震性

地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、建造してある。また、変電所設備用鉄構は、水平震度 0.3（震度階6相当）で建造してある。

e 防火対策

(a) 地下構内では、都市ガスや油脂類等の可燃物の使用を禁止しているので、地震により出火する可能性はほとんどない。

なお、建築内装材料及び備品類は、すべて不燃化している。また、自動火災報知装置、屋内消火栓及び連結送水管等の各種消火設備を設置してある。

(b) 地下鉄車両の防火対策については、運輸省「普通鉄道構造規則」並びに国土交通省の通達に基づき整備している。

f 停電対策

東京電力(株)から複数系統で電力の供給を受けているので、すべての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯により、また列車内も蓄電池により照明を確保している。

駅間のトンネル内には、全線にわたり 15～20m間隔に非常灯を設備しており、100m間隔に駅までの距離を表示した避難誘導距離標が設備してある。

キ 西武鉄道(株)

この計画は、西武鉄道(株)の会社事業に影響を及ぼす震災、異常気象時等の災害に対する基本的な対策を定めたものであり、これらの災害による被害の拡大防止を図り、従業者や顧客等関係者の安全を確保し、会社事業の継続または被害を早急に復旧して、会社事業を再開することにより、企業としての社会的責任を果たすことを目的とする、災害対策規程、関係する諸規程およびマニュアル等の示すところによる。

(ア) 従業者は、研究、教育、訓練等により、本規程及び関係する諸規程およびマニュアル等の習熟に努めなければならない。

(イ) 各部・室長および防災責任者は所属員に対する防災教育・訓練計画を定

めて実行しなければならない。

- (ウ) 当社における防災対策を推進し、総合的かつ実効的な防災体制を確立するため、西武鉄道(株)防災会議を設置し、組織編成は次のとおりとする。
 - a 議長 社長執行役員
 - b 委員 執行役員および各部・室長
 - c 事務局 管理部
- (エ) 西武鉄道(株)防災会議は前項の目的を達成するため、下記の内容について協議する。
 - a 災害要因の検討
 - b 予想される被害の推定
 - c 防災対策の検討
- (オ) 事業所毎に防災責任者を置く。
 - a 防災責任者は、各事業所長（駅管区長・所長・区長・支配人等）とし、各部毎に定める。
 - b 防災責任者は、所属部長の指示に従い次の業務を行うことを基本とする。
 - (a) 災害の被害推定と災害注意個所の決定
 - (b) 顧客等の避難誘導計画の作成
 - (c) 従業員の非常召集計画等の作成
 - (d) その他防災に関し必要な事項
- (カ) 災害発生のおそれがある場合、次の警備を行う。
 - a 第1種警備
広範囲に災害の発生が予想され、その最悪の事態に備える場合
 - b 第2種警備
第1種警備に準ずる警備をいい、災害が軽微と予想される場合
 - c 第3種警備
前各号に至らないが、列車運転に影響を及ぼすおそれがある場合、または局地の警備を必要とする場合
- (キ) 防災責任者は前項の警備内容に応じた所属員の非常召集計画をあらかじめ定め、所属員に周知徹底させておかなければならない。
- (ク) 駅における非常召集は警備の必要があるとき、または災害が発生し通常の体制では対応できないと認められた場合、防災責任者が行う。
 - a 第1種召集
非番者（公休者を含む）全員
 - b 第2種召集
主任、副主任以上の者

c 第3種召集

助役以上の者

- (ケ) 災害により、会社の事業全般に重大な被害がおよぶと判断したとき、及び東海地震の地震防災対策強化地域に関わる警戒宣言が発令されたときは、災害対策会議議長は、災害対策本部を設置する
- (コ) 震度6弱以上の大震災時は、災害対策会議議長の指示がない場合でも、自動的に西武鉄道(株)災害対策本部が設置されるものとする。
 - a 本部長は防災会議議長が就任する。委員は執行役員、各部・室長をもって構成する。
 - b 必要に応じて、災害発生地には現地復旧部を設置する。
- (サ) 有線電話による連絡が困難な場合には、保守無線および携帯電話等を活用する。この場合、保守無線は次の個所に整備されている。
 - a 基地局：運転司令・電気司令・保谷電気所・各電気区・白糸台電気係員室
 - b 陸上移動局：保谷電気所・各電気区（仮設アンテナは必要な個所に仮設する。）
- (シ) 防災責任者は、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合には警備・作業要員用として食料を調達する。また、調達が困難な場合には、災害対策本部長等に対して食料の配給を要請することができる。
- (ス) 地震発生の応急対策並びに処置、旅客の案内、誘導、避難については、内規において項目毎にその取扱いを定めているが、必要に応じて消防署、警察署、その他行政機関等の協力を求めて活動の円滑を期する。このため平素から関係機関、団体等と避難、救急計画等を協議し、協力体制を確立しておくものとする。
- (セ) 各事業所においては、災害対策要項を作成し、防災知識の向上、自主防災思想の涵養、異常時における人員配置並びに取扱作業の徹底を図るほか、各事業所に自衛消防組織を設け災害防止に対処している。

5 複合災害対策の対応

(1) 被害想定で想定する主な複合災害

大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を念頭に置きながら、新たな被害想定においても、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

【複合災害発生時に起きうる事象】

風水害	・地震動や液状化により護岸施設が損壊した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の運搬、かれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

(2) 複合災害に備え留意すべき事項

① 共通事項

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策 等

② 大規模自然災害＋大規模自然災害

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

③ 感染症対策＋大規模災害

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑制への対応 等

(3) 複合災害の対応

- ① 区及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、中野区地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- ② 区及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる

など、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

- ③ 区及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

6 相互の応援・協力による応急対応力の確保

(1) 東京都等との連携

区は、都へ応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

そのため、区は、都と災害対策上必要な資料の交換等、平素から連絡を密にし、災害時には、一層その強化に努めるとともに、協力して区内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

発災時、区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区域内で行われる都の災害応急対策について積極的に協力するものとする。とりわけ、区長は、区的能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、都または自衛隊等の救援について、必要に応じ都知事に要請するものとする。

① 他の自治体、指定行政機関等への協力

都知事より他の区または指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、区の応急措置に支障のない範囲で協力する。

② 協力要請

都に対し応援を求める場合や指定地方行政機関等の応援あつせんを都に求める場合には、都総務局に対し、次に掲げる事項について口頭または電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

ア 都に応急措置の実施または応援を求める場合

(ア) 災害救助法の適用

- a 災害発生の日時及び場所
- b 災害の原因及び被害の状況
- c 法の適用を要請する理由
- d 法の適用を必要とする期間
- e 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

- f その他必要な事項
- (イ) 被災者の他地区への移送要請
 - a 被災者の他地区への移送を要請する理由
 - b 移送を必要とする被災者の数
 - c 希望する移送先
 - d 被災者の収容を要する期間
 - e その他必要な事項
- (ウ) 都各部局への応援要請または応急措置の実施要請
 - a 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - b 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
 - c 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
 - d 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
 - e その他必要な事項
- イ 指定地方行政機関等、他府県等の応援あつせんを都に求める場合等
 - (ア) 自衛隊災害派遣要請の要求を求める場合
 - a 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域及び活動内容
 - d その他参考となるべき事項
 - (イ) 他区市町村、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請あつせんを求める場合
 - a 災害の状況及び応援あつせんを求める理由
 - b 応援を希望する機関名
 - c 応援を希望する人員、物資、資材、機械器具等の品名及び数量
 - d 応援を必要とする場所、時間
 - e 応援を必要とする活動内容
 - f その他必要な事項
 - (ウ) 指定地方行政機関または他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合
 - a 派遣のあつせんを求める理由
 - b 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - c 派遣を必要とする期間
 - d 派遣される職員の給与その他勤務条件
 - e その他参考となるべき事項
- ウ 日本放送協会への放送依頼のあつせんを求める場合
 - (ア) 放送要請の理由
 - (イ) 放送事項

(ウ) 希望する放送日時及び送信系統

■参照（別冊資料）

資料第105「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書」

参考1「震災対策における都・区間の役割分担（昭和52年合意）」

参考2「震災対策における都・区間の役割分担（平成8年合意）」

(2) 特別区災害時相互協力及び相互支援

阪神・淡路大震災を契機に自治体間の協力が不可欠であるとの認識から、23区が共同で取り組むべき災害対策について、23区相互間の支援を実施するため、平成8年に「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結した。

平成26年には、東日本大震災で明らかになった新たな課題に対応するため、内容を見直した。

また、令和2年には、災害廃棄物処理業務関連で新たに協定を締結した。

■参照（別冊資料）

資料第105「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」

資料第254「災害廃棄物に関する共同処理等に関する協定」

(3) 他自治体との相互協力・応援協定

区は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、区は、近隣自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との協定締結も考慮するものとする。

① 協定自治体

非常災害時における相互応援に関して、区と以下の自治体とで協定を締結している。

ア 長野県中野市

イ 福島県田村市

ウ 山梨県甲州市

エ 青森県青森市

オ 茨城県常陸太田市

カ 群馬県みなかみ町

キ 青森県黒石市

ク 千葉県館山市

ケ 福島県喜多方市

コ 山形県山形市

■参照（別冊資料）

資料第112～121「東京都中野区と長野県中野市との非常災害時等における相互応援に関する協定」等

② その他の自治体との協力関係の構築

被害状況によっては、食料、飲料水、生活必需品等の物資や人的にも多くの支援が必要となることが予想されるので、交流のある自治体等から情報を収集し、相互援助協定の締結が可能なところから、順次協定を締結していく。

■参照（別冊資料）

参考8「平成16年新潟県中越地震に係る中野区の救援対策について」

参考10「東日本大震災による区への対応、被災地支援について」

参考11「令和元年台風15号に係る中野区の救援対策について」

③ 派遣職員の処遇及び経費負担

災害対策基本法施行令第18条の定めるところによる。

(4) 防災関係機関等との協力

① 防災関係機関等との協力

区は、区の区域内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時には、速やかに防災関係機関等と密接な協力、応急対策の実施にあたるものとし、災害対策本部開設時は、情報の収集・交換及び各種連絡を密にし、連絡員の派遣等、適切な措置を講ずるものとする。

また、区は、防災関係機関等と随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、適宜、協定内容について追加や見直し等を進めていく。

協力体制の構築にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実行性の確保に留意するものとし、災害時において防災関係機関等の円滑な協力が得られるよう、協定を締結し、協力体制を確立している。

■参照（別冊資料）

資料104「協定締結一覧」

② 日本郵便株式会社との協力

震災時の活動を円滑に遂行するため、日本郵便株式会社と災害特別事務取扱及び援護対策等の協定締結の検討を進める。

■参照（別冊資料）

資料第183「災害時における中野区と郵便局との相互協力に関する覚書」

③ 日赤奉仕団との協力

災害時における救護について、東京都が昭和55年7月1日に日赤東京都支部と「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」を締結し、医療、助産及び死体の検案についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。

区としても、上記契約や「日赤東京都支部災害救護実施計画概要」に準じ、災害時における救護について協力を求めていくため、平素から連絡を密にし、協力

体制の確立に努めるものとする。

(5) ボランティア等との連携・協働

① 中野区災害ボランティアセンターの開設・運営

発災直後における一般ボランティア（専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供するボランティア）の受入れについては、中野区社会福祉協議会が設置するボランティア本部（中野区災害ボランティアセンター）が行い、ボランティアの振分け及びボランティアの活動支援を行う。

区は、ボランティア本部に対し、災害関連情報の提供をはじめ、活動拠点となる区立施設の提供など必要な支援を行う。なお、活動拠点については、主に中野四季の森公園（中野区中野4-12、13）とし、その他状況に応じて、区立施設等を活動拠点とする。

都から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と区の実施する救助の調整事務について、ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができ、活用に努める。

また、東京都は、東京都災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア本部に対し、災害ボランティアコーディネーターの派遣、資器材・ボランティア等の区市町村間の需給調整等を行う。

② 外国人に対する支援

中野区国際交流協会は、区及びボランティア本部と協力し、また、都が設置する外国人災害時情報センターを活用し、外国人被災者に対する情報提供、語学ボランティアの募集、語学ボランティアの派遣に係る調整を行う。

■参照（別冊資料）

資料第122、123「災害時における相互支援に関する協定書」

③ その他多様なボランティア等の活動

ア 被災者のニーズに自主的に対応するボランティアや、民間非営利団体（NPO）などの活動は、救援・救助活動及び復旧活動を迅速かつ的確に実施していく上において重要な役割を担う。そこで、区及び防災関係機関は、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する情報を共有し、ボランティア等が技能を活かし、活動しやすい環境の整備を図る。

イ 区は、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、中野区社会福祉協議会と連携しながら研修や訓練を通じて推進する。

ウ 区は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法

等に係る広報・周知を進めるなど、ボランティア活動の環境整備に努める。

④ ボランティア活動内容

機関名	ボランティア名	出動要件及び活動内容
都生活文化スポーツ局	防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
都都市整備局	応急危険度判定員	区市町村からの依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早くかつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都都市整備局	被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
警視庁	交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁	東京消防庁災害時支援ボランティア	大規模災害発生時に東京消防庁管内の消防署に参集し、チーム編成後、職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動など実施
日赤 東京都支部	赤十字災害救護ボランティア	平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	地域赤十字奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施
	特別赤十字奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施
	赤十字個人ボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

(6) 自衛隊の災害派遣要請

① 派遣要請等（災害対策基本法第68条の2）

区長は災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命財産の保護を図ることが困難と認めた場合、自衛隊の災害派遣を都知事に要請する。

ア 要請の方法

自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、下記の事項を明らかにし、都総務局に要請する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

第1編 震災対策計画
第3部 震災応急対策計画
第1章 災害応急対策の活動態勢

(エ) その他参考となるべき事項

イ 緊急時の連絡

区長は、災害に際し、通信の途絶等により都知事に対して早急に災害派遣の要請ができない場合は、自衛隊に対し直接通知するものとし、事後、速やかに都総務局（総合防災部）に通知する。

(ア) 部隊名

陸上自衛隊第1普通科連隊

(イ) 連絡先

電話 (3933) 1161 (第4中隊) 内線 2554

FAX 代表番号+2534 時間外(部隊当直指令) 内線 2564

② 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊または障害がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者の生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付 または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

③ 派遣部隊の受入態勢

ア 作業計画

自衛隊に災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について、速やかに作業計画を作成し、必要な資機材等の確保に努める。

イ 協力体制

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を誘導するとともに、部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ必要な措置をとるものとする。

ウ 派遣部隊の仮宿泊地（駐屯地）

被害状況、被災者の避難生活等の状況を勘案し、区立施設等を活用するものとする。

エ ヘリコプターの発着地

派遣部隊においてヘリコプターの発着を必要とする場合は予め定めるヘリコプター発着地を指定する。

ヘリコプター離着場候補地については、第3部第5章による。

④ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。

⑤ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

7 受援計画の策定

(1) 受援計画の作成

発災時には、災害情報収集、医療救護の手配、避難所開設、緊急物資の調達と配送、遺体処理など、膨大な量のかつ経験のない緊急及び応急対応業務が発生し、一方停止できない平常時業務にも対応する必要がある。中野区の通常の態勢では処理

しきれないことは明白であり、他自治体から職員派遣を受けて業務を処理していく必要が生じる。円滑に職員派遣を受けるために、応援を受ける業務の選択、応援の受付態勢、応援職員の配置方法など、事前に検討し、計画を作成する。

応援を円滑に受け入れることで、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅などを促すことにより、労働安全・衛生面の向上も期待できる。

(2) 非常時優先業務の実施

区内で震災などの大規模災害等が発生した場合、区は全庁を挙げて災害に対応する態勢を直ちに確立する。通常業務は原則として休止し、非常時優先業務を確実に実施するため、当該業務に必要な人員等を確保するとともに、非常時優先業務を実施できる態勢を構築する。

(3) 受援開始の判断

人的受援は、中野区職員、区民だけでは人的に対応しきれないと災害対策本部長が判断した場合とする。また、物的受援は、中野区備蓄物資及び市場調達では対応しきれないと判断した場合とする。

なお、物的支援は、国・都によるプッシュ型支援の可能性を考慮する。

(4) 受援担当等の設置

災害対策本部に受援態勢を統括する受援担当を置く。また、災害対策各部にも受援担当を置き、統括受援担当との連絡調整を担当する。

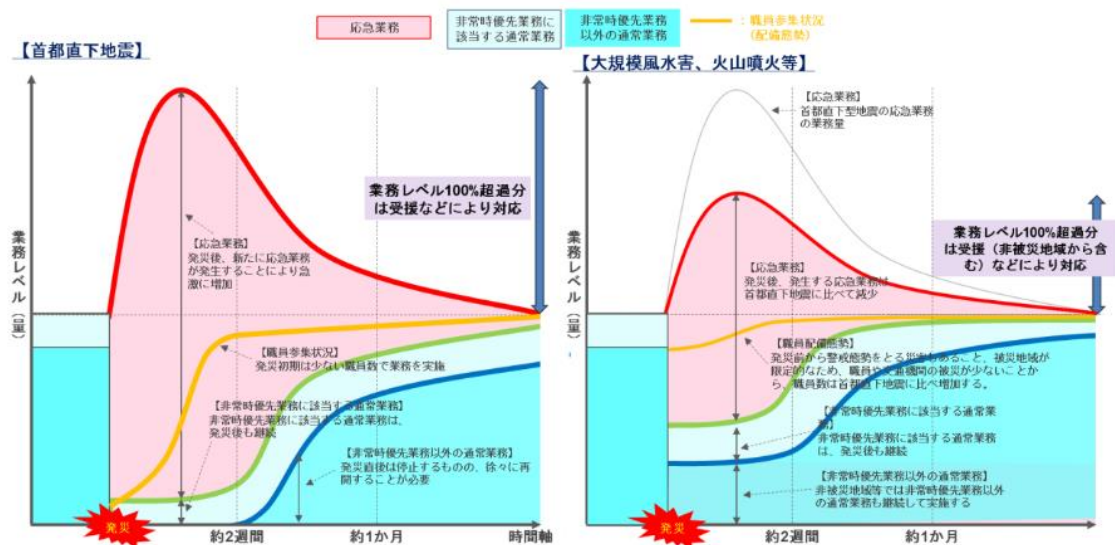
(5) 受援計画での人的応援への対応

他自治体等の職員応援を受けることになった場合の基本方針は、次のとおりとする。

① 受援期間中の応援職員の指揮命令系統、執務場所の基本的な考え方

区は、応援職員の受入れにあたって、応援業務内での指揮命令系統をあらかじめ明確にする。また、区は、執務場所を用意する。

＜発災後に実施する業務の推移イメージ＞



災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

② 受援期間中の応援職員宿泊場所

区は、応援職員の宿泊場所を次の順位で提供する。

- ア 宿泊スペースがある区所有施設
- イ 区営住宅空き室など
- ウ 民間宿泊施設

③ 受援業務の選定

区はあらかじめ、積極的に受援を受ける業務を選定し、応援職員に業務を説明するための資料を用意する。

④ 受援業務に必要な資機材の手配

区は、相互応援協定締結自治体や応援協定締結団体など、あらかじめ受援業務の取り決めをしている場合は、災害時に必要な装備、受援業務に必要な資機材、基本的な事務用品の手配も依頼する。

また、定期的に必要な資機材などの在庫を確認する。

⑤ 受援業務に必要な職種や専門性の事前確認

区は、受援業務を選定したのち、当該業務に従事する職員に必要な知識、資格等を整理しておく。

(6) 受援計画での物的応援への対応

他自治体等から物的応援を受けることになった場合の基本方針は、次のとおりとする。

- ① 物資の受入れ、搬送にあたっては、東京都と十分な連携をとる。
- ② 国及び都からは、プッシュ型物資応援があることを想定し対応を用意する。
- ③ 個人による義援物資は受け付けないことを原則とし、物資の仕分けや腐敗物処理に必要な人員を他業務に活用するように努める。
- ④ 物資の輸送手段、運営は民間事業者への委託を検討する。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」
（「受援計画」）

8 応急対策職員派遣制度の活用

区は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

なお、区は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に東京都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請する。

9 応急対策に必要なオープンスペースの活用

オープンスペースは、災害時における避難者の安全確保や火災の延焼阻止に役立つだけでなく、がれき処理や物資の配給等の応急・復旧活動時の様々な対策を円滑に行うためにも重要な役割を果たす。中野区のような都心区において、オープンスペースを確保することは困難であるが、極めて重要な課題である。なお、個々のオープンスペースについては、空地の高度・有効利用の見地に立ち、利用目的を限定、特化することなく時系列的、多目的に捉えることが必要である。

（1）時系列で見たオープンスペースの活用

- ① 震災直後から一定期間
 - ア 避難所、避難場所
 - イ 救出・救助の活動拠点
 - ウ 災害時ヘリ緊急離着陸候補地、後方医療施設との連携場所
 - エ ボランティア活動拠点
 - オ 生活物資等の集積・輸送拠点
 - カ ライフライン復旧工事のために必要な資機材置き場、工事事務所等
 - キ 災害廃棄物（がれき等）の仮置場（応急集積場所）
 - ク 一時の遺体収容場所
 - ケ その他所管事業に係る空地、施設建物等

② 震災後数日以降

- ア 災害廃棄物（がれき等）の仮置場（応急集積場所、一次仮置場）
- イ 応急仮設住宅の建設用地
- ウ 公営住宅等の建設用地
- エ 庁舎建設用地
- オ 復興事業の用地
- カ その他所管事業に係る空地、施設建物等

(2) 具体的なオープンスペースの利用計画

① 救出・救助の活動拠点

区役所周辺、公園等

② 避難所・避難場所

第3部第4章による。

③ 災害時ヘリ緊急離着陸場

第3部第5章による。

④ ボランティア活動拠点

本章による。

⑤ 輸送拠点

第3部第5章による。

⑥ 災害廃棄物（がれき等）の仮置場（応急集積場所、一次仮置場）

第4部第1章による。

⑦ 遺体収容所

第3部第7章による。

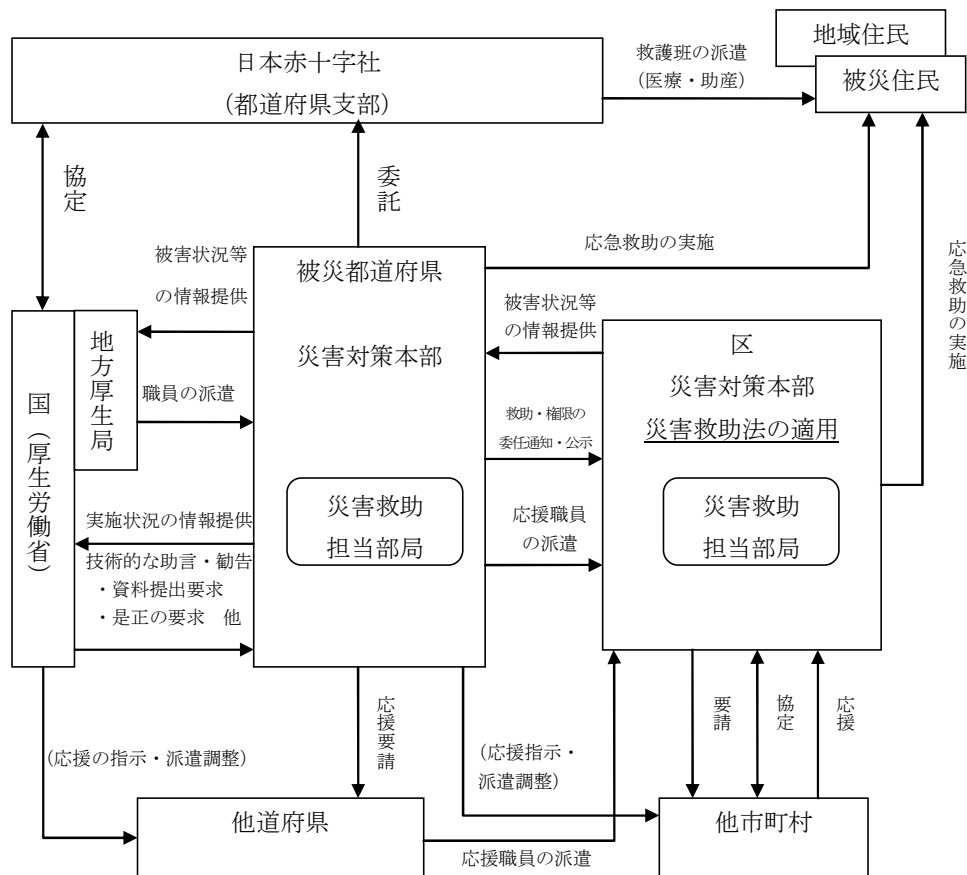
⑧ 応急仮設住宅建設用地

第4部第1章による。

10 災害救助法の適用時における応急活動の実施

災害救助法による救助は、災害に際して飲料水、食料、医療等の応急的な救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。区の区域に災害救助法が適用されたときは、区長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補佐し、被災者に対して必要な救助を実施する。

(1) 災害救助法による救助の実施



(2) 災害救助法の適用基準等

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、区における具体的基準（令和2年国勢調査時点）は次のとおりである。

① 適用基準

ア 災害が発生した段階の適用

(ア) 中野区内の住家の滅失した世帯が150世帯以上であること。

(イ) 都の区域内の住家のうち、滅失した世帯が2,500世帯以上の場合であって、中野区の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が75世帯以上であること。

(ウ) 都の区域内で住家の滅失した世帯が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(エ) 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

イ 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。

② 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

③ 被害の認定

被害の認定に当たっては、次の点に留意し、迅速かつ適正に行われなければならない。

ア 住家

「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物でいい、現実に住居するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

(注) 一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

(注) 法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。

イ 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

(イ) マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。

(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議が必

要である。

- (ウ) 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

ウ 住家の被害

- (ア) 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

- (イ) 住家の半壊、半焼する等、著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

- (ウ) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（以下「準半壊」という。）

住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。

- (エ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

アからウに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

(注) 「災害の被害認定基準について」(令和3年6月24日府政防第670号)
及び「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日)通知に基づく。

(3) 災害救助法の適用手続

① 知事への報告

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に関して知事を補助するため救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けるものとする。加えて、災害救助法に基づく、「災害報告」は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となるため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握の上、速やかに報告する。

② 報告事項

災害に際し、前記(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、区長は直ちに次の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- カ その他の必要事項

(4) 災害救助法による救助(援助)の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索及び処理

■参照（別冊資料）

資料第37「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」

第2章 情報収集・伝達

第1節 基本方針

1 情報収集・伝達概要

	発災直後
区民・事業者等	○区、警察署、消防署等へ被害情報の伝達 ○地域の被害情報の収集
地域防災会	○区、警察署、消防署等へ被害情報の伝達 ○地域の被害情報の収集
区	○区民等からの被害情報の通報 ○地域の被害情報の収集 ○地域の被害情報の集約 ○被害概況の把握 ○各機関等との情報交換 ○被害の拡大防止 ○協力・応援要請 ○避難指示 等
警察署 消防署	○区民等からの被害情報の通報 ○被害情報の収集 ○各機関等との情報交換 ○被害の拡大防止 ○協力・応援要請 ○避難指示 等
防災関係機関	○区民等からの被害情報の通報 ○被害情報の収集 ○各関係機関との情報交換 ○応急・復旧活動 ○協力・応援要請
都	○被害情報の収集 ○被害情報の集約 ○必要な応援・協力、要請 等

2 対応方針

(1) 区及び各防災関係機関は、主要な通信連絡手段である有線電話が、大地震等により、局地的または全面的に途絶あるいは大幅な発信規制で混乱が予想されることから、これらの復旧・回復を待つことなく、次の表について情報を収集するとともに、綿密な連携のもとに正確な情報連絡活動を展開し、状況に応じた的確な対処を図る。

機関名	種別	収集項目
気象庁 東京都 報道機関	地震概況	地震の概況 (震源地、マグニチュード、発生時刻、各地の震度)
区 各機関	災害対策本部等の 設置状況	発令態勢 活動人数・参集状況 設置状況(開設日時)
区	避難指示	発令日時、解除日時(指示) 対象人数、対象世帯数
区 東京消防庁 消防署・消防団 警視庁 警察署 各機関	人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
東京都 区 東京消防庁 消防署・消防団 警視庁 警察署 各機関	建物被害	住家の被害数(棟数、世帯数、人数) (全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、 準半壊、一部破損) 文教施設(箇所) 病院(箇所) 公共施設等の被害数(棟数)
区 東京消防庁 消防署・消防団	火災被害	被害数(建物、危険物、その他)
区 警視庁 警察署 東京都第三建設事務所	道路被害	道路名、被害箇所、不通箇所数 被害復旧情報(復旧見込日時、復旧日時等)
区 警視庁 警察署 東京都第三建設事務所	橋りょう被害	橋りょう名、被害箇所、不通箇所数 被害復旧情報(復旧見込日時、復旧日時等)
区 消防署 警視庁 警察署 東京都第三建設事務所	河川・がけ崩れ 被害	河川被害場所・規模 がけ崩れ被害場所・規模

機関名	種別	収集項目
都水道局中野営業所 下水道局西部第一下水道事務所	水道被害	被害地域、被害数（戸） 被害復旧情報（復旧見込日時、復旧日時等）
東日本電信電話(株) (株)ジェイコム東京杉並・中野局 東京電力パワーグリッド (株)荻窪支社 東京ガス(株)東京中支店	電話・電気 ・ガス被害	被害地域、被害数（戸） 被害復旧情報（復旧見込日時、復旧日時等）
東日本旅客鉄道(株) 東京都交通局 東京地下鉄(株) 西武鉄道(株) 京王バス(株) 関東バス(株)	公共交通機関被害 帰宅困難者	鉄道・バス路線名、不通箇所 鉄道・バス被害復旧情報（復旧見込日時、 復旧日時等） 帰宅困難者数（駅周辺）
区	ブロック塀等	ブロック塀等の被害箇所数
区	避難所情報 （二次避難所等）	避難所施設の被害状況 避難所の開設状況含む 避難者の概数、措置状況 避難所の備蓄物資状況 その他、地域における被害情報

(2) 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(3) 電気の供給停止や機器の破損による情報通信の途絶・長期停止等を回避できるよう、機器の整備等を推進するとともに、効果的かつ効率的に情報伝達が行えるよう、最適な媒体や運用について調査・研究を進める。

(4) 適切な情報を確実に区民等へ伝達するために、通信のふくそう、大規模停電時等に備え、情報伝達手段の多重化を図るとともに、そうした情報伝達手段を平時より周知・広報することで、災害発生時における情報提供を推進する。

- (5) 区は、東京都災害情報システム（DIS）や都多重無線中野区端末局による無線通信等を活用し、都と密に連携を図り、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都へ報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に通報する。
- (6) 行方不明者として把握した者が、他の区市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の区市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じて外務省（領事局外国人課）を通じて在京大使館等に連絡するものとする。
- (7) 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用留意する。

第2節 具体的な取組み

1 情報連絡体制の構築

- (1) 防災行政無線情報連絡員による24時間の情報連絡体制
休日・夜間等の災害に対し、中野区防災行政無線局の24時間運用体制を確立するとともに、地震その他の非常災害発生時における情報連絡の迅速化、加えて、初動態勢の強化を図るために、防災行政無線情報連絡員による情報連絡体制を平時より構築している。
- (2) 安否確認メール・職員参集メール配信システム
災害発生直後の応急活動態勢を速やかに整えるため、携帯電話のメールを利用して、すべての区職員や防災関係機関等の関係者に地震情報などの災害情報を伝達・周知するとともに、安否・所在・活動の可否・周辺状況等の情報収集ができるよう安否確認メール・職員参集メール配信システムを平成17年7月から運用している。
- (3) 地理情報システムの構築
区は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図っている。

2 無線を基幹とした情報連絡体制の整備

中野区防災行政無線（固定系無線、移動系無線）や高所カメラシステム、携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話の運用による無線を基幹とした情報連絡体制を整備していく。

(1) 中野区防災行政無線（固定系無線、移動系無線）

防災関係機関や区民が行う消火活動、救援・救護活動を迅速かつ適切に実施するため、情報収集を主たる目的とした移動系無線と、被災状況等の災害関係情報を迅速かつ正確に防災関係機関相互並びに住民等に伝達するため、情報の伝達を目的とした固定系無線とで構成されている。

なお、これら無線については、災害時の実効性を確保するため、デジタル化を計画しており、平成22年度に、従来の移動系無線と地域防災無線を廃止し、デジタル移動系無線を整備した。固定系無線については、平成26年から平成29年にデジタル化を整備した。そのほか、区や防災関係機関の連絡体制を補完するものとして携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話を配備している。

また、区内の児童・福祉施設等に対しデジタル式戸別受信機を設置し、災害時の緊急情報及び指示等を伝達する。

■参照（別冊資料）

資料第38「無線情報連絡系統図」

資料第39「中野区防災行政無線固定系屋外拡声子局所在地一覧」

(2) 高所カメラシステム

中野区防災行政無線に加えて、延焼火災等の広域的な被害状況を、視覚情報として把握するため高所カメラを設置している。また、これら情報は、中野区内の警察署及び消防署並びに都へ提供され、被災状況を都・他区等と共有するとともに、迅速な連携を図っている。

■参照（別冊資料）

資料第106「防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書」

資料第107「中野区防災用高所カメラシステム設置に関する覚書」

資料第108～111「防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書」

資料第147「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」

(3) 携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話

災害時に電話が混み合うと通信制限等の規制が行われるが、携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話はこうした制限を受けずに、「発信」を行うことができる。

携帯電話（災害時優先電話）は各避難所等との連絡手段として機動的に運用しているほか、平成28年7月より衛星携帯電話を災害拠点連携病院等に配備している。

3 区民等への情報提供

中野区防災行政無線に加えて、ケーブルテレビ等による防災放送やホームページ、SNS等の様々な手段を講じて区民への迅速かつ確実な情報伝達を図っていく。

その際、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを踏まえ、情報を提供する際に活用する伝達手段に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し・配布や広報車でも情報提供を行う。

また、情報伝達手段について、災害の発生に備え事前に周知を図るとともに、障害者などの要配慮者をはじめ全ての区民に適時、適切な情報伝達が行えるよう、周知の手段、対象者、情報種別、伝達例文等の整理、統一化を進めていく。

(1) 緊急地震速報受信機

緊急地震速報については、平成19年10月から、テレビ・ラジオ等による発表が行われるようになったことに伴い、区においても利用者と職員の身の安全を図る時間を確保するため、全ての区有施設において緊急地震速報受信機を配置している。

(2) 中野区防災情報メールマガジン

気象情報、避難指示等の情報の早期伝達を目的に、メールアドレスの事前登録制により運用している。登録者全員に区から一斉にメールを送信することで、迅速かつ確実な情報提供が図れるとともに、聴覚障害者等に対する文字による情報伝達が可能となっている。

(3) (株)ジェイコム東京杉並・中野局と連携した防災情報の放送

「災害時等における防災情報の放送業務等に関する協定」に基づき、災害又はこれに準じる緊急事態が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合において、区が(株)ジェイコム東京杉並・中野局の協力を得て、区民に対して防災に関する情報を迅速に提供する体制を構築している。

■参照（別冊資料）

資料第174、176「災害時等における防災情報の放送業務等に関する協定」等

(4) 緊急速報メール（エリアメール）

特殊な通信帯域を使用して、通信を行うためふくそうが発生しにくく、また、一斉に配信することができるため、より緊急性の高い災害関連情報を提供することを想定し整備をしている。

(5) 音声自動応答サービス

街並み等の変化により、中野区防災行政無線（固定系）が聞こえにくい状況があることから、無線により放送した情報を、指定の電話へ掛けることにより、聞くことができる、音声自動応答サービスを平成24年4月より運用している。

(6) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

総務省消防庁が整備を進める全国瞬時警報システム（Jアラート）から提供される国民の保護に関する情報等を、防災行政無線を通じて、瞬時に区民等へ伝達することにより、迅速な避難活動、防災活動等の初動対応を促し、被害の軽減を図る。

(7) 災害情報共有システム（Lアラート）

総務省が全国普及に向けて取り組んでいるシステムであり、区では平成26年6月より運用されている。東京都災害情報システム（DIS）から入力した避難指示などの情報を、災害情報共有システムを通してテレビやインターネットに自動配信することで、区民等へ災害関連情報を伝達する。また、発信する災害関連情報等の多様化に努める。

(8) ホームページ、ソーシャルメディア等

インターネット等の普及に伴い、ホームページやソーシャルメディア等を通じて区民等が情報を得る手段の多重化を図っている。

(9) 文字情報一斉伝達システム

緊急情報を迅速に区民へ提供するため、複数のメディア（緊急速報メール、中野区防災情報メールマガジン、ソーシャルメディア）に対し、Jアラートからの緊急情報等を一斉配信するシステムを平成30年3月から運用している。

(10) 緊急情報電話伝達システム

災害情報等の伝達手段としてインターネット環境にない場合でも、区と地域防災住民組織（防災会）の直接連絡（ホットライン）として音声による情報伝達を可能にするため、区からの音声メッセージをあらかじめ登録された方の固定電話及び携帯電話を活用し一斉に伝えるシステムである。本システムは、平成30年度から運用を開始している。

■参照（別冊資料）

資料第175「災害に係る情報発信等に関する協定」

資料第177「災害時における広報紙の配布協力等に関する協定書」

資料第178「災害時の情報交換に関する協定」

4 都との情報連絡

(1) 都多重無線システム

主に、都区間の情報伝達用として、音声、画像による無線通信設備を整備している。

(2) 東京都災害情報システム（DIS）

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都に報告するにあたっては、原則的に東京都災害情報システム（DIS）を活用する。

① 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、避難所の開設、その他必要な事項

■参照（別冊資料）

資料第40「被害程度の認定」

② 報告方法

原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する）。

③ 災害救助法に基づく報告

第3部第1章による。

(3) 安否不明者情報の提供

区は、人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

第3章 消火・救出・救助

第1節 基本方針

1 消火・救出・救助概要

	発災直後	～72時間
区民・事業者 地域防災会	○初期消火	→
	○近隣住民等の救出・救助活動	→
	○負傷者を医療機関等へ搬送	→
東京消防庁 消防署 消防団	○防災関係機関と連携した救出・救助活動	→
	○消火活動	→
	○組織的な人命救助・救急活動の実施	→
	○負傷者を医療機関等へ搬送	→
	○消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の応援要請 等	→
警視庁 警察署	○防災関係機関と連携した救出・救助活動	→
	○交通規制実施による救助・救出活動の円滑化	→
	○組織的な人命救助・救助活動の実施	→
	○負傷者を医療機関等へ搬送 等	→
都	○（仮称）救出・救助活動調整会議※の開催	
区	○防災関係機関と連携した救助・救出活動	→
	○負傷者を医療機関等へ搬送	→
	○救護所の開設 等	→
自衛隊	○行方不明者の搜索援助	→
	○応急医療、救護及び防疫	→
	○消防活動 等	→

※ 消防活動等に必要な予防対策について併せて本章に位置付ける。

※（仮称）救出・救助活動調整会議

都、自衛隊、警視庁、消防庁、海上保安庁を構成員とし、救出・救助活動並びに応急対策の調整を行う。

2 対応方針

地震に伴う災害特性は、多種多様な救助、救急事象が競合し同時に発生する。また、大規模建物の倒壊や土砂崩れ等、規模の大きい救助事象が発生し、通常の救助

器具以外に建設資機材等を必要とする。これらの災害に対応するため、所定の計画に基づき救助、救急活動を行うとともに各防災機関、消防署隊、消防団、地域防災会等が連携協力する。

第2節 具体的な取組み

1 区民・事業者等の活動

第3部第1章による。

2 消防署等の活動等

(1) 活動方針

大地震発生時においては、広域的または局地的に多数の負傷者が発生することが予想されるので、区民の協力を確保するとともに、この計画の定めるところにより、災害発生時における初動体制の確立及び関係機関との協力体制を確保し、迅速、的確な救助救急活動にあたるものとする。また、震災時消防活動態勢の確立については、警防本部、方面隊本部、署隊本部がそれぞれ震災時には機能を十分に発揮し活動する。

① 活動原則

- ア 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- イ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

② 部隊の運用等

- ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- イ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を行う。

③ 情報収集等

- ア 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システム、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。
- イ 震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。
- ウ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

④ 現有資機（器）材

震災時に対処するため、車両、舟艇及び機器等の消防装備資機（器）材を活用

する。

⑤ 部隊編成

震災非常配備態勢発令時には、所定の計画に基づき常時の部隊に加え、参集職員、消防団員をもって部隊の増強を図る。

(2) 消火活動

- ① 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。
- ② 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。
- ③ 道路閉鎖、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、地域自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(3) 救助活動

- ① 救助活動は、人命の救助を優先して行う。
- ② 大規模建物倒壊や土砂災害等の建設資機材が必要な救助事象の場合は、要救助者の身体防護に留意し建設用重機類及び救助資器材を併用して効果的な活動を行う。
- ③ 救助活動現場においては、関係機関、地域防災会等と連携協力し効率的な活動を行う。

(4) 救急活動

- ① 救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先する。
- ② 情報収集班を設置して救急事象の発生場所、救急病院の受入れ体制、救護所の所在・収容人数等の必要な情報収集を行う。
- ③ 災害の状況等を判断し、救護所が設置されるまでの間、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療救護関係機関、消防団員等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- ④ 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ迅速に搬送する。
- ⑤ 傷病者の発生状況により、救命の処置を必要とする傷病者を最優先とし、その他の傷病者については消防団員、地域自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当、移送について協力を求め効果的な活動を行う。
- ⑥ 救護所、仮設病院等から後方医療施設への移送は、被災状況を勘案して関係機関との協力体制のもとに行う。

- ⑦ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- ⑧ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

■参照（別冊資料）

資料第41「救急医療機関一覧」

(5) 東京DMATと連携した活動

災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）運営要綱に基づき、東京DMAT連携隊を編成し、東京DMATと一体的に活動することを原則とし、平時からの情報共有を図る。

(6) 消防団の活動内容

消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受持区域内の住民に対して強力なリーダーシップを発揮し、地域防災会やその他の住民と一体となった初期消火や救出・救助及び救護活動を積極的に展開することによって、被害の軽減に多大な成果をあげることが期待されている。

① 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼び掛ける。

② 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防隊との連携を強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、もしくは消防署隊と連携して行う。

③ 消防署隊への応援

所轄消防署の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。

④ 情報の収集

災害の初期対応を行うとともに、消火活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線等を活用し、消防団本部等に伝達する。

⑤ 救出・救助及び応急救護

救助器具等を活用し地域の住民と一体となった救出・救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

⑥ 避難場所の防護等

避難のための指示が出された場合は、これを区民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(7) 東京消防庁災害時支援ボランティア

- ① 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。
- ② 登録資格者は、原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、発災時において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く）以上の者で、次のいずれかの要件をみたすもの
ア 応急救護に関する知識を有する者
イ 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
ウ 元東京消防庁職員
エ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者
- ③ 大規模災害発生時に東京消防庁管内の消防署に参集し、チーム編成後、職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動など実施

(8) 消防活動体制

- ① 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。
- ② 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- ③ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- ④ 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。
- ⑤ 区本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
- ⑥ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報。
- ⑦ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区への通報
- ⑧ 避難指示等が発令された場合は、災害の規模、道路橋梁の状況、被災状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。
- ⑨ 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達をする。

3 警察署等の活動等

(1) 警察機関がとるべき活動

各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

また、交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。

警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備に当たる。

(2) 活動内容

建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。

- ① 被害実態の把握及び各種情報の収集
- ② 交通規制
- ③ 行方不明者の捜索及び調査
- ④ 死体の見分及び検視
- ⑤ 公共の安全と秩序の維持

震災が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資器材の整備を図る。

4 自衛隊の活動等

第3部第1章による。

5 火災等の防止

(1) 消防施設及び水利施設等の整備

① 消防施設の整備

現況における大震災による被害想定に基づき、これに対処し得る消防施設の充実を図るとともに、消火器、軽可搬消火ポンプ、スタンドパイプや防火水槽の設置、防災空地の確保等の諸対策を講ずる。

② 水利施設の整備

震災時における消火活動困難地域の解消や拡大火災の対応及び人命の安全を確保するため、避難所指定場所を含めた公共用地（公園・学校等）等に防火水槽の設置用地を確保し、積極的な水利施設の拡充を図る。

■参照（別冊資料）

資料第42「区内プール容量現況」

資料第43「消防署管内別水利現況」

③ 防火水槽の設置等

昭和54年度より、主に震災時の軽可搬消火ポンプ用水利として公園及び児童遊園等の公有地や民有地へ防火水槽（5t）を設置し、初期消火態勢の充実を図ってきた。

今後は、道路狭あい地域及び建物焼失危険度の高い地域を最重点地域とし、防火水槽の設置にあたっては、東京消防庁と整合を図りつつ、都営住宅や民間マンション、社宅等の集合住宅を単位に決定された地域防災会に対し、住宅内広場等への設置協力を要請していくとともに、開発行為等に伴う建物建設予定場所への設置協力を依頼していく。

また、公園内に設置されている防火水槽の蓋を親子蓋に交換して、軽可搬消火ポンプ用の水利として活用できるよう、初期消火態勢の強化を図っている。

④ 区立小・中学校プールの活用

区立小・中学校プール用水は、避難所での生活用水として使用されるほか、火災から守る水として、消防水利に位置付けられている。

⑤ 河川水の活用

河川水は、消防水利に位置付けられていることから、神田川・妙正寺川流域のうち、火災危険度の高い地域に想定される区域については、取水枡・ピットの増設等、河川水利活用施設の整備を進める。

⑥ 排水栓等の活用

震災時、使用可能な消火栓、排水栓を活用し、初期消火活動を実施する。

(2) 地域の初期消火等に必要な備品等の配備

① 街頭消火器の設置

一般の火災は言うまでもなく、震災による大火災を未然に防止するためには、何よりも初期の段階で鎮火することが大切である。

区では、昭和47年以来地域における初期消火能力の向上を図るため、区内全域に街頭消火器の設置を進めている。

新たに街頭消火器を設置するにあたっては、地震に関する地域危険度測定調査報告書の状況等を勘案し、効果的な街頭消火器の設置を図っていく。

ア 設置基準

（ア）一街区に1本、概ね25世帯に1本の割合とすることを原則とする。

（イ）公園、空地等家屋の存在しない街区では設置を省略することができる。

（ウ）消火器は粉末及び強化液消火器を配備する。

（エ）火災危険度の高い地域に想定されている地域については、20世帯に1本の割合となるよう重点的に設置する。

■参照（別冊資料）

資料第44「消火器等配置状況（地域別）」

資料第273「中野区街頭消火器設置要綱」

イ 街頭消火器の維持管理

区では街頭消火器が常に使用可能な状態にあるよう定期的に点検し、機能維持に努めている。

また、街頭消火器の維持管理を通じて地域における防災思想の普及と意識の向上を図るため、地域防災会が街頭消火器の外観等の調査・点検を実施している。

② 軽可搬消火ポンプの配備

区では地域における初期消火能力をさらに高め、同時多発的な火災に対処するため、軽可搬消火ポンプ（D－1型）を配備し、地域防災会に貸与している。

■参照（別冊資料）

資料第274「中野区軽可搬消火ポンプの配置及び管理に関する要綱」

③ 消火用スタンドパイプの配備

区では震災時など消防隊の即時対応が困難な場合を想定して、災害危険度が高い地域など、地域特性を踏まえ、初期消火を行う一般住民が簡易に操作できる消火用スタンドパイプを配備している。

また、地域防災住民組織に対して、消防署と連携して操作訓練を推進している。

④ 大型消火器（強化液20ℓ）の配備

消火用スタンドパイプの配備に伴い、大型消火器配備数を縮減することとし、順次、容器の使用期限切れに合わせ廃止する。

■参照（別冊資料）

資料第274「中野区大型消火器の設置及び管理に関する要綱」

⑤ 家庭用消火器のあっせん等

家庭における初期消火能力を高めるため、良質な家庭用消火器のあっせんを行っている。

また、平成19年度から住宅用火災警報器をあっせん用品に追加するなど、あっせん用品の充実強化に努めている。

6 消防対策

(1) 出火の防止

① 火気使用設備等の安全化

地震時の出火を防止するため、火気使用設備・器具等を固定するとともに、安全装置を含めた点検・整備について指導し、安全化を促進する。

② 石油等危険物保管施設の安全化

中野区の石油等危険物保管施設は、製造所、貯蔵所等 296 施設（少量危険物貯蔵所、取扱所を含む。）がある。これら危険物保管施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなることから、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査による出火防止、流出防止対策の強化を図る。また、経年劣化しているタンク、配管の改修を進め、安全化を促進する。

■参照（別冊資料）

資料第 45 「危険物保管施設等現況」

③ 化学薬品の安全化

地震時における学校、病院、研究所等の棚などに保管されている少量の危険物、化学薬品等からの出火は、過去の地震の例を見ても出火原因の大きな比率を占めている。このことから、化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査時を捉え、保管の適正化等を個別的、具体的に指導し、安全化を促進する。

【主な指導事項】

- ア 化学薬品容器の転落落下防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ウ 混合混触発火性物質の近接貯蔵防止措置
- エ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- オ 初期消火資器材の整備

④ 電気設備等の安全化

ア 電気設備等の安全対策

区内に設置されている変電設備及び蓄電池設備は、年々増加の傾向にある。これらの設備は、東京都火災予防条例により出火危険の高い設備として出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理も熟練者による点検・整備を義務付けている。また、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

イ 情報関連設備の安全対策

コンピューター等情報関連施設の火災事故は、社会に極めて大きな影響を及ぼすことから、関係機関で検討が行われている安全対策基準作りに積極的に関与し、耐震化、不燃化及び信頼性の高い安全装置の設置と普及を図るなど、出火防止等の安全対策を強化する。

ウ 電気器具等からの出火防止

地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装

置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置推進等の出火防災対策を講じる。

⑤ 文化財施設の安全化

文化財施設の所有者または管理者に対して、次の項目を実施するよう指導する。

- ア 文化財周辺の整備・点検
- イ 防災体制の整備
- ウ 防災知識の啓発
- エ 防火・防災訓練の実施
- オ 防災設備の整備・点検
- カ 緊急時の体制整備

⑥ 出火防止のための立入検査

大地震が発生した場合、人命への影響が極めて大きい、飲食店、百貨店、病院等の事業所及び多量の火気を使用する工場、作業所等に対し、重点的に立入検査を実施する。

- ア 火気使用設備・器具等の固定や当該設備器具等への可燃物の転倒、落下防止措置について指導する。
- イ 発災時における従業員の対応要領等について、事業所及び一般住宅等についても、防火・防災診断等を通じて同様に指導を行い、発災後の出火防止を徹底する。
- ウ 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- エ 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく、事業所防災計画の作成状況を確認し、作成されていない事業所等に対しては、計画の作成を指導する。

⑦ 住民指導

各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の普及を図るとともに、出火防止に対する知識及び地震に対する備えなど防災教育を行い、実践的な訓練を通じ防災行動力の向上を図る。このため、次の事項について、指導する。

ア 出火防止等に関する指導事項

- （ア）住宅用火災警報器の設置促進
- （イ）消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど、消火準備の徹底
- （ウ）耐震自動消火装置付き火気使用器具等の点検及びガス漏れ警報器、漏電遮断器など、出火を防ぐための安全な機器の普及
- （エ）家具類の転倒・落下・移動防止措置の徹底
- （オ）火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- （カ）カーテンなど防災製品の普及

- (キ) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- (ク) 防火・防災訓練への参加
- (ケ) その他必要な事項
- イ 出火防止等に関する教育・訓練の指導事項
 - (ア) 起震車を活用した「出火防止訓練」の推進
 - (イ) 普段から小さな地震でも「地震だ！まず身の安全」を身につけさせ、自分自身の安全を図る。
 - (ウ) 地震発生時に火を使っていた場合は、揺れがおさまってからあわてずに火の始末、出火した時は、落ち着いて初期消火することを徹底
 - (エ) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底
 - (オ) ライフラインの機能停止に伴う火気使用形態(ローソク、石油ストーブ、裸火等)に対応した出火防止措置の徹底
 - (カ) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

(2) 初期消火体制の強化

消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者へ耐震措置を指導する。各家庭からの出火の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時においても十分にその機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施についてさらに指導を進めるとともに、特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時に機能するよう維持管理の徹底を指導する。

7 火災の拡大防止

(1) 消防活動体制の整備強化

中野区内の常備消防力は、東京消防庁のもとに、第四消防方面に属し、中野・野方の2消防署、6出張所を擁し、中野消防署はポンプ車、梯子車等22台、野方消防署はポンプ車、化学車、梯子車等22台を配置し、災害に対応している。消防署においては、被害状況に応じた活動を実施し、各種計画に基づき、火災はもとより、地震等により多発する救助・救急事象に迅速に対応するため、救助用資機材等を配置している。また、東京都、区等の公共用地、公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為等に対しても、防火水槽等の消防水利を確保するよう働きかけるとともに、消防水利が不足する地域の早期解消を目指し、防火水槽などの水利整備を推進している。さらに、都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、河川改

修等に対する消防水利機能確保や雨水貯留施設など、巨大水利の整備、親水公園等の他用途水源を消防用水利に活用するなど、多角的な方策による水利の確保に努める。

■参照（別冊資料）

資料第46「中野区内の常備消防力（車両内訳）」

(2) 装備資機（器）材の整備

地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、ジャッキ、バール等の破壊工作器具等、震災時の災害態様に応じた資器材の整備を行っている。なお、震災時は多くの災害が多発している状況にあり、町会・自治会等の地域住民も使用できるよう整備している。また、区においても、防災倉庫に救助資器材を配置するなど、整備している。

(3) 消防水利の整備

震災時の同時多発火災及び市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災上重要な地域を中心に防火水槽の設置の促進並びに河川等あらゆる水源を有効活用できるよう施策を進めていく。

- ① 公共施設及び特殊建築物の整備に合わせた東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の設置
- ② 宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づく防火水槽等の設置対象物や容量規定の制定、区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の位置や代替水利の確保
- ③ 神田川や妙正寺川の堰止めによる巨大水利の有効活用と維持

(4) 消防団体制の強化

中野区における消防団は2団16分団で、団員定数は500名である。消防団員の減少に伴い、大学等に特別区学生消防団活動認証制度の周知と募集広報の実施、消防団協力事業所の協力により事業所団員等の確保を推進し、区民に対する防災指導体制の充実、消防団組織の強化を図る。また、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図るとともに、消防団員が生業等で取得している特殊な技能資格等を震災時の大規模災害時に有効に活用できる特殊技能団員の整備に努めている。

■参照（別冊資料）

資料第47「消防団標準資材一覧」

資料第48「消防団分団本部施設・分団格納庫一覧」

(5) 消防活動路等の確保

震災時には、建物、電柱の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭い道路の広幅員化、架空電線の地中化、道路部分の隅切り整備など関係機関と検討し、消防活動路等の確保に努める。

(6) 消防活動が困難な地域への対策

震災時には、道路の狭いに加え、木造住宅に密集等により、消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して、消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

(7) 地域防災体制の確立

震災時に、火災等の災害から住民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であることから、町会・自治会、地域の防災市民組織と事業所自衛消防隊とが相互に協力して連携できる体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所についても、地域の防災市民組織等の一員として活動するよう指導する。なお、地域の商店街等との連携も図っていく。また、地域の防災行動力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動並びに防災市民組織及び事業所の自衛消防隊の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、合同防災訓練の実施を推進する。

(8) 消防ヘリコプターの緊急離着陸場の確保等

震災時における消防ヘリコプターの緊急輸送を含む活動拠点を確保するため、中野区内の広域避難場所等の一部に緊急離着陸場を指定する。また、公共施設等建物の屋上にヘリサインの設置を働きかける。

(9) 情報通信機器、システムの活用

- ① 高所カメラを活用した被害状況の把握
- ② 震災消防活動支援システムによる情報収集伝達体制の強化
- ③ 救急告示医療機関の病院端末装置による、診療等の現況情報把握

④ 震災活動支援システムの活用

ア 地震発生直後の地震計の震度情報による被害予測

イ 火災、救助、救急等の災害の被害状況の一元管理による効率的な震災消防活動への活用

8 危険物保管施設等の安全対策

危険物保管施設、放射性物質保管施設、高圧ガス保管施設及び毒劇物保管施設に対して、消防法令並びに関係法令に基づく立入検査を実施し、施設の不備欠陥を改善させるとともに、これに従事する者に危険物等の取扱いを指導し、地震による火災及び危険物等の流出、放出などの災害から、区民の生命、身体及び財産を保護する。

また、区、都又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(1) 危険物保管施設等

① 消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導を行うとともに、危険物保安監督者、危険物施設保安員及び危険物取扱者による災害予防態勢の確立を図る。

② タンクの耐震性配管の緩衝装置、防油堤等の適正な維持管理について徹底を図る。

③ 移動タンク貯蔵所の危険物取扱者に対し、常置場所等において行う立入検査時に、走行中の安全対策（危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料）についても徹底を図る。

(2) 火薬類保管施設

消防法（昭和23年法律第186号）第4条に基づく立入検査、防火防災訓練及び防火管理者指導により、自主保安体制を確立させるとともに、実態の把握等を行い、災害の予防に努める。

(3) 放射性物質保管施設

① 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65条）第59条に基づく放射性物資関係で消防上必要な事項の届出から、施設の実態を把握するとともに、施設ごとに火災時における警防計画を樹立する。

② 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に該当する事業所は、消防計画を樹立する。

③ 防護設備、防護資器材の取扱訓練を実施し、災害予防の強化を図る。

④ 震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく、事業所防災計画の

作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(4) 高圧ガス保管施設

- ① 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65条）第59条に基づく高圧ガス関係で消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵、取扱う者から必要事項について届出させる。
- ② 立入検査にあわせ、防災設備管理等について、防火管理者による自主保安体制の確立と推進を図る。
- ③ 震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(5) 毒物、劇物保管施設

- ① 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65条）第59条に基づく毒物、劇物関係の消防活動上に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵、取扱う者から必要事項について届出させる。
- ② 立入検査を実施し、毒物、劇物の適正な貯蔵、取扱について、防火管理者等による自主保安体制の確立を図らせる。
- ③ 震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(6) 石綿含有建築物等の応急措置

- ① 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- ② 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- ③ 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

(7) 危険物等の輸送の安全化

- ① タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持さえるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
- ② 危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜立入検査を実施し、安全対策を進める。
- ③ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
- ④ 危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。

- ⑤ 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。
- ⑥ 関係機関等の連絡通報体制を確立する。

(8) 高層建築物・地下街等の安全化対策

救助資器材の整備及び実践的な消防訓練が実施できる施設の整備を図るほか、関係事務所に対し次の対策を指導する。

- ① 火気使用設備・器具等の安全化及び出火防止対策の推進
- ② 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品等の転倒落下防止措置
- ③ 内装材料、家具調度品、装飾物品等の不燃化
- ④ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

第4章 避難者等対応

第1節 基本方針

1 避難者等対応概要

	発災時～24 時間	～72 時間	初動期以降 (72 時間～)
避難	○情報収集・他機関との連携（区・警察・消防・地域防災会等） ○避難指示等（区・警察・消防） ○広域避難場所への避難（区民等） ○避難所の開設・運営（区・地域防災会・施設管理者等） ○避難所収容状況・周辺被災状況等集約（区） ○避難所が標準的な収容が行えない場合の避難者振分け方針作成（区） ○振分け開始＜使用不可避難所＞	○避難所収容状況・周辺被災状況等集約（区） ○避難所が標準的な収容が行えない場合の避難者振分け方針作成（区） ○振分け開始＜使用不可避難所＞	○長距離移送手段確保（区）
要配慮者支援	○情報集約・対策方針作成（区） ○在宅難病患者等支援（区・関係事業者等） ○避難行動要支援者同行避難（区・地域防災会等） ○早期開設二次避難所設置・運営（区・施設管理者・ボランティア等） ○避難行動要支援者への安否確認等（支援者・区・各避難所等） ○二次避難所開設・運営（区・施設管理者・ボランティア等） ○臨時二次避難所運営（施設管理者等） ○避難所等における支援（区・避難所・ボランティア等）	○在宅難病患者等支援（区・関係事業者等） ○避難行動要支援者同行避難（区・地域防災会等） ○早期開設二次避難所設置・運営（区・施設管理者・ボランティア等） ○避難行動要支援者への安否確認等（支援者・区・各避難所等） ○二次避難所開設・運営（区・施設管理者・ボランティア等） ○臨時二次避難所運営（施設管理者等）	○早期開設二次避難所設置・運営（区・施設管理者・ボランティア等） ○避難行動要支援者への安否確認等（支援者・区・各避難所等） ○二次避難所開設・運営（区・施設管理者・ボランティア等） ○臨時二次避難所運営（施設管理者等）
帰宅困難者対応	○情報収集・他機関との連携（区・交通事業者・警察・消防等） ○駅、施設等の利用者保護（駅、集客施設等） ○従業者の一斉帰宅抑制（事業者） ○一時滞在施設の開設・運営（区・施設管理者・協力事業者等） ○帰宅支援（区・避難所・帰宅支援ステーション等） ○区民・帰宅困難者等への情報提供（区・避難所・(株)ジェイコム東京杉並・中野局・情報提供ステーション等）	○駅、施設等の利用者保護（駅、集客施設等） ○従業者の一斉帰宅抑制（事業者） ○一時滞在施設の開設・運営（区・施設管理者・協力事業者等） ○帰宅支援（区・避難所・帰宅支援ステーション等） ○区民・帰宅困難者等への情報提供（区・避難所・(株)ジェイコム東京杉並・中野局・情報提供ステーション等）	○一時滞在施設の開設・運営（区・施設管理者・協力事業者等） ○帰宅支援（区・避難所・帰宅支援ステーション等） ○区民・帰宅困難者等への情報提供（区・避難所・(株)ジェイコム東京杉並・中野局・情報提供ステーション等）

2 対応方針

(1) 避難

地震による建物の倒壊や火災の延焼等により避難をせざるを得ない区民等に対して、区、警察署、消防署等防災関係機関、関係事業者、地域防災会等は、避難の誘導や同行、滞在場所の設置・運営等について連携、協力し、災害時における避難者の安全、安心を確保する。

加えて、避難所の収容にあたっては、標準的なケースの他、地域危険度を反映した場合、避難所機能の確保が難しい場合等、複数のケースについて対応方針を定め、計画を実効性のあるものとする。

(2) 要配慮者支援

要配慮者に対し、地域、防災関係機関、介護・福祉サービス等事業者、医療機関、ボランティア等の多様な主体の連携や協力により、平常時から情報の把握に努めるとともに、災害時の各段階における支援体制を順次整備していく。

特に、避難行動要支援者に対しては、発災直後に支援が必要となることから、平常時から名簿の整備、支援者の確保を進め、円滑かつ迅速な避難支援が行われるよう努めていく。

※ 要配慮者・避難行動要支援者

これまで、区では、災害時に特に支援を必要とする人々（高齢者、障害者・児、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等）を「災害時要援護者」と表現していたが、平成25年6月災害対策基本法の改正に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」を定義している。

	定義	災害対策基本法による定義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害者・児、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。 具体的には第2節を参照。	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

(3) 帰宅困難者対応

東京都は帰宅困難者対策に関して東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第16号)を制定し、一斉帰宅の抑制、安否確認及び情報提供、一時滞在施設の確保、帰宅支援等について必要な事項を定めている。体制整備については、区市町村との協力、連携により行うこととされており、区の対応にあたっては、当該条例に示される都の対策と密接に連携を図るものとする。

また、帰宅困難者一時滞在施設(以下、「一時滞在施設」という。)の確保について、区立施設の活用及び区内の民間施設への協力依頼、協定締結等については、区の役割とされている。

区は、区内事業者等による一斉帰宅の抑制を推し進めるとともに、来街者に対する正確な情報提供、一時滞在施設の確保等を進めていく。

■参照(別冊資料)

資料第264「東京都帰宅困難者対策条例」

第2節 具体的な取組み

《避難》

1 避難指示等

(1) 避難指示等

災害発生時、人的被害の発生するおそれのある場合には、警察署及び消防署と連携の下、被災状況に応じて、区民等へ高齢者等避難及び避難指示(以下「避難指示等」という)の発令を行い、区民等の安全を確保する。

震災による人的被害の発生するおそれのある状況としては、同時多発の火災が延焼拡大する場合や、ガス等が流出拡散する場合等が予測される。

避難指示等の区分ごとの発令時の状況及び住民に求める行動は以下のとおりとする。

避難指示等の区分	発令時の状況	区民等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める ○防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水 ・高潮注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 ○ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ○高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ○高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保 ○避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

（注）突発的な災害の場合、区長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(2) 避難指示等の発令

- ① 区長は警察署長、消防署長と協議し、正確な情報の収集に努め、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難指示をする。この場合、区長は知事に報告するものとする。
- ② 区内の地域において危険が切迫し、区長が避難指示をするいとまがない場合、または区長から要求があったときは、警察官が直接住民に避難指示をする。この場合、ただちに区長に通知するものとする。
- ③ 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難指示を行うとともに、直ちに区長に通報する。
- ④ 区長は、避難指示等に当たって助言が必要な場合は、国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求める。
- ⑤ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(3) 避難指示等の伝達

防災行政無線、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS、通信機器（緊急速報「エリアメール」、ソーシャルメディア等）、地域メディア（(株)ジェイコム東京杉並・中野局）、警察署、消防署等の各関係機関を含めた広報車等による伝達、また、災害の状況によっては、自転車、徒歩等により迅速に地域住民に周知する。

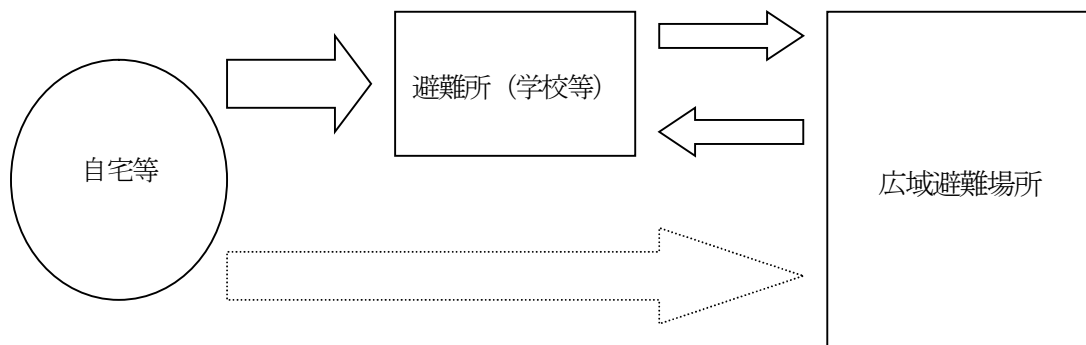
2 避難方法及び避難誘導

(1) 避難方法

震災時における避難方法は、地域防災会を核に一定の地域を単位に集団を形成して避難する方法が有効である。

避難先は、あらかじめ指定された避難所を原則とする。火災延焼の拡大により地域に危険が及ぶような場合は、広域避難場所に至る前の中継地点として、避難所をあてることとし、避難者はここで集団を形成したのち、区、警察署、地域防災会のリーダー等の誘導により避難を行う。

ただし、避難者は、自身に危険が迫る状況に際しては、指定された避難所や広域避難場所に限らずに、安全な方向へ避難する。



(2) 避難誘導

- ① 避難指示等を発令した場合、区は、警察署、消防署等との協力を得て、地域または地域防災会単位に、あらかじめ指定してある避難所等へ誘導する。
- ② 警察署は、避難道路等の要点に誘導員を配置し避難誘導にあたる。また、避難の指示に従わない者に対しては、拒否の原因説明に努め極力説得する。
- ③ 消防署は、高齢者等避難、避難指示等が発令された場合は、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区、関係機関に通報する。また、避難路等については、安全確保に努める。
- ④ 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、災害対策本部と避難所運営本部の連携の下、防災住民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導及び安否確認を行う。

3 広域避難場所

(1) 広域避難場所の位置づけ

都は、大地震の発災時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、広域避難場所（東京都地域防災計画における「避難場所」をいう。）を指定している。

広域避難場所は、原則として、避難場所が3km未満となるように避難圏域を指定し、避難人口に対して避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算出した利用可能な避難空間を、原則として1人当たり1㎡以上確保している。

広域避難場所の指定は概ね5年ごとに見直されており、令和4年に新たな見直しが行われた。

なお、広域避難場所での滞在時間は、延焼火災の被害がおさまるまでの間を想定する。

(2) 指定広域避難場所

中野区に割り当てられた広域避難場所は13か所で、中野区内は10か所である。

- ① 新宿中央公園・高層ビル群一帯（新宿区西新宿）
- ② 百人町三・四丁目地区（新宿区百人町）
- ③ 江古田の森公園一帯（中野区江古田）
- ④ 哲学堂公園一帯（中野区上高田・松が丘、新宿区西落合・中井）
- ⑤ コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯（中野区弥生町、杉並区高円寺北）
- ⑥ 中野区役所一帯（中野区中野、杉並区高円寺北）
- ⑦ 公社鷺宮西住宅一帯（中野区白鷺）
- ⑧ 平和の森公園一帯（中野区新井）
- ⑨ 東京大学附属中等教育学校一帯（中野区南台）
- ⑩ 都立武蔵丘高校一帯（中野区上鷺宮）
- ⑪ 白鷺一丁目地区（中野区白鷺・若宮）
- ⑫ 落合中央公園一帯（新宿区上落合）
- ⑬ 本五ふれあい公園一帯（中野区本町）

■参照（別冊資料）

資料第49「区の広域避難場所の地区割当」

資料第50「中野区の広域避難場所配置図」

資料第144「中野区立平和の森公園への電力供給に関する協定書」

資料第251「広域避難場所指定にあたっての協定書」

(3) 広域避難場所の設備等

消防署は、避難道路周辺における避難者の安全並びに、避難場所における避難者の安全を確保するため、避難場所には巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を、避難道路には100 m³防火水槽を中心とした消防水利の整備を推進している。

区は、広域避難場所の区域内にある江古田の森公園、中野四季の森公園、平和の森公園に災害用トイレ、防災井戸等を配備している。

(4) 広域避難場所の周知

① 標識の設置

各広域避難場所の区域内に多言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語）の標識を設置し、当該区域が広域避難場所であることを在住外国人や外国人旅行者等にもわかるよう広く周知している。

② 広域避難場所の周知

防災地図、ホームページ等で広域避難場所の位置や地区の割り当て等について周知している。

(5) 避難道路の指定

広域避難場所までの距離が3km以上の遠距離避難地域、または火災による危険性が著しい地域には、主要な避難経路をあらかじめ明らかにすることにより、避難者を円滑に安全に誘導するため、都条例に基づいて避難道路を指定している。

区内では、青梅街道の一部が指定されている。

4 避難所

(1) 避難所の位置づけ

避難所は、地震火災の延焼拡大により地域に危険が及ぶような場合における広域避難場所に避難する前の一時的な集合場所であるとともに、震災により自宅での生活が困難になった区民の生活の場、また、地域の救援・救護活動の拠点であり、主に以下の役割を担う。

- ① 備蓄物資・救援物資の配布、給水・給食等、避難者の救援活動
- ② 地域防災会等との協力に基づく避難者による自主的な管理・運営組織による避難生活
- ③ 避難者の把握・登録及び所管地域本部への報告
- ④ 地域本部への状況報告、要請
- ⑤ 負傷者等の救護に当たる救護所の開設及び運営補助
- ⑥ 介護や支援が必要な避難者のケア
- ⑦ 住民の安否確認等の情報の収集及び提供
- ⑧ 避難行動要支援者への安否確認等避難支援
- ⑨ 避難所外の被災者への物資の配布及び給水・給食等の救援活動
- ⑩ 帰宅困難者への対応

避難所は地域の被災者の救援・救護活動を行う施設であることを原則とするが、状況に応じて、帰宅困難者への食料、トイレ、休憩所の提供、帰宅困難者一時滞在施設の開設情報、交通機関の運行状況に関する情報提供等の支援を行う。

(2) 避難所の開設時期及び期間

① 開設

避難所は、以下のいずれかの場合に開設する。

- ア 要収容・救護者が多数見込まれるとき
- イ 区長が必要と認めたとき

避難所は、大地震が発生し、気象庁発表震度で中野区の震度が5強以上のとき、もしくは避難指示等が発令されたとき等に、あらかじめ指定された区職員（避難所班長・副班長）、施設管理者、地域防災会長等が必要と認めた場合は、これを区長が認めたものとみなし、各人が協力、または、それぞれが独自に開設できることとする。

なお、区は避難所を開設した場合には、速やかに消防・警察等の関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。

開設にあたっては、別に定める緊急的に簡易に安全性を確認できるマニュアル等により緊急安全確認を行う。この場合は、追って速やかに、区の施設点検班による安全点検を行う。

② 開設期間

避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

(3) 避難所の設置基準

避難所は、地域人口を考慮しながら、地域防災会単位で区域割した区域内にある学校等に設置する。標準的な収容基準は、概ね次のとおりとする。

- ① 一時集合 屋 外 1人あたり1㎡
- ② 長期収容 屋 内 1人あたり1.65㎡

また、避難所運営（避難所運営本部設置、医療救護所及び救護所設置、要配慮者や女性に配慮したスペース等）、施設利用者や児童・生徒の保護、帰宅困難者対応等に必要なスペースについても考慮する。

(4) 避難所の指定

① 基本方針

ア 区長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、避難場所及び避難所を指定する。

イ 避難所の区域は、広域避難場所の区域と整合させながら、地域防災会単位でのまとまりを重視し、できる限り地域防災会単位として避難所を指定する。

ウ 区は、ハザードマップの配布などにより、広域避難場所や避難路等の周知に努める。また、広域避難場所と避難所の役割が違うこと、二次避難所は受入対象が特定されていることなどについて、日頃から区民等への周知徹底に努める。

② 施設再編等にかかる取扱い方針

ア 建替え工事期間等一時的に避難所としての使用が不可能になる場合には、同

地域内の近隣の避難所の使用可能面積等を勘案し、原則、地域防災会単位で仮の割振りを行う。

イ 施設再編後の跡施設等の効率的な活用や、新たに設置される施設の機能確保といった観点から、避難所としての使用が困難になる場合には、以下の点に留意し避難所の再編を行う。

(ア) 避難経路、避難距離、被害想定から算出される避難所の必要面積等に配慮し、近隣の避難所への割振りを行う。

(イ) 避難所の割振りは、原則として、地域防災会単位とする。

(ウ) 新たな施設を避難所として位置づける場合には、避難所の基本的な機能（屋内、外の避難スペース、防災資機材・備蓄物資の保管スペース、受水槽・防災井戸等給水設備、情報連絡手段等）を確保する。

(エ) 将来的な施設再編や再開発事業等の状況を考慮する。

(オ) 必要に応じて民間施設等の協力を依頼する。

ウ 再編後の区立学校跡施設等、施設再編後に平常時の用途が変更になるが、災害時には避難所として使用できる場合には、避難所の基本的な機能（屋内、外の避難スペース、防災資機材・備蓄物資の保管スペース、受水槽・防災井戸等給水設備、情報連絡手段等）を確保する。

③ 指定避難所

区立小学校 20 か所、区立中学校 9 か所、区立学校跡施設 4 か所、国・都・私立学校 7 か所、すこやか福祉センター 2 か所、区立体育館 1 か所、計 43 か所（令和6年4月1日現在）

■参照（別冊資料）

資料第51「避難所一覧及び収容想定人数」

資料第186～195「避難所施設利用に関する協定書」等

(5) 避難所設備、備蓄物資の配備等

① 避難所は、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備を進めるとともに、避難所運営に必要な電力を確保するための設備の配備など、避難所機能の強化を図る。

② 避難所には、十分な救援救護活動や共同生活が行えるよう、防災資機材・備蓄物資を配備するほか、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める

③ 避難所内で使用する毛布等については、燃えにくい素材のものを使用するなど、適切な防火対策に努める。

■参照（別冊資料）

資料第52「備蓄倉庫・避難所備蓄倉庫設置場所一覧」
資料第53「避難所資機材倉庫標準配備一覧」
資料第54「防災用資機材配備状況一覧（避難所配備分除く）」
資料第55「中野区の災害対策用備蓄物資等一覧」
資料第149「災害時における段ボールベッド等の優先供給に関する協定」
資料第184、185「中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書」

(6) 避難所の管理運営体制等

- ① 避難所の運営は、区、施設管理者、地域防災会が避難所運営本部を組織し運営にあたる。発災時に円滑な避難所運営を行うことができるように、平常時より、区職員、施設管理者、地域防災会が避難所運営会議を開催し、避難所運営管理マニュアルの作成等を行うとともに、実際に即した避難所開設にかかる訓練等を実施する。
- ② 避難所運営管理マニュアルの作成や訓練等にあたっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら実施する。また、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- ③ 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努めるとともに、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- ④ 避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策に万全を期した避難所運営に努め、避難スペースやソーシャルディスタンスの確保、指手消毒やマスクの着用の徹底、検温・問診票によるスクリーニングなどの措置を実施する。
- ⑤ 避難所における消防用設備等の維持管理状況の確認など、避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定し、避難所の防火安全対策等を促進する。
- ⑥ 消防署は、避難所の防火安全対策の規準作成等により、避難所運営を支援する。
- ⑦ 消防署は、区の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、区等の避難所運営等を支援する。

(7) 避難所運営における配慮

避難した全ての人の安全、安心な生活を確保するとともに、女性や要配慮者の視点を踏まえた運営に努める。

その実行性を確保するため、必要な対応などについて、マニュアル等を整備する。

① 要配慮者

移動のしやすさやトイレとの距離への配慮、障害の種別・男女別等の対応スペースの確保、障害者への的確・円滑な情報提供への配慮、冷暖房器具の配備、食料・おむつ等生活備蓄の確保、情報伝達に当たっての放送と掲示の併用、日本語が堪能ではない外国人への配慮、支援が必要な旨の掲示、妊産婦への配慮等

② 女性・こどもの避難者

男女別の更衣スペース、性別に配慮したトイレ・更衣室・入浴施設や洗濯物干し場の配置、授乳スペースの確保、照明増設・注意喚起のためのポスター掲載など女性・子どもへの暴力防止等

③ ペット

飼い主が被災し避難所で生活する際のペット（小動物（犬、猫、鳥等））の同行避難者の受入れ、校庭等の一部スペース確保

④ 感染症罹患患者及び罹患の恐れのある者

他の避難者との接触を避けるための専用スペースやトイレの確保、世話する者も含めた防疫隔離エリアの設置等

⑤ 避難所以外の場所に滞在する被災者

在宅避難など、避難所に滞在しない被災者に対して、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスや防災情報の提供など、生活環境の整備に必要な支援等

⑥ 路上生活者

区は、広域避難場所や避難所等に避難した路上生活者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

5 二次避難所（福祉避難所）

(1) 二次避難所の位置づけ

災害時において、避難所に避難した被災者で、避難所生活を続けることが困難となった高齢者、障害者、被災孤児、児童、乳幼児親子等について、区長が、あらかじめ定められた避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認めた場合に、中野区内の高齢者施設、障害者施設、児童施設等に二次避難所を開設し、被災者の救援、救護活動を実施する。

(2) 二次避難所の開設時期及び期間

二次避難所は、避難所の運営状況や避難所生活が困難な者の状況が把握された後に、対象施設、受入れ対象者、移送手段等の方針を定め開設することを基本とする。

ただし、発災当初から避難所での支援が困難な者を想定し、一部の二次避難所について、早期に開設する体制を整備する。

二次避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(3) 二次避難所の設置基準

二次避難所は高齢者、障害者・児、子ども等の対象者別に設置する。収容基準は、概ね、屋内1人あたり1.65㎡とし、必要に応じて介護スペースを確保する。

(4) 二次避難所の指定

区は、災害時に避難所生活の継続が困難な者の支援を円滑に行うため、区内の社会福祉施設等をあらかじめ二次避難所として指定する。

加えて、発災時、指定された二次避難所以外の社会福祉施設等において避難生活をおくる場合は、指定二次避難所での受入れの困難性、当該施設の安全性等を確認したうえで、当該施設の利用者等を対象とする臨時二次避難所と位置づけ、必要な支援を行う。

■参照（別冊資料）

資料第56「二次避難所一覧」

① 高齢者対象施設

ア 高齢者対象施設は、主に、以下の状態の者を受け入れるものとする。

（ア）排泄、衣服の着脱等、生活の多くの面で介助が必要な者（要介護4・5程度）

（イ）認知症により介助が必要で、避難所における集団生活が困難な者

（ウ）ア、イ以外の高齢者で生活に一部介助が必要な者

イ 高齢者対象施設は、状態別に以下のとおりとする。

（ア）特別養護老人ホーム 11か所

主にア、イを対象とし、区内全域をカバーする広域的な二次避難所とする。

（イ）通所介護事業所等 7か所

主にウを対象とし、区内全域をカバーする広域的な二次避難所とする。

■参照（別冊資料）

資料第196～205「災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」

資料第206～219「災害時における協力体制にかかる協定」

資料第148「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」

② 障害者・児対象施設

ア 障害者・児対象施設は、主に、以下の状態の者を受け入れるものとする。

（ア）重度・重複障害者・児、重度肢体不自由者（四肢もしくは下肢及び体幹に重度の障害がある者）等

(イ) 知的・精神・発達障害等により避難所における集団生活が困難な者
イ 障害者・児対象施設は、全て、区内全域をカバーする広域的な二次避難所とする。

(ア) 主にアを対象とする施設

東京総合保健福祉センター江古田の森、障害者福祉会館

(イ) 主にイを対象とする施設

弥生福祉作業所、都立中野特別支援学校、療育センターアポロ園、中野区子ども発達センター(たんぽぽ)、放課後デイサービスセンター(みずいろ)
(主に障害児を対象とする)、コロニーもみじやま支援センター、中野区療育センターゆめなりあ

■参照(別冊資料)

資料第220～227「災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」

資料第228～235「災害時における協力体制にかかる協定」

③ 乳幼児等対象施設

ア 乳幼児等対象施設は、主に、以下の状態の者を受け入れるものとする。

(ア) 避難所での集団生活が困難な乳幼児等

(イ) 被災孤児、及び、避難所での集団生活が困難な児童

イ 乳幼児等対象施設は、全て、区内全域をカバーする広域的な二次避難所とする。

(ア) 主にアを対象とする施設

保育園 12か所

(イ) 主にイを対象とする施設

児童館等 10か所

■参照(別冊資料)

資料第236～242「災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」

(5) 二次避難所の運営

① 二次避難所の運営は、二次避難所の施設職員、区職員、ボランティア及び介護をする親族により行うものとする。

区は、二次避難所の施設管理者等と協議し、避難所ごとに個別の避難所運営マニュアルの作成を行うとともに、実際に即した避難所開設にかかる訓練等を実施する。

② 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体

制を整備し、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室を可能な限り確保するよう努める。

- ③ 新型コロナウイルス感染症対策として、基本的な感染症予防の徹底や密集・密接・密閉の回避等、感染症対策に万全を期した二次避難所運営が求められており、避難スペースやソーシャルディスタンスの確保、指消毒やマスクの着用の徹底、検温・問診票によるスクリーニングなどの感染症対策に万全を期すよう努める。

6 避難所が標準的な屋内収容が行えない場合の収容想定

発災時には、震度、発生時間、風向き等の条件により、想定される以外の様々な被害が見込まれることから、避難所の収容について、標準的なケースの他、地域危険度を反映した場合や避難所機能の確保が難しい場合等、想定以外のケースについて以下の対応手順を定める。

(1) 屋内収容の考え方

避難所の屋内収容は、設置基準に示す1人あたり1.65㎡を標準とするが、被災状況や被災者の動向に応じて標準スペースの確保が難しい場合には、1㎡あたり1人程度まで収容（「標準外収容」）を見込む。

(2) 指定以外の避難所等への振分け

① 振分けの基準

ア 標準的な屋内収容スペースを確保できない場合には、原則として、地域防災会単位で周囲の避難所等に避難者を振り分ける。

イ 地域防災会単位での避難者の振分けが難しい場合には、徒歩での移動に負担の少ない15歳～64歳の健康な者を振り分ける。ただし、振分け元及び先（対象避難所）双方の避難所運営に支障のないよう配慮する。

ウ 振分け先は、原則として、収容スペースに余裕のある徒歩圏内の避難所とし、被災状況等を反映した安全な避難経路を確保できるよう配慮する。

また、やむを得ず長距離の移動が伴う場合には、都及び関係機関や協定団体との連携の下、移送手段を確保する。

② 振分けの時期

ア 標準外収容となっている場合

発災から48時間後をめぐりに各避難所の収容状況、周囲の被災状況を集約し、対象避難所、対象者、避難経路等の振分け方針を定め、救援救護活動を主とする初動期（72時間）以降に速やかに標準的な屋内収容スペースが確保される形で振分けが完了するよう努める。

イ 指定避難所が使用できない場合

火災延焼による被害がおさまる時期をめどに各避難所の収容状況、周囲の被災状況を集約し、振分け方針を定め、速やかに標準外収容のスペースが確保される形で振分けが完了するよう努める。その後、アと同様に標準的な屋内収容スペースが確保される形での再振分けを行うが、この場合、長距離移動が伴うことが見込まれる。

ウ 要配慮者への対応

振分けの時期を待たずに早急に移動を要する場合には、早期開設二次避難所等への避難を誘導する。

③ 振分けの手順

振分けは、原則として、区長の指示により行う。

ただし、災害対策本部の指示を待ついとまがない場合には、地域本部における判断で、振分け方針を定め、対象避難所との調整、避難者の振分けを実施する。

④ 振分け誘導

振分け先への誘導は振分け元の避難所運営本部が主体となり実施し、振分け先の避難所運営本部へ避難者を引き継ぐ。

(3) 振分け想定

あらかじめ、被害想定や地震に関する地域危険度を反映し、標準型、被害集中型（避難所の使用可否別）等の複数の振分けパターンを想定し、実際の場面での判断の指針とする。

① 標準型

ア 収容状況等の想定

全ての避難所が使用可能であるが、一部避難所で、標準的な屋内収容スペースを超えて収容が行われている。

イ 避難者振分け想定

必要に応じて、各地域本部の地域内で近隣の避難所に避難者を振り分ける。

② 被害集中型（全避難所使用可）

ア 収容状況等の想定

全ての避難所が使用可能であるが、火災の危険度が高い地域において被害が集中しており、複数の避難所で標準的な収容基準を大幅に超えた収容が行われている。

火災の危険度が高い地域においては、住民が広域避難場所へ一時避難を行った後、被災状況に応じて指定の避難所へ避難している。

イ 避難者振分け想定

一部の避難所について、各地域本部の地域内での振分けが難しく、地域を超えた徒歩圏内の避難所へ避難者を振り分ける。

③ 被害集中型（一部避難所使用不可）

ア 収容状況等の想定

火災の危険度が高い地域において被害が集中しており、一部の避難所の使用が不可能になっている。

収容が不可能になった避難所について、早期に標準外収容スペースが確保される形で、徒歩圏内の避難所へ避難者を振り分けている。

イ 避難者振分け想定

状況に応じて、標準的な収容スペースが確保できるよう、広域バックアップ避難所や臨時避難所へ避難者を再度振り分ける。

広域バックアップ避難所は、地域危険度の比較的低い地域が連続している鷺宮、上鷺宮の地域を想定し、臨時避難所は民間事業者等の協力により確保する。

7 避難者の他自治体への遠隔避難

避難者を地域の避難所で収容できないときは、区長は、災害時における相互応援に関する協定を締結している他自治体に対し、遠隔避難について協力を要請する。

避難者の遠隔避難を実施する場合には、協定団体から調達したバス等により移送をするとともに、区職員の中から遠隔避難先における避難所管理者を定め、遠隔避難先の市又は町に派遣するよう努める。

8 避難者の他地区への移送

避難者を地域の避難所で収容できないときは、区長は、避難者の他地区（非被災地若しくは小被災地又は隣接県）への移送について都知事（都本部長）へ要請する。

避難者の他地区への移送については、都の調達したバス、貨物自動車等により都福祉局が行うので、区はこれに協力する

なお、避難者の他地区への移送を要請した区長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。

9 避難所以外の場所に滞在する被災者に対する支援

- (1) 関係機関や避難所運営組織と連携し、在宅避難や指定避難所以外の場所に避難した被災者の避難状況の把握に努める。
- (2) 食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供、その他避難所以外に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。
- (3) 食事や支援物資の提供などについて、地域の避難所において地域全体のために行われていることを周知徹底する。

10 車中泊者発生抑制に向けた取組

(1) 予防対策

発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやエックス（旧：ツイッター）、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。

（啓発事項）

- ① 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ② 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ③ 緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ④ 区内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ⑤ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

(2) 応急対策

区は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報を大型駐車場の巡回等により早期把握に努める。

また、健康面等についての相談・支援などは、区において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。

併せて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

《要配慮者支援》

1 要配慮者への支援

(1) 避難所等における支援

① 避難所

避難所等に要配慮者が安心して生活できる場所、資機材、備蓄等を確保する。
具体的な備蓄品等は、第6章による。

② 二次避難所の早期開設及び臨時二次避難所

発災当初から一般の避難所での支援が困難な要配慮者等を想定し、一部の二次避難所を早期に開設できるよう体制を整備する。

また、発災時、指定された二次避難所以外の社会福祉施設等の一部を状況に応じて当該施設の利用者等を対象とする臨時二次避難所と位置づけ、必要な支援等を行う。

(2) 障害者に対する支援

区は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得できるよう、また、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による情報伝達・緊急通報等の体制・仕組みの整備に努める。

(3) 外国人に対する支援

中野区国際交流協会と連携して被災した外国人に対する広報を行う。第3部第1章による。

(4) 防災知識の普及啓発等

① 見守り活動等による普及啓発

地域では、見守り活動、ひとり暮らし高齢者調査、避難行動要支援者名簿作成等にあたり、要配慮者を対象に日頃の備え等について普及啓発を行う。

② 区及び介護サービス事業者等による普及啓発

平常時より要配慮者の状況を把握する区及び介護サービス事業者等は、対象者及びその家族に対し、日頃の防災上の備えについて周知するとともに、支援の必要性に応じ、災害時支援プラン等の備えを行うよう啓発する。

③ マニュアルの作成

区は、要配慮者及び家族等が、平常時の備えと災害時の行動について理解をより深めることができるようマニュアルを作成し、普及啓発を促進する。

④ 総合的な防火防災診断

消防署は要配慮者の家を戸別に訪問し、災害及び家庭内事故等、当該世帯を取り巻く様々な危険要素や、要配慮者個々の生活実態を総合的かつ客観的に診断し、区、福祉関係機関、町会自治会等と連携しながら、居住環境の安全対策の推進を図る。

⑤ 防災訓練への参加促進

要配慮者の防災訓練への積極的な参加を図るとともに、防災住民組織を中心に、要配慮者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。

⑥ 地域協力体制づくり

消防署は災害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

2 避難行動要支援者への支援

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難を確保するために避難支援を必要とする避難行動要支援者への支援に取り組むとともに、避難所に公助及び共助を中心とした

避難行動要支援者の支援機能を確保するほか、避難支援資機材の増強を図るなど、確実迅速な避難ができる体制の整備を図っていく。

(1) 避難行動要支援者の把握

区は、関係部局で把握している要配慮者の情報を活用するとともに、区が把握していない情報で必要があるときは、東京都知事その他の者に対して情報提供を求め、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を作成する。

① 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、次の要件を満たす者であって、避難にあたり、医療など専門的支援を要する者、同行避難を要する者、見守りを要する者及び安否確認を要する者とする。

ア 要介護及び要支援認定を受けている者

イ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかの交付を受けている者

ウ 障害者総合支援法の障害支援区分1～6の認定を受けている者

エ 70歳以上の単身者

オ 75歳以上の高齢者のみの世帯の者

カ その他、上記ア～オに相当する者及び避難に対して特段の配慮が必要と区長が認めた者

② 名簿の配備及び更新

名簿は、区役所防災センター（災害対策本部）及び区民活動センター15か所（地域本部）に配備する。

名簿は、住民基本台帳情報をはじめ、要介護や障害にかかる認定の際や日常的な福祉サービスの利用時、各種の訪問時など平常時に避難行動要支援者の要件等の実態把握に努め、要支援者情報台帳システム上で、適宜、更新する。

③ 名簿の管理

区は、名簿の提供に際して、目的外の利用をしないことや施錠可能な場所で保管すること、必要以上に複製しないこと、取り扱う者を限定することなど、提供先に対して適切な措置を講じる。

(2) 個別避難計画の作成

区は、名簿に基づく実態把握を兼ねた訪問調査や日常的な業務等（外部委託を含む）を通じて、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を進めるものとする。

① 個別避難計画に記載する事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、必要な支援者情報を記載する。

② 支援者

原則として、支援者は、親族をはじめ、避難行動要支援者の近隣に居住等する者のなかから避難行動要支援者が依頼、選定することとする。

③ 支援者の役割

支援者は、原則として、震度5強以上の地震が発生したとき、または、高齢者避難等が発令されたときは、自身及び家族等の安全確保ないし安否確認及び居宅や周囲の安全確認をした後、可能な範囲で速やかに、担当する避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認の結果、必要な場合は、個別避難計画にしたがい、指定の避難所等への避難支援を開始する。なお、怪我や家屋倒壊等の緊急事態及び避難に人手を要する等の場合は、周囲の協力を求め複数で支援にあたるものとする。

支援者による支援は、善意に基づく任意の活動とし、必ず支援を行わなければならない義務は生じないものとし、避難行動要支援者においてもこの点を理解したうえで支援者を依頼、選定することとする。

④ 支援者のいない避難行動要支援者の対応

支援者がいない場合、支援者が支援活動を行えない場合、支援者の支援活動の状況が不明な場合等は、下記の避難支援等関係者が支援を行うこととする。

- | | | |
|--------------|-------------------|----------|
| ア 区 | イ 消防 | ウ 警察 |
| エ 社会福祉協議会 | オ 地域防災会 | カ 町会・自治会 |
| キ 民生・児童委員 | ク 介護等サービス事業者、福祉団体 | |
| ケ その他区長が認める者 | | |

⑤ 二次避難所との連携

二次避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に二次避難所へ直接避難することができるよう努める。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」
（「個別避難計画」）

(3) 名簿・個別避難計画の活用等

名簿及び個別避難計画は、災害対策基本法に基づき、災害時に、避難支援等関係者のうち地域防災会、町会・自治会、民生・児童委員、警察、消防等に提供できるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

(4) 地域支えあい活動との連携

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」について、中野区地域支えあい活動の推進に関する条例に基づき調整する名簿と連動させ、要配慮者に対する支援を平常時から災害時へと円滑につなげていく。

(5) 避難支援部、避難支援班

避難所において、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助などを行うため、各避難所組織の中に避難支援部、避難支援班を設置する。

また、避難支援部の構成員として、中野区民生・児童委員も加わっている。

(6) 福祉職員等の確保

区は、高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、二次避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。

《帰宅困難者対応》

1 従業者の一斉帰宅抑制及び利用者の保護

「組織は組織で対応する」という組織対応原則に基づき、事業所、学校（以下、「事業所等」という。）は、従業員、生徒等の保護、情報の収集、食料等の備蓄等の内容とする帰宅困難者対策を更に推進する。また、災害発生時においても一斉帰宅抑制、利用者保護のための呼びかけを実施していく。

- ① 区及び消防署は、「組織対応の原則」に基づく対策の考え方の普及啓発に努め、事業所等の防災計画の中に帰宅困難者対策を盛り込むよう指導を徹底する。
- ② 事業所等は、一時期に集中して帰宅者が発生することのないよう、日頃から従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めるなど、帰宅計画を作成する。
- ③ 事業所等は、メール等による連絡や、帰宅時の班編成における連絡要員の指定など、従業員等が安全に帰宅したことを確認する方法を検討する。

2 帰宅困難者一時滞在施設の確保

一斉帰宅の抑制策等を講じたとしても、地震の発生する時間帯や鉄道、バス等公共交通機関の運行状況によっては、家庭の事情や買い物などによる一時滞在のため帰宅しようとする者等が、主要駅、特に中野駅周辺に帰宅困難者として相当数滞留することが想定される。

区は、当該地域において、一定の人員の収容が可能な屋内スペースを有する施設を「帰宅困難者一時滞在施設」としてさらに確保していくとともに、協力事業者の拡充を図っていく。

(1) 帰宅困難者一時滞在施設の位置づけ

災害発生に伴い、鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見込みがない場合において、職場や学校など所属がない帰宅困難者を対象に、施設の一部を一時的な滞在場所として使用することに関して、区と協定を締結した施設等を指す。

(2) 確保目標

職場や学校など所属する場所がなく屋外で滞留すると想定されている方、及び遠方からの徒歩帰宅者で帰宅を断念した方等の帰宅困難者 56,532 人を支援の対象とする。なお、原則、1人あたりの面積を、1㎡を目途に帰宅困難者一時滞在施設の確保を目指す。

(3) 開設時期及び期間

一時滞在施設の開設は、施設の状況等を勘案のうえ、都や区の要請に基づいて行う。

開設期間は、原則3日間を想定し、3日を超えて収容が必要な場合には、施設の利用状況等を考慮し、帰宅困難者の集約を図る。

(4) 区内の帰宅困難者一時滞在施設

① 区と協定を締結した施設

- ア 帝京平成大学中野キャンパス（中野4-21-2）
- イ 明治大学中野キャンパス（中野4-21-1）
- ウ 早稲田大学中野国際コミュニティプラザ（中野4-22-3）
- エ なかのZERO（中野2-9-7）
- オ トヨタモビリティ東京(株)中野新井店（新井2-47-2）
- カ トヨタモビリティ東京(株)中野坂上店（中央2-49-1）
- キ トヨタモビリティ東京(株)東中野店（東中野3-16-16）
- ク KOENJI Crossover（大和町1-67-8）

② 都が指定した施設

- ア 東京都中野都税事務所（中野4-6-15）
- イ 都立武蔵丘高等学校（上鷺宮2-14-1）
- ウ 都立富士高等学校（弥生町5-21-1）
- エ 都立稔ヶ丘高等学校（上鷺宮5-11-1）
- オ 都立鷺宮高等学校（若宮3-46-8）

■参照（別冊資料）

資料第243～248「災害時における協力体制にかかる基本協定」等

(5) 帰宅困難者一時滞在施設の運営

開設にあたっての準備や開設直後の運営調整等については、区と施設職員が協力して行う。

開設後の運営業務については、原則として、施設管理者が行い、区は情報連絡や物資の補給等の支援を行う。また、状況に応じて、施設周辺事業者へ協力を求める。

なお、施設を開設した際には、区が、都のDISにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

① 施設の安全性確認

帰宅困難者一時滞在施設の開設にあたっては、施設管理者により目視等の方法で施設の安全点検を行うことを基本とし、必要に応じて区施設点検班が協力して点検を行う。

なお、点検の結果、施設に問題が生じていた場合には、帰宅困難者一時滞在施設の開設は行わない。

② 設置情報の提供

帰宅困難者一時滞在施設を開設した時には、帰宅困難者一時滞在施設である旨の立て看板等を掲示する。

区は、設置情報について必要な情報提供を行う。

③ 要配慮者への配慮

帰宅困難者のうち、要配慮者については、避難スペース等について配慮する。当該施設における一時滞在が困難な場合には、区及び関係機関等と連携し対応を図る。

④ 備蓄物資の配備等

ア 飲料水

施設に設置された受水槽の活用を基本とする他、区が帰宅困難者支援用として携帯可能なペットボトル等を一定量備蓄し、必要に応じて施設へ配布する。

また、施設内の自動販売機について、災害時に利用できるバッテリー搭載の災害救援ベンダーを導入するよう、協力を依頼する。

イ 食料品、毛布等

区又は施設管理者の備蓄物資の内から必要数を割り当て対応する。施設管理者の物資を使用した場合には、原則として、その費用は区が負担する。

ウ 費用負担等

帰宅困難者一時滞在施設の運営にかかる光熱水費及び施設職員等の人件費については当該施設管理者の負担とし、その他の原状回復にかかる費用は区の負担とする。また、帰宅困難者一時滞在施設として利用されている間の業務停止による運営リスクにかかる負担については個別に協議を行う。

⑤ 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策として、基本的な感染症予防の徹底や密集・密接・密閉の回避等、感染症対策に万全を期した帰宅困難者一時滞在施設の運営を行う。

3 鉄道事業者における取組み

鉄道事業者は、長期間の運行停止が見込まれ、また、振替輸送等が困難な場合において、区及び防災関係機関と連携し次の帰宅困難者対策を講じ、利用者の安全を確保する。

(1) 駅構内での一時滞在場所の提供

施設の安全を確認したうえで、駅構内で一時的に利用者の滞在を受け入れる。

(2) 情報提供

区及び防災関係機関と連携し、区内の被災状況、交通機関の運行状況、帰宅困難者一時滞在施設の開設情報等を利用者等へ周知する。

(3) 帰宅困難者一時滞在施設への誘導

施設の安全が確認できない場合や、駅構内での滞在が長期間に及ぶ場合等で、駅構内において利用者を安全に保護することが難しい場合には、区が設置する帰宅困難者一時滞在施設の開設情報を確認したうえで、当該施設へ利用者を誘導する。

(4) 要配慮者への配慮

利用者のうち要配慮者については、避難スペース、誘導等について配慮する。

(5) 各鉄道事業者による対応

① 都交通局都庁前駅務管区

ア 駅構内を一時避難場所として提供するが、より安全な一時滞在施設や火災延焼等危険な場合には、広域避難場所への避難誘導を実施する。

イ 構内の安全が確保された場合は、ホームを除く駅構内を帰宅困難者の避難場所として提供する。

ウ 災害備蓄品の整備を行い、帰宅困難者へ提供する。

② 東日本旅客鉄道(株)

首都圏線区が広範囲かつ長時間にわたり運休が見込まれる震災等が発生した場合、次により帰宅困難者対応を行う。

ア 利用者への災害状況や交通状況の情報提供

イ 指定された避難場所等安全な場所の情報提供

ウ 可能な場合、駅構内の一時滞在場所提供又は帰宅支援施設としての活用

③ 東京地下鉄(株)

東京地下鉄(株)の有する路線において、大規模災害が発生した際、路線全線及び路線と隣接する他社の路線が運行不能状態に陥ったうえ、長時間運行再開のめどが立たず、多数の帰宅困難者が発生した場合において、路線駅構内施設等の開放方法等の詳細を定め、帰宅困難者の受入れの円滑化を図る。

ア 受入時期

(ア) 大規模災害が発生し、路線全線にわたり運行不能状態となり、長時間運行再開の目途が立たない場合

(イ) 当路線と隣接する他社局鉄道線も同様状態であり、振替輸送が困難な場合

(ウ) 当路線及び他社局鉄道線の運行不能が原因となり、駅構内等に帰宅困難者が多数見受けられ、人道的見地から保護の必要性を現地対策本部長が認めた場合

(エ) その他、対策本部長（本社又は総合指令所）からの指示があった場合

イ 受入対象駅（受入可能人数）

(ア) 中野坂上駅（228人）

(イ) 中野新橋駅（20人）

(ウ) 中野富士見町駅（22人）

(エ) 新中野駅（105人）

※（ ）内の人員以下が受入れ可能である。ただし、災害によるダメージ（構築、施設、設備の損壊及び損壊のおそれがある場合）や、浸水のおそれがある場合及び区、警察、消防等並びに隣接している他社局等からの受入れ拒否の判断があった場合については、受入対象から除外するものとする。

4 避難所における対応

避難所は地域の被災者の救援・救護活動を行う施設であることを原則とするが、状況に応じて、帰宅困難者への食料、トイレ、休憩所の提供、帰宅困難者一時滞在施設の開設情報、交通機関の運行状況に関する情報提供等の支援を行う。

5 中野区帰宅困難者対策協議会との連携

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、区、消防署、警察署、鉄道・バス等公共交通事業者、駅周辺事業者等を構成員とする中野区帰宅困難者対策協議会において、災害時の各機関の役割、協力体制等について協議する。

また、協議結果の検証や災害対応力の向上を目的とし、中野区帰宅困難者対策協

議会による帰宅困難者対策訓練を実施する。

■参照（別冊資料）

資料第265「中野区帰宅困難者対策協議会設置要綱」

6 正確な情報提供体制

帰宅困難者一時滞在施設の適切な運営及び帰宅に向けた円滑な支援を行うためには、被災状況や公共交通機関の運行状況等について適切に情報提供を行う必要がある。区は、消防署、警察署、公共交通機関、駅周辺事業者との連携等により以下のとおり適切な情報を収集、提供する。

(1) 安全確保行動の発信

区は、発災直後から、区内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどして迅速に安全確保のための行動を呼びかける。

(2) 情報の収集

区は、周辺の被災状況を把握するとともに、公共交通機関と緊急時における情報収集方法について事前に協議をし、的確に必要な公共交通機関の運行状況を把握する。

収集した情報は、適宜 DIS 等で都と共有する。

(3) 情報の提供

区は、(2)で把握した状況及び帰宅困難者一時滞在施設等の設置状況について区民や区内滞留者等へ情報提供するとともに、各避難所、帰宅困難者一時滞在施設及び鉄道・バス事業者等へ情報提供を行い、利用者等への周知及び必要に応じた誘導等を依頼する。

情報の提供方法については、通常の通信手段に混乱が生じることを想定し、区ホームページ（モバイル版含む）に限らず、緊急速報メール（エリアメール）、ソーシャルメディア、(株)ジェイコム東京杉並・中野局による防災情報の放送等を活用する。

また、各避難所及び帰宅困難者一時滞在施設においては、あわせて防災行政無線等を活用する。さらに、主要駅周辺等滞留者が多く発生すると予想される場所については、中野区帰宅困難者対策協議会との連携のもと、屋外で災害関連情報を提供する情報提供ステーションを設置し、滞留者への情報提供を行う。

7 帰宅支援

区は、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、消防署、警察署、交通事業者等との

連携により把握した主要道路等の被災状況、公共交通機関の運行状況、帰宅支援ステーション（都と協定を締結したコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）等について区ホームページ（モバイル版含む）等に加え、周辺地図を配布するなどして、適切な情報提供を行う。

特に、都が指定する帰宅支援対象道路（環状7号線、青梅街道、新青梅街道）及び区内主要道路（早稲田通り、中野通り）、近隣の避難所及び一時滞在施設については、行き先案内表示等きめ細かい情報提供を行う。

8 区の事業主としての対応等

(1) 区職員に対する対応

都条例の一斉帰宅抑制策に対応するとともに、災害対策体制の整備の一環として、3日分の備蓄食料、飲料水等を確保する。

(2) 施設や学校等の利用者・児童・生徒の安全確保

区が運営する施設や学校等については、災害時、利用者・児童・生徒等の保護を第一に防火・防災計画等に基づき避難誘導等安全確保を図る。また、保護者引き取りまでの間等の備蓄食料、飲料水等について想定される必要数を確保する。

(3) 民営の障害者、子ども等関連施設の利用者の安全確保

区は、民営の施設に対し、各施設においても利用者の安全確保策を図ることを啓発する。

区の方針を踏まえ、民営施設は、事業主として自ら利用者の安全確保を図ることを原則とする。

ただし、民営施設への支援を所管する事業部等において、利用者の安全確保上必要と判断する場合には、支援を検討する。

9 東京都帰宅困難者対策条例の周知

区は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

第5章 輸送・交通ネットワーク等

第1節 基本方針

1 輸送・交通ネットワーク等概要

	発災直後 (道路等に被害発生)	発災直後 (道路等が復旧)
事業者 (交通機関を含む)	○道路状況・避難者等の情報収集 ○利用者の安全確保 ○交通機関は復旧作業開始 ○事業者は地域防災会、区等に協力 ○従業員の帰宅開始 等	→ → → → →
地域防災会	○地域の被害状況等の収集 ○被害状況を区、消防署、警察等へ通報	→
運転者	○必要な措置を実施	
警視庁 警察署	○道路状況・避難者等の情報収集 ○道路等の障害物除去の開始 ○交通規制の実施 ○緊急車両等の確認	→
東京消防庁 消防署	○人命危険情報の収集 ○緊急車両通行可否情報の収集	→
区	○道路状況・避難者等の情報収集 ○道路等の障害物除去の開始	→
第三建設事務所等	○道路状況の情報収集 ○道路等の障害物除去の開始	

2 対応方針

災害発生時には、道路上に倒壊した電柱、家屋及び放置された自転車などの障害物が錯乱し、また、道路の陥没や亀裂や放置車両などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送などに支障をきたす恐れがある。加えて、大地震の発生直後は交通網が混乱し帰宅困難者が発生、二次災害を誘発することも想定される。これら、災害時の悪化した交通環境による影響を最小限にとどめ、被災者の安全や災害応急対策に必要な交通路等を確保していく必要がある。

第2節 具体的な取組み

1 道路等障害物の除去

(1) 道路障害物除去路線

区は、緊急物資及び救援救護活動のための人員の輸送が円滑に行われるように、主に区内主要道路について、道路の損壊や建物の倒壊等による障害物及び放置車両を警察署、消防署、第三建設事務所、協定団体等と連携を図り、除去等を行い緊急交通路、緊急輸送道路等を確保するものとする。また、障害物除去作業後は避難所に接続する道路に障害物があるものを優先的に障害物の除去を図る。

① 都が指定する障害物除去路線（14 路線）

環状6号線（山手通り）	環状7号線
東京所沢線（青梅街道）	千代田練馬田無線（目白通り）
鮫洲大山線（中野通り）	新宿国立線（方南通り）
神楽坂高円寺線（大久保通り）	飯田橋石神井新座線（早稻田通り）
落合井草線（新青梅街道）	瀬田貫井線（中杉通り）
中野6～中野1	中野4
新井4～新井5	新井5～上高田5

② 区が指定する障害物除去路線（18 路線）

区は、都の指定する緊急障害物除去道路と有機的に接続させるため、緊急輸送経路となる区内主要路線及び警察署、消防署、病院等主要公共施設を結ぶ路線を次のとおり指定し、優先的に障害物の除去を図る。

千川通り	五中つつじ通り（一部）
江原町1丁目～江古田3丁目	哲学堂通り・薬師柳通り
アカシア通り・とちの木通り	桜が池通り・上高田中通り
中杉通り（一部）	けやき通り（一部）
白鷺通り	もみじ山通り
平和公園通り	東中野本通り
大和町中央通り	新橋通り
若草通り	本郷通り
野方3丁目～新井2丁目通り	南台5丁目25番地～南台5丁目19番地

③ 障害物除去路線に準じた路線

避難所等の防災拠点の周辺道路は、発災時に緊急車両等のアクセスを確保す

の必要があり、障害物除去路線に準じた路線とする。

■参照（別冊資料）

資料第57「道路障害物除去路線図」

(2) 除去の方法

- ① 緊急道路障害物除去作業は、原則として、緊急車両等の通行帯として上下各1車線が確保できるように道路の障害物の除去や陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧工事を協力業者に依頼する。また、被害状況に応じ優先順位を定め、効率的に実施する。
- ② 震災による建物の倒壊及び解体により発生する、廃木材及びコンクリートがら等のがれきは原則として道路脇に寄せる。
- ③ ②によりがたい場合は、各地の災害廃棄物（がれき等）の仮置場（応急集積場所、一次仮置場）に搬入し、分別処理を行う。
- ④ 分別したがれきのうち再利用できないものは、最終処分場にて処分を行う。
- ⑤ 緊急通行車両の通行の妨げとなる車両は、道路管理者が車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者等が現場にいないために命令できない放置車両の場合は、道路管理者が移動することができる。

■参照（別冊資料）

資料第162～166、169「災害時における応急対策業務に関する協定書」等
資料第168「災害時における車両除去等応急対策業務の協力に関する協定書」

(3) 河川障害物除去

河川における、流れを阻害する障害物及び浮遊物の除去を行う。

- (4) 災害廃棄物（がれき等）の仮置場（応急集積場所、一次仮置場）
第4部第1章による。

2 道路の交通・警備

(1) 運転者等がとるべき措置

災害時、運転者等は次のような措置を講ずる。

- ① 家族との連絡、避難等には、車両を使用しない。
- ② 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転手は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左端に寄せて停車すること。
- ③ 緊急交通路上の車両の運転手は、速やかに直近の迂回路等の緊急交通路以外の

道路、または道路上に車両移動させること。但し、高速道路上を走行中の場合は、次の4大原則を守ること。

ア あわてずに減速後、左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合、右側に寄せ、道路中央部分を緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを切る。

イ カーラジオなどで、地震情報や交通情報を聞いて状況を把握する。

ウ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない

エ ラジオ、文字情報板等による警察、日本道路公団等からの指示、案内、または誘導を待って行動する。

④ 通行禁止区域内、または緊急交通路上であってもやむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の4大原則を守ること。

ア 交差点を避け、道路の左側に寄せて停止する。

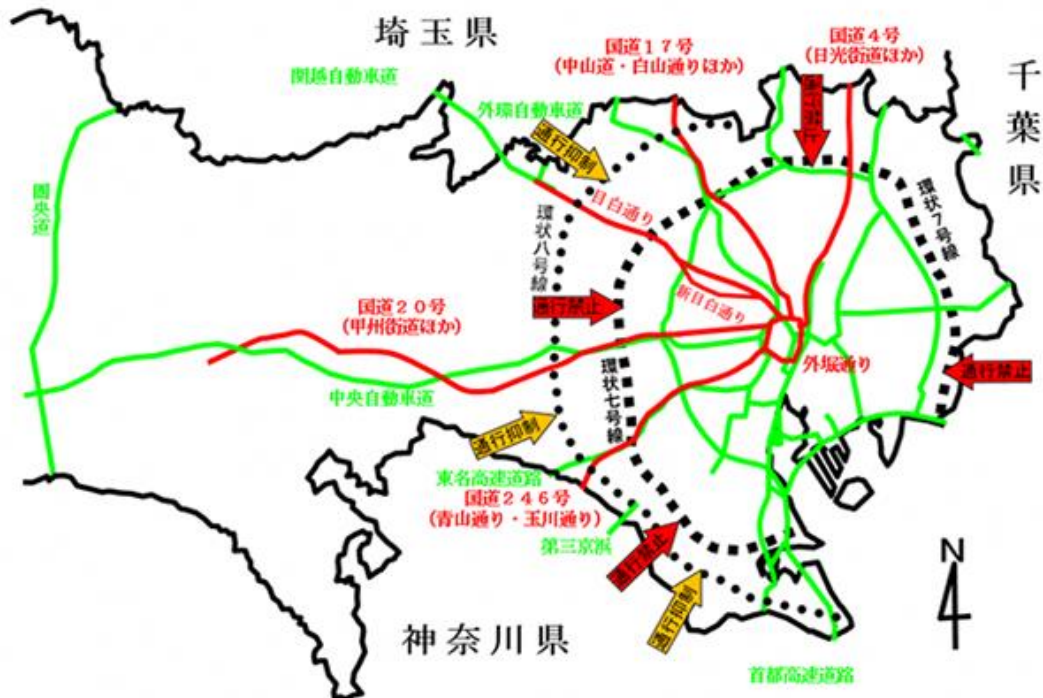
イ エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。

ウ 窓を閉め、ドアはロックしない。

エ 貴重品を車内に残さない。

(2) 災害時における交通の禁止及び制限

① 第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）



- ア 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- イ 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- ウ 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の一般車両の通行を禁止する。※

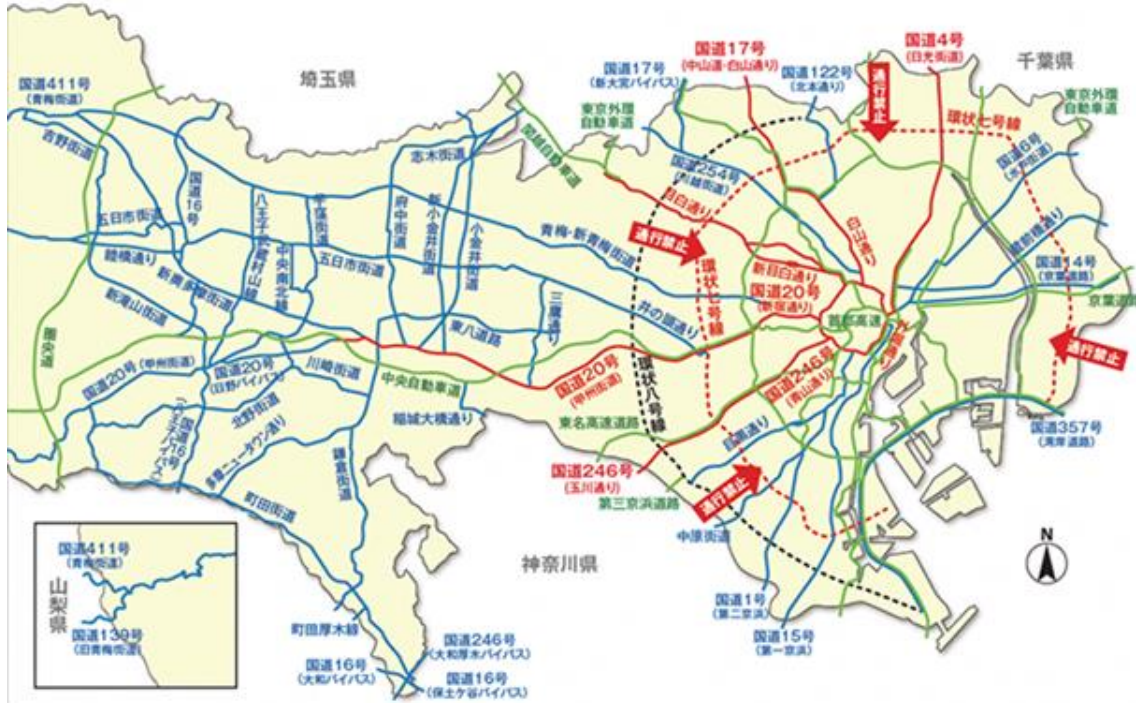
【緊急自動車専用路指定予定路線】

国道4号（日光街道 他）	国道17号（中山道、白山通り 他）
国道20号（甲州街道 他）	国道246号（青山・玉川通り）
都道8号ほか（目白通り）	都道405 号ほか（外堀通りほか）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

※自転車、路線バスは環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。
ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

② 第二次交通規制

第一次交通規制の「緊急自動車専用路指定予定路線」を「緊急交通路」とするほか、下記路線についても被災状況に応じて緊急交通路に指定する。



【その他の「緊急交通路」の指定】

国道1号 (永代通り)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
国道1号 (第二京浜ほか)			
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号ほか (井の頭通りほか)	都道312号 (目黒通り)
		都道7号 (睦橋通り)	
都道315号ほか (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)
	国道16号 (東京環状)		
	国道16号 (大和バイパスほか)		
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号ほか (府中街道ほか)	都道18号ほか (鎌倉街道ほか)	都道20号ほか (川崎街道)	都道29号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道43号ほか (芋窪街道ほか)	都道47号ほか (町田街道)	都道51号 (町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)

都道121号 (三鷹通り)	都道153号ほか (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号 (北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道256号 (甲州街道)	

※自転車、路線バスは環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。
 ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

③ 交通規制の実施時期

- ア 震度6弱以上の地震が発生したとき
- イ 大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知したとき

④ 警備員、ボランティア等への協力要請

規制要員は制服警察官を中心に編成するが、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間協力団体、ボランティア等に対し協力を要請する。

⑤ 緊急通行車両の確認

震災時には、災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により、一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで緊急通行車両を優先して通行させる。このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認を、次により行う。

ア 緊急通行車両等の種類

- (ア) 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (イ) 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- (ウ) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- (エ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- (オ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (カ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (キ) 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- (ク) 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- (ケ) 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- (コ) 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- (サ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- (シ) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両

(ス) 災害対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

イ 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行うもので、緊急通行（輸送）業務の実施の責務を有する者が、申請に係る車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に緊急通行車両等事前届出書及び当該車両を使用して行う業務の内容を証明する輸送協定書等の書類を添えて申請する。公安委員会は、緊急通行車両に該当すると認めた場合は、緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

なお、災害対策基本法施行令・同規則の改正（令和5年5月改正）による新制度については、適宜対応していく。

ウ 緊急通行車両の確認

法に規定する緊急通行車両の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という）が、警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所において、次により行う。

(ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認

交付されている届出済証に記載されている車両の使用人は、届出済証を提示して申請を行うものとする。この場合、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略する。

(イ) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

車両の使用人は、緊急通行車両等確認申請書及び災害応急対策に係る事務または業務である旨を証明する書類（輸送協定書等）を添えて確認申請を行う。

申請を受けた警察署長等は、緊急通行車両に該当するか否かの審査を行う。

(ウ) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、緊急標章及び緊急通行車両確認証明書の交付の措置をとるものとする。ただし、救命・救助及び消火活動が継続中の災害応急活動期にあつては、救命・救助及び消火活動等に必要な車両に限定して確認を行い、食料品等の生活関連物資の輸送車両等については、災害応急活動期が経過し、交通部長が模写電送等により別途指示した後に標章を交付するものとする。

(エ) 交通規制対象除外車両の認定

災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

(オ) 交通規制の対象から除外する車両

- a 災害応急対策に従事する者が使用中の自転車
- b 災害発生後、災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車
- c 警察署長等が、次の理由によりやむを得ないと認めて除外標章及び交通規制対象除外車両通行証明書を交付した車両で、除外標章を掲出しているもの。
 - (a) 緊急の手当を要する負傷者または急病人の搬送
 - (b) 徒歩で避難することが困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障害者等の最寄りの病院、広域避難場所等への避難
 - (c) 報道機関の緊急取材
 - (d) その他通行させることがやむを得ない理由

エ 交通規制対象除外車両の申請

除外標章の交付を受けようとする者は、交通規制対象除外車両通行申請書を、警察署長等を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

オ 認定並びに標章及び証明書の交付

交通規制対象除外車両の申請を受理した警察署長等は、通行の必要を認め、かつ、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさないと認めた場合においては、除外標章及び規制対象除外車両通行証明書の交付の措置をとる。

■参照（別冊資料）

資料第58「交通規制関係書類様式」

3 各交通機関の応急活動

(1) 都交通局小滝橋自動車営業所

- ① 被害が予想される地区は、特に都本部、区並びに近接営業所との相互連絡を密にし、営業所職員に状況を周知せしめ、車両の安全確保に万全を期す。
- ② 大規模な地震が発生した場合、輸送中の運転手が感知したときは、必ず道路の左端へ寄せて緊急停車させ、乗客の安全を確保する。また、運転手は、その時沿道建物、電柱等地上工作物が破壊するおそれのある場所を避けて、付近に空地があるときは、そこへ収容する等、現場の状況に応じた措置をとる。
- ③ 交通規制が完全に行われていないような場合は、運転手は率先して警察官の指示に従う。
- ④ 交通情報は、災害時には大きな威力を発揮するので、運転手は交通情報により交通規制の完全な了知をし、的確迅速な措置を期するように平常より教育徹底させる。

(2) 都交通局都庁前駅務管区

① 早期地震警報システム動作時の処置

- ア 早期地震警報システムにより地震情報の伝達を得た場合は、自動的に列車無線を介し列車緊急停止を音声指示する。
- イ 早期地震警報受信後は、駅間であってもすべての列車が非常停止する。
- ウ 主要動発生後、地震計及びゾーン地震計の震度表示に従い、運転規制をする。

② 発災時の応急対策

ア 運転規制

気象庁規格に準ずる地震計及び半径2.5kmの地域を受け持つゾーン地震計を設置し、ゾーン地震計の該当地域毎に以下の運転規制を行う。

(ア) 震度「3」の場合

特に運転規制は行わない。

(イ) 震度「4」の場合

- a 直ちに全列車に対し25km/h以下の徐行運転を指示し、駅務管区長(以下「駅長」という)、保守担当の各管理所長及び検修場長(以下「所長」という)に施設点検を依頼する。
- b 駅長からの駅構内施設点検完了報告及び全区間にわたる列車徐行運転完了後、50km/h以下の運転に規制を緩和する。
- c 所長からの施設点検完了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

(ウ) 震度「5弱」の場合

- a 直ちに全列車に対し運転中止を指示し、駅長及び所長に施設点検を依頼する。
- b 駅長からの駅構内施設点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とし15km/h以下の注意運転を指示する。
- c 試運転列車が全区間にわたって走行を完了したときは、全列車に対し25km/h以下の徐行運転を指示する。
- d 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了したときは、50km/h以下の運転に規制を緩和する。
- e 所長からの施設点検完了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

(エ) 震度「5強」以上の場合

- a 直ちに全列車に対し運転中止を指示し、駅長及び所長に施設点検を依頼する。
- b 駅長及び所長からの施設点検完了(ゾーン地震計に「5強」と表示された区間)の報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とし15km/h以下の注意運転を指示する。

c 試運転列車が全区間にわたって走行を完了したときは、全列車に対し25 km/h 以下の徐行運転を指示する。

d 列車が25 km/h 以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了したときは、50 km/h 以下の運転に規制を緩和する。

e 所長からの施設点検完了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

イ 乗務員の対応

運転士は、列車を運転中に強い地震を感知し、列車無線により運転中止の指令を受けた場合は次の定めの手配をする。

(ア) 駅に停車中の時は、出発を見合わせて駅長又は運輸指令の指示を受ける。

(イ) 走行中の時は、前途の支障の有無に注意して、速度を制御のうえ次駅まで走行することに努める。

(ウ) やむを得ず、駅間に停止したときは、状況を判断して旅客の安全確保に努める。

(エ) 指令から、緊急地震警報(震度4以上)受信により停止の指示を受けた場合は、駅間であっても直ちに停止する。

ウ その他の措置

(ア) 駅の係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の安全退避に努める。

(イ) 列車内停電の場合は、自動的に列車搭載の蓄電池に切り替わり約30分程度の車内非常灯を点灯させ、乗客の混乱防止に努める。

(ウ) 駅構内が停電した場合は、蓄電池に切り替わり非常灯は30分、誘導灯は20分点灯して、災害時に必要な防災設備の電源を2時間確保する等、旅客の安全確保に万全を期している。

エ 風水害時の処置

構造物のほとんどが、地下に設置されていることから、風による影響はないものと考えられるが、出水時に備えて各駅・各出入口に止水板を設備している。

(3) 京王バス(株)中野営業所

① 大規模災害など非常事態の影響があった場合は、何よりもお客様の安全確保を最優先とする。

② バスの運行を中止した場合、公共交通の使命に鑑み、ライフライン確保のための路線優先順位に基づいた旅客輸送の実施を最優先し、直ちに運行再開に関する業務を重要業務として復旧に努めるものとする。但し、常に輸送の安全性を確保しながら実施することを大前提とする。

③ バス事業においては、道路交通施設被害の復旧に運行が直結するため、道路が復旧され次第運行を再開することを目標とする。

(4) 関東バス(株)丸山営業所

地震の発生に際しては、旅客の生命の尊重を第一に被害の軽減に努めるとともに、緊急災害対策本部を設置し、速やかに被害及び輸送の早期復旧に対処する。

- ① 乗務員は、運行中に地震災害が発生した場合は、直ちに運行を中止し、乗客の安全を図るため避難誘導、救護等処置要領に基づき、沈着冷静に対処し、被害を最小限に止めるよう努力する。
- ② 路線運行の確保については、地域住民に最も重要な系統から順次運行確保に努める。
- ③ 全職員は、公共輸送機関としての社会性から、輸送の早期復旧に最善をつくして対処する。

(5) 東日本旅客鉄道(株)(中野駅、東中野駅)

- ① 災害が発生、またはその恐れがある場合は、本社防災規程(管理規程)、首都圏本部防災管理基準(規程)及び駅防災内規に基づくほか、発生した場合の対策については、「大地震発生時の対応マニュアル」に基づき応急の対策を実施する。
- ② 列車運行関係については、地震発生時の運行規制に基づき、輸送指令の指示により各乗務員が従う。また、災害発生時には、本社対策本部救助計画に基づき救助、復旧活動を行う。

(6) 東京地下鉄(株)新宿駅務管区中野坂上地域(地下鉄)

① 初動措置計画

ア 列車の取扱い

- (ア) 総合指令所長は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示のあった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置等により、全列車をいったん停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。
- (イ) 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路のだ行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所長から緊急停止の指示のあった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令長に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

イ 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の避難誘導及び救出救護に努める。

ウ 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努める。また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導及び救出救護に努める。

エ 停電の措置

(ア) 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切替え、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

(イ) 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切替り、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導を図る。

② 旅客に対する避難誘導計画

正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得る。なお、負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時避難させる。

ア 地下よりも地上が安全と認めたとき

東京都の指定する広域避難場所を放送等で周知徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。

イ 地上よりも地下が安全と認めたとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。この場合、浸水の危険を考慮して、地上へ有利な場所を選定して誘導する。

(7) 西武鉄道(株)

災害時における被害の拡大防止を図り、旅客・顧客・従業員の安全を確保し、被害を早期に復旧して速やかに輸送の再開を図る。

① 復旧用資材の配備

応急復旧に要する最小限の資材は、被害が予想される個所付近に予め配置し、現場に配置できないものは最寄りの駅構内等に配置する。資材以外の器具及び資材は、次の個所に整備しておく。

ア 電気関係・・・電気資材管理区、各電気所及び各変電所

イ 工務関係・・・各保線所及び保線機械所・新線軌道所

ウ 車両関係・・・車両検修場及び各車両所

② 震災時の応急対策

ア 運転司令長

地震が発生したときには応急対策として、次の処置を行う。

(ア) 震度4以上の地震が発生したとき、または緊急地震速報による震度4以上の予想を受信したときは、直ちに列車を一旦停止させる。

(イ) 停止した列車の列車番号および停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽くして確認する。

(ウ) 緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときで、震度3以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。

- (エ) 地震4を観測したときは、毎時55キロメートル以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。
- (オ) 震度5弱を観測したときは、毎時25キロメートル以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。
- (カ) 震度5強以上を観測したときは、電気司令長および施設司令長に要注意点検箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度5強を観測したときに限り（高麗～西武秩父間を除く）、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を毎時15キロメートル以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令することができる。

イ 駅長

駅長は、地震発生時には、次の処置を行う。

- (ア) 地震が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令長に報告する。
- (イ) 線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令長に報告する。

4 輸送

(1) 輸送手段の確保

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策の基幹となるものである。そこで、区は、それらの輸送手段として必要とする車両等の迅速かつ円滑な調達、配車等を図る。

① 車両の調達及びあっせん

乗用車及び貨物自動車は区が所有する車両を使用するが、不足を生じた場合には、協定締結業者に対し、協力を要請する。また、区が必要とする車両等の調達が不能となった場合は、区が都財務局に対し調達あっせんに要請する。

■参照（別冊資料）

資料第59「区庁有車緊急通行車両等事前届出済み車両一覧」

資料第60「災害時供給車両（東京都トラック協会中野支部）」

資料第153～160「災害時における物流業務の協力に関する協定書」等

② 車両の配車

災害応急対策及び災害復旧に必要な車両等は、主に区が所有する車両を活用し、被災者への広報、救護、飲料水、食料、資機材等の運送業務について、特に優先的に配車する。

③ 車両の待機

災害発生の恐れがあるときは、その状況に応じ、必要台数を待機させることができる。

④ 雇用料金

協定業者から調達した車両にかかる使用料金及び待機料金は、契約時もしくは協定時に定めたものを適用する。

(2) 避難者等の輸送

避難者を他の避難所等へ輸送する必要がある場合は、マイクロバスあるいは区内バス会社等を中心に関係機関の協力を得て行う。

(3) 東京都との連携

① 区は、物資の調達、輸送態勢整備にあたって、東京都との連携態勢をとり、地域内輸送拠点进行指定し、都総務局に報告する。

② 物資の調達では、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資等の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

③ 区の被災状況によっては、東京都は区からの要請を待たずに、搬入場所及び概算の必要数量を調整の上、迅速な支援（プッシュ型支援）を実施するので、地域内輸送拠点で受領態勢をとる。

④ 東京都「首都直下地震等対処要領」では、物資の陸上輸送に関しては、地域内輸送拠点の場所や広域輸送基地からの距離やアクセスを考慮し、広域輸送基地のうちトラックターミナル、立川地域防災センター等を中心とした区域を設定し、被災地外からの輸送支援に対して、わかりやすく明確にする観点から、一般道路上のルートを示した。ただし、災害時には、道路被害、救出救助活動の状況等を踏まえ、高速道路や他のルートを最大限に活用し、迅速な物資輸送体制を構築する

	施設名	所在地	物資搬送ルート（基地→拠点）【通称名】
中野区	中野区本庁舎	中野4-8-1 ※	笹目通り－川越街道－環七通り－早稲田通り
中野区	中野区立総合体育館	新井3-37-78	笹目通り－新青梅街道－中野通り
中野区	都立稔ヶ丘高等学校	上鷺宮5-11-1	笹目通り－環八通り－新青梅街道
中野区	都立富士高等学校	弥生町5-21-1	笹目通り－川越街道－環七通り－早稲田通り－山手通り

※ 令和6年5月の新庁舎移転後は、「中野4-11-19」

第6章 物資の確保と供給

第1節 基本方針

1 物資の確保と供給対策概要

	発災時～24 時間	～72 時間	初動期以降（72 時間～）
給水	○情報収集・都水道局との連携（区・都）		→
	○受水槽、応急給水用資機材、災害機能付き自動販売機の活用（区・避難所）		→
	○浴場井戸、防災井戸の活用（区・避難所）		→
	○給水体制の確保（区・都）		→
	○給水拠点からの取水（区）		→
	○避難所での給水（区）		→
	○給水拠点での応急給水（区）		→
	○車両輸送等による応急給水（都）		→
	○医療施設等への応急給水（都）		→
			○給水協定等の活用 →
食料・生活必需品	○情報収集・重要把握（区）		→
	○支給方針の策定（区）		→
	○都へ食料供給・生活必需品手配を要請（区）		
	○都物資の輸送（区）		
	○備蓄物資の搬出（区・避難所）		
	○備蓄物資の配分・分配（避難所）		→
			○炊き出し →
			○食料・物資供給協定の活用 →
			○避難所等における栄養確保策 →

2 対応方針

(1) 区民、事業者による備蓄物資の使用

区民、事業者は、発災後から3日間をめぐり、平時から備蓄していた飲料水、食料その他災害用物品を使用する。

(2) 水、食料、生活必需品等の供給

区は、災害により平常時のライフラインや市場流通機能が被害を受けた場合でも、

避難者の生命を守り、安心、安全を確保するため、水、食料、毛布等の生活必需品を避難者へ供給する。

供給にあたっては、避難者の多様なニーズに応えるため、高齢者等の要配慮者及び女性の視点にも配慮する。

供給する物資は、区として備蓄するものの他、都や災害時における協定等を締結した区内供給事業者から調達する。なお、調達が難しい品目等を対象に、なかの里・まち連携自治体との協力について協議する。

また、発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることより、発災後3日間は、都区役割分担に基づき、区が1日分を目標に調達・供給としてきたが、2日分とし、3日目以降は都が必要量を調達・供給する。

(3) 供給・配分

物資の供給は、原則として避難所を単位として行う。

区は、避難所の収容人数や要配慮者等にかかる配慮すべき事項等を把握し、物資の供給にかかる計画を策定し、災害時に緊急輸送の協定を締結している事業者等の協力を得て各避難所へ必要物資を供給する。

避難所における避難者への配布は、避難所運営組織により実施する。避難所に来ることが難しい被災者に対しては、避難所運営組織が情報を把握した上で、状況によってボランティアや避難者の協力により対応する。また、生理用品、女性用の下着の配布は女性が行うなどの配慮を行う。

第2節 具体的な取組み

1 給水

(1) 都・区の役割分担

飲料水の給水については、「震災対策における都・区間の役割分担」により以下のとおりとする。

ア 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。

イ 浄水場(所)・給水所では、都は応急給水に必要な資器材等の設営を、区は被災者への応急給水を行う。

ウ 飲料水を車両輸送する必要がある広域避難場所では、都は、区が設置する仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区は被災者への応急給水を行う。

エ 区は、都水道局の緊急給水作業がある程度平常の体制をとりもどすまでの間、区独自の給水実施計画を立て、区民に必要最小限度の飲料水及び生活用水を確保するとともに、都水道局と相互協力体制の確立に努めるものとする。

(2) 飲料水の供給（区の応急給水活動）

① 供給目標

災害発生の際、飲料水を確保することができない者に対し、1人1日あたり3ℓを基準として飲料水を供給するものとする。

② 給水方法

ア 給水は、避難所等の各施設の受水槽及びみずのとう公園、弥生公園、江古田の森公園の3箇所の小規模応急給水槽（各100m³）並びに隣接区の給水拠点から取水して原則として避難所にて行う。

（ア） 小規模応急給水槽設置場所

小規模応急給水槽設置場所	所在地
区立弥生公園	中野区弥生町5-4
区立江古田の森公園	中野区江古田3-14
区立みずのとう公園	中野区江古田1-3

（イ） 近隣給水拠点

給水拠点	所在地
杉並浄水所	杉並区善福寺3-28-5
和泉水圧調整所	杉並区和泉2-5-23
淀橋給水所	新宿区西新宿2-10-1
上井草給水所	杉並区上井草3-22-12

イ 区内の浴場井戸が破壊されていない場合、浴場の協力を得て直接給水口等から取水する。

停電の場合は東京電力(株)に公衆浴場の電気の優先復旧を求める。

ウ 避難所では、配備の水質測定機により、飲料水としての安全性を確保する。

エ 避難所では、配備の浄水器を利用し、プール等の水を利用する。

オ 受水槽の使用が難しい避難所及び帰宅困難者への対応として、ペットボトルの飲料水を供給する。

カ 区立施設や公園では、災害時に利用できるバッテリー搭載の災害救援ベンダー自動販売機によって飲料水を確保する。

キ 避難所における消火栓等を活用した応急給水については、都水道局より貸与されたスタンドパイプ等の応急給水用資機材により応急給水を行う。発災後、区が通水状況を都水道局に確認した後、区や区民が応急給水用資機材を設置し応急給水を行う。

■参照（別冊資料）

資料第61「区施設等受水槽容積一覧」

資料第138「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」

資料第139～143、170「災害時における給水協力に関する協定書」等

(3) 生活用水の供給

生活用水を確保するため、避難所に指定している区立小・中学校及び防災広場等の防災用井戸を使用する。

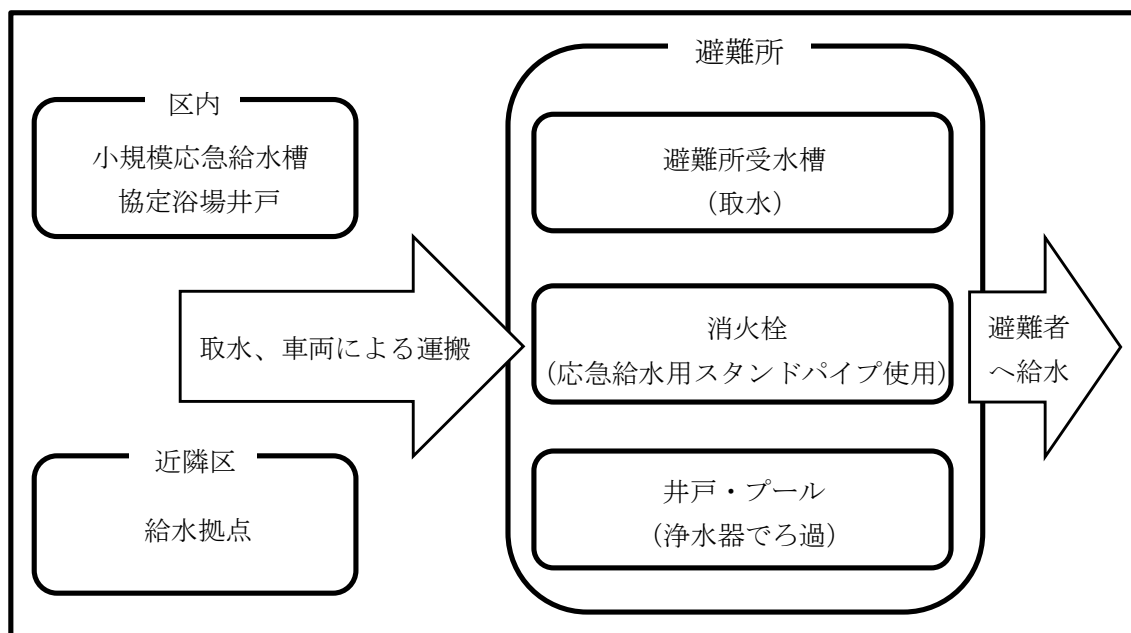
また、停電時の対策として井戸水提供の家、神社、寺院の井戸のうち手動式ポンプが設置可能な井戸について、手動式ポンプを利用する。

■参照（別冊資料）

資料第62「防災用井戸（生活用水）設置一覧」

資料第63「井戸水提供の家一覧（町別確保数）」

（給水のながれ（避難所で区が給水する場合））



(4) 都の応急給水活動（都水道局西部支所、中野営業所）

① 震災時の応急給水の方法

ア 給水拠点での応急給水

浄水場・給水所等で応急給水に必要な資機材等の設営を行う。

イ 車両による応急給水

給水拠点からの距離が概ね2 km 以上離れている避難場所では、車両による応急給水を行う。

ウ 医療施設等への応急給水

医療施設等及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

エ 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

オ その他

イ以外の避難場所または避難所で、関係行政機関から要請があり、必要があると認められた場所へ応急給水を行う。

② 給水態勢

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を定め給水態勢を確立する。

車両輸送を必要とする給水拠点及び災害拠点病院等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。

2 食料

(1) 供給

都区役割分担に基づき、区は1日分を目標に調達・供給するとしてきたが、一般用の食料の供給を1日分から2日分へ拡充するとともに、避難所生活で不足しがちな栄養補給を容易にするため、食料等を拡充する。。

なお、要配慮者用食料（おかゆ、流動食等）は2日分、粉乳は3日分を供給する。また、食物アレルギーの患者に配慮した食料品等も調達・供給する。

① 一般用供給食料

	品 名	数 量
3食分	クラッカー	1食分 1人5枚
2食分	栄養補給補助食品	1食分 1人2本
1食分	レトルト食品（リゾット）	1食分 1人1袋
1回分	野菜ジュース	1回分 1人1本

② 要配慮者用供給食料

	高齢者 ／障害者・児 品 名	幼 児 品 名	そしやく機能 障害者等 品 名	乳児 品 名
各3食分	おかゆ アルファ化米	おかゆ シチュー (チキン)	流動食	粉乳 1日6回

■参照（別冊資料）

資料第55「中野区の災害対策用備蓄物資等一覧」

(2) 調達

① 都からの調達

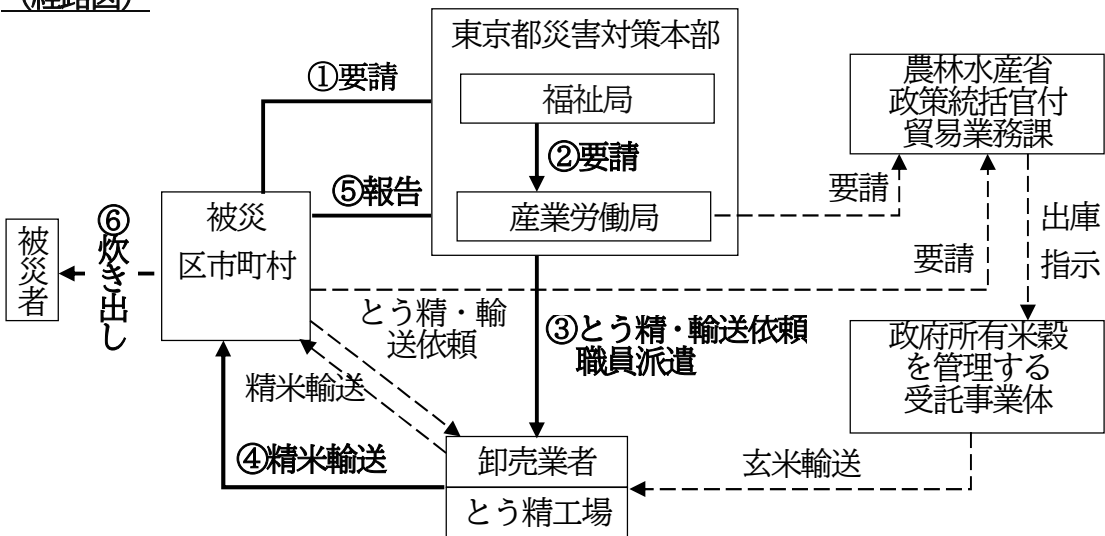
ア 都の備蓄物資を調達する場合（物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請）

イ 都があらかじめ協力依頼している業界等及び他府県等からの調達物資を調達する場合

ウ 区長が知事の指示により、知事が「異常災害等発生時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定」を締結した卸売業者から米穀を購入する場合

エ 知事又は区長の引き渡し要請により「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（令和5年9月26日付け5農産第2282号農産局長通知）に基づき政府米の緊急引き渡しを受ける場合

（経路図）



② 区内供給業者からの調達

精米・食料品については、区内の小売販売業との供給協定に基づき調達する。

■参照（別冊資料）

資料第132～137「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」等

(3) 炊き出し

道路障害物除去が本格化し、円滑な輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行う。

炊き出しは、区内供給業者から精米を調達し、地域防災会及び日赤奉仕団の協力を得て、原則として避難所で実施する。この場合、学校給食用の食器並びに避難所に配備されている食器・炊飯釜を使用する。

炊き出しの際の衛生、栄養等の管理について、相談、指導体制を整備する。

3 生活必需品

(1) 供給

日用品等当面の生活必需品は、被災者が、避難所である程度の期間、避難生活を送ることを想定し、区内備蓄倉庫及び避難所備蓄倉庫に備蓄している以下の物を供給する。また、在宅避難者用の携帯トイレ（簡易便袋）を新たに加えた。

品名
毛布・サバイバルブランケット・室内用テント・敷きマット・エアーマット・乳児用段ボールベッド
間仕切り
電池式ランタン・手回し充電式ラジオ・非接触型体温計
石油ストーブ
段差解消用スロープ
便袋（在宅避難者用を含む）・仮設トイレ・マンホールトイレ・おむつ・手指消毒剤・生理用品・マスク・消毒液・防護服

(2) 調達

① 都からの調達

ア 都の備蓄物資の調達（物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請）

イ 都があらかじめ協力依頼している業界等及び他府県等からの調達

② 区内供給業者からの調達

不足している生活必需品等の応急生活物資については、区内供給業者との協定に基づき、調達する。

第7章 医療救護等

第1節 基本方針

1 医療救護活動概要

	発災時～6時間	超急性期（～72時間）	急性期（72時間～）
区	○医療救護活動拠点の設置 ○災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターとの連携 ○救護所の設置 ○医師会等へ医療救護活動要請 ○搬送手段の確保 ○区民への情報提供	○在宅難病患者等支援 ○災害薬事センターの設置 ○医療チーム及びボランティア等の要請・受入 ○遺体の搬送・遺体収容所の設置	○保健・健康相談、防疫活動 ○死亡届受理・火葬許可証等交付
五師会	○情報収集・他機関との連携 ○緊急医療救護所等への医療救護隊等の出場(区からの要請又は自主的な判断に基づく) ○病院前トリアージ、軽症者応急処置	○検視・検案へ協力	○避難所の救護所への巡回 ○歯科医療救護所の設置
都保健医療局	○医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○東京都災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンの医学的な助言を受け 都内全域の医療救護活動等を統括調整 ○東京DMATの派遣 ○東京DPATの派遣	○都民への情報提供 ○都医療救護班等の派遣 ○他県等の医療チームの派遣を要請し、受入れ体制を確立 ○医薬品の供給	

	発災時～6時間	超急性期（～72時間）	急性期（72時間～）
二次医療圏域	○都保健医療局と連携		
	○東京DMATと連携		
	○東京DPATと連携		
警察・消防等	○救助・救出活動		
	○東京DMATと連携した救命処置等		
	○負傷者等の搬送		
		○検案（監察医務院） ○検視（警察）	

※ 東京DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team:ディーマット）
大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うため専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。

※ 東京DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team:ディーパット）
被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。

2 対応方針

(1) 医療救護・防疫・保健衛生体制の確保

地震等による大災害時においては、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することや病院等の医療機関も被災し、その機能が停止することも想定される。負傷者等に対する医療救護は、直接人命を左右するものであり、迅速な対応が要求される。

また、被災地や避難所における防疫対策を迅速、的確に行い、感染症の発生及びまん延防止とともに、長引く避難生活における被災者の健康を維持するため、避難所等における健康相談、こころのケア等が求められている。

区は、中野区医師会、中野区歯科医師会、中野区薬剤師会、東京都柔道整復師会中野支部、東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会（以下、五師会という）、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター、区内災害拠点病院等の医療機関、日赤奉仕団、医療チーム及びボランティア、東京都等との連携、協力により、医療救護、保健・健康の相談支援、防疫の体制を確保する。

(2) 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

行方不明者の調査、遺体の搜索、収容、検視・検案、身元確認、遺体の火葬、死

亡者に関する情報提供等について、区及び防災関係機関は連携し遅滞なく実施し、人心の安定を図る。

遺体の取扱いにあたっては、死者への尊厳、遺族感情に十分に配慮する。

第2節 具体的な取組み

1 医療救護体制の整備

(1) 情報連絡体制の整備

区は、発災後速やかに医療救護活動拠点を設置し、緊急医療救護所、医療救護所、救護所の設置状況や医療救護活動状況、医療機関等の被害情報や患者受入れ状況について、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター、五師会、災害拠点病院及び災害拠点連携病院等との連絡体制の確立を図り把握する。

区は、災害医療に関わる情報の提供・収集については、EMIS※を利用して行う。また、情報連絡にあたっては平常時の主要な通信連絡手段である有線電話等の途絶、大幅規制を想定し、衛星携帯電話の整備など複数の通信手段による確実な連絡体制を構築する。

区は、把握した状況について、中野区災害医療コーディネーターと連携して東京都地域災害医療コーディネーターへ報告する。また、区民に対する相談窓口の設置など医療情報の収集・伝達に努める。

※ EMIS (Emergency Medical Information System)とは、災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約提供していくためのシステムである。都災害対策本部（東京都医療コーディネーター等）、医療対策拠点（東京都地域災害医療コーディネーター等）、区災害対策本部又は医療救護活動拠点（中野区災害医療コーディネーター等）、災害拠点病院等などが活用し情報を共有する。

【災害医療コーディネーター】

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全体の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	二次保健医療圏域（杉並、中野、新宿）の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師
中野区災害医療コーディネーター	区が医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う、区が指定する医師

【災害薬事コーディネーター】

名称	説明
中野区災害薬事 コーディネーター	区が医療救護活動等を統括・調整するために必要な薬事情報を集約・一元化し、医療救護活動等に伴う薬事に関する助言を行う、区が指定する薬剤師

(2) 災害時医療救護基盤の整備

医療救護は以下の災害時医療基盤の連携、役割分担により行う。

【救護所等】

名称	役割
救護所（28 か所）	ア 避難所等に設置する。 イ 避難所運営本部や日赤奉仕団により軽症者の応急処置を行う。
医療救護所（15 か所）	ア 避難所の救護所のうち、区民活動センター（地域本部）単位に1 か所設置する。 中野区医師会は医療救護所単位で医療救護隊を編成し救護隊員（医師）を派遣する。 イ 医師会の派遣する救護隊員および四師会の協力により傷病者のトリアージ、処置が可能な軽症者の患者の治療、中等症・重症者の初期治療を行う。 ウ 中等症・重症者は災害拠点病院等に搬送する。
緊急医療救護所 （6 か所）	ア 発災から速やかに、災害拠点病院等の救急医療機関に近接する場所に緊急医療救護所を開設する。 イ 医師会は救護隊員を派遣し四師会の協力により病院前トリアージ、軽症者の治療を行う。 ウ 一定期間経過後は閉鎖する。
歯科医療救護所	スマイル歯科診療所等において、避難生活の長期化に伴う義歯の作成等歯科診療を行う。
医療救護活動拠点 （1 か所）	ア 発災後速やかに、中野区防災センターに設置する。 イ E M I S による災害医療に関わる区の情報の提供・収集 ウ 朝夕等に連絡調整会議を開催し、中野区災害医療コーディネーターを中心に災害拠点病院等、緊急医療救護所等や在宅療養支援等の状況に関する情報交換、必要となる医療救護活動等について検討する。 エ 医療チーム及びボランティアの要請及び受入れを実施する。

【災害拠点病院等】

名称	役割
災害拠点病院 (区内2か所)	ア 主に重症者の収容・治療を行う。 イ 五師会から派遣される医師等により病院前トリアージ及び軽症者の治療を行い、重症者の受入機能を確保する。 (東京警察病院、新渡戸記念中野総合病院)
災害拠点連携病院 (区内2か所)	ア 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 イ 五師会から派遣される医師等により病院前トリアージ及び軽症者の治療を行い、中等症者の受入機能を確保する。 ウ 重症者は災害拠点病院に搬送する。 (総合東京病院、横畠病院)
災害医療支援病院	ア 主に容態の安定した重症者・中等症者、慢性疾患で被災により状態の悪化した患者等の収容・治療を行う。 イ 五師会から派遣される医師等により病院前トリアージ及び軽症者の治療を行う。 ウ 中等症・重症者は災害拠点病院へ搬送する。 (中野共立病院、中野江古田病院等)
診療所等	ア 超急性期を過ぎた後は通常の業務を行う。 イ 超急性期後も医療救護所、避難所の慢性疾患患者の治療に協力する。 ウ 産科、透析医療等の専門的治療を行う診療所は専門治療に専念する。

■参照（別冊資料）

資料第64「災害時医療救護マップ」

資料第65「区内透析医療機関一覧」

資料第66「区内産科医療機関及び助産所一覧」

(3) 中野区における災害時の緊急医療救護所の設置

① 緊急医療救護所設置の目的

緊急医療救護所設置の目的は、災害拠点病院等の救急医療機関に近接する場所で、病院前トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する病院搬入までの応急処置をすることで、重症者や中等症者等の収容・治療を担う病院の医療機能を守ることである。

② 中野区の緊急医療救護所設置場所の考え方

中野区では、中野区災害医療連携会議での検討を経て、緊急医療救護所設置の考え方を次のとおり整理している。

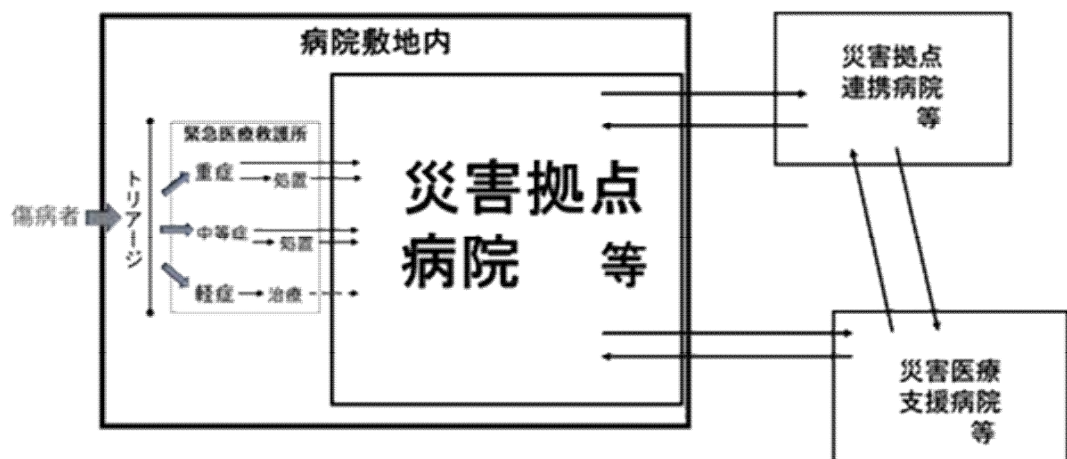
ア 緊急医療救護所設置前（発災直後）

発災直後で緊急医療救護所が設置される前は、傷病者は病院が受け付け、病院前トリアージ、軽症者に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する病院搬入までの応急処置は、医師等病院関係者が病院敷地内で実施する。

イ 緊急医療救護所設置

五師会からの支援体制が整い次第、緊急医療救護所を災害拠点病院等の近接地（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内）に設置する。

緊急医療救護所では五師会から派遣された医師等により被災傷病者の病院前トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療、必要に応じて中等症者・重症者に対する病院搬入までの応急処置を行う。



③ 設置期間

区は、発災直後からおおむね超急性期（発災から72時間以内）まで、緊急医療救護所を設置する。一定期間経過後は、医療救護所へ移行する。

(4) 中野区災害医療連携会議の開催

区、五師会、中野区災害医療コーディネーター、災害拠点病院等の救急医療機関、消防署等の関係機関により構成する中野区災害医療連携会議において、災害時における医療救護、防疫、保健・健康支援にかかる体制の確保や活動内容について協議する。

また、災害発生時には、医療救護活動拠点で、区外からの医療チーム及びボランティア等参加も含め、本会議を1日2回程度開催する。

■参照（別冊資料）

資料第268「中野区災害医療連携会議設置要綱」

2 医療救護活動

(1) 医療救護活動

五師会は、災害が発生し、区から医療救護活動の要請があった場合、直ちに医療救護隊等を緊急医療救護所等に派遣し、区と連携、協力のもと医療救護活動を行う。

ただし、大震災発生等の緊急を要すると判断したときは、五師会は区からの要請を待たずに自主的に緊急医療救護所等に参集する。

区は、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター、五師会等との連携のもと、緊急医療救護所等の設置状況や医療救護活動状況、医療機関等の被害情報や患者受入れ状況を把握し、医療救護にかかる方針を定める。また、区及び五師会の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、東京都地域災害医療コーディネーター、都保健医療局及びその他関係機関に医療救護班や東京DMAT、東京DPATの応援派遣を求めるほか、DHEATや保健活動班による支援、災害医療チーム及びボランティアの活用等について検討する。

なお、区内の専門的医療（透析・産婦人科・慢性期等）を行う病院や診療所は、各自の業務を継続することにより、災害時の医療救護活動を行うものとする。

※ DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team:ディーヒート）

被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム。

■参照（別冊資料）

資料第124～129「災害時の医療救護活動についての協定書」等

(2) 中野区災害医療コーディネーター及び中野区災害薬事コーディネーターの業務

① 中野区災害医療コーディネーターの業務

ア 区の医療救護活動方針の策定に関すること

中野区災害医療コーディネーターは、区内の被害状況、医療救護所の医療ニーズ、医療チームの活動状況などを踏まえ、区が定める医療救護活動方針に対して、医学的な助言を行う。

イ 医療チームの配分調整に関すること

中野区災害医療コーディネーターは、区内の病院や医療救護所の人的・物的資源に不均衡が生じないように、医療チームの配分調整について、医学的な助言を行う。

ウ 傷病者を受け入れる病院の確保に関すること

中野区災害医療コーディネーターは、傷病者を受け入れる病院の確保に向けて、区内の病院、圏域内の災害拠点病院及び管轄する医療対策拠点と調整をする。

エ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること

中野区災害医療コーディネーターは、医療救護活動方針等について、東京都地域災害医療コーディネーターと調整する。

オ その他医療救護に関すること

その他医療救護に関して、区に対する医学的な助言を行う。

② 中野区災害薬事コーディネーターの業務

ア 医薬品等の管理に関する調整業務

医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等

イ 薬剤師隊に関する調整業務

薬剤師隊の差配、支援要請等

ウ 薬事関係者等の調整業務

病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握。薬事関係者・医療関係団体・区との調整等

(3) 医療救護隊等の役割

五師会は、以下の役割分担で医療救護活動を行う。

名称	役割
医療救護隊 (中野区医師会)	【医師等の派遣】 医療救護所単位で救護隊を編成し、派遣を行う ※各救護隊は、活動の中心を担う救護隊長・副隊長を選任する

	【活動内容】 傷病者に対するトリアージ及び応急処置 災害拠点病院等への搬送の可否及び搬送順位の決定 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 助産救護（搬送調整） 死亡の確認 等 ※状況に応じて遺体の検視・検案に協力する
歯科救護隊 （中野区 歯科医師会）	【歯科医師等の派遣】 緊急医療救護所、歯科医療救護所等へ派遣を行う 【活動内容】 傷病者に対する応急処置 災害拠点病院等への搬送の要否及び搬送順位の決定 搬送困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 検視・検案に際しての法歯学上の協力 等
薬剤師隊 （中野区薬剤師会）	【薬剤師の派遣】 緊急医療救護所等へ派遣を行う 【活動内容】 傷病者等に対する調剤、服薬指導 災害薬事センターにおける医薬品の仕分け、管理 避難所の衛生管理・防疫対策への協力 等
柔道整復師隊 （東京都柔道 整復師会中野支部）	【柔道整復師の派遣】 緊急医療救護所等へ派遣を行う 【活動内容】 柔道整復師法に基づく傷病者への応急救護活動 現場医師の指示のもとに行う業務 等
助産師隊 （東京都助産師会 新宿・中野・杉並 地区分会）	【助産師の派遣】 緊急医療救護所等へ派遣を行う 【活動内容】 妊産婦等又は傷病者に対する衛生材料等の提供 現場医師の指示のもとに行う業務 等

（4）時系列に応じた医療救護隊の活動方針

区は、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター等との連携のもと、緊急医療救護所等の設置状況や医療救護活動、医療機関等の被害情報を把握し、医療救護にかかる方針を定めるところとなるが、医療救護隊の活動方針は以下を基本とする。

なお、超急性期までの避難所における軽症者等に対する応急手当は、避難所の救護所で地域防災会の避難所庶務部・救護・衛生部（地域の組織）を中心に日赤奉仕団等による活動を主とする。

① 発災直後～超急性期（発災から72時間以内）

ア 負傷者が多数発生した災害現場、負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所、医療救護所での救護活動を主とする。

イ 救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じ東京DMA Tと連携して行う。

ウ 重症者・中等症者に対しては、災害拠点病院・災害拠点連携病院への速やかな搬送に努める。

エ 医療救護所は主に外傷等の軽症者等に対する医療が中心となる。

オ 必要に応じ東京DPAT等と連携し精神保健医療活動を行う。

② 急性期以降（発災から72時間以降）

ア 医療救護所における医療救護活動、避難所（二次避難所が開設されている場合は、二次避難所を含む）の巡回等による医療救護活動を主とする。

イ 歯科医療救護活動を開始する。

ウ 重症者・中等症者に対しては、災害拠点病院・災害拠点連携病院への速やかな搬送に努める。

エ 医療救護所は、主に内科系・慢性疾患・精神科等の軽症者等に対する医療が中心となる。

オ 医療機関の機能回復に伴い、医療救護所の縮小を図り、地域医療体制への移行を進める。

(5) 医療資器材・医薬品等の備蓄及び調達

① 医療資器材の備蓄及び調達

区は、発災から超急性期（発災から72時間以内）に使用する分を目途として緊急医療救護所及び医療救護所（計15か所）、医療機関（計50か所）、救護所（28か所）に医療資器材7点セットや必要な医療救護物資を備蓄する。物資が不足した場合には、災害薬事センターに調達を要請する。

② 災害用流通備蓄医薬品の備蓄及び調達

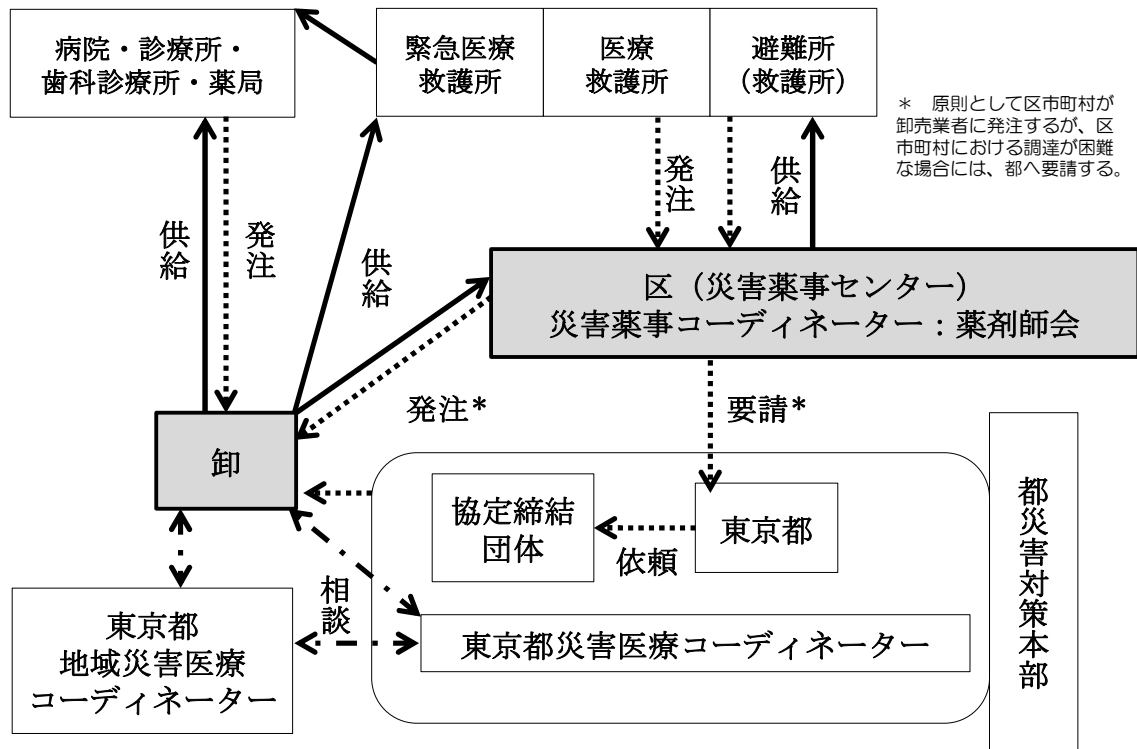
区は、発災後、速やかに医薬品の保管及び供給拠点として、災害薬事センターを設置する。災害薬事センターの運営は、中野区災害薬事コーディネーターを中心とし、中野区薬剤師会の協力を得て行う。

また、区は流通備蓄方式により備蓄した災害用流通備蓄医薬品を緊急医療救護所6か所をはじめとして、医療救護所9か所へも順次輸送する。

必要により、中野区災害薬事コーディネーターは、緊急医療救護所及び医療救護所等における需要を確認し、取りまとめの上、卸売販売業者へ発注又は区で調達が困難な場合は、都保健医療局に対し調達要請を行う。

なお、緊急医療救護所等へは卸売業者から直接納品されるよう調整する。

【災害時医薬品・医療資器材等の供給体制】



■参照（別冊資料）

資料第130「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」

③ 医療救急資器材（医薬品含む）

名称	備蓄場所	備蓄数量
医療資器材7点セット	医療救護所及び中野区医師会館	各1セット (1セット約500人分)
医療救急セット	中野区医師会災害医療救護隊の隊長・副隊長等の50の医療機関	各1セット (1セット15人分)
医療救急カバン	避難所救護所となる区立小中学校等の備蓄倉庫50か所	各2セット (1セット30人分)
災害用流通備蓄医薬品	中野区薬剤師会医薬品管理センター及び薬局3か所の計4か所	各1,000人分

■参照（別冊資料）

資料第67「医療資器材7点セット備蓄場所一覧」
資料第68「医療資器材7点セット一覧」
資料第69「医療救急セット一覧」
資料第70「医療救急カバン内容一覧」
資料第72「災害用備蓄医薬品一覧」

④ 病院前トリアージ用の資機材

重傷者や中等症者等の収容・治療を担う災害拠点病院や災害拠点連携病院の医療機能を守るために、病院前トリアージを行う。実施にあたって、開設に必要なテントや担架及びトリアージタグなどの資機材等を災害拠点病院等（6か所）に配備した。

■参照（別冊資料）

資料第71「病院前トリアージ用資機材一覧」

(6) 負傷者の搬送

中野区災害医療コーディネーターは、受入可能な医療機関を把握し、搬送先の確保に努める。区内の搬送先が困難な場合、東京都地域災害医療コーディネーター等に相談する。

また、災害時拠点病院等への負傷者の搬送は、関係機関の連携、協力のもと、次の方法により行う。

- ① 東京消防庁による救急車、東京消防庁・自衛隊等によるヘリコプター等
- ② 前項の手段が困難な場合は、区が所有又は調達した自動車（「重症患者搬送中」の表示を行う）、担架、自家用車等

■参照（別冊資料）

資料第156「災害時における応急対策活動の協力に関する協定書」

3 防疫及び保健衛生

(1) 健康調査、相談及び防疫措置

- ① 避難所等を開設後、保健師・栄養士その他必要な職種により健康調査及び健康相談等を実施し、避難所等の感染症発生状況等を把握、患者の早期発見、感染拡大防止に努める。また、必要に応じて、応急措置又は生活不活発病対策、エコノミークラス症候群の予防、環境整備などの保健・栄養指導を行う。
- ② 避難の場所ごとで要配慮者（医療的ケアを要するもの、要介護者、障害児・者、

妊産婦、乳幼児、アレルギーやぜんそくを有する者、外国人など）について直接又は関係機関の関係者を通じて情報を収集し適切な支援を行う。

避難の場所ごと（避難所、二次避難所、在宅避難、車中泊、仮設住宅など）の健康課題の把握に務め応援派遣医療チームと連携し健康管理を実施する。情報を分析し重大性と優先性により、医療対策、保健予防対策、生活環境対策等の対策を立て情報連絡会等で検討し対応する。

- ③ 避難所等の防疫指導を行い、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の指導を行う。
- ④ 災害の状況、災害地の感染症発生状況により、予防接種対象及び期間を定めて予防接種を実施するものとする。

(2) 感染症予防のための広報及び健康指導

健康調査及び健康相談の実施と並行して、以下の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。下痢や嘔吐、発熱等の有症状者数などの経時的変化を把握し、管内医療機関や保健医療活動チームと情報を共有し対応する。

- ① 食品の保管方法、炊き出しの仕方について
- ② 水洗トイレ使用マニュアル（消毒法など）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について
- ③ 室内清掃、害虫・ねずみ等の駆除について
- ④ 断水時の手洗い、うがいの方法について
- ⑤ 貯水槽やプール水の安全な活用について
- ⑥ 室内換気、適切な加湿、ゾーニング方法等について
- ⑦ マスクの正しい使い方、咳エチケット
- ⑧ 正しい吐物処理及び下痢便処理の方法
- ⑨ 調理従事者、炊き出し、ボランティアに対する指導（加熱調理、手指衛生、健康管理など）
- ⑩ 食生活・栄養指導
- ⑪ 口腔衛生、口腔ケア

(3) メンタルヘルスケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。また、災害によるPTSDの把握と支援を長期にわたり行っていく体制を確保する。

- ① 避難住民や援助者の健康状態の把握（特にPTSD、飲酒問題、睡眠障害、バ

ーンアウト等の課題の把握、虐待やDV等の要支援者を把握する)

- ② 精神的課題に対するケアとして、避難の場所での保健師チームや必要に応じてDPATとの連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。精神科病院、診療所の外来実施状況の把握に務め情報提供する。
- ③ 避難住民やその家族の心身の健康状態(精神的な疲労、不安、イライラ等)の相談を受け、必要に応じて医療救護所や精神科医療機関等への受診を勧める。
- ④ 避難住民のみならず援助者側である区職員、他機関からの派遣職員等へのメンタルヘルスの支援を実施する。ストレスの軽減をはかり疲労を最小限に防ぐために業務ローテーションと役割分担の明確化を行う。「災害時こころのチェックリスト」等のアセスメントシートを援助者に手渡し、必要時に健康相談を受けられる体制を準備する。

(4) 在宅難病患者への対応

区は、災害時個別避難支援計画を作成している。

発災時には、都への要請及び医療機関等関係者(関係機関)との連携により同計画に基づいた支援を行う。また、災害時個別避難支援計画未作成者の状況を把握し、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

<在宅人工呼吸器使用者への対応>

- ① 「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- ② 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続出来る様に支援する。
- ③ 在宅療養の継続や避難等に際し、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

<透析患者等への対応>

- ① 東京都や災害時情報ネットワーク等都の連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し関係機関に情報を提供する。
- ② 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- ③ 東京都と連携し他区市への支援要請を行い必要な調整を図る。

(5) 応援保健医療活動チームとの連携

避難所等の巡回健康相談や、感染症予防の広報活動や指導、精神保健活動を効果的に実施するために、応援保健医療活動チームの受援体制を速やかに整備する。また応援保健医療活動チームとは連絡体制を密にし、情報連絡会を活動拠点毎に1日1～2回開催し課題の把握や体制の確保、活動内容について協議する。

※ 応援保健医療活動チーム

日本DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、国立病院機構、日本病院会、

日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）などの医療チーム、都外からの派遣保健師チーム、管理栄養士チームなど。

(6) 避難所、被災家屋等の衛生管理

災害の種類、程度等に即応し、害虫・ねずみ等の駆除を中心に避難所及び被災家屋等の殺虫消毒を行うとともに、施設等の衛生管理に努める。

① 避難所

ア 避難所運営本部は、避難所開設後、直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施するよう周知する。

イ 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、土足禁止区域・喫煙場所の設定、避難住民の生活環境上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

ウ 避難所の既存のトイレが使用不可能な場合、仮設トイレを設置し、消毒・清掃を実施する。また、手指消毒剤の設置に努め、感染症予防の観点からトイレ使用後の手指消毒が重要であること及び汚物の適正な処理に努めるように周知する。

② 被災家屋

被災家屋、下水及びその他の要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行うとともに、消毒薬を配布して消毒方法を指導する。

(7) 飲料水の衛生指導等

区は、避難所、被災地域の受水槽、井戸水等の残留塩素濃度の確認等を実施するとともに、衛生指導を行い、飲料水の安全確保に努める。

(8) 食品の衛生確保

① 食品衛生監視

ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

イ 食品集積所の衛生確保

ウ 避難所の食品衛生指導

エ 関係施設の貯水槽の簡易検査

オ 仮設店舗等の衛生指導

カ その他食料品に起因する危害発生の防止

② 避難所の食品衛生指導

ア 避難所における食品を取り扱う担当者の設置促進等、食品衛生管理体制の確

立

- イ 食品の品質、日付管理等の徹底
- ウ 手洗いの励行
- エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- カ 情報提供

(9) 動物の保護対策

災害時には多数の被災動物が生じると予想される。これらの動物は、飼い主とともに避難所に避難してくると予想される。

動物愛護及び安全・衛生面の観点から、次の対策を講じる。

① 関係団体との連携

被災地区の動物の保護については、迅速な対応が求められる。区は平素から関係団体等と連携・協力体制を築き、災害時の動物の保護対策を行う。

② 避難所における動物飼育対策

被災により飼い主が自宅での生活が困難になった場合や、火災等により身に危険が迫っている場合に、原則として全ての避難所においてペットとの同行避難を受け入れる。

受入動物は、犬、猫、鳥などとし、ケージの中に収容する事を原則とする。また、受入れ場所は避難所の状況に応じて対応する。

受入れにあたってのルール等について避難所運営マニュアルに記載するとともに、区民への周知を図るものとする。

■参照（別冊資料）

資料第131「災害時における区と獣医師会との協力に関する協定書」

③ 飼育者によるペットフード等の備蓄

災害時の動物飼育に必要な備蓄（ペットフード、ケージ、常備薬、ペット用食器、首輪とリード、トイレシート等トイレ用品等）は、飼育者が準備することを原則とする。

④ 東京都との役割分担

動物の保護は、広域的な対応が必要であるので、東京都に対して、東京都獣医師会及び関係団体等との協力体制の確立を要請していく。

また、東京都と次のように役割を分担し、連携していく。

機関名	内容
都保健医療局	ア 被災動物の保護 イ 関係団体等との連絡調整 ウ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 エ 避難所等における動物の適正飼養の指導等 （以上、東京都地域防災計画（令和5年修正）による）
区	ア 同行避難動物の飼養場所等の確保 イ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ウ 避難所等における動物の適正飼養の指導等

4 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

(1) 行方不明者の搜索・遺体の収容等

① 各関係機関の活動体制

区は、警察署等と連携し行方不明者（周囲の事情から既に死亡しているとされる者を含む）の搜索、遺体の収容を実施する。

機関名	内容
都総務局	関係機関との連絡調整
警視庁	ア 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 イ 区が実施する行方不明者の搜索・収容に協力する。 ウ 各警察署において、行方不明者の届出受理の適性を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
区	関係機関と連携し、行方不明者の搜索の統括、遺体の収容を実施。
陸上自衛隊	都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

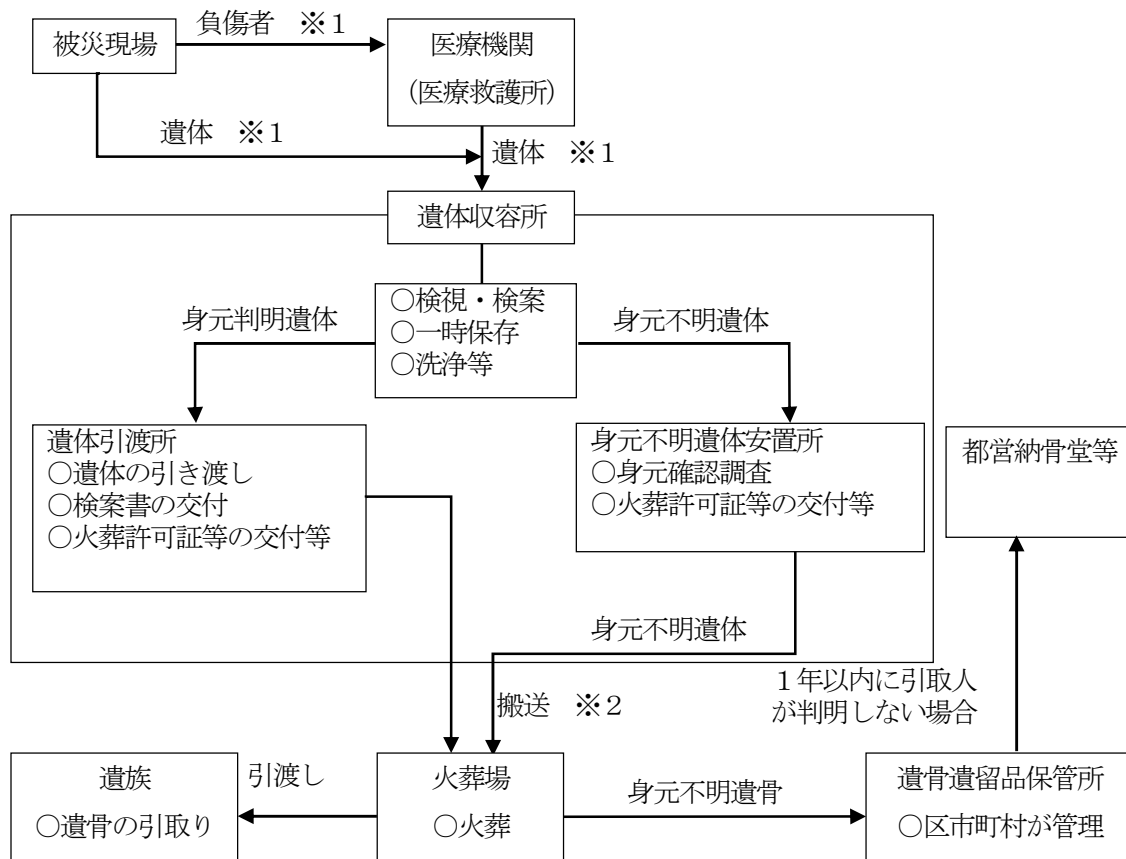
※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡しているとされる者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区へ連絡する。

なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

※ 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検案・検視や身元確認ができるよう施設等に配慮する。

② 遺体の取扱いの流れ



- ※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区市町村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

① 遺体の搬送方法

遺族等による搬送が困難な場合、区は遺体をあらかじめ指定した遺体収容所に警察署の協力を得ながら搬送し収容する。

② 車両の確保

車両は、区及び警察署が相互に協力し、可能な限り車両を調達し、早急に搬送できるように努める。

③ 東京都及び関係機関への協力依頼

区は、状況に応じて、東京都及び関係機関に対して、遺体の搬送の協力依頼等を行う。

(3) 遺体収容所の設置等

① 遺体収容所

区は、災害発生後速やかに遺体収容所を設置するとともに、管理責任者を置く。設置場所は、中野区立総合体育館とする。また、区は、遺体収容所の開設運営に関して、区の能力のみで十分でないときとは都及び関係機関等へ必要な応援を要請する。

遺体収容所では、検視・検案、一時保存、洗浄等、遺体の引き渡し、検案書の交付、身元確認調査、火葬許可証等の交付等を実施する。

② 遺体収容所の設置報告等

区は、遺体収容所を開設した場合、都並びに防災関係機関に対して、設置場所、収容能力等を周知することとし、収容状況を知事へ報告する。

(4) 検視・検案

① 各関係機関の活動体制

機関名	内容
都	ア 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 イ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ウ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院	ア 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 イ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ウ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 エ 大規模災害時には、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁	ア 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 イ 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ウ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

② 協力機関

検視・検案活動は、警視庁及び都保健医療局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。中野区医師会、中野区歯科医師会においてもこれに協力する。

機関名	内容
都医師会 日赤東京都支部	都の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
都歯科医師会	都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。
日本法医学会	都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力する。

③ 検視・検案の活動場所

遺体の検視・検案は、原則として遺体収容所で行うが、これにより難しい場合は、都保健医療局（監察医務院）・区・警察署が協議し決定した場所とする。

※ 検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

(5) 身元確認

① 身元確認作業

警視庁は、行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」へ引き継がれ、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに、区へ引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する）。

区は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ、納棺し、氏名札を棺に貼付する。また、遺体収容所において、遺体火葬許可証を発行する。

② 身元不明遺体の調査

区と警察は協力して、身元不明遺体の調査・捜索を行うとともに、身元不明遺体の保管について周知を行い、身元引受人等の発見に努める。

③ 身元不明遺体の保管等

区は、身元不明遺体の適正な保管に努め、一時的に遺体安置所に保管する。一定期間（概ね1週間程度）を経過したのち、身元不明遺体を火葬する。遺骨は遺留品と共に引取人が現れるまで保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

(6) 死亡届出の受理、火葬許可証等の発行等

遺族等に取り渡された検視・検案を終えた遺体について、警察署からの報告書及び監察医務院から発行される死体検案書を受理する。また、遺体収容所等において死亡届出を受理するとともに、火葬許可証または特例許可証を発行する。

(7) 遺体の引渡し

遺族等に対し遺体の引渡しを行うときは、遺体処理票により整理のうえ、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って実施する。

(8) 遺体の火葬

① 遺体の火葬

遺体を火葬に付する場合、区は災害遺体送付票を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送する。遺骨及び遺留品は、遺骨及び遺留品処理票を付し、遺体収容所にて一定期間保管する。

■参照（別冊資料）

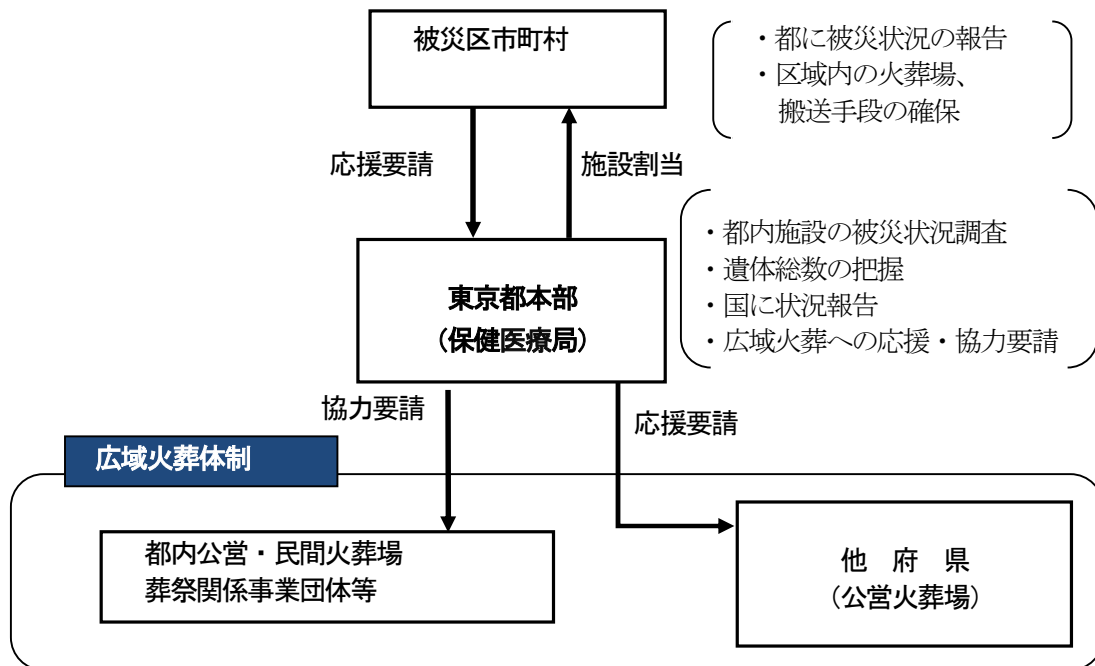
資料第73「火葬場一覧」

資料第150「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」

② 広域火葬

区は、火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて都に広域火葬の応援・協力を要請し、広域火葬が実施される場合は、都と調整を図り、区民等へ広報するなど広域火葬の迅速かつ円滑な実施に努める。都は、広域火葬が実施される場合、各火葬場の受入れ可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、遺体の搬送について、区市町村の状況に応じ、輸送車両の確保等について必要な支援を行う。

(広域火葬体制)



(9) 死亡者等に関する情報提供

区は、都と警察署等と連携を保ち、行方不明者及び身元不明者に関する問い合わせに対応するため、区役所等に相談窓口を設置する。

第8章 施設等の応急対策

第1節 基本方針

1 施設等の応急対策概要

	発災時～6時間	～24時間	～72時間	初動期以降（72時間～）
ライフライン事業者等	○被害状況の把握・関係機関との連携 ○二次災害防止措置 ○応急・復旧方針の策定 ○優先順位に基づく応急措置 ○区民への情報提供	○復旧措置		
区	○施設の被害状況の把握・関係機関との連携 ○避難所等の応急危険度判定 ○区民への情報提供		○避難所等の応急修理 ○住宅・宅地の応急危険度判定	
危険物保管施設等	○消防・警察等関係機関へ被害状況を通報（区民・事業者） ○区へ情報提供（消防・警察） ○救助・救出活動（消防・警察等） ○被害拡大防止措置（事業所・消防・警察等） ○避難指示・誘導（消防・警察）			

2 対応方針

(1) 施設の応急復旧

阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも停電被害の復旧には概ね一週間程度、通信寸断被害の復旧には概ね2週間程度、都市ガス設備被害の復旧には概ね1～2か月以上、上下水道の断水被害の復旧には1か月以上の時間を要している。

上下水道、ガス、電気、通信にかかるライフライン事業者等は、発災時において応急対策にかかる活動態勢を整え、関連施設等の被害状況の把握、情報伝達に努め、二次災害や危険拡大のおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、速やかに、

人命救助、災害時に拠点となる施設、医療機関、避難所等の施設種別、復旧の困難度等の観点から優先順位を定め、施設の復旧に努める。

その他建造物、道路、河川、危険物保管施設の施設管理者は、当該施設の被害状況を迅速、的確に把握し、関係機関と連携・協力のもと必要な応急、復旧対策を講じ、安全を確保する。

また、区は、被災住宅・宅地について、発災後の余震等による建物倒壊等の二次災害防止のため、応急危険度判定を実施する。

なお、区、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

■参照（別冊資料）

資料第252、253「災害時における給電車両貸与に関する協定」

(2) 情報連絡、区民周知等

ライフライン事業者等との情報連絡にあたっては平常時の主要な通信手段である有線電話等の途絶、大幅規制を想定し、無線等を配備し体制を整備する。

ライフライン、公共施設、危険物保管施設等の被害や復旧状況は区民生活に密接していることから、都、区及び防災関係機関と連携し、適宜適切な広報に努め混乱を回避する。

第2節 具体的な取組み

1 ライフライン施設

(1) 水道施設（都水道局西部支所、中野営業所）

① 活動手順

発災後、速やかに貯水、取水、導水、浄水、送配水施設及び給水施設等の被害状況を把握し、漏水による道路陥没等の二次災害や危険拡大のおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、震災による断水が長期間にわたると区民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するための方針を定める。

取水、導水並びに浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所にいたる送配水幹線を最優先として配水本管、配水小管、給水装置の順に復旧を進めることを基本方針とする。

また、被害状況、復旧及び応急給水の状況等については、都本部及び区と連携し適宜適切な広報を行い、混乱を防止する。

② 応急復旧対策

- ア 送配水管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害個所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。
- イ 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
宅地内の給水装置の復旧は、医療施設、福祉施設、避難所等を優先して行う。
なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。
- ウ 復旧に必要な管・弁類の材料は、原則として、災害発生時にメーカー及び他都市などから調達する。ただし、緊急調達が困難な材料については、都水道局が事前に確保している。なお、災害時の材料供給が迅速に行われるよう、関係団体と協定を締結している。

(2) 下水道施設（都下水道局西部第一下水道事務所）

① 活動手順

- 発災後、速やかに管路、ポンプ所、水再生センター等の被害状況を把握し、二次災害や危険拡大のおそれがある場合の応急措置、また、工事中の箇所における応急措置等を講じるとともに、被害施設を短期間に復旧するための方針を定める。
水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の収容施設の復旧を確保し、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を進めることを基本方針とする。
また、被害状況、復旧、下水道の使用自粛、し尿処理体制等については、都本部及び区と連携し適宜適切な広報を行い、混乱を防止する。

② 応急復旧対策

- ア 災害復旧用資器材の整備
迅速に応急復旧活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資器材を備蓄する。
- イ 管路施設
管路施設は、管の継管の継手部やマンホールと本管の継ぎ手部のずれ、ひび割れなど被害箇所から土砂等が流入し、管きょ流下能力の低下やマンホールの浮上に伴い、道路閉塞等が予想される。管路施設の調査・点検を行い、被害の程度に応じ応急復旧を実施する。
- ウ 水再生センター・ポンプ所
各施設の調査・点検を行い、被害の程度に応じ応急復旧を実施する。
水再生センター・ポンプ所に被害が発生した場合は、水再生センターは揚水、簡易処理、放流機能の確保を、ポンプ所は揚水、放流機能の確保を最優先する。

また、停電のためポンプ機能の停止に備え、非常用発電機等による電源の確保に努めるとともに、自家発電設備用燃料油について、石油会社との協定に基づき優先供給を受ける。

(3) 電気施設（東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社）

① 活動手順

発災後、速やかに関係設備等の被害状況を把握し、二次災害や危険拡大のおそれがある場合の危険防止措置を講じるとともに、各設備を短期間に復旧するための方針を定める。

災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を進めることを基本方針とする。

また、被害状況、復旧状況、また、電気火災の防止策等については、区及び関係機関と連携し適宜適切な広報を行い、混乱を防止する。

② 応急復旧対策

ア 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 全般的被害状況の掌握の遅速は復旧工事におおいに影響するので、あらゆる方法をもって、状況の早期把握に努める。

ウ 災害復旧の順位は、復旧対策の中核となる官公庁、報道機関、避難場所等並びに人命にかかわる病院等を原則的に優先とするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案して供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

エ 公衆感電事故、電気火災を防止するため、切れた電線には絶対にさわらない、屋外に避難するときはブレーカー又は安全器を必ず切ることなどについても広報する。

オ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネットを通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

カ 復旧資材は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、他支部相互との相互流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

キ 非常災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両を活用する。状況により舟艇、ヘリコプター等の活用も考慮する。

(4) ガス施設（東京ガス(株)）

① 活動手順

発災後、速やかに関係施設等の被害状況を把握し、二次災害や危険拡大のおそれがある場合のガス供給停止等の措置を講じるとともに、被害施設を短期間に復旧するための方針を策定する。

応急対策の他、二次災害を抑止するため、復旧対策を製造施設・供給施設の点検、修理、中低圧導管の復旧、メーターガス栓の閉止、復旧地域のセクター化等の手順により進めることを基本方針とする。

また、供給停止地域、復旧予定、及び、安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法等については、区及び関係機関と連携し適宜適切な広報を行い、混乱を防止する。

② 応急復旧対策

ア 応急対策

(ア) 震災時の初動措置

- a 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- b 事業所設備等の点検
- c 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- d ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- e その他、状況に応じた措置

(イ) 応急措置

- a 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。
- b 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
- c 地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- d ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- e その他現場の状況により適切な措置を行う。

(ウ) 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の様な方法により確保する。

- a 取引先、メーカー等からの調達
- b 各支部間の流用
- c 他ガス事業者からの融通

(エ) 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な体制にある。

イ 復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、予め定めた下記の手順により実施する。

(ア) 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼働を再開する。

(イ) 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家を訪問しメーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

(ウ) 低圧復旧地域のセクター化（被害が発生した場合）

低圧導管を遮断して、復旧地域を分割する。

(エ) 中圧導管の復旧（被害が発生した場合）

ガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理する。

(オ) 低圧導管の復旧

管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。

a ガスを適切な圧力で封入し、漏洩調査を行い、漏洩箇所を修理する。

b ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出する。

(カ) 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏洩検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

(キ) ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

(5) 通信施設（東日本電信電話(株)）

① 活動手順

発災後、速やかに通信設備の被害状況、そ通状況及び停電状況等を把握するとともに、短期間に復旧するための方針を定める。

応急復旧工事は災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う等を基本方針とする。

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障をきたすとともに、情

報の不足からパニックの発生のおそれを生じるなど、社会的影響は大きい。被害及び復旧情報については、区及び関係機関と連携し主に以下の広報を行い、混乱を防止する。

ア 災害のために通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、利用者にその旨周知する。

イ 防災機関等が行う救助・復旧活動を確保するための重要通信が優先となり、一般の通信の利用制限をすることがある旨周知する。

ウ ふくそう緩和対策として、「災害用伝言ダイヤル」の利用をお願いする。

② 応急復旧対策

ア 初動措置

災害の発生とともに、初動体制確立に向け、次の措置を講じる。

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備
- c 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- d 建築物の防災設備の点検
- e 工事用車両、工具、保有資材の点検
- f 所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

(イ) 応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を適切に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い迅速な復旧作業を実施する。

- a 被害回線の復旧方針の決定
- b 復旧順位の決定
- c 復旧作業の要員確保
- d 工具、計測器、工事用車両、資材の確保
- e 移動無線車、移動電源車、衛星車載車、移動交換機等の設置位置決定
- f ヘリコプターの出動要請
- g 部外防災機関との連絡及び協力

イ 通信疎通に対する応急措置

東日本電信電話(株)は、要員・資機材等を最大限に活用し、通信の疎通とその被害設備の早期復旧のため、次の措置を講じる。

(ア) 孤立化防止用移動無線車の設置

(イ) 非常用移動交換機の設定

(ウ) 臨時回線の作成

(エ) 通話方式の変更

- (オ) 特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
- (カ) 災害用伝言ダイヤル“171”の開設

③ 区との連携

自治体リエゾンを区に派遣し、通信障害・復旧状況等の情報共有、区の要望・活動状況の情報収集等を行う。

2 建造物等応急対策

発災時、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等については、利用者等の安全確保、混乱防止を図るとともに、余震による倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用の可否を応急的に判定するとともに、必要な応急措置を講じる。

都、区、及び、各施設管理者等関係機関は相互に連絡協調を緊密にし、その有する機能を発揮して、被害の防止及び応急復旧作業を迅速に実施する。

なお、区は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。

(1) 庁舎及び避難所の応急対策

庁舎及び避難所については、区の応急対策上最も重要な施設であるため、発災後ただちに応急危険度を判定し、使用の可否を判断するとともに、以下の手順により必要な応急修理を行う。

- ① 避難所の使用可否の判断が迅速に行われるよう、施設点検マニュアルを見直すとともに、民間事業者との協力により点検の体制を整備する。
- ② 点検を待たずに避難所の使用可否を判断する必要がある場合に、施設管理者や地域防災会等が簡易に施設の安全性を確認できるマニュアルを整備する。
- ③ 応急の修理が必要な場合は、人員、資材等を迅速に輸送し、修理を実施する。
また、必要に応じて、工事の設計、仕様、工事費の見積りを行う。

(2) 公共施設応急対策

本庁舎、避難所以外の区立施設、医療・保健福祉施設、各官公署、文化財施設等の公共施設等の管理者は、必要に応じて応急危険度を判定するとともに、応急措置を講じる。

(3) 被災住宅の応急危険度判定

① 判定制度の趣旨

災害発生後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、区は応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定員（東京都

防災ボランティア)の協力を得て、速やかに被災建築物等に対する応急危険度判定を行う。判定に基づいて、居住者の生命・身体が危険にさらされることのないよう、建築物への立ち入り禁止や使用の制限等の応急措置を実施する。

② 判定対象住宅

区内の被災民間住宅について実施する。

③ 判定の実施

ア 区内において、地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

イ 判定実施を決定した場合には、都知事に対し、東京都防災ボランティアに登録している建築物の応急危険度判定員の派遣要請を行うなど、必要な支援を要請する。

④ 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険(赤)」、「要注意(黄)」、「調査済(緑)」の三種類のステッカーにより区分し、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者に周知を図る。

(4) 被災宅地の危険度判定

① 判定制度の趣旨

大規模な地震または降雨等の災害により宅地が崩壊する等の被害が広範囲に発生した場合に、ボランティアである被災宅地危険度判定士(以下宅地判定士という)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減・防止し、区民等の安全を図る。

② 判定の対象

原則として宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地とするが、被災状況に応じて他の建築物の敷地にも対応することとする。

③ 判定の実施

ア 区長(区本部長)は判定を要すると判断したときは、ただちに判定実施を決定し、都本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて区民に対し判定実施の周知に努める。

イ 判定実施をする組織は、被災直後の初期段階においては、区災害対策本部災対建設部応急危険度判定班(以下危険度判定班)が所管し、被災規模の拡大に応じて危険度判定班の下に被災宅地危険度判定本部(以下宅地判定本部という)を設置し、派遣された宅地判定士等を指揮・統括する。

ウ 宅地判定本部の業務は以下のとおりとする。

(ア) 宅地に係る被害情報の収集

- (イ) 判定実施計画の作成
- (ウ) 東京都知事に対する宅地判定士等の派遣要請
- (エ) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (オ) 判定の実施及び判定結果の現地表示
- (カ) 判定結果の調整及び集計並びに区長(区本部長)への報告

④ 宅地判定士

判定士は、宅地造成等規制法及び都市計画法に規定する設計資格を有する者、または国又は地方公共団体等の土木、建築等の職員及びこれらの職員であった者で一定期間以上の実務経験を有する者のうち、各都道府県の被災地危険度判定地域連絡協議会等が行う宅地判定士養成講習会を修了した者とする。

3 公共土木施設応急対策

(1) 道路

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、特に救助活動のため、道路及び避難路の通路にあたる道路は、重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努めるものとする。

① 区の応急対策

区は災害時の人命の安全を確保するため、被害を受けた道路を速やかに復旧することに万全を尽くす。

区道が被害を受けた場合は、速やかに排土作業、盛土作業、舗装作業等その被害状況に応じた応急復旧を行い、避難路、交通路の確保に努める。

上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設及び道路管理者に通報する。緊急処置が必要な場合には、当該被害を知った機関が、直ちに応急の措置をとり事後連絡するものとする。

② 都の応急対策

区内主要道路の維持補修は、交通路と避難路の便宜と安全を図るため、普段より路面の穴埋め及び部分的修繕をし、常に路面を良好な状態に保つよう努力している。また都は区と一体となり、災害時に被害を受けた道路を速やかに下記により、応急復旧を実施する。

自らまたは区よりの報告により、道路の被害を知ったときは、直ちに必要な指示を与え、当区を所管する第三建設事務所は、状況に応じて、現場に職員を派遣する。

区の被害をとりまとめて、総合的判断に基づく対策と必要な指導、調整を行う。
駐車場等の施設については、被害個所を調査のうえ、応急復旧を行う。

(2) 河川

河川管理者は、河川が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調

査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 護岸の決壊で隣接する道路、家屋等に危険のおそれのあるもの。
- ② 護岸、橋梁の基底部の地盤沈下、洗くつで倒壊のおそれのあるもの。
- ③ 土砂等による河川の埋そくで、流水を疎外し水害の原因となるもの。
- ④ 護岸、床固等河川構造物の欠損で、これを放置することにより、新たな被害を生ずるおそれのあるもの。

4 危険物保管施設等の応急対策

危険物保管施設や毒劇物保管施設等は、大規模な地震に伴う火災や危険物の流出など、災害から住民の生命身体及び財産を保護するため、この計画に定めるほか通信、情報計画、災害広報計画、輸送計画、水防計画、消防計画、警備計画に定めるところに従い関係機関は緊密な協調のもとに活動するものとする。

区は、関係機関との連携の下、区民への情報提供や、必要に応じた避難指示等の指示を行い、区民の安全確保ならびに混乱防止に努める。

(1) 対象施設

- ① 危険物保管施設
- ② 火薬類保管施設
- ③ 放射性物質保管施設
- ④ 高圧ガス保管施設
- ⑤ 毒劇物保管施設

(2) 各施設の応急対策

① 危険物保管施設

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。
- イ 混触発火等による火災の防止措置及び浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を実施する。
- ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。
- エ 避難情報等の発令区域内への交通規制を行う。

② 火薬類保管施設

- ア 火薬類保管施設及び付近に火災が発生した場合には、消防機関による延焼拡大の阻止、誘爆防止等を主眼に活動を行うとともに、けが人等の救出救護を行う。また消防署長等が必要と認める場合は、火災警戒区域を設定し付近住民等

の避難誘導を行う。

イ 避難情報等の発令区域内への交通規制を行う。

③ 放射性物質保管施設

ア 放射性物質の露出、流出等による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。

(1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るための緊急措置

(2) 放射線源の露出、流出等に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

イ 放射線源の露出、流出等により災害が発生した場合は、消防救助機動部隊等の専門部隊の応援を依頼し、施設関係者及び関係機関と連絡を取り安全策を講ずるとともに、危険区域を設定し、付近住民等の避難誘導を行う。

ウ 避難情報等の発令区域内への交通規制を行う。

④ 高圧ガス保管施設

ア 高圧ガス保管施設及び付近に火災が発生した場合は、延焼拡大の阻止、誘爆防止を主眼に活動するとともに、けが人等の救出救護を行う。また状況により必要がある場合は、火災警戒区域を設定し、火気の規制、付近住民等の避難誘導を行う。

イ ガス漏えい等の災害が発生した場合は、所要の消防部隊を出動させ、施設関係者及び関係機関と連絡を取り、被害の拡大防止を図るとともに、中毒者等の救出救護を行う。また状況により必要がある場合は危険区域を設定し、火気の規制、付近住民等の避難誘導を行う。

ウ 避難情報等の発令区域内への交通規制を行う。

⑤ 毒劇物保管施設

ア 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示を行う。

イ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

ウ 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は消防活動により対処する。

エ 避難情報等の発令区域内への交通規制を行う。

(3) 危険物等漏えい防止及び移動搬出

① 災害が波及することにより、危険物、放射性物質等が漏えいするおそれがある場合は、施設責任者と連絡を密にし、漏えい防止上必要な措置を事前に講じさせるとともに漏えいした場合は、直ちに被害の拡大防止措置を講ずることができるような態勢を整えさせる。

② 移動搬出が可能でありあらかじめ移動搬出しておくことが防災上必要と認めら

れる場合は、施設の責任者等を通して安全な場所へ移動搬出を実施させる。

(4) 危険動物の逸走時対応

危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）に定める特定動物）の逸走情報を受理した場合には、関係機関へ連絡するとともに負傷者の救助及び搬送を行う。

また、必要に応じて、住民に対する避難指示等、住民の避難誘導、避難所の開設、避難住民の保護を行う。

(5) 区の対応

事故等には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ア 住民に対する避難指示等
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難所の開設、避難住民の保護
- エ 情報提供、関係機関との連絡

第4部 震災復旧・復興計画

第1章 生活の安全確保・安定化

第1節 基本方針

大災害による被害により、区民等は、自宅での生活が困難となる人、都外等に避難している人、避難所での生活を送る人など様々な環境に置かれることになる。区をはじめ関係機関は、震災後の区民の生活再建を迅速に実施するため、被災した区民の生活環境を早期に復旧させ、人心の安定を図る必要がある。

そのため、被害状況調査や認定、罹災証明の発行、被災者台帳を活用した生活再建、都市復興について、システム活用を含めた全庁的な体制整備を図っていく。

第2節 具体的な取組み

1 災害廃棄物処理

災害時には、さまざまな種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、通常と同様の方法での処理は困難である。

区は、それらの迅速・円滑かつ適正な処理を行うため、処理の基本的な考え方及び平常時から災害復旧・復興期までの対応等について定め、「中野区災害廃棄物処理計画」として策定した（令和3年3月）。

この計画に基づき、災害廃棄物（がれき、ごみ、し尿等）を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全に努め、円滑な復旧・復興活動を促すとともに、最終処分量の削減を図るため、再利用、適正処理を行う。

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

① 衛生的な処理

生活衛生の保全及び公衆衛生を確保するため、悪臭、害虫の発生等や感染症対策など有害性や腐敗性等の優先度を考慮し、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。

② 安全性の確保

被災した住宅の解体作業や仮置場等での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全性の確保を徹底する。

③ 分別・再生利用の推進

膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、埋立処分量の削減と有効活用を図るため、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進する。

④ 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に可能な限り配慮し、適正処理を推進する。

⑤ 経済性に配慮した処理

最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

⑥ 区民・ボランティアとの協力

災害発生時のごみ等の排出・分別ルールや優先順位の考え方等を分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、区民やボランティアと協力して分別等を徹底する。

⑦ 共同処理及び関係機関との連携

特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、民間企業等との密接な連携を図りながら処理を行う。

また、処理能力が不足する場合には、国、他自治体等からの協力・支援を受ける。その場合、環境省・地方環境事務所を中心として国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)」の仕組みも活用する。

(2) 災害廃棄物処理の実行に際し特に重要な事項

特に次の事項に留意し、処理を実施する。

- ① 収集・運搬に必要な資機材に関する情報収集及びそれらの迅速な確保
- ② 仮置場の確保及び迅速な設置
- ③ 災害廃棄物の分別排出及び選別の徹底並びに再資源化の徹底
- ④ 自治体間の連携、共同処理、及び関係機関等との連携
- ⑤ 災害廃棄物処理の工程管理
- ⑥ 記録の実施・整備

(3) 災害廃棄物処理の実施主体

① 区の役割

自区内で発生した災害廃棄物について、収集・運搬、仮置場の運営等を実施する。

② 特別区の役割

各区内で発生した災害廃棄物について、特別区間で連携して収集・運搬を行うとともに、仮置場（二次仮置場）、仮設処理施設、資源化物一時保管場所等を共同で設置し、処理を行う。

③ 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

各区内で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの粉碎・選別処理、粗大ごみの粉碎処理等の中間処理を行う。

④ 東京二十三区清掃協議会の役割

特別区及び清掃一部事務組合の事務のうち、廃棄物の収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

⑤ 東京都の役割

処理の主体となる区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

⑥ 事業所の役割

廃棄物の排出者として、被災した事業所から排出される廃棄物の処理について、分別や再生利用、再資源化を行うなど、災害廃棄物の適正処理に努める。

⑦ 区民の役割

廃棄物の排出者として災害廃棄物の適正な処理のために排出段階での分別徹底、排出ルールへの厳守や処理の優先順位への理解・配慮など、区民としての役割を果たすように努める。

⑧ ボランティアとの連携等

災害廃棄物処理についてボランティアの協力を必要とする場合※、活動内容等に係る情報提供等を行い、ボランティアの協力・連携を効果的に図るよう努める。

※ 災害廃棄物処理についてボランティアの協力を必要とする場合の一般的な具体例

- ・ 一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物の排出
- ・ 浸水家屋の床下の泥出し
- ・ 家屋内の被災した家財の搬出
- ・ 貴重品や思い出の品等の整理・清掃等

■ 参照（別冊資料）

資料第 254 「災害廃棄物に関する共同処理等に関する協定書」

資料第 255 「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」

資料第 256 「災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定書」

資料第 257 「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定書」

資料第 258 「災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定書」

(4) 災害廃棄物の種類

がれき	・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物
ごみ	・被災した住民の排出する生活ごみ（通常の生活で排出される生活ごみは除く。） ・避難所で排出される生活ごみ（避難所ごみ） ・一部倒壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。） ・その他、災害に起因する廃棄物
し尿	・避難所等に設置した仮設トイレからのし尿

これらの発生量は、東京湾北部地震（M7.3、震源の深さ約20 km～35 km、冬の夕方18時、風速8m/秒）を想定して推計する。

(5) 災害廃棄物処理対応策

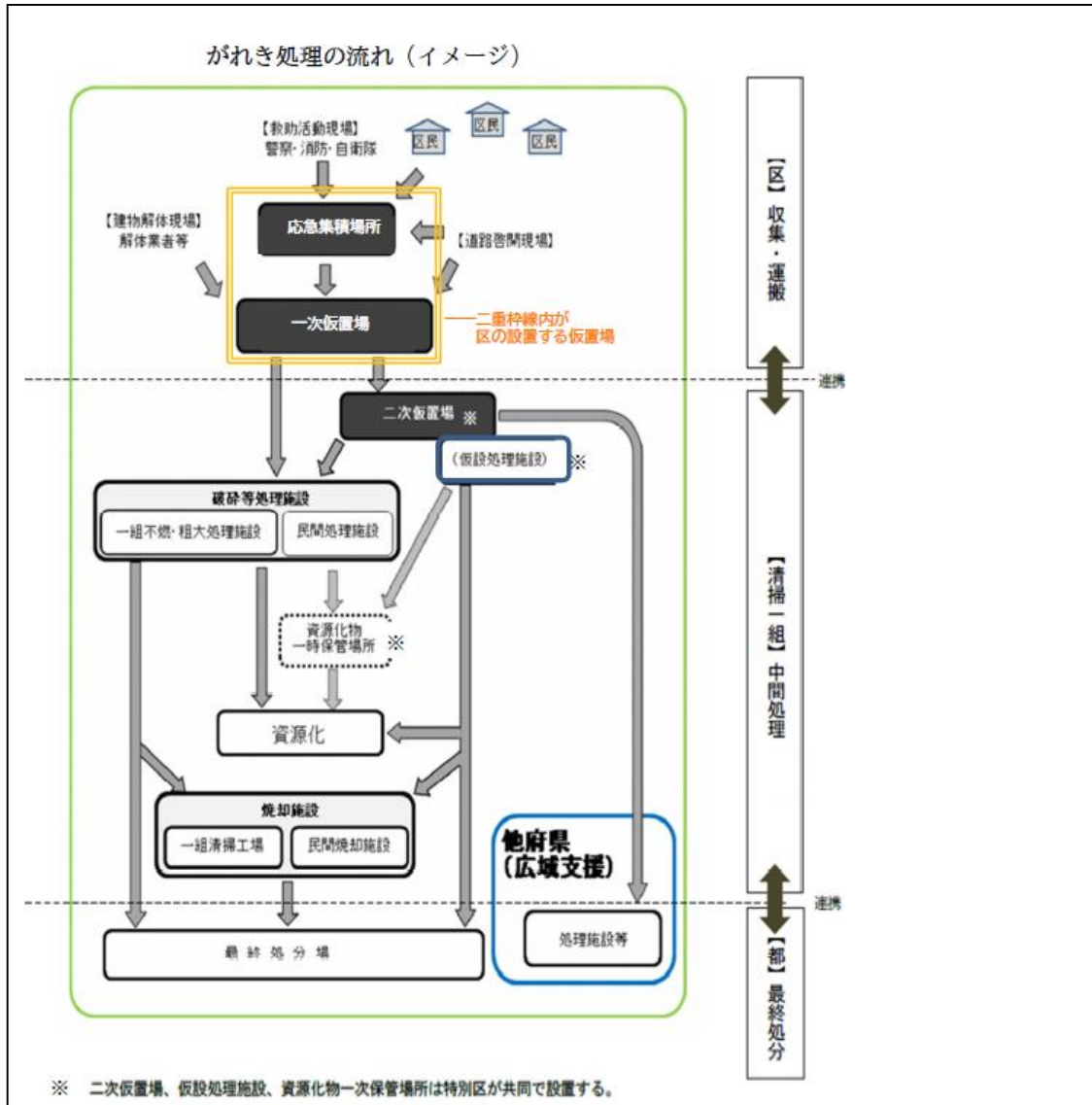
① がれき処理

がれきは可能な限り特別区内で処理することを原則とし、区単独で対応せず、特別区一体で対応する。速やかながれき処理を進めるため、都とも連携し広域処理を念頭においた処理を基本とし、その場合には、受入先自治体との調整などの広域処理に関する事務処理を地方自治法に基づき東京都に事務委託して行う。

処理にあたっては、区内の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれきの発生量の推計を都に報告し、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定めるとともに、区のがれき処理の基本方針を明らかにした「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。なお、都が（仮称）東京都災害廃棄物対策本部を設置した場合は、（仮称）東京都災害廃棄物対策本部と連携してがれき処理を行う。

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する道路等障害物除去作業及び倒壊建物の解体により生じたがれきを応急集積場所（臨時集積所、がれき置き場）に搬入し、一次仮置場（分別処理場、がれき置き場）にて廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。がれきの置き場に不足が生じた場合は、都と連携して確保する。

がれき処理の流れ



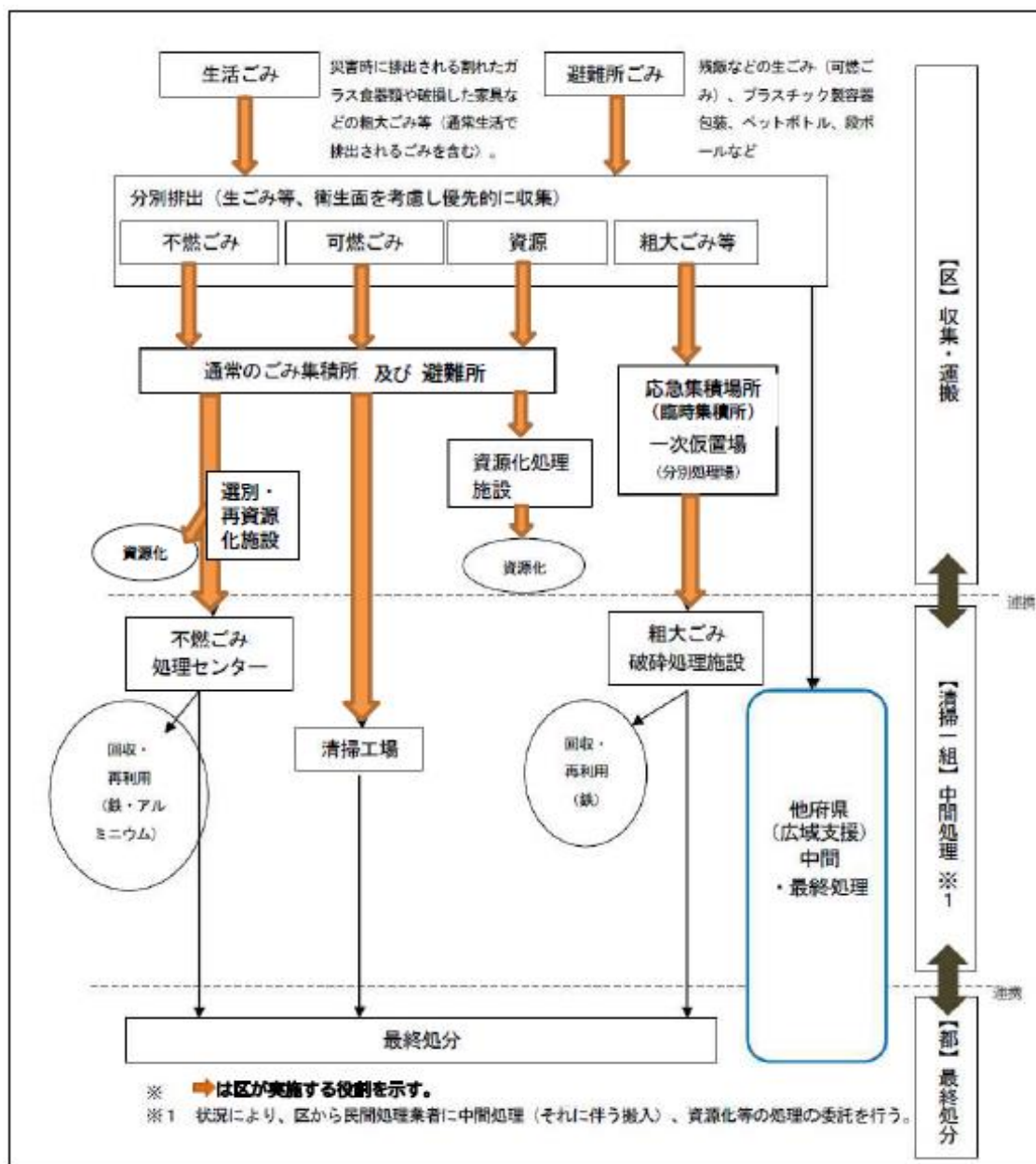
② 避難所ごみ・生活ごみ処理

区は、災害により排出される避難所ごみ・生活ごみについて、区民等の協力を得て分別を行い、また、腐敗性が高いものを優先的に収集する。被災した区民の排出するごみは、応急集積場所（公有地等の収集可能な場所に設けられた場所）に排出するよう指導する。

また、避難所ごみ・生活ごみの収集運搬について、臨時雇上げの人員並びに機材などを活用し、可能な限り速やかに処理を行う。

ごみ処理施設への短期大量投入が困難である場合には、公有地等を中継所として活用する。また、必要に応じて都へ調整・支援を要請するなどごみ処理体制の構築を推進する。

避難所ごみ・生活ごみの処理の流れ



③ し尿処理

し尿処理については、区、清掃一組等の協働で実施する。

し尿処理の体制は、プール、雨水貯留槽、防災井戸等で確保した水で、下水道機能の有効活用を図ることを基本とし、可能な限り水洗トイレを使用する。不足する場合は、仮設トイレ等を利用する。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

なお、貯留したし尿については、区が協定締結先の民間事業者等の協力により収集し、都下水道局との覚書に基づき、水再生センター、し尿受入用マンホール等への搬入体制を整備する。

■参照（別冊資料）

資料第145「震災時のし尿受入れ人孔の使用及びマンホール用トイレ設置に関する覚書」

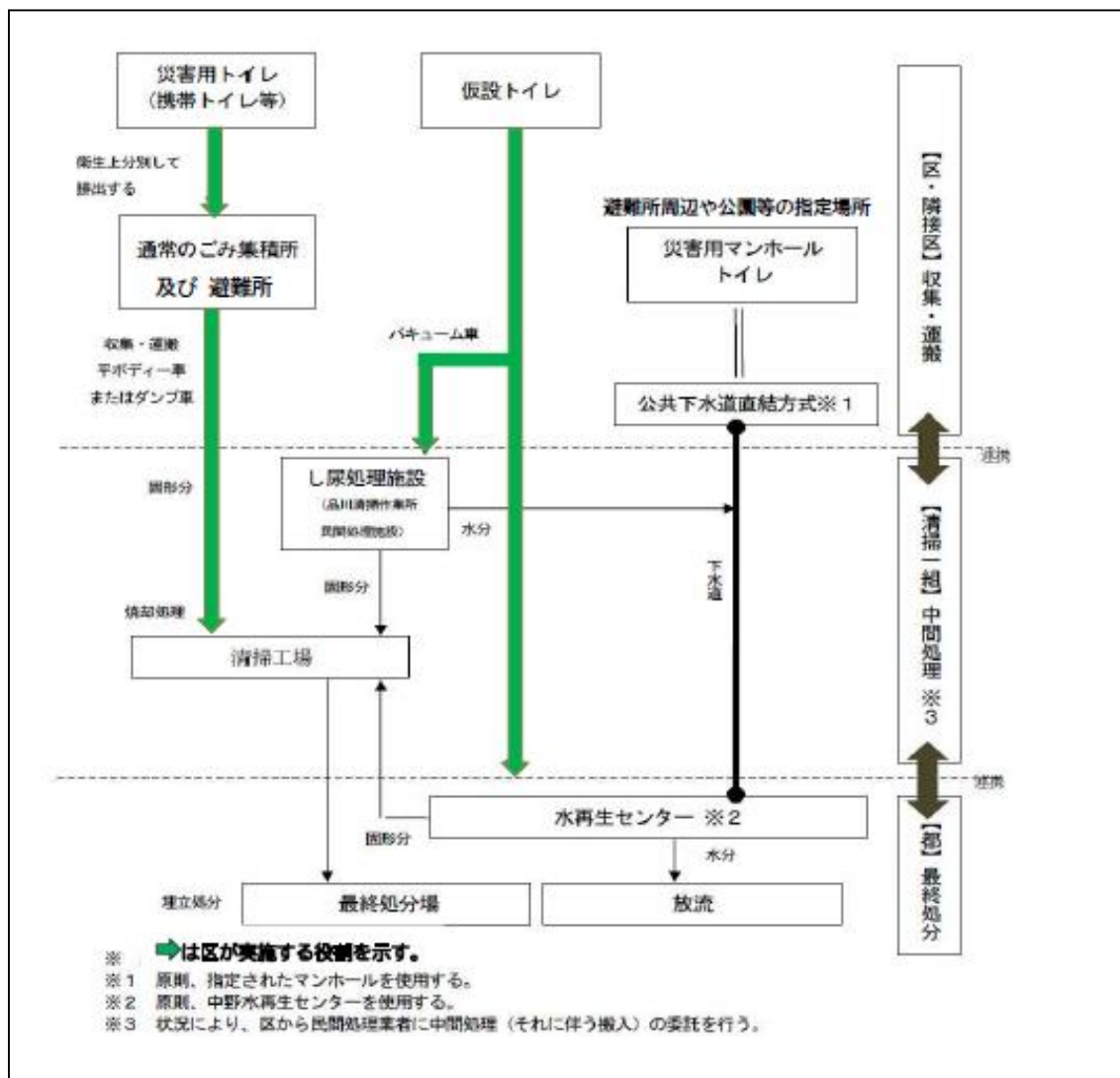
資料第146「災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書」

避難所においては、各避難所の備蓄倉庫に、マンホールトイレ、仮設トイレ、簡易トイレを備蓄し、便袋（凝固シート一体型）の配備を進めており、必要に応じてこれらを活用し、避難所のし尿対策を行う。

都と連携し、災害発生時には避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。

また、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成するほか、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、車椅子利用者対応トイレの設置や、一般トイレの洋式化などバリアフリー化を推進する。

し尿処理の流れ



④ 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ

災害廃棄物の分別は非常に重要であり、分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながることになる。

そのため、処理にあたっては、被災建築物の分別解体や一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を徹底するとともに、埋立処分量を低減する。

被災した家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）や廃自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。

危険物及び有害物については、遺漏等で災害廃棄物に混入すると処理に支障をきたすこととなるため、種類ごとに注意して適正に保管・管理し、早期に確実な処理を行う。

また、腐敗性廃棄物（冷蔵庫内の生鮮品、布団類、畳类等）は優先して処理を

行う。

なお、被災建築物から思い出の品や貴重品等が排出された場合は、他の災害廃棄物と混在しないよう注意して取り扱う。

(6) 仮置場の選定等

① 仮置場の種類・機能

仮置場は、積み替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。

仮置場の類型等は次のとおりである。

種別	定義（機能等）	設置主体	設置時期
応急集積場所	救助活動、緊急道路の障害物除去作業により収集したがいれきを処理体制が整うまでの間、仮置きするために、設置する。区民が自ら災害ごみを搬入する集積場として、設置する。	区	発災24時間以内～1年
一次仮置場	緊急道路の障害物除去作業終了後、建物の解体により発生した災害がいれきの積み替え用地として設置する。応急集積場所等から区が収集した災害ごみも分別・保管する。	区	72時間後～3年
二次仮置場	各区の一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎または焼却等の処理をするまでの間、貯留用地として特別区災害廃棄物処理対策本部が設置する。	特別区	3週間後～3年
資源化物一時保管場所	破碎等の処理が終了し、資源として再利用が可能になった災害廃棄物のうち、利用先が決まるまでの間、必要に応じて一時的に保管しておく場所（二次仮置場に併設することを想定）。	特別区	3週間後～3年

② 仮置場必要面積の算出

被害想定により推計される災害がいれき類の発生量と、その全量を仮置きする場合に必要なと算出される仮置場の面積（発生したすべての災害廃棄物を1箇所に集積する場合に必要な面積）は、次のとおりである。

なお、実際に災害廃棄物の処理を行う場合には、解体現場からの搬入及び処理施設への搬出は順次行われるため、処理の進捗によって、必要面積は減少する。

(がれきの発生量推計)

区 分		東京湾北部地震 冬 18 時(風速 8m/s)
内 訳	コンクリートがら(t)	582,358
	廃木材(t)	72,127
	金属片(t)	35,285
	その他(可燃)(t)	16,780
	その他(不燃)(t)	160,729
合 計(t)		867,279

(必要面積の算定)

発生量推計		仮置場必要面積(㎡)
重量(t・再掲)	体積(㎥)	
867,279	929,881	371,952

③ 仮置場の候補地の選定

候補地の選定にあたっては、区の地勢や地形条件、交通状況等及び以下の選定条件等を考慮し、公共未利用地、公園または区有施設で活用できる場所等を主体に検討する。

- ・ 応急集積場所は、区民が自らがれきや生活ごみを搬入するため、比較的住宅地に近い場所（区立公園等のオープンスペース）を候補地とする。
- ・ 一次仮置場は、災害廃棄物の集積だけでなく分別や破碎等の作業を行う場合も考慮し、住宅地からの距離と広い面積をできるだけ確保できる場所を候補地とする。
- ・ 廃棄物搬入車両や作業用重機が容易に通行できる道路に面していること。
- ・ 他の応急対策（自衛隊等の野営拠点、応急仮設住宅の建設等）での利用が想定されるオープンスペースの候補地は、発災後の状況により、関係各課と調整のうえで速やかに利用可否を決定できるようにする。
- ・ 必要面積が不足する場合は、区有地以外の用地の活用・借用についても検討する。
- ・ 災害廃棄物の中長期（3年程度）にわたる使用も想定する。

なお、これまでにながれき場所として指定している場所は、次のとおりである。

施設名	第一がれき置き場 (㎡)	第二がれき置き場 (㎡)	敷地面積(㎡)	所在地
江古田公園	1,200	1,200	8,130	松が丘2-29、35
上鷺東公園	600	600	2,292	上鷺宮2-18
新井薬師公園		900	10,044	新井5-4、新井4-15
紅葉山公園	420	420	5,489	中野2-5
杉山公園	300	300	1,356	本町6-15
栄町公園		440	2,912	弥生町4-20
弥生公園	400	400	1,332	弥生町5-4

④ 仮置場の開設準備等

仮置場へのアクセス・搬入路としては、大型車がアクセスできるコンクリート・アスファルト・砂利舗装された道路を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。

仮置場の出入り口は、2箇所が望ましいが、1箇所の場合の動線は時計回りに搬入車両が一方通行で完結するレイアウトとする。

仮置場内は、重機による分別作業や搬出作業のためのスペースを設けて、廃棄物の積上げ高さは5m以下となるように注意する。

なお、区内の各仮置場の規模を考慮すると、多種類の分別区分を設けることは困難な場合が多いと考えられることから、被災状況により各仮置場で集積する災害廃棄物の種類をあらかじめ区分し、分別搬入されたものを速やかに搬出していくことにより、災害廃棄物の処理を迅速に行うよう努めることとする。

また、仮置場の円滑な開設に向けては、あらかじめ必要と想定されるものを事前に抽出し、調達・確保の方法等を確認しておく。また、仮置場の管理・指導のため、作業場の全体管理を始めとする人員の確保についても検討しておく。

(7) 災害廃棄物処理に係る主な取組事項の時期区分

処理期間を3年と設定した場合の発災後の時期区分（初動期、応急対策期、災害復旧・復興期）と主な取組事項は次のとおりである。なお、実際の処理期間は、災害の規模や種類によって異なる。

発災後の時期区分と主な取組事項

時期区分	時間の目安	主な取組事項
初動期	発災直後	<迅速な体制整備に向けた準備> ○職員の安否確認 ○災害廃棄物処理の実行体制整備 ○応急集積場所の選定、設置・運営 ○一次仮置場の選定および確保 ○避難所の開設、避難者受け入れ
	3日目以降	<被害状況の把握、住民周知、仮置場運営> ○避難所ごみ・し尿の収集運搬、処理体制の整備 ○被災現場からのごみの回収方法を決定 ○ごみの排出方法等について区民等への広報 ○被災建築物棟数、廃棄物処理施設の被災状況の集約 ○一次仮置場の設置・運営 ○災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量(暫定値)の算定
応急対策期	1か月以降	<公費による解体・撤去の受付、災害廃棄物処理の開始> ○公費解体の申請受付、解体・撤去の開始 ○災害廃棄物の収集運搬、処分や仮置場管理業務に関する委託契約を締結する ○必要に応じて都外処理施設への広域処理の検討
	3か月以降	<円滑な処理ルートの確保> ○公費解体の申請受付、解体・撤去の継続 ○二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等の開始 ○処理施設への搬入、中間処理、最終処分の実施 ○都外施設への広域処理の実施 ○復興資材の品質評価、搬出の開始および搬出先の拡大
災害復旧・復興期	6か月以降	<処理体制の継続的改善> ○公費解体の申請受付、解体・撤去の継続 ○二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等の継続 ○解体計画の更新と効率的な解体の実施 ○都内・都外施設への搬出の継続 ○復興資材の品質評価、搬出の継続 ○進捗状況を踏まえ、人材や資機材の配分の最適化
	2年以降	<処理完了に向けた準備> ○仮置場の閉鎖準備の実施(早期に閉鎖できる場合は早期に着手) ○仮置場の現状復旧 ○公費による解体・撤去受付終了に関する住民への周知

【初動期（発災から約1か月）】

発災後は、災害対策組織体制により速やかに情報を収集し、災害廃棄物処理の応急対策を行う。発災直後から、写真等の記録を開始する。

発災後の廃棄物処理対応は、平常時と同様の主体が行う（収集・運搬：区、中間処理：東京二十三区清掃一部事務組合、最終処分：都）が、災害廃棄物の大量発生が予測される場合には、通常の生活ごみと災害廃棄物それぞれの収集・処分体制を検討する。支援が必要な場合には、協定等に基づき連絡調整を行い、協力・連携して対応するとともに、区民、ボランティア等の協力も得て、円滑・迅速な処理に努める。

- ① 災害廃棄物量等の算定（推計）及び処理方針の検討
災害がれき、避難所ごみ、生活ごみ、し尿について算定し、処理方針を検討する。
- ② 仮置場の設置・運営
仮置場について、環境対策等にも配慮して設置・運営を行う。
- ③ 収集運搬体制の確保
円滑で迅速な処理に向けて、人員や車両の確保を行う。また、道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的なルートを検討する。
- ④ 思い出の品・貴重品等の取り扱い
所有者等が不明な思い出の品（写真、位牌、賞状、卒業証書等）や貴重品（金庫、財布、通帳等）は、他の災害廃棄物と混在しないよう注意して取り扱う。また、貴重品は速やかに警察に届ける。
- ⑤ 区民・ボランティア等への広報
区民やボランティア等に対し、廃棄物の種類、分別方法
- ⑥ 災害廃棄物処理実行計画の策定
本計画及び策定マニュアルに基づき、実際の被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量、処理方針等を整理して、中野区災害廃棄物処理実行計画を策定する。

【応急対策期（発災後1か月～6か月）】

初動期に引き続き、情報収集・集約や災害廃棄物量や処理フロー等の見直し、仮置場の設置・運営、区民・ボランティア等への広報等を実施し、処理の進行管理を行う。状況に応じ、災害廃棄物処理実行計画の見直しを図る。

このほか、応急対策期の主な取組事項として、以下の取組を行う。

- ・倒壊の危険性がある建物の解体・撤去（公費解体）
- ・環境モニタリングの実施
- ・災害等廃棄物処理事業費補助金（国庫補助金）の申請

【災害復旧・復興期（発災後6か月以降）】

応急対策期に引き続き、情報収集・集約、仮置場の運営、環境モニタリング等を実施しながら、処理の進行管理を行い、処理の完了に向けて準備を進める。また、国庫補助金対応も適切に実施する。

災害廃棄物の処理完了に向けて、以下の取組を行う。

- ・仮置場の閉鎖準備の実施（早期に閉鎖できる場合は早期に着手）
- ・仮置場の現状復旧
- ・公費解体による解体・撤去受付終了に関する区民への周知
- ・国庫補助金対応（災害報告書の作成、申請等）

(8) 災害廃棄物処理対策に係る研修等及び計画の見直し等

発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、研修、訓練、演習の機会を通じて職員の意識と対応力を向上させていく。

また、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、訓練や演習等を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、国の法令や指針、都・区の関連計画の修正等に伴い、適宜見直しを行う。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」
（「中野区災害廃棄物処理計画」）

2 住家被害認定調査と罹災証明書の発行等

区は、地震、風水害などの災害による被災状況を調査し、各種支援を受ける際に必要となる罹災証明書を遅延なく交付するとともに、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成するなど、被災者の生活再建を適切に支援する。

(1) 体制の整備等

- ① 住家被害認定調査や、罹災証明書発行等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- ② 被災者生活再建支援システムの活用など、業務の共通化を図ることにより、災害時に応援に来た他自治体職員が復旧・復興の即戦力になる体制を整備する。
- ③ 東京消防庁と協定締結や事前協議等を行い、火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携体制を確立する。

(2) 住家被害認定調査等

- ① 関係機関（区、東京消防庁、東京都主税局等）による「罹災証明書発行に関する調整会議」を開催し、家屋・住家被害状況調査等の実施及び被災者台帳の作成等について確認する。

また、被災が複数の市区町村にわたる場合には、調査、判定方法にばらつきが生じることのないよう被災市区町村間で調整を図るものとする。

- ② 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
- ③ 住家被害認定調査を行い、住家被害調査票を作成する。

なお、調査は、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、サンプル調査を活用するなど、適切な手法により実施する。

- ④ 調査結果は、データ化し罹災証明書の発行に備える。
- ⑤ 消防署は、震災に伴う火災による被害状況調査を行い、速やかに火災による罹災証明書を発行できる体制を構築する。

(3) 罹災証明書の発行

- ① 区は、住家被害認定調査に基づき、被災者の申請により、罹災証明書を発行する。
- ② 罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号等に規定された災害で次の事項について証明する。
 - ア 住家、住家以外の建造物の被害
全壊（焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（焼）、準半壊、一部損壊、消火活動による水損、流失、床上浸水、床下浸水、その他
 - イ 人的被害
死亡、行方不明、負傷
- ③ 罹災証明書の発行にあたっては、次の事項についてあらかじめ定める。
 - ア 発行窓口の人員配置計画
 - イ 証明発行窓口の開設場所及びレイアウト
- ④ 発行は、住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、発行日程について庁内調整するとともに、発行場所や必要な資機材を確保する。また、都や他自治体と発行日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、発行日程等について被災者に広報する。
- ⑤ 罹災証明書は、住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら発行し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- ⑥ 消防署は、震災に伴う火災及び風水害が原因で発生した火災による被害状況調査を行い、区と罹災証明発行窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災による罹災証明書を発行できる体制を構築する。

(4) 被災者台帳の作成

罹災証明書発行時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

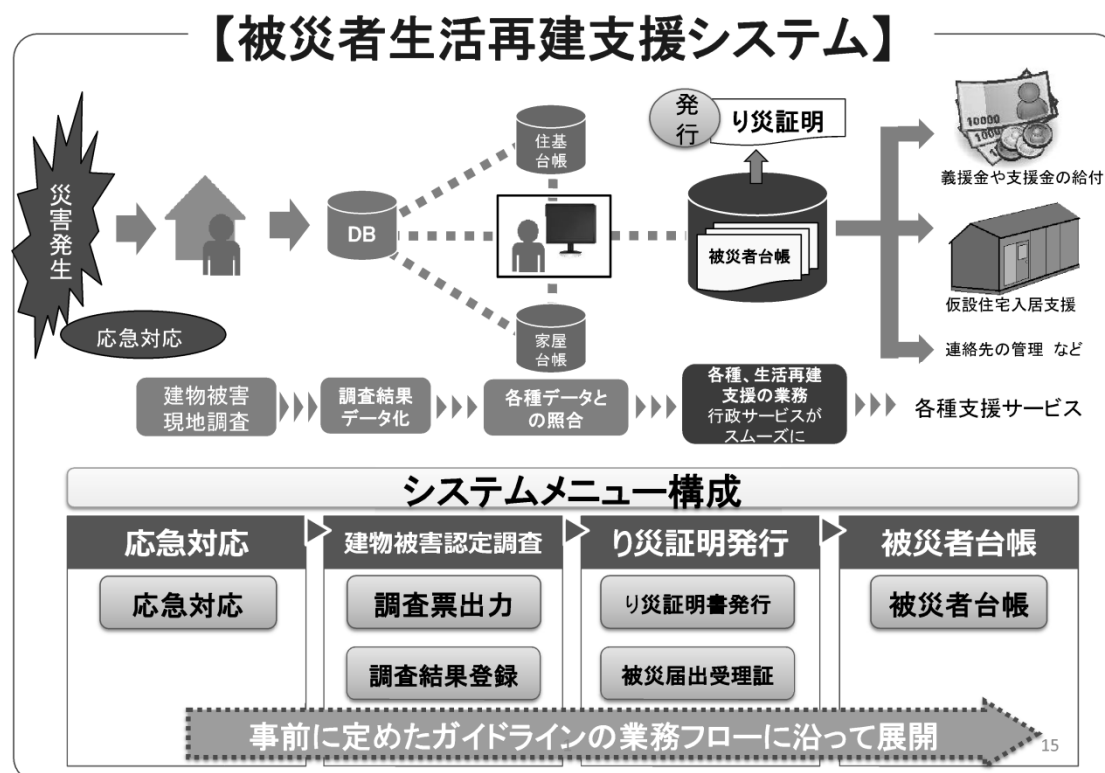
(5) 被災者生活再建支援システムの導入

被災者の生活再建支援のためには、被災者の被災状況情報の入手、生活再建（義援金や支援金の給付、仮設住宅入居、各種支援サービス）に必要な罹災証明の発行、また、生活再建支援を受けている状況の継続的な把握が重要である。「被災者生活再建支援システム」は、住家被害認定調査結果、住民基本台帳データ、家屋台帳データ、罹災証明発行状況、被災者台帳作成など、一連の業務管理を行う。

■参照（別冊資料）

資料第182「罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定」

システムの構築



出典：「東京都総務局総合防災部「迅速な被災者生活再建支援に関する東京都の取組について」

3 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半焼又は半壊し、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持するとともに、公営住宅の空き家を一時提供住宅として活用を図り、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(1) 必要最小限度の部分の修理

日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。そのため、住家を一時的に失ったものに提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。

① 対象者

ア 大規模半壊・中規模半壊・半壊

(ア) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者

(イ) 相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難な程度に住宅が半壊(焼)した者

(ウ) 災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では、応急修理をすることができない者

イ 準半壊

(ア) 災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者

※ 準半壊とは、住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害が10%以上20%未満のものを指す。

※ 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。

② 費用の限度額

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり

ア 大規模半壊・中規模半壊・半壊 706,000円以内

イ 準半壊 343,000円以内

※ 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

※ 所得制限があるが、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はない。

③ 応急修理の方法

ア 修理方法

都が関係団体等との調整のうえ(一社)東京都建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理する。

イ 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。

① 対象者

災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

※ 全壊（焼）の場合は、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。

② 費用の限度額

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して

1世帯あたり 50,000 円以内

③ 応急修理の方法

ア 修理方法

「(1) 必要最小限度の部分の応急修理」③と同様の方法により区が業者を指定し、修理を行う。具体的には、以下のような方法による。

- ・ 屋根等の被害から雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシートの展張。
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御。
- ・ アパートやマンション等の外壁材の剥落に伴う落下防止ネットの展張。

イ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。

(3) 帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

4 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によつては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

(1) 応急仮設住宅の種類

都は、住宅に困窮する被災者に、次により公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

なお、必要に応じて、区は、工事監理への協力に努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。

種類	内容
公的住宅の活用による 一時提供型住宅	都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。区は発災時において、区営住宅の空き家の確保に努め、都へ提供する。
民間賃貸住宅を活用した 賃貸型応急住宅	都は、関係団体と協力して、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。
建設型応急住宅	都は、関係団体と協力し、仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

(2) 建設型応急住宅の用地

① 建設型応急住宅の用地の選定

区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ区内公園等に建設型応急住宅の用地を指定する。また、区は用地の選定にあたって、常に最新の状況を把握し、都の求めに応じて報告する。

ア 接道及び用地の整備状況

イ ライフラインの状況（埋設配管）

ウ 避難所などの利用の有無

エ 建設型応急住宅用地

施設名	応急仮設住宅 建設用地 (㎡)	敷地 面積 (㎡)	所在地
江原公園	1,000	6,807	江原町1-15
妙正寺川公園	4,250	17,315	松が丘1-33
沼袋公園	250	1,947	沼袋1-19
沼袋西公園	700	3,312	沼袋3-14
上高田二丁目公園	1,000	3,037	上高田2-8
中野上高田公園	9,350	19,401	上高田5-7
上鷺公園	300	1,021	上鷺宮4-8
平和の森公園	3,000	70,441	新井3-37
大和公園	1,000	3,210	大和町2-8
谷戸運動公園	2,000	3,439	中野1-31
南部公園	250	885	南台5-27
南台公園	1,050	3,715	南台5-7
鷺宮運動広場	2,900	4,920	白鷺3-1
早稲田通り公園	400	908	野方1-35

施設名	応急仮設住宅 建設用地 (㎡)	敷地 面積 (㎡)	所在地
風の子ひろば	680	2,904	上鷺宮4-13
わかさぎ公園	300	760	若宮2-56

② 建設用地の決定、建設工事の実施

都は、予定された建設用地の中から選定するが、用地の選定にあたっては、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村相互間での融通を行う。

ア 供給する住宅の形式、規模等

形式	応急仮設住宅は、平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットを基準とし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に適した設備・構造の住宅とする。
規模	1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の応急仮設住宅の供給に努める。
費用	1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

イ 建設工事

(ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。

(イ) 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区に委任される場合もある。

③ 入居資格等

入居資格	次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。 ア 住家が全焼、全壊又は流失した者 イ 居住する住家がない者 ウ 自らの資力では住家を確保できない者
入居者の選定	都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、都が定める選定基準に基づき行う。
入居者の割当て	原則として行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。
入居期間	厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、供給主体で行う。

5 租税等の徴収猶予及び減免等

罹災した納税義務者または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は区条例等により、緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に応じて、適切な措置を講ずることとする。

名称	説明
特別区税	① 期限の延長 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、災害がおさまったあと2カ月以内に限り、当該期限を延長する。 ② 徴収猶予 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。 ③ 滞納処分の執行の停止等 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。 ④ 減免等 罹災した納税義務者の状況に応じ、減免を行う。
国民健康保険料	① 減免 災害によって、世帯の資産に重大な損害を受けたことにより生活が著しく困難となった納付義務者であると認められるときは、その者の申請に基づき、3か月を限度として保険料を減免することができる。 ② 徴収猶予 災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として6か月以内において徴収を猶予する。
国民健康保険一部負担金	① 減免 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて一部負担金を減免することができる。 ② 徴収猶予 災害により、財産に損害を受けた被保険者が、生活困難に一時的に陥り、一部負担金の徴収を猶予する必要があると認められるときは、その者の申請に基づき6か月を限度として一部負担金の徴収を猶予することができる。
国民年金保険料	災害により被災し、保険料を納付することが著しく困難であるときは、申請により国民年金保険料の免除を受けることができる。 震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る

	住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき。
保育園等 保育料	災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額する。
介護保険料	① 減免 災害により財産に著しい損害を受けた納付義務者又は特別徴収対象被保険者に対し、その者の申請により、保険料を減免することができる。 ② 徴収猶予 災害により財産に著しい損害を受けた納付義務者又は特別徴収対象被保険者が、保険料を一時的に納付することができないと認める金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予することができる。
後期高齢者 医療保険料	① 減免 災害により、財産に損害を受けた納付義務者であると認められるときは、申請により受けた損害の程度に応じて1年を限度として保険料を減免することができる。 ② 徴収猶予 災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、申請により納付することができないと認められる金額を限度として6か月以内において徴収を猶予することができる。
後期高齢者 医療保険一部 負担金	① 減免 災害により、財産に損害を受けた被保険者であると認められるときは、申請により受けた損害の程度に応じて6か月を限度として一部負担金を減免することができる。 ② 徴収猶予 災害により、財産に損害を受けた被保険者であると認められるときは、申請により6か月を限度として一部負担金の徴収を猶予することができる。

6 生活再建資金援助等

(1) 融資、弔慰金等支給

① 計画方針

非常災害のため被害を受けた区民に対し、応急に必要なとする資金の融資等によりその生活安定を図ることとする。

② 融資等の種類

■参照（別冊資料）

資料第74「災害復旧関係融資等の制度の内容」

資料第275「中野区災害弔慰金の支給等に関する条例」

資料第276「中野区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

資料第277「中野区災害見舞金等支給要綱」

(2) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の生活の安定安住を図り、被災地の速やかな復興に資することを目的として、都道府県が拠出した基金等を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

■参照（別冊資料）

資料第75「被災者生活再建支援金の支給」

7 義援金品

都、区市町村、日本赤十字社及び各関係機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。また、義援物資については、中央防災会議対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）の内容等を踏まえ対応を検討する。

(1) 義援金

① 義援金募集・受付の検討

区は、都及び日本赤十字社等の義援金募集等に協力する場合や、独自で義援金募集する場合の双方について、必要な手続きを明確にするとともに、各機関と情報を共有して義援金の募集・受付の実施について検討する。

② 義援金の配分事務

区は、義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続きを明確にする。

③ 東京都義援金配分委員会

ア 都委員会の開催

都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都委員会にて、次の事項について審議し決定する。

(ア) 被災区市町村への義援金の配分計画の策定

(イ) 義援金の受付・配分に係る広報活動

(ウ) その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

イ 義援金の送金

決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。

ウ 義援金の配分・受入れ

区は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

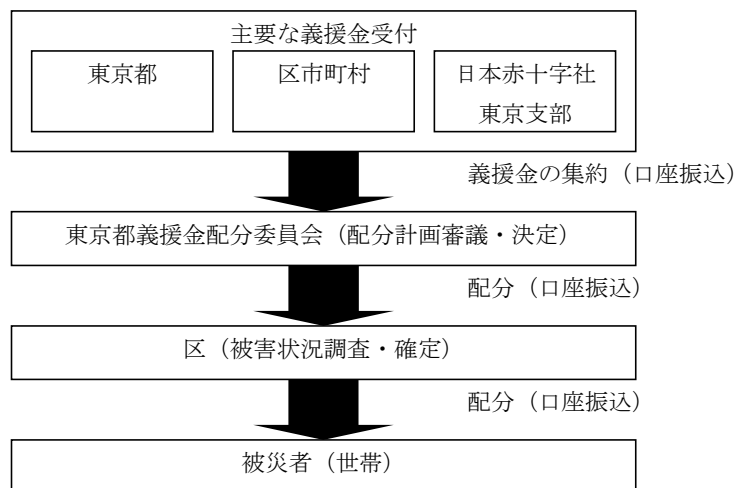
エ 義援金の募集・受付

区は、都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告し、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預かり金」として銀行口座で一時保管する。

オ 義援金の支給

区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

(義援金受付・配分の流れ)



(2) 義援物資

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされた。区及び都（福祉局）は、このことを踏まえ、義援物資の取扱いについて生活必需品等の需給状況等を勘案し、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応を図るものとする。

8 その他の生活再建支援施策

(1) 職業のあっせん

区は、区役所に専門相談所を開設し離職者の状況を把握し、被災者の職業のあっせんについて、必要により東京労働局等へ要請する。

(2) 郵便料金の免除等

災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

② 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項第2号に基づき、寄附金配分の公募により、風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業を実施する団体からの申請を受け付け、当該事業内容の審査、決定、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配分を行うことができる。

(3) 生活相談

関係機関と連携し、被災者の苦情や要望を聴取しその解決を図るため、被害者生活実態調査を実施するとともに相談窓口を設置する。相談窓口の設置にあたっては、女性の視点等に配慮した環境整備に努める。

① 被災者生活実態調査

区は、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

② 応急相談窓口

区民活動センターに設置し、仮設住宅、罹災証明、弔慰金、その他各種サービスについて総合的な相談に応じるとともに、支援状況等を被災者台帳に記録する。

③ 専門相談所

専門相談所を中野区役所に設置し、主として法律・不動産・税務など相談に応じる。なお、相談所は中野区役所のほか、災害の程度に応じ、区民活動センター等に設置する。

また、迅速かつ適切な相談事業を実施するため、関係団体との相談員の派遣について協定を締結している。

■参照（別冊資料）

資料第179「災害時の法律相談事業についての協定書」

資料第180「災害時における区民の行政手続の支援活動に関する協定」

(4) 広報

被災者が受ける各種制度、サービス等については、ホームページ、区報、ソーシャルメディア等、様々な手段を用いて総合的でわかりやすい広報に努める。

(5) 消防署の取組み

- ① 被災建物、仮設建物、避難所等における火災予防対策の徹底、電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底、危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造設備点検に関すること。
- ② 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応。

9 激甚災害の指定

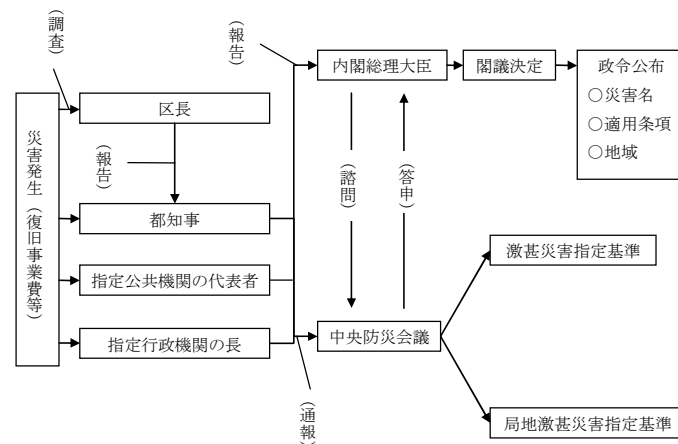
著しく激甚である災害が発生した場合に、地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）が制定されている。

「激甚法」とは、激甚災害として指定された災害を対象に、国が地方公共団体に対して行う特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置について定めたものである。区の地域に大規模な地震が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

(1) 激甚災害の指定手続

区長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いた上で、激甚災害として指定すべきと判断したときは、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

(手続きの流れ)



(2) 激甚災害に関する調査報告

区内に大規模な災害が発生した場合、区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、災害状況を調査し都知事に報告する。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

■参照（別冊資料）

資料第76「激甚災害指定」

資料第77「局地激甚災害指定」

(3) 特別財政援助の交付手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出するものとする。

■参照（別冊資料）

資料第78「激甚法に定める事業及び関係局」

第2章 復興計画

第1節 震災復興の基本的考え方

1 復興の目的

震災「復興」とは、震災で被災したまちや人々の生活を、単に元の状態に「復旧」させるだけではなく「地域全体が従前よりも災害に強いまちとしてよみがえらせる」施策や取組みを行っていくことが目的である。

したがって、震災復興は「単にまちを、震災前の状態に戻すにとどまることなく、震災の経験や教訓を十分踏まえ、より安全・安心で快適な、賑わいと魅力あふれるまち」で、従前よりも災害に強いまちへと強化・再生させていく必要がある。

2 生活復興と都市復興

震災復興は、区民、事業者等が日常生活を一日も早く取り戻し、その安定を図ること、あるいは心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な人々について、自立的に生活できるよう医療や福祉等を通じた支援を行っていく「生活復興」と、都市基盤の整備を中心に復興を進めていく「都市復興（市街地復興）」とに分けられる。

(1) 生活復興

生活復興は、被災前の日常生活を一日も早く取り戻せるように、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業など生活に関連した多面的な支援・補助を要する。さらに、通常の生活に戻れない被災者へのケアや支援等により自立のための環境整備を行うことが目的であり、区の様々な分野の横断的な施策・支援が必要となる。

【生活復興の目標】

- ① 「震災前のくらしに戻る」ことを第一の目標とする。
- ② 「新しい生活を構築する」ことを第二の目標とする。

震災により、被害を受けた区民がその痛手から再起し、早期に生活を回復させることは容易ではない。都市基盤が崩壊し、住み慣れた地域等が被災した中で計り知れない精神的・経済的ダメージを受けた被災者にとっては、生活の安定が何よりも重要である。

また被災者の中には、住居や仕事も失うなど、新しい生活を構築しなければならない人々も多数に上ることが予想される。生活の復興が早期に実現するためには、家族が一緒に生活するための住居が確保され、保健衛生、医療、福祉、教育、産業等が震災前と同じように回復されなければならない、加えて慣れ親しんだ地域でのコミュニティも復活できるよう、地域での支え合いのあり方も含め、人間らしい生活を取り戻せるよう、支援等の取組みを行っていく必要がある。

■参照（別冊資料）

資料第181「災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定書」

(2) 都市復興

都市復興は、建物の不燃化や避難路等の整備を中心とした都市基盤の整備を着実に
に行い、まちの安全性をより高めていく木造住宅密集地域等の改善を目指す普段か
らの防災まちづくりの延長線上にある。

特に大きな被害を受けた地域のための復旧・復興にとどまらず、都市全体の防災性
の向上を目指し、将来世代も含め、人々が暮らしやすく、住み続けることができる
活力に満ちたまちをつくるのが都市復興の基本目標である。

【都市復興の目標】

- ① 被災を繰り返さない
- ② 持続的発展の可能なまちづくり
- ③ 協働と連携による新しい価値や質が付加されたまちづくり

3 地域協働復興

震災復興に向けては、なによりも被災者が自ら立ち上がり、自身の生活を回復し
ようという強い意欲が大切であり、区民、事業者、区だけでなく、国や都、他の自
治体、民間団体等の協力・連携・支援を受けつつ復興に向け前向きにつき進んでい
かなければ実現することができない。このため区が主体となった復興への仕組みに
加え、区や専門家と協働して住民自身も建設的に復興に向けて取り組んでいくため
の、地域協働復興の仕組みや支援に関する検討が必要となる。

震災等の被災時には、居住者や地権者等が区外に転出することが予想され、平常時
に比べて合意形成が難しい状況にある。しかし、一日も早い復興に向けては、被災者
や地域住民等が地域の復興組織等を立上げ、効率よく議論を行い、まちの将来像や進
むべき方向等を共有（合意形成）していくことが不可欠である。

このためには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の存在が不可欠である。
地域の課題について日常的に取り組んでいる町会・自治会、地域防災会、あるいはま
ちづくり協議会などが中心となって、復興協議会を立ち上げ、行政、NPO及び専門
家等の支援を受けつつ、受け皿や運営母体となり、復興まちづくり方針や、地域復興
に向けた様々な取組みを実践していくことが効率的な復興へつながるといえる（地域
力を活かした共助の復興）。

4 事前復興

大地震が発生する前に、予め地震等に対するハード・ソフトを含めた危険性や低い弱性(ヴァルナビリティ)を、官民一体となって予測・予見し、それらを取り除き、あるいは減ずる普段からの取組みを積極的に進めていくことが重要である。

そして、いざ大地震が発生した際に、被害を最小限に食い止め(減災)、円滑かつ速やかな復興まちづくりへとつながる本部体制設置に加え、区、区民、事業者等の実効性ある活動(事前復興のまちづくり)を、復興模擬訓練等を通じて実践しておくことが特に求められる。

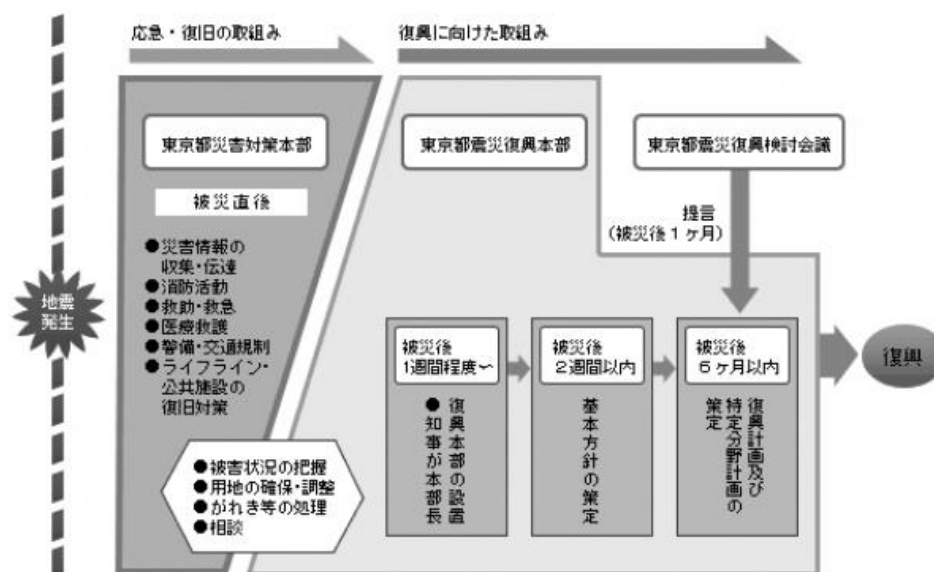
特に大震災時に火災等の大きな被害等が予想される木造住宅密集地域では、区、区民、事業者等が相互に協力し合い、都市計画マスタープランや区の各基本計画等を踏まえ、いかにして地区の安全性を高め、危険性を減じていくか「事前復興」の視点を持ち、普段からの地区計画等の防災まちづくりに向けた取組みを地域で行っていくことが重要である。

総合的、計画的に震災復興を進めるため、震災復興マニュアルに基づき、震災復興本部を設置することに加え、都市復興に向けた基本方針や復興計画策定の手順、被災時の具体的なまちづくりの進め方等について事前に検討し、確認しておくことが重要である。地域防災計画の側面からは、都や区の地域危険度や大震災時の被害想定を踏まえ、震災時に大規模な被害が発生しやすい木造住宅密集地域を中心に、区、区民及び関係諸機関と連携・協力して、都市復興模擬訓練を実施し、具体的手順や復興計画の全体のイメージを各関係主体が把握しておくことが重要である。

復興計画策定においては、区や区民等が、既存のまちの弱み・強みを十分把握しておくことが重要である。その上で復興まちづくり計画策定にあたっては、災害に対する弱点を改善し、まちの強みや魅力を活かせるまちづくりの議論を、専門家の応援を得つつ訓練等を通じて普段から行っていくことが重要である(事前復興のまちづくり)。そしていざ震災が生じた時には、速やかに復興できる体制につなげていく官民協働の取組みが必要である。

震災後の復旧から復興へ移行する取組みは、次の図のようになる。

【震災時における東京都の取組図】



「東京都地域防災計画」から引用

東京都防災都市づくり推進計画では、今後30年以内に南関東でマグニチュード7クラスの地震が70%の確率で発生することが示される。また、東京都の被害想定では、区内の木造住宅密集地域を中心に建物倒壊や地震火災等の甚大な被害が予想される。

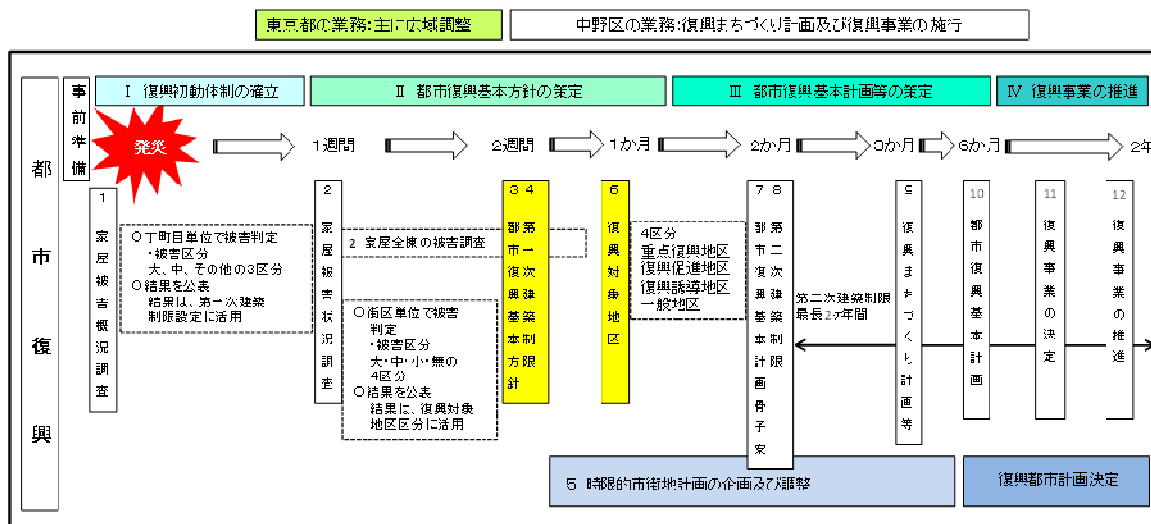
東京都防災都市づくり推進計画において、「整備地域」に指定される区内の木造住宅密集地域の多くは火災に対する危険性が高いことから、これらの地域では建物の不燃化、都市計画道路の整備や道路の拡幅等による延焼遮断帯の形成、広域避難場所等へ通ずる避難路、公園等の整備などのオープンスペース等の確保を積極的に推進していくことが必要となる。

5 震災都市復興の流れ

区の震災復興マニュアル（都市復興編）による都市復興の流れは次のとおりである。

- ① 復興本部設置等、初動体制の確立（被災後1週間程度）
- ② 第一次建築制限区域及び復興対象地区の選定（震災から2週間～1か月）
- ③ 第二次建築制限区域及び復興基本計画骨子案の策定（震災から2か月）
- ④ 復興区分、復興まちづくり計画の都市計画決定（震災から3か月）地区計画・土地区画整理事業・市街地再開発事業等の都市計画や導入事業等
- ⑤ 都市復興基本計画策定（被災後から6か月）復興マスタープラン
- ⑥ 復興事業の決定・事業の推進（被災後から6か月以降）

震災都市復興の流れ



中野区震災復興マニュアル(都市復興編)より

第2節 具体的な取組み

1 都市復興基本方針等の策定

震災により被害を受けた区民がその痛手から再起し、早期に生活を回復させることは容易ではない。特に震災後の都市復興については、「復旧」のみならず、従来より災害に強い安全なまちへと再生していく「復興」を目標としていく必要がある。このためには、地域との協働による合意形成を推進し、長期におよぶまちづくりが必要となる。

長期に及ぶまちづくりを支えるために、震災後の新たなまちづくりの姿を明らかにする「中野区都市計画マスタープラン」・地区計画等既存の都市計画を基本に（仮称）「中野区都市復興基本方針」の策定を検討する。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画の関係」
（「中野区都市計画マスタープラン」）

2 市街地復興整備条例の制定

市街地復興に向けた各地区の指定基準（重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区の基準や範囲の定め方）、建築規制及び建築の緩和基準、規制区域内の建築の届

出、許可の方法等、また復興まちづくりに向けた各関係主体の責務と連携・協力義務を定めた市街地復興整備条例及び施行規則等の制定に向けた検討を行っていく。

3 震災復興マニュアル

(1) 震災復興マニュアル

被災したまちや暮らしを一刻も早く元に戻すことができるように、あらかじめ復興に関する準備や計画を定めておくことが必要である。区は、震災からの復興時の実務の手引書として「職員のための中野区震災復興マニュアル」（平成16年3月）を制定している。復興時には、本マニュアルに従って復興を進める。

【震災復興マニュアルの概要】

項目	基本的考え方
生活復興	(1) 生活復興の目標 ① 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ること。 ② 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 ③ 個人及び事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ④ 自らの力のみでは生活の復興に特別な困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興（市街地復興）	(1) 都市復興の目標 ① 「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」 ② 都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合わせて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。

「東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）」から引用

(2) 震災復興マニュアルの改定

「職員のための中野区震災復興マニュアル」（平成16年）の改定を進めていく必要がある。

改定にあたっては、次の点を考慮する。

- ① 生活復興には、被災前の日常生活を一日も早く取り戻せるように、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業など生活に関連した多面的な支援・補助

- ② 通常の生活に戻れない被災者へのケアや支援等により自立のための環境整備を行うための区の様々な分野の横断的な施策・支援・相談対応機関の連絡会の呼び掛け等、国、都作成の指針等で挙げられている方策の取込み

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」
（「職員のための中野区震災復興マニュアル」）

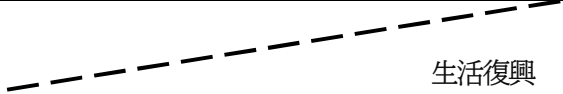
(3) 震災復興マニュアルに基づいた訓練の実施

マニュアル改定だけではなく、マニュアルを実践で使えるように、都市復興模擬訓練等の訓練を継続的に行っていくことが重要である。

4 生活復興のための具体的進め方の検討・準備

生活の復興が早期に実現するためには、震災前から災害予防、復旧⇒生活復興への円滑な流れを想定した目標設定や区の対応・支援策、また区民への支援メニューなど、復興に向けた具体的進め方を検討・準備しておく必要がある。被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組み、いわゆる災害ケースマネジメントの実施に向けた取組みを検討していく。さらに地域復興組織等の復興コミュニティが行う地域の持つ力をもとにした「くらしと産業」の自力復興についても、区として可能な支援方策について震災復興体制の中で検討していく。

【地域防災計画と生活復興との関係】

災害予防対策	⇒	災害応急・復旧対策	⇒	生活復興対策
○防災知識の普及・啓発 ○地震火災等の防災計画 ○災害応急対策用物資の整備 ○災害救護及び復旧費用等の基金の整備 ○避難計画		○避難誘導 ○避難所の開設・運営 ○飲料水・食料の確保 ○救助・救急 ○がれき等の除去 ○道路等の応急復旧 ○罹災証明の発行		○各種情報提供・相談 ○仮設住宅の供給 ○住宅取得・再建の支援 ○ごみ、し尿処理等 ○保健・福祉施設の再建支援 ○生活環境の整備 ○こころのケア ○保育・授業の再開 ○産業の再建支援 ○消費生活の安定 ○学校・文化施設の再建支援等
中野区地域防災計画				生活復興

5 地域協働復興まちづくり訓練の実施

震災復興は、区、区民、事業者等、地域の中での協働による復興への取組みが欠かせない。とくに日頃から防災や事前復興のまちづくり活動や訓練を積極的に実践している地区では、復興まちづくりも迅速・円滑に進んでいることが、阪神・淡路大震災で明らかになった。したがって、平常時の地域における防災まちづくりから復興まちづくり体制への円滑な移行に備え、地区のまちづくり組織づくりを推進するとともに、区、区民、事業者等の連携・協力による復興模擬訓練の実施も積極的に進めていく。

6 地籍調査の促進

中野区は、地籍調査を進めている。震災後のすみやかな復興のため、支障となるような土地等の複雑な権利関係については予め整理しておくことが重要であり、地籍調査を促進する。

第3節 震災復興体制の整備

震災時には、応急対策・生活支援策のあり方が非常に重要となるが、人的・物的支援については、様々な支援が存在するため全体を一元的に把握するのに難しい現状がある。このため、応援・受援の態勢を災害対策本部内に整備することを検討する。

第2編 風水害対策計画

第1部 計画の前提条件

第1節 風水害対策計画の位置づけ

風水害対策計画は、中野区の区域内において、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、区民等の生命・財産を守るために区、防災関係機関、事業者、区民が行うべき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧にかかる取組みについて定めた計画である。

第2節 計画の前提

- 1 中野区は、台風や集中豪雨により、神田川・妙正寺川・江古田川等の流域を中心とした河川が氾濫するなど、しばしば大きな被害に見舞われた。

妙正寺川・善福寺川の河川激甚災害対策特別緊急事業の実施等による河川改修の促進、神田川・環状七号線地下調節池の整備などにより、河川溢水の被害はほとんど発生していないが、近年の気候変動に伴うゲリラ豪雨等により、道路冠水や下水道からの内水氾濫による住宅への浸水被害の発生などの都市型水害が発生する場合がある。

- 2 都市型水害対策の基本的な考え方は、緊急に対応が可能な施策を早急を実施するものとし、東京都における河川、下水道施設のハード対策の推進を一層求めていくとともに、関係機関の連携のもと、住民に対しての被害軽減のためのソフト対策を図ることとする。
- 3 この計画は、近年に発生した水害の記録を指標とし、それらの教訓を可能な限り反映した。

また、平成29年水防法及び土砂災害防止法の改正に対応し、浸水想定区域における要配慮者利用施設及び地下空間（地下鉄駅舎を含む）の避難態勢確保、土砂災害警戒区域等における避難態勢の確保に努める。

- 4 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策を推進していく。
- 5 本計画に定めのない部分は、第1編の記載によるものとする。

■参照（別冊資料）

参考3 「近年の中野区の主な風水害被害一覧」

第2部 風水害予防計画

第1章 地域の防災行動力の向上

第1節 現状と課題

第1編第2部第1章に準じる。

第2節 対策の方向性

第1編第2部第1章に準じる。

第3節 具体的な取組み

1 区民等における防災対策の推進

区民・事業所等は、次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策を進める。

また、防災対策は、想定にとらわれることなく自らの生命を守ることを最優先とし行動することを前提とする。

- (1) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法、集合場所の確認
- (2) 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常用持出用品等の準備
- (3) 緊急時に備え「お薬手帳」の作成・準備
- (4) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- (5) 避難行動要支援者がいる家庭における、災害発生時の支援態勢の確保
- (6) 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路の確認・点検
- (7) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- (8) ペットの同行避難や避難所での飼養準備
- (9) 所有建築物等の強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策

2 防災に関する知識等の普及啓発

区は、様々な機会を通じて、自助・共助を育み、防災に関する知識等の普及啓発を行う。普及啓発にあたっては、方法や内容等を工夫し、分かりやすく実践的なものとなるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、気象情報や避難情報の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

(1) 防災意識の高揚促進

区は、様々な機会を通じて、被害の防止、軽減の観点から、区民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を区民に周知し、区民の理解と協力を得る。

(2) 気象情報や避難情報等の提供

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

また、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報について理解の促進に努める。

(3) 洪水予報の提供

都は、神田川と妙正寺川を洪水予報河川に指定しており、1時間先までの雨量予測をもとに水位の変動を予測し、河川が氾濫するおそれがある場合に、都と気象庁が共同で洪水予報である「氾濫危険情報」を発表します。

その情報について、区から防災行政無線やメールサービス等で情報を伝達するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオを通じて広く周知する。

(4) 中野区ハザードマップの配布

都は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、想定し得る最大規模の降雨を対象とした「神田川流域浸水予想区域図」を公表するとともに、土砂災害防止法に基づき、中野区内に土砂災害警戒区域を指定した。

区は、この「神田川流域浸水予想区域図」を参考に、神田川や妙正寺川等で大規模な洪水があった場合や区内で土砂災害が発生した場合に備え、避難所の位置や安全な避難方法などを盛り込んだ中野区ハザードマップを作成し配布している。

ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

(5) 防災教育の促進

① 区は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育を実施する。各地域においては、気象防災アドバイザー等の専門家の活用を図り、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的

に実施されるよう努める。

さらに、区は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

② 都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発等を行う。

(6) 雨量・河川水位情報等の提供

水防活動に活用するため、東京都、杉並区の観測地点も含んだ河川情報システムにより、降雨時の雨量水位の観測を行っている。

同システムより得られる情報はホームページで提供している防災気象情報に内容を追加するとともに、警察署・消防署、東京都第三建設事務所、下流域の区（文京区・千代田区）に配信している。平成19年5月からは、気象情報、水位情報を携帯電話で配信するメールマガジンの運用を開始して、迅速な情報の提供を可能にした。

また、東京都より平成15年4月から情報提供されている桃園川幹線の水位情報については、リアルタイムで表示する電光掲示板を桃園側緑道に設置し、周辺の区民の防災意識の向上に役立てている。

3 浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の安全対策

(1) 避難確保計画の作成と避難訓練の実施の義務化等

平成29年6月19日及び令和3年7月15日に水防法等の一部が改正されたことを踏まえ、区は、浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対する、避難確保計画の作成と避難訓練の実施に関する取組を推進していく。

浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織の設置に努めるとともに、避難確保計画の作成・変更、避難訓練の実施結果及び自衛水防組織の設置・変更について区長に報告しなければならない。

また、区は、浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成を指示し、正当な理由なく指示に従わなかった場合には、その旨を公表することができるとともに、避難確保計画の作成・変更及び避難訓練の実施結果について報告を受けたときは、必要な助言又は勧告をすることができる。

(2) 浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設は、資料編に記載する。

■参照（別冊資料）

資料 80「浸水想定区域内要配慮者利用施設及び地下街等（地下駅）一覧と土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧」

4 急傾斜地の安全対策

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

東京都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域等の指定などを進める。土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害危険箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。中野区には、21か所の土砂災害警戒区域が指定され、その内、10か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【中野区の土砂災害警戒区域等指定数（平成30年1月30日、令和元年9月26日、令和3年5月28日、令和5年6月21日告示）】

区域の町丁目	指定箇所数	
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
弥生町 一丁目	1	1
弥生町 五丁目	1	0
弥生町 六丁目	2	2
本町 五丁目	2	0
中央 一丁目	1	0
中央 二丁目	1	0
上高田 四丁目	6	4
上高田 五丁目	3	2
松が丘 一丁目	2	0
松が丘 二丁目	2	1
合計	21	10

(2) 土砂災害避難態勢の整備

区は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を作成する。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害にかかわる避難訓練の実施に関する事項

- ④ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、土砂災害警戒情報、大雨注意報及び警報の情報の提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。
 - ⑤ 土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設は、資料編に記載する。
- (3) 土砂災害等の危険箇所の点検
- 区は、土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

■参照（別冊資料）

資料81「土砂災害時避難指示等発令基準」

5 風水害訓練の実施

- ① 水防管理者は、集中豪雨等による住宅及び地下空間への浸水等、都市型水害に対する被害の軽減を図るため、初動態勢を確立しておくほか、水防管理団体である中野区、区内消防署（中野、野方）及び地域防災会、区内事業所が一体となった水防訓練を実施する。
- ② 風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、区職員、消防署員及び消防団員による各種教育訓練を実施する。
 - ア 部隊編成訓練 イ 情報通信訓練
 - ウ 本部運営訓練 エ 水防工法訓練
 - オ 救助救急訓練 カ その他、風水害時の活動に必要な訓練
- ③ 水防訓練は年1回以上実施する。

6 地域防災会の活動支援

- ① 区民・事業者等の自助、共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、教育、訓練の充実を図る。
- ② 区は、地域の防災リーダーの育成事業にあたり、区内における風水害の特性や必要な対応についての知識を深める座談会等の事業を継続して実施していく。
- ③ 区は、活動支援にあたって、第1編第2部第1章を準用する。

7 事業所防災体制の充実・強化

第1編第2部第1章を準用する。

第2章 災害に強い都市基盤整備

第1節 現状と課題

1 河川

区内には神田川・善福寺川・妙正寺川・江古田川の4河川が流下しており、その総延長は11.3 kmに及んでいる。

都では、総合的な治水対策の一環として、昭和50年代前期に、1時間あたり30ミリの降雨に対応する改修が完了した後、1時間あたり50ミリの降雨に対応する中小河川の整備を進めてきたが、近年はこれまでの目標整備水準を超える集中豪雨などが増加し、それに伴う水害が発生している。

このため、神田川や石神井川など区部の台地を流れる河川は時間75ミリに目標整備水準を引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っており、時間50ミリまでは河道整備により降雨による雨水を安全に流すことを基本とし、それに、洪水を貯める調節池（時間15ミリ分）と流域対策（時間10ミリ分）を組み合わせることで実施することとしている。

2 下水道

中野区内における公共下水道の整備は100%に達している。しかし、一部の地域では集中的な豪雨により内水氾濫による被害が発生している。

都下水道局では、令和3年の「下水道事業経営計画2021」や令和2年の「東京都豪雨対策アクションプラン」を策定し、浸水対策の充実・強化を図っていくこととしている。また、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ、総合的な治水対策を一層推進するために、都市整備局、建設局と平成26年に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定し、豪雨対策を推進することとしている。

第2節 対策の方向性

近年の都市型水害による被害を軽減するため、河川、下水道及び雨水流出抑制建造物の整備を図り、風水害に強い都市基盤整備を推進する。

区は、1時間あたり50ミリ規模の降雨に対応できる河川改修に加え、調節池の設置による1時間あたり75ミリ規模の降雨への対応及び、浸水対策として下水道施設に係る貯留施設などの早期整備について東京都へ要請していく。

第3節 具体的な取組み

1 河川の事業計画

(1) 神田川

神田川は三鷹市の井の頭池に源を発し、善福寺川、妙正寺川を合流し、台東区柳橋で隅田川に注ぐ。都内中小河川としては、延長 24.6 kmの最大規模をもつ重要な河川である。

区内における神田川の護岸改修は、小滝橋下流の新宿区区境から柳橋まで1時間当たり 50 ミリ規模の降雨に対応する護岸改修が完了している。現在は、柳橋から寿橋間について、用地取得をしながら、1時間当たり 50 ミリ規模の降雨に対応する護岸整備工事を進めている。

(2) 善福寺川

善福寺川は杉並区の善福寺池に源を発し、弥生町六丁目で神田川に合流する延長 10.5 kmの河川である。

環状7号線から上流は、平成17年度から1時間当たり 50 ミリ規模の降雨に対応する護岸整備工事を実施している。

(3) 妙正寺川・江古田川

妙正寺川は、杉並区の妙正寺池にその源を発し、中野区北部を東流して途中江古田川を合流させ、新宿区下落合一丁目で神田川の高田馬場分水路と合流する延長 9.7kmの河川である。

平成3年度から1時間当たり 50 ミリ規模の降雨に対応する護岸改修を実施中である。また、下流部の1時間当たり 50 ミリ規模降雨に対応する治水安全度の早期達成のため、妙正寺川・江古田川合流点より下流及び江古田川に合計5つの調節池を設置している。さらに、平成17年9月の集中豪雨により多数の浸水被害が発生したため、河川激甚災害対策特別緊急事業の国の採択を得て、当事業区間内の護岸整備、河床掘削、橋梁架け替えが平成21年度までに完了し、妙正寺川上流域の浸水被害の早期軽減を図るため、鷺宮調節池を設置している。平成26年度からは、鷺宮調節池から八幡橋間の護岸整備工事を実施している。

(4) 調節池

河川への洪水の負担を少なくし、水害を軽減するために調節池の整備を推進している。

① 神田川・善福寺川

神田川・環状七号線地下調節池は、水害が多発する神田川及び善福寺川の水害

に対する安全度を早期に向上させるため事業化されたものである。第一期事業の約2km、内径12.5m、最大貯留量約24万 m^3 については、平成9年4月より神田川から取水を開始している。第二期事業の約2.5km、最大貯留量約30万 m^3 についても、平成17年9月より善福寺川から、平成19年3月より妙正寺川からの取水を開始している。

※環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）

神田川、石神井川及び白子川流域における75ミリ降雨対策の1つとして、神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を連結する「環状七号線地下広域調節池」の整備が平成28年度末より進められている。

② 妙正寺川・江古田川

江古田川に北江古田調節池（最大貯留量1.7万 m^3 ）、妙正寺川に妙正寺川第一調節池（最大貯留量3万 m^3 ）、同第二調節池（最大貯留量10万 m^3 ）、落合調節池（最大貯留量5万 m^3 ）、上高田調節池（最大貯留量16万 m^3 ）及び鷺宮調節池（最大貯留量3.5万 m^3 ）が完成している。

2 下水道の浸水対策

(1) 和田弥生幹線及び南台、弥生町等の集水幹線

神田川沿いの弥生町、本町地区の浸水被害を軽減するために、本郷通り地下に直径8.5m、延長2.2kmの下水道幹線を設置して雨水の暫定貯留を行ってきた。平成19年には関連施設が完成し、15万 m^3 の貯留が可能となっている。

(2) 第二妙正寺川幹線

新青梅街道から目白通りの地下に直径2.6m、延長3.8kmの下水道幹線を設置し、平成20年から約21,000 m^3 の雨水貯留が可能となっている。

(3) 沼袋幹線

平成10年に完成した中野通りの地下の下水道幹線により、約2,700 m^3 の貯留が可能となっている。

(4) 桃園川幹線流域の補完施設

中央二丁目地内の区道及びかえで公園地下に貯留施設を設置して約1,900 m^3 の雨水貯留が平成11年度から可能となっている。また、平成15年の桃園川幹線拡幅工事（山手通り横断部）により流下機能が改善されている。中野一丁目、中央二丁目付近の浸水軽減のために中野一丁目付近の大久保通りの地下に整備した直径3.0m、延長770m、貯留量約5,000 m^3 の雨水貯留管は、平成25年から利用開始となっている。

また、河川を下水道化した蓋掛け幹線である桃園川幹線内に、水位計を設置し水位を測定して、平成15年から下水道管理用光ファイバーを活用して区に水位情報を提供している。

(5) 上高田雨水調整池

上高田二丁目公園の地下に雨水調整池を設置し、約4,200 m³の雨水貯留が平成11年から利用可能となっている。

3 雨水流出抑制対策事業

区では、災害に強いまちづくりの一環として、河川や下水道への負担を軽減するため、道路及び公共施設における透水性舗装や浸透マスの設置を行っている。

また、一定規模の民間施設の建築計画提出時に合わせ、貯留施設や浸透施設の設置についての事前指導を行うなど、きめ細かな対策を行っている。

4 道路等の整備・安全化

(1) 道路・橋梁の整備

第1編第2部第2章を準用する。

(2) 崖・擁壁等の安全化

第1編第2部第2章を準用する。

5 ライフライン施設等の予防対策

(1) 水道施設

第1編第2部第2章を準用する。

(2) 下水道施設

① 計画方針

下水道管路施設の破損や接合箇所の離脱等による道路陥没、出水の被害を防止するために、事前の管路施設内調査を計画的に行い、要補修箇所を補修していく。

② 施設の予防計画

ア 管渠内調査を計画的に行い、中期的補修計画（5ヶ年）に沿って老朽化の著しい箇所を改良・補修により下水道機能を正常に保つ。

イ 局所的集中豪雨による浸水被害の軽減に備え、雨季前の下水道管渠の清掃、雨水を河川へ放流する吐口の定期的点検等を行い被害の防止に万全を期す。

(3) 電気施設

① 計画方針

電気施設の防災計画として、台風、雪害、洪水の諸対策を実施し、災害時に設備の被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずる。

② 電気施設の現況

ア 電気設備の洪水対策

洪水などにより、電力設備の機能を極力低下させないよう、また万一破損した場合にも地域社会に与える影響を極力少なくするよう施設されている。

(ア) 変電設備

敷地地盤高は、原則として計画高水位以上としている。また、計画水位以上にできない場合は、防水対策を施している。

(イ) 配電設備

支持物の基礎は、適正な根入れ深さをとっており、流水による支持物の傾斜倒壊のおそれがある場合にはこれを考慮した設計としている。

また、河川を横断する電線は、計画水位及び計画高潮位における流木などの浮遊物に接触しない高さとしている。

(ウ) 通信設備

通信機械室は、原則として計画高水位、または計画高潮位に対し十分余裕のある位置に施設している。やむを得ず浸水のおそれのある場所に設置する場合は、防水対策を施している。

(エ) 送電設備（架空設備）

支持物の基礎は、適正な根入れ深さをとっており、流水による支持物の傾斜倒壊のおそれがある場合にはこれを考慮した設計としている。

また、河川を横断する電線は、計画水位及び計画高潮位における流木などの浮遊物に接触しない高さとしている。

イ 電気設備の強風対策

建物に対する風圧力は建築基準法、設備面に対する風圧荷重は電気施設の技術基準に適合するよう施設されている。

(ア) 変電設備

屋外鉄構の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るよう施設している。

(イ) 配電設備

電柱及び電線の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るよう設計している。

(ウ) 送電設備

送電設備（架空）の支持物に対する強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るよう施設している。

第2編 風水害対策計画
第2部 風水害予防計画
第2章 災害に強い都市基盤整備

ウ 日常の保守点検

第1編第2部第2章を準用する。

(4) ガス施設

第1編第2部第2章を準用する。

(5) 通信施設

第1編第2部第2章を準用する。

(6) 危険物保管施設等の安全対策

第1編第3部第3章を準用する。

6 水防倉庫及び器具資材の配備

区は、その管内における水防が十分果たせるよう水防器具、資材及び設備を準備しておくものとする。また、資材を確保するため最寄りの資材業者の手持資材を常時調査し、緊急の補給に備えておく。

■参照（別冊資料）

資料第81「中野区水防土のう備蓄表」

資料第82「第三建設事務所水防用備蓄資器材」

資料第83「中野区水防用品保管一覧表」

第3部 風水害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動態勢

第1節 対応方針

区の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、区の地域並びに住民の生命、身体、及び財産を災害から保護するため、区及び防災関係各機関が一体的な効果を発揮しうるよう必要な態勢を確立し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

区は、法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、区の区域内の水防を十分に果たす。

区は、防災行動計画（タイムライン）を作成し、関係機関と共有することで、災害時に連携して活動し、被害を最小に抑えることに努める。

第2節 具体的な取組み

1 区の初動期における応急活動態勢

(1) 災害対策本部組織の設置

- ① 中野区においては、法に基づく水防活動を行う水防本部は、災害対策基本法に基づく災害対策本部とともに、中野区災害対策本部（風水害対応）として、統一して運用するものとする。
- ② 区は、中野区の区域内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、これに対処する。
- ③ 災害対策組織の本部長室及び各部の所掌事務並びに本部の設置場所については、第1編第3部第1章を準用する。

■参照（「別冊資料」）

資料第84「中野区災害対策本部組織図（風水害）」

(2) 配備態勢

① 風水害早期監視態勢及び風水害情報連絡態勢

非常配備態勢の前段階として組織する態勢。区長は、災害に関する情報収集及び伝達のため必要があると認めるときは、風水害早期監視態勢または風水害情報連絡態勢をとるものとする。

② 風水害初動配備態勢及び風水害非常配備態勢（第1次～第3次）

区長は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、明らかに応急対策を行う必要がある場合において、職員の動員指令を発して災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

災害対策本部設置に伴う職員の動員態勢の種類は、応急対策活動の規模により初動配備態勢、第1次、第2次または第3次非常配備態勢とし、本部長は、災害の程度等に応じて発令する。

③ 休日・夜間等における態勢

区長は、休日・夜間等に、気象情報の収集及び注意が必要となった場合は、夜間・休日連絡態勢をとるものとする。

(3) 態勢発令基準等

主な基準は次のとおりであるが、災害の程度や状況により柔軟な対応を図るものとする。

種類	基準	態勢の性格
夜間・休日連絡態勢	気象情報の収集と注意が必要となったとき。	気象情報の収集
風水害早期監視態勢	注意報、または警報が発令され、現在の降雨状況、雨雲の移動状況、周辺地域の雨量等から、風水害に対する監視態勢を整える必要が生じたとき。	気象情報や河川水位情報の収集
情報連絡態勢	注意報、または警報が発令され、現在の降雨状況、雨雲の移動状況、周辺地域の雨量等から、風水害に対する注意と警戒が必要となったとき。	気象情報や河川水位情報の収集、危険地域の巡回等
初動配備態勢	警報が発令され、地域によっては集中した降雨が予測される場合、または台風の接近に伴い注意と警戒が必要となったとき。	必要な初動活動の準備及び危険が予測される地域への警戒監視
第1次非常配備態勢	地域によっては、風水害が発生するおそれがあり、あるいは風水害が発生し、応急活動を実施する必要がある場合、または台風の接近に伴い警戒が必要となったとき。	救援等の応急活動に直ちに対処できる態勢
第2次非常配備態勢	多くの地域で風水害が発生し、応急活動を実施する必要がある場合、または大型の台風の接近に伴い、特別の警戒が必要となったとき。	救援等の応急活動を強化する態勢
第3次非常配備態勢	風水害が更に拡大するおそれがあり、救援等の応急活動をより強化して実施する必要があるとき。	救援等の応急活動を更に強化する態勢

(4) 監視及び警戒

① 常時監視

区長は、係員をして区内の河川を随時巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

② 非常警戒

区長は、防災関係機関からの気象情報により水害が予想されるときは、関係機関と緊密な連絡のもと、係員を派遣し危険箇所の早期発見に努めるとともに、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡し、事態に即応した措置を講ずるものとする。

2 都の活動態勢（都の水防組織）

(1) 東京都災害対策本部と都水防本部

東京都災害対策本部が設置から廃止までの間は、都水防本部は災害対策本部に統合する。

(2) 水防本部の態勢及び活動

① 都の態勢

都は気象状況等により、洪水、高潮、津波等のおそれがあるときは、直ちに以下の態勢をとる。

種類		基準及び内容	人員
連絡態勢		主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1. 水防活動用注意報※1 が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき 3. 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報が発表されたとき	若干名
水防本部の設置	警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1. 東京地方に水防活動用警報※2 が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3. 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 5. 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 6. 都管理の水位周知海岸に、氾濫発生情報が発表されたとき	水防要員のおおむね 1／15

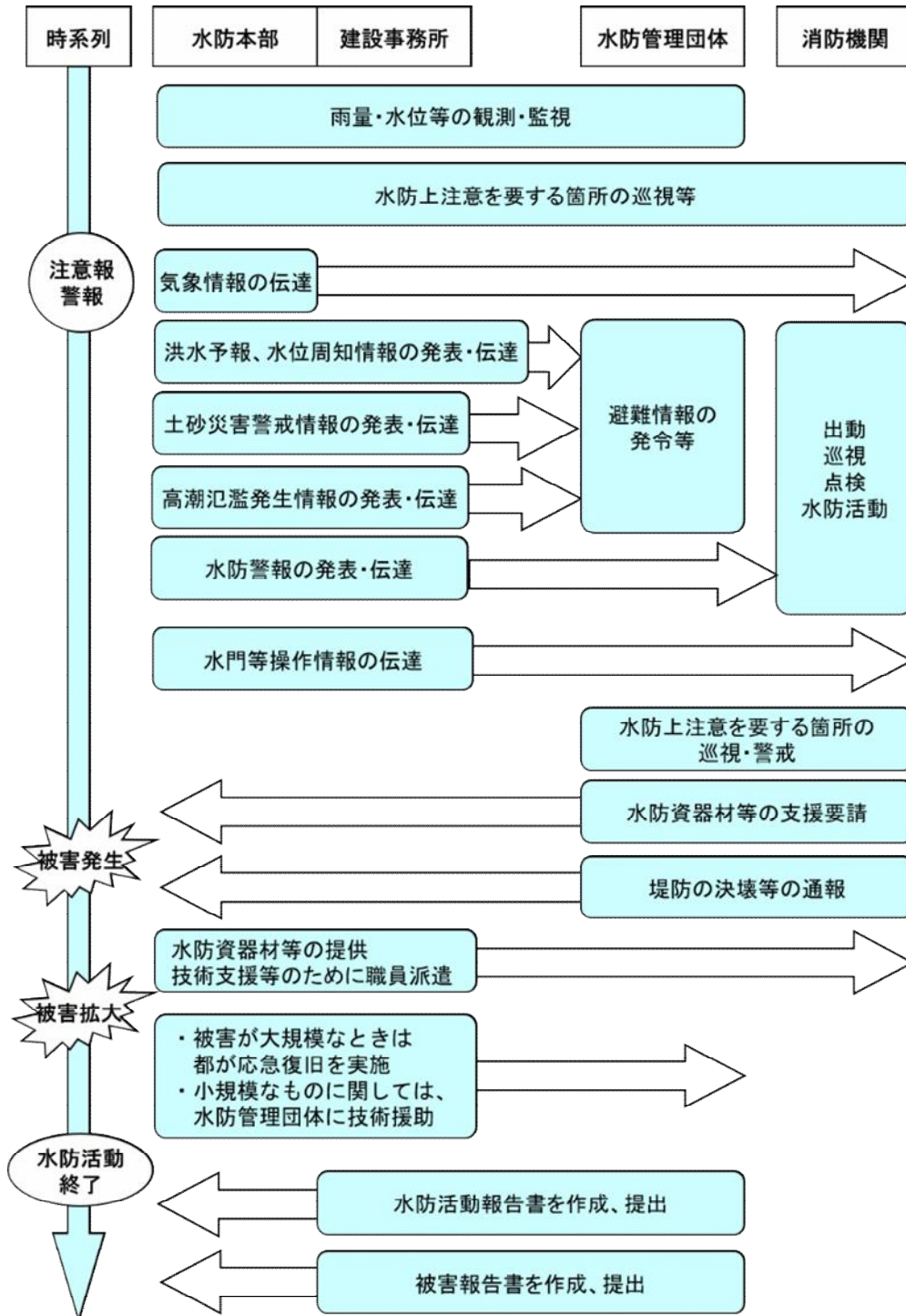
第2編 風水害対策計画
 第3部 風水害応急対策計画
 第1章 災害応急対策の活動態勢

第1 非常 配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員のおおむね 1／10
第2 非常 配備態勢	(現行)	(現行)
第3 非常 配備態勢	(現行)	(現行)
第4 非常 配備態勢	(現行)	(現行)

- ※1 水防活動の利用に適合する注意報で、災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
 気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。
- ※2 水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。
 気象、津波、高潮、洪水の警報がある。

② 都及び水防管理団体等の水防活動

都及び水防管理団体等は、気象状況等により、洪水、高潮、津波、土砂災害等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、以下の水防活動を行う。



※水防管理団体には避難情報発令部署を含む

■参照（別冊資料）

資料第85「都の水防組織図」

資料第86「第三建設事務所水防組織図」

3 消防機関の活動態勢

(1) 消防活動

① 水災本部等の運用

消防署は、水災時又は水災が予想されるとき、署隊本部の機能を強化し、水災に即応できる体勢をとるものとする。

② 水災発生時の活動体制

ア 水防態勢

気象情報、区河川情報システムのデータ等により、水災が予想されるときは、水防態勢を発令するとともに、水災情報を収集し水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

イ 水防非常配備態勢

気象状況及び災害の発生状況に応じ、水防第一～第四非常配備態勢を発令し、水防部隊を編成する。

③ 水防活動

ア 消防署は、管内における水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を派遣する。

イ 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

ウ 水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域から退去を命じることができる。

エ 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

オ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

カ 消防機関の長は、水防管理者からの出動の要請を受けたとき、または水防活動が必要と認めたときは、所要の水防部隊を出動させ水防活動を行う。

④ 活動要領

ア 資器材の使用、収用

水防のため緊急を要するときは、水防計画の定めるところにより現場におい

て必要な資器材を使用、または収用する。

イ 災害が大きく長期にわたる場合の活動

(ア) 人命救助を最優先とした水防活動

(イ) 特に優先して水防工法活動を実施する必要があるもの。

(ウ) 他機関からの協力要請のうち、水防活動する必要があると認められるもの。

⑤ 部隊の運用等

水災に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等に応じて水防部隊の運用を行う。

⑥ 情報収集等

ア 署隊本部は、水防上要注意箇所、崖崩れ、危険箇所、水位測定場所を巡視させ情報収集を実施する。

イ 災害発生状況、消防活動状況について情報収集し、関係機関と情報交換を図る。

ウ 消防・救急デジタル無線、消防団MCA無線、中野区防災行政無線及び有線電話を効果的に活用し消防団及び関係行政機関と情報連絡を行う。

⑦ 広報・広聴活動

ア 広報活動

災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。

(ア) 気象及び水位の状況

(イ) 水災及び土砂災害に関する情報

(ウ) 被災者の安否情報

(エ) 水防活動状況

(オ) 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ

(カ) 広報手段として、テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供、消防車両の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、消防団及び災害時支援ボランティアを活用し、災害の発生状況、水防活動状況等の広報を実施する。

イ 広聴活動

(ア) 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

(イ) 都民からの電子メールによる問合せに対応する。

(2) 消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として受持ち区域内の住民に対して強力なリーダーシップを発揮して地域防災会や他の住民と一体となった水防、救出、救助及び救護活動を積極的に展開する。

① 団本部等の設置

消防団は、消防団本部を常設し、災害に対応するとともに各分団は、団本部下において分団本部ごとに組織的に活動する。

② 水防活動

分団受持ち区域内に発生した水災に対し地域住民を指導して水防活動にあたるとともに、消防隊に協力して被害の拡大防止を図る。

③ 情報の収集

分団受持ち区域内の災害状況の把握と道路状況、避難状況を把握し消防団本部へ報告する。

4 中野区タイムライン（防災行動計画）

(1) タイムライン概念の整理

① タイムラインの定義

災害発生を前提として、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列に整理しておくものである。

② タイムライン策定の背景

平成24年10月29日、米国ニュージャージー州・ニューヨーク州に上陸したハリケーン・サンディは、大都市を直撃、地下鉄や地下空間への浸水をはじめ、交通機関の麻痺、ビジネス活動の停止など、近年発生した災害の中でも極めて甚大な被害をもたらした。ニューヨーク州知事らは、「被害の発生を前提とした防災」として事前にタイムラインを策定しており、タイムラインをもとに住民避難に対する対策を行ったことで、ハリケーンによる被害を最小限に抑えることができた。このことをきっかけに、日本でもタイムライン策定の重要性が広く認識されるようになった。

③ タイムライン策定の効果

「防災行動事前計画（タイムライン）」の策定による効果として、次の項目が国土交通省によって紹介されている。

ア 災害時、実務担当者は「先を見越した早め早めの行動」ができる。また、意思決定者は「不測の事態の対応に専念」できる。

イ 「防災関係機関の責任の明確化」、「防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止」を図ることができる。

ウ 防災関係機関間で「顔の見える関係」を構築できる。

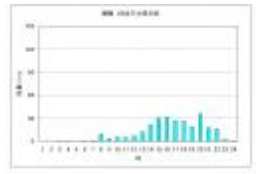
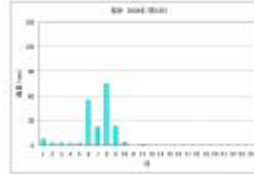
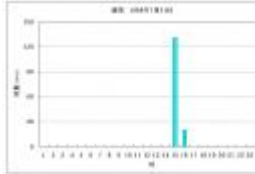
エ 「災害対応のふりかえり（検証）、改善」を容易に行うことができる。

(2) 中野区タイムライン

① 想定する気象事象

近年の日本の気象状況（気候変動による気象災害の激甚化・頻発化）に対応し、台風性豪雨、線状降水帯豪雨、ゲリラ豪雨を要因とする降水により大雨警報が発令される状況を想定する。

各降水の特色は、次の表のとおりである。

項目	降水種別		
	台風に伴う雨	線状降水帯	局地的大雨・集中豪雨 (ゲリラ豪雨)
事象説明 (気象庁HP 天気予報等で 用いる用語よ り引用)	北西太平洋又は南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおよそ 17m/s (34 ノット、風力8) 以上のもの。また、5日先までの台風の進路を示している。	次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50～300km 程度、幅 20～50km 程度の強い降水を伴う雨域。	局地的大雨、集中豪雨など。局地的大雨は、急に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲に数十 mm 程度の雨量をもたらす雨のことである。集中豪雨は、同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mm から数百 mm の雨量をもたらす雨のことである。
降水継続時間	長い (10～20 時間)	断続的に続く (5～10 時間)	非常に短い (1～2 時間)
降水範囲	台風の目のまわり、外側 200～600km のところには帯状の降雨帯があり、断続的に激しい雨が降ったり、ときには竜巻が発生する。	長さ 50～300km 程度、幅 20～50km 程度の雨雲の範囲	限定された範囲
降雨強度及び 累積降水量	10mm/hr～30mm/hr 非常に多い	30mm/hr～50mm/hr 多い	50mm/hr～100mm/hr 少ない
降水状況 イメージ	 時間降水量は少ないが長期間続く。	 強い雨が長時間続く。	 降水量は多いが短時間で終わる。

第2編 風水害対策計画
 第3部 風水害応急対策計画
 第1章 災害応急対策の活動態勢

項目	降水種別		
	台風に伴う雨	線状降水帯	局地的大雨・集中豪雨 (ゲリラ豪雨)
予測の可能性	台風発生時点から位置を把握し、予測できる。	発生の予測は困難だが、「高解像度降水ナウキャスト（雨雲レーダーの一種）」により、5分おきの雨雲の位置を確認でき、局地的大雨、集中豪雨、線状降水帯の要因となる積乱雲を監視することができる。	同左
水位変化状況	上流で長期間の降雨があった場合、水位下降に時間がかかる。	強い雨が継続する場合、水位下降に時間がかかる。	水位の上昇、下降ともに短時間である。
中野区での事例	平成5年8月台風11号 主な被害等は資料編参照	平成17年9月4日の大雨 主な被害等は資料編参照	
降雨量の分布出典：豪雨・豪雪の気象学 朝倉書店			

【参考】平成17年9月4日大雨 雨雲の状況

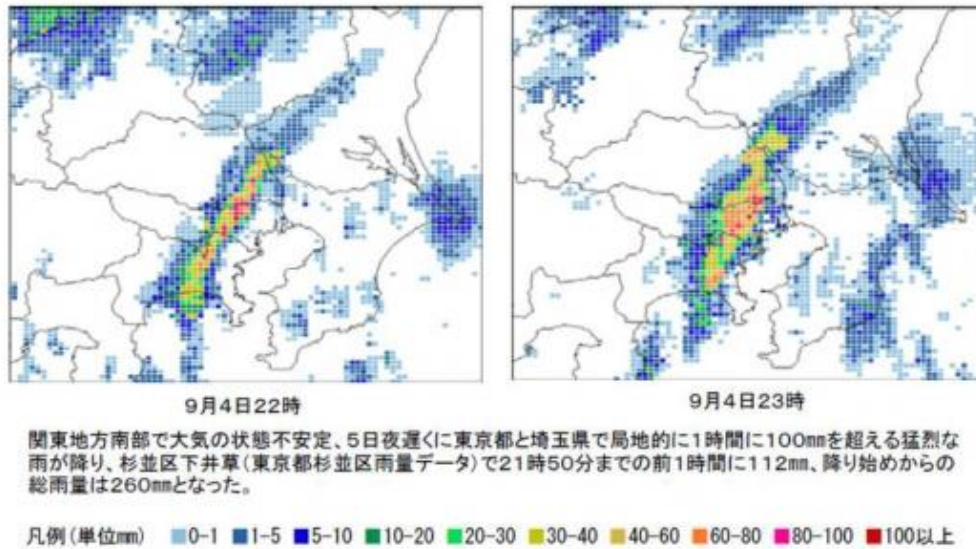


図1 平成17年集中豪雨のレーダー・アメダス解析雨量図
出典：気象庁「災害時気象速報平成17年台風14号による9月3日から8にかけての大雨と暴風」

② 想定される被害

想定する気象事象に基づき、降水種別に想定される被害とその対応特徴は、次の表のとおりである。

	降水種別		
	台風に伴う雨	線状降水帯	局地的大雨・集中豪雨 (ゲリラ豪雨)
想定される被害	長期間広範囲の降水により、河川氾濫が起きる。 降水量が多く、地盤が緩むため崖崩れなど土砂災害発生の可能性が高くなる。 降水を下水道及び河川で処理しきれなくなり、内水氾濫による浸水被害が想定される。	強い雨が長時間続くことにより、河川氾濫が起きる。強い雨により、地盤が緩み崖崩れなど土砂災害発生の可能性が高くなる。	短時間に大量の降水があり、下水道及び河川では処理しきれずに、短時間ではあるが、内水氾濫による浸水被害が想定される。
対応目標	時間に余裕をもって、確実に区域全域の住民の生命を守る、被害を最小限	限られた時間の中で、区域全域の住民の生命を守る・被害を最小	限られた時間の中で、区域全域の住民の生命を守る・被害を最小

		降水種別		
		台風に伴う雨	線状降水帯	局地的大雨・集中豪雨 (ゲリラ豪雨)
		に抑える。	限に抑える。	限に抑える。 要配慮者利用施設や 地下空間など特定の 区域の住民の生命を 守る。
想定される対応特徴	避難 対応	高齢者避難等の発令時期 の予測と準備ができる。 降水の中での避難誘導を 避けることができる。	高齢者避難等の発令 時期の予測ができな いため、降水の中での 避難誘導が考えられ る。	高齢者避難等の発令 時期の予測ができな い。
	土のう 要請対応	台風が近づくにつれて、 降水開始前の何日かで土 のう要請が増えていく。	降水が続く中で土の う要請が頻発する。	降り始めと同時に土 のう要請が発生する。 要請に対応できる前 に雨が上がる。

③ 中野区タイムライン策定目的

区は、平成17年9月大雨による水害を教訓として区内の法指定河川である神田川、善福寺川、妙正寺川を対象とするタイムラインを策定し、災害時にはこのタイムラインに従って防災関係機関と連携し行動する。

中野区内の法指定河川（神田川・善福寺川・妙正寺川）は市街地内河川の特徴として、流路と市街地を守る護岸があり、氾濫までの所要時間、氾濫後の排水時間が短いことが特徴である。このため、氾濫時点で避難を必要とする区民の安全確保行動が終了していること、及び氾濫前に区の氾濫後対応（消毒要請対応など）態勢ができていることを策定目的とする。次項で述べる想定する災害によって、安全確保行動を開始すべき時点、氾濫後の対応態勢をとるべき時点などが異なることから、それぞれの降水に対応するタイムラインを策定し、災害時にこのタイムラインに沿って行動する。

④ 中野区タイムラインの実施主体

中野区タイムラインの実施主体には、区災害対策本部、東京都、東京消防庁及び警視庁を防災行動実施主体として掲載し、災害時には連携して行動する。また、あわせて区民も防災行動実施主体として記載する。

⑤ 中野区タイムラインの留意点

「中野区タイムライン」は、想定した災害や被害状況に基づくものであり、策定されたとおりに事態が進行するとは限らないことに留意する。

また、今後の気候変動状況、市街地状況の変化に応じて、継続的に見直しを重ねて改善していくものである。

中野区タイムラインは、資料編に記載する。

■参照（別冊資料）

資料第87「中野区風水害タイムライン」

5 交通機関の活動態勢

災害が発生、または発生するおそれがある場合、区の区域に係わる交通機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力するものとする。

各交通機関の活動態勢は、第1編第3部第1章を準用する。

6 相互の応援・協力による応急対応力の確保

第1編第3部第1章を準用する。

7 災害救助法の適用時における応急活動の実施

第1編第3部第1章を準用する。

なお、中野区は、過去に2度災害救助法の適用を受けている。

■参照（別冊資料）

参考5「平成5年（1993年）台風11号の被害と区の対応について」

参考9「平成17年（2005年）9月4日の大雨の被害と区の対応」

第2章 情報収集・伝達

第1節 対応方針

各防災関係機関は、綿密な連携のもとに正確な情報連絡活動を展開し、あらゆる通信連絡手段を活用して、気象情報、河川水位情報、被害状況等の収集及び区民等への迅速な伝達を実現する。

第2節 具体的な取組み

1 情報の収集・伝達

(1) 気象情報・河川情報の収集

- ア 気象情報及び気象予測情報については、民間情報会社及び東京都災害情報システム（DIS）より収集する。
- イ 区と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（※1）を活用し、区は、大雨時の避難指示の判断や防災体制の検討等を行う際の気象状況とその見通しを照会する。
- ウ 区は、竜巻発生確度ナウキャストを含む気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に関わる対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。
- エ 区内及び近隣区の雨量及び神田川、善福寺川、妙正寺川の河川水位情報については、中野区河川情報システムにより収集する。
- オ 河川の映像については、中野区河川監視カメラより収集する。
- カ 土砂災害警戒情報は、東京都水防災総合情報システムより収集する。
- キ 河川管理者及び気象庁から区長への直接電話によるホットライン（※2）を利用する。

※1 気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難指示等の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。

※2 区市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を区市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みのことである。国土交通省「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」（平成29年2月）に従い運用が広まっている。

■参照（別冊資料）

資料第88「雨量局等設置場所一覧」

資料第89「河川情報システム現況配置図」

(2) 情報の伝達

気象情報、河川情報について、第1編第3部第2章第2節に掲げるもの等、次のような手段を用いて情報の共有、伝達を図る。

また、神田川や妙正寺川の洪水予報が発せられた場合は、防災情報メールマガジンや、ホームページ等を活用し、浸水が想定される区域へ情報を伝達する。

① 中野区河川情報システム

中野区河川情報システムにより、河川水位情報・河川映像を警察署、消防署に配信している。

② 中野区防災気象情報ホームページ

平成18年7月から区のホームページで気象情報、河川水位情報の提供を行っている。

③ ホームページ

区が発令された気象警報・注意報をトップ画面に表示し、防災気象情報のページへの誘導を図るとともに、大雨または洪水にかかる気象警報が発令された場合には、トップ画面に緊急情報を掲載する。

④ 警戒サイレン

神田川、善福寺川及び妙正寺川の水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴する。

(3) 都との情報連絡

第1編第3部第2章を準用する。

2 水防情報及び通信連絡

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、各水防関係機関は的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、指示、通報、または伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性質、伝達の系統、方法等について精通し、効果的な水防活動に努めるものとする。

(1) 気象情報

気象庁は、水防法及び気象業務法に基づき、水防活動に用いる気象等の注意報・警報・特別警報を発令する。

■参照（別冊資料）

資料第90「警報・注意報発表基準一覧表（中野区）」

資料第91「気象情報伝達系統図」

(2) 洪水予報河川

都は、水防法及び気象業務法に基づき、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川として指定し、1時間先までの雨量予測をもとに水位の変動を予測し、この先（最大で1時間以内）の水位上昇により氾濫するおそれがあると判断した時点で気象庁と共同で氾濫危険情報を発表する。

区に関係する河川として、神田川及び妙正寺川が指定されている。

■参照（別冊資料）

資料第92「神田川、妙正寺川洪水予報の種類、内容及び発表基準」

資料第93「洪水予報伝達系統図」

(3) 水位周知河川

都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定（水位周知河川）し、氾濫危険水位に達した場合は直ちに東京都水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。

区に関係する河川として、善福寺川が指定されている。

■参照（別冊資料）

資料第94「善福寺川水位周知の種類と発表基準」

資料第95「水位周知伝達系統図」

(4) 土砂災害警戒情報の提供

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、東京都と気象庁が共同で、区市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表する。区長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるものである。

（大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。）

■参照（別冊資料）

資料第95「土砂災害警戒情報伝達系統図」

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

区は、都・気象庁から土砂災害警戒情報を受けた時は、あらかじめ定める計画に従って、直ちに区民に伝達する。

伝達手段は、震災対策編第3部第2章第2節「1 情報連絡体制の構築」を準用する。

(6) 観測通報

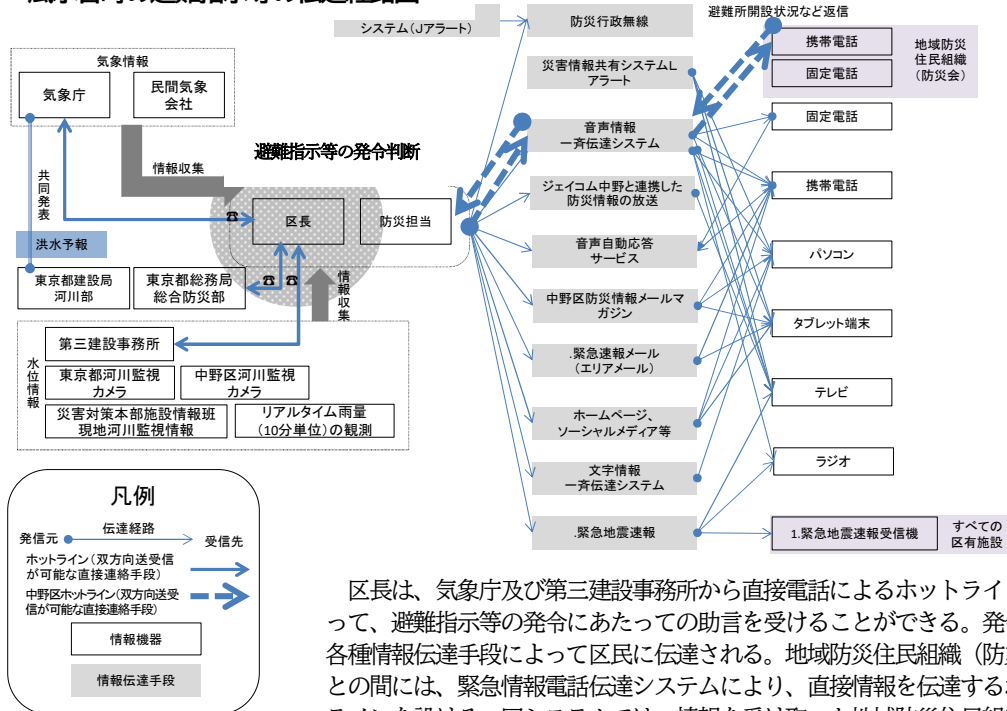
区は、管内の雨量、水位等の正確なデータを河川情報システムにより迅速に入手するとともに、都建設局（水防本部）から要請があった場合は、観測成果を報告するものとする。

3 区民等への情報提供

第1編第3部第2章第2節「3 区民等への情報提供」を準用する。

【風水害時の中野区ホットライン】

風水害時の避難指示等の伝達経路図



区長は、気象庁及び第三建設事務所から直接電話によるホットラインによって、避難指示等の発令にあたっての助言を受けることができる。発令は、各種情報伝達手段によって区民に伝達される。地域防災住民組織（防災会）との間には、緊急情報電話伝達システムにより、直接情報を伝達するホットラインを設ける。同システムでは、情報を受け取った地域防災住民組織（防災会）から避難所開設状況などの情報の返信を受けることができる。

第3章 救出・救助

第1節 対応方針

各防災関係機関の連携協力の下、出水による溺水者、家屋の倒壊、急傾斜地崩壊等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点を置く。

第2節 具体的な取組み

1 救助・救急活動

(1) 活動方針

水災発生時においては、広域的、または局地的に多数の傷者が発生することが予想される場合、区民の協力を確保するとともに、この計画の定めるところにより、災害発生時における初動体制の確立及び関係機関との協力体制を確保し、迅速、的確な救助救急活動にあたるものとする。

(2) 活動要領

① 救助活動

水災発生に伴う災害規模、態様等に応じ、所定の計画に基づき救助活動を行う。

② 救急活動

ア 救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先する。

イ 病院収容情報の収集を図り、収容可能な病院を把握し、傷病者の早期医療機関搬送を行う。

ウ 災害の状況等を判断し、安全、かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京DMA T等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。

エ 傷病者の搬送は、救急救命士等の実施するトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先として、救急車及びヘリコプター等を活用し、医療機関へ迅速に搬送する。

オ 負傷者の発生状況により、地域防災会等への自主的な搬送協力を求めるなど、連携を密にし、効果的な活動を行う。

カ 現場救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

2 救助・救急活動態勢等

- ① 災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- ② 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業所との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- ③ 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

■参照（別冊資料）

資料第41「救急医療機関一覧」

資料第48「消防団分団本部施設・分団格納庫一覧」

3 救出・救護体制の整備

- (1) 消防団の救出・救護活動能力の向上
 - ① 応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。
 - ② 災害時に、消防署所及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。
- (2) 区民の救出・救護活動能力の向上
第1編第2部第1章に準じる。
- (3) 事業所の救出・救護活動能力の向上
第1編第2部第1章に準じる。

第4章 避難者対応

第1節 対応方針

区民の生命、身体を安全確保するため、区は適切な高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という）の発令を行うとともに、各防災関係機関が連携協力して避難誘導、避難場所の設置、運営等を行う。

なお、区は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

第2節 具体的な取組み

1 避難指示等

避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(1) 高齢者等避難及び避難指示

- ① 第1編第3部第4章第2節を準用する。
- ② 避難指示については、災害の状況により、避難のための立退き指示又は自宅等の屋内や建物上階への垂直避難指示を行う。

(2) 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、原則として次のような事態になったときに発令するものとする。

- ① 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- ② 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- ③ 河川の上流が被害を受け、下流地域に危険があるとき。
- ④ 地すべり、崖崩れ及び土石流等により著しく危険が切迫しているとき。
- ⑤ 都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報または神田川・妙正寺川洪水予報が伝達されたとき。
- ⑥ その他住民の生命、または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

- ⑦ 区は、躊躇なく避難指示等を発令するため、神田川、善福寺川、妙正寺川において洪水のおそれがある場合の避難指示等の発令基準、及び土砂災害のおそれがある場合の土砂災害警戒区域に対する避難指示等の発令基準を別に定める。

■参照（別冊資料）

資料第97「洪水時避難指示等発令基準」

資料第80「土砂災害時避難指示等発令基準」

(3) 避難指示等の発令

- ① 第1編第3部第4章第2節を準用する。
- ② 水防法に基づき、洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた都職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退又はその準備を指示する。
- ③ 消防署は、高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を、関係機関に通報する。

(4) 避難指示等の伝達

- ① 第1編第3部第4章第2節を準用する。
- ② 避難行動要支援者については、原則として高齢者等避難により避難を開始するよう伝達する。

2 避難

- ① 避難は、「命を守るための行動」であることから、避難指示等の発令の有無に限らず、区民が自らの判断で避難行動をとることが重要である。避難行動とは、避難場所や安全な場所への移動、近隣の高い建物、建物内の安全な場所で待機すること等をいう。
- ② 水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。
- ③ 立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出または避難誘導する。
- ④ 避難経路等については、安全確保に努める。
- ⑤ 避難に関するその他の事項については、第1編第3部第4章第2節を準用する。

3 避難所

区は、水害時の避難所について、大雨や台風の接近、被害の状況などを踏まえ、一時避難所及び水害時避難所を開設、運営する。

(1) 一時避難所

大雨や台風の接近など、避難指示等の避難情報が発令されていない状況でも自発的に避難する方を受け入れるため、必要に応じて開設し、区民及び関係機関への周知徹底を図るとともに、警察署・消防署の協力のもと被災者の避難誘導並びに収容にあたる。

① 一時避難所予定施設

- ア 区民活動センター
- イ その他の施設

② 一時避難所の開設及び運営

- ア 一時避難所は、災害は発生するおそれがある場合において、避難の必要性がなくなると判断されるまで開設する。
- イ 区は、一時避難所を開設した場合、職員を一時避難所管理者として配置し、収容者の安全、所内の衛生及び盗難防止等に十分配慮し、運営する。

(2) 水害時避難所

避難指示等の避難情報が区から発令された場合や、避難者が多数見込まれる場合に、水害時避難所を指定して開設し、区民及び関係機関への周知徹底を図るとともに、警察署・消防署の協力のもと被災者の避難誘導並びに収容にあたる。

① 水害時避難所施設

浸水予想区域外にある小中学校等

② 水害時避難所の開設及び運営

- ア 原則として区職員が行い、必要に応じて地域防災会及び避難者と協力して運営する。
- イ 水害時避難所の開設期間は、災害救助法、同法施行細則に基づき、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- ウ その他避難所の運営に関することについては、第1編第3部第4章第2節を準用する。

■参照（別冊資料）

資料第98「水害時避難所一覧」

(3) 土砂災害時避難所

- ① 区は、土砂災害による被害の発生が見込まれる場合は、土砂災害警戒区域最寄りの水害時避難所・一時避難所を土砂災害時避難所として開設する。
- ② 区民及び関係機関への周知徹底、被災者の避難誘導並びに収容、土砂災害時避難所運営、開設期間は、水害時避難所に準じる。

■参照（別冊資料）

資料第99「土砂災害時避難所一覧」

4 避難者の他地区への移送

第1編第3部第4章第2節を準用する。

5 他地域からの避難者の受入れ

都からの要請により、大雨、洪水、津波等による他自治体からの避難者を受け入れる必要があると判断した場合には、区内の被害状況、避難所等の使用の可否、職員体制等を勘案したうえで、対応する。

第5章 輸送・交通ネットワーク等

第1節 対応方針

各防災関係機関との連携協力のもと、災害時に悪化した交通環境の迅速な復旧及び災害応急対策に必要な交通路の確保を行う。

第2節 具体的な取組み

1 道路等障害物除去

第1編第3部第5章第2節を準用する。

2 河川障害物除去

第1編第3部第5章第2節を準用する。

3 警備

(1) 警備方針

警視庁の総力を挙げて警備に当たるとともに、関係機関と協力して適切な警備を実施して風水害から区民等の生命、身体及び財産を保護し、もって被災地における治安維持の万全を期する。

(2) 風水害発生時における警察の任務

- ① 河川水域その他危険箇所の警戒
- ② 被害地における災害関係の情報収集
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出、救護
- ⑤ 避難者の誘導
- ⑥ 危険物の保安
- ⑦ 交通秩序の確保
- ⑧ 犯罪の予防検挙
- ⑨ 行方不明者の調査
- ⑩ 死体の見分（検視）

(3) 警戒区域の設定

災害現場において、区長若しくはその職権を行う区の職員が現場にいないとき、

または、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

(4) 区に対する協力

① 区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

② 区の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

③ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

4 交通規制

(1) 方針

風水害時には、道路冠水、道路陥没、交通標識施設の損壊等により道路が寸断される等の被害が発生することが想定されるため、交通混乱を最小限にとどめ、被災者の避難、負傷者の搬送、緊急物資輸送等に必要な道路交通網を確保することが重要である。

そこで、風水害に際しては、迅速に交通機関及び道路の被害状況等全般的な交通情報を収集し、的確な交通規制を実施する。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 風水害時の交通規制

① 被災地を管轄する警察署長、または被災地周辺を管轄する警察署長は、道路における危険を防止するため緊急の必要がある場合は、公安委員会による交通規制が実施されるまでの間、道路交通法及び関係法令、規定等に定められた警察署長の権限に基づく交通規制措置をとる。

② 被災地及びその周辺は、交通の混乱を生じ、かつ、危険箇所が多数あることから、速やかに危険箇所の表示、交通の遮断、一方通行、う回等適切な交通規制措置を行い、交通秩序の維持に努める。

③ 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進をはかる。

- ④ 住民の避難、または救援物資・応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、主要幹線道路における車両検問を実施し、他の一般車の運行を禁止、または制限して災害の拡大防止及び早急な復旧の実効を図る。
- ⑤ 警察署長は、道路状況及び交通規制措置について防災関係各機関に通報するとともに、住民に対し広報を行うものとする。

5 輸送

- ① 水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、水防各機関相互の連絡ならびに、資材・人員等の輸送手段の確保及び輸送経路をあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。
- ② 第1編第3部第5章第2節を準用する。

■参照（別冊資料） 資料第100「舟艇」

第6章 物資の確保と供給

第1編第3部第6章を準用する。

第2編 風水害対策計画
第3部 風水害応急対策計画
第7章 医療救護等

第7章 医療救護等

第1編第3部第7章を準用する。

■参照（別冊資料）

資料第151、152「災害時における消毒業務に関する協定書」等

第8章 施設等の応急対策

第1節 対応方針

第1編第3部第8章第1節を準用する。

第2節 具体的な取組み

1 決壊時等の処置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

護岸その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互に情報を交換するなど連絡を密にする。

決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(2) 水防報告

水防管理者は、水防活動終了後3日以内に、水防活動報告表により箇所毎にとりまとめ、第三建設事務所へ報告するものとする。

■参照（別冊資料）

資料第101「水防活動報告表等」

(3) 水防工法

現場の状況、工作物の構造等を考慮して水防工法に準じ実施する。

■参照（別冊資料）

資料第102「水防工法」

(4) 水防作業

① 技術指導

水防管理者は、水防従事者に対して水防作業に必要な技術上の指導を行う。

② 資機材の調達

水防管理者は、水防作業に必要な資機材の調達を行う。

③ 準備及び出動

水防管理者は、次の場合直ちに準備及び出動するとともに、消防機関に対し、

出動を要請する。この場合は、直ちに都水防本部並びに第三建設事務所に報告するものとする。

ア 準備

河川が増水し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

イ 出動

(ア) 水位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。

(イ) その他水防上必要と認めたとき。

④ 応援

区長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対して応援を求める。応援を求められた者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。また、隣接する水防管理団体とは、協力応援等に関しあらかじめ相互に協力しておくものとする。

⑤ 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、区長は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、もしくは制限し、あるいはその区域内の居住者、または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

⑥ 警察官の援助

区長は、水防のため必要があると認めたときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

2 ライフライン施設の応急対策

第1編第3部第8章第2節を準用する。

3 建造物等応急対策

第1編第3部第8章第2節を準用する。

4 公共土木施設応急対策

(1) 道路

第1編第3部第8章第2節を準用する。

(2) 復旧対策

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ① 護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。
- ③ 河川の護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

(3) 区の応急対策

- ① 区は、水防活動と並行して、区内各河川の施設、特に危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、被害状況に応じて応急措置、または応急復旧の作業を速やかに施工する。
- ② 報告項目
水系、河川、区市町村、地点、被害状況、対策状況、左右岸、K P、状態、数量（約 m）

(4) 第三建設事務所の応急対策

区の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施計画を策定する。また、管内の水防管理団体が行う水防が十分行われるよう情報を連絡し、水防管理者から緊急応援があった場合に即応するよう、資器材の整備確保に努める。

5 危険物保管施設等の応急対策

第1編第3部第8章第2節を準用する。

第4部 風水害復旧計画

第1編第4部を準用する。

■参照（別冊資料）

資料第167「災害時における応急措置業務に関する協定書」

第3編 火山災害対策計画

第1部 計画の前提条件

第1節 火山災害対策計画の位置づけ

火山災害対策計画は、中野区の区域内において、富士山の噴火に伴う降灰が発生し、または発生するおそれがある場合において、区民等の生命・財産を守るために区、防災関係機関、事業者、区民が行うべき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧にかかる取組みについて定めた計画である。

第2節 計画の前提

東京都は富士山火口から距離があるため、溶岩流や火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。

したがって本計画では、主に富士山降灰対策について定めることとし、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年（2004年）6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

第3節 富士山の現況

1 富士山の概要

- (1) 富士山は、我が国に存在する活火山の一つで、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置している。標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で、我が国で最大の火山である。
- (2) 活動度はランクB(100年活動度または1万年活動度が高い活火山)とされている。
- (3) 富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっている。

2 富士山の活動史

富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円すい形の火山となったと考えられている。それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記録がある。

(1) 富士山の成り立ち

富士山は、約10万年前から1万年前まで活動した「古富士火山」と、それ以降、現在まで活動を続ける「新富士火山」に区分されている。

古富士火山は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

新富士火山は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、大山礫等砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期に分類できる。

〈新富士火山の主な噴火活動期〉 ※宮地（1988）に基づく

活動期	年 代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約11000年前～約8000年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ。
II	約8000年前～約4500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火。
III	約4500年前～約3200年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火。
IV	約3200年前～約2200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発。
V	約2200年前以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火。

(2) 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いている。

年 代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781 年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802 年(延暦 19～21 年)	大量の降灰、噴石	延暦(エンリョク)噴火
864～866 年(貞観 6～7 年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害。	貞観(ジョウガン)噴火
937 年(承平 7 年)	噴火	
999 年(長保元年)	噴火	
1033 年(長元 6 年)	溶岩流が山麓に達した。	
1083 年(栄保 3 年)	爆発的な噴火	
1511 年(永正 8 年)	噴火	
1560 年(永禄 3 年)	噴火	
1707 年(宝永 4 年)	噴火前日から地震群発、12 月 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	宝永(ホエイ)噴火

(3) 最近の活動

平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月まで及び翌年 4 月から 5 月までの間にかけて、富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念される活動ではなかった。

3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている「新富士火山」の噴火の特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数ではあるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂火口では、繰り返し同一の火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕噴火は、宝永噴火であり最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

4 国による検討

- (1) 平成12年(2000年)10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にはならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年(2001年)7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山防災協議会」が設立(後に東京都も参加)され、火山防災対策の確立のため、平成16年(2004年)6月に富士山ハザードマップが作成された。
- (2) ハザードマップの作成においては、過去3200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口の範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。
- (3) 富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれおよび落石

第4節 被害の想定

1 噴火による被害想定

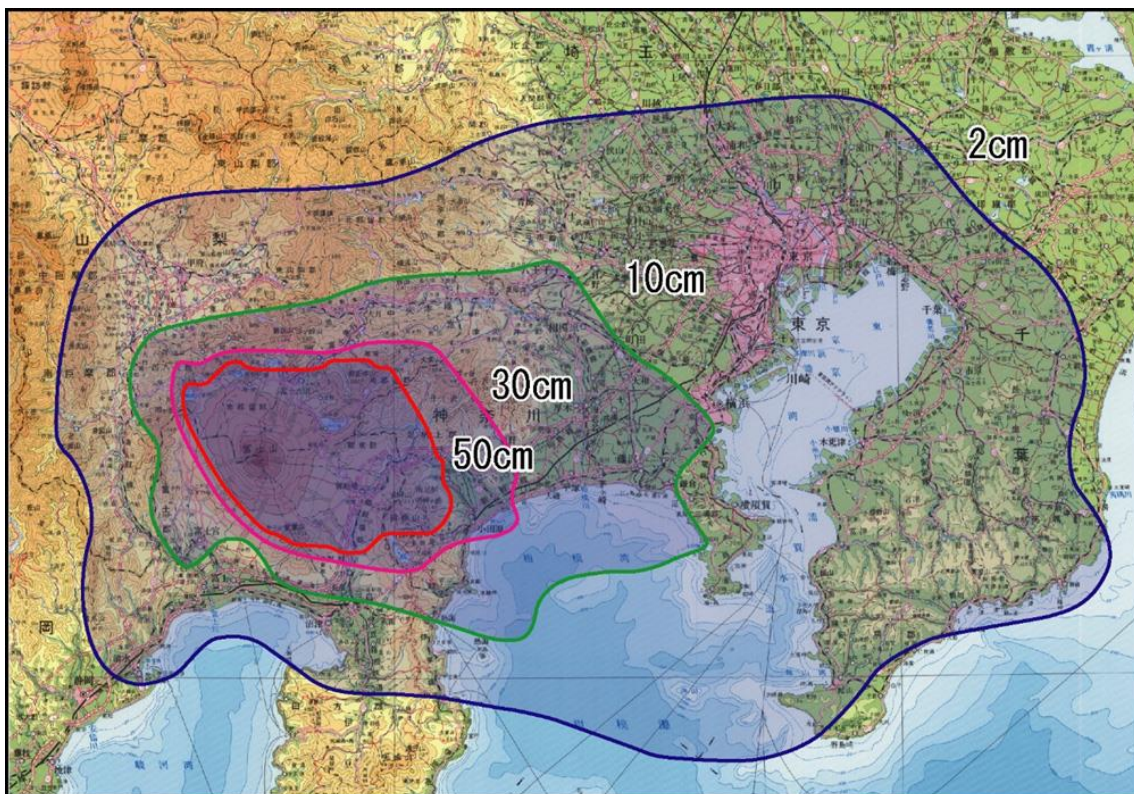
本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年(2004年)6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

東京都は、富士山山頂火口から距離があり、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、降灰に起因する被害が想定される。

(1) 噴火の規模及び被害の概要は次のとおりである。

	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続時間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	中野区 2～10 cm程度 (八王子市及び町田市の一部 10 cm程度)	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流にともなう人的・物的被害

(2) 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 「富士山火山広域防災対策基本方針」より

2 火山灰による被害

(1) 火山灰の特徴

- ① 火山灰とは、火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2ミリ以下のもの）のことである。
- ② 火山灰が生じるのは、火山が爆発するときや、高温の岩なだれが火山の山腹を流れ落ちるとき、赤熱した液状の溶岩がしぶきになって飛び散るときなどである。
- ③ 火山灰の外見は、火山のタイプや噴火の仕方によって異なる。色は、明るい灰色から黒色まで様々で、大きさも小石のようなものから化粧用パウダーと同じぐらい細かいものまである。
- ④ 空中を浮遊する火山灰は太陽光をさえぎり、視界を悪くする。昼間なのに真っ暗になることもある。

(2) 火山灰による健康被害

① 呼吸器系への影響

噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることがある。大量の火山灰にさらされると、健康な人でも、せきの増加や炎症などを伴う旨の不快感を覚える。一般的な急性(短期間)の症状は次のとおり。

ア 鼻の炎症と痛み。乾いたせきを伴うこともある。

イ 呼吸器系の基礎疾患がある人は、火山灰を浴びた後、数日続く気管支のひどい症状（例えば、空せき、たん、ゼーゼーとした呼吸、息切れ）を引き起こす可能性がある。

ウ ぜんそくまたは気管支炎の患者における気道の刺激；ぜんそく患者は、息切れ、ゼーゼーとした呼吸、せきなどの症状を訴えることが一般的。

エ 息苦しくなる。

② 目の症状

火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う角膜のひっかき傷や結膜炎が生じる。コンタクトレンズを着用している人は特にこの問題が大きい。一般的な症状は次のとおり。

ア 目の異物感。

イ 目の痛み、かゆみ、充血。

ウ ねばねばした目やに、涙。

エ 角膜の引っかき傷。

オ 火山灰が目に入ることによる結膜炎。充血や、ひりひり感。まぶしく感じるなど。

③ 皮膚への刺激

火山灰で皮膚に炎症を起こすことがある。特に火山灰が酸性である場合に多くみられる。症状は次のとおり。

ア 皮膚の痛みや腫れ。

イ 引っかき傷からの二次感染。

(3) 交通被害

- ① 少量の降灰でも、視界や大気の状態などの運転条件が著しく悪化する可能性がある。また、自動車が巻き上げる火山灰が、さらなる条件悪化の要件にもなる。
- ② 道路に火山灰が薄く積もると、湿っていても乾いていても非常に滑りやすく、ブレーキが利きにくくなる。
- ③ 火山灰が厚く積もると、道路が通行不能になる。

(4) ライフライン被害

降灰によって停電が起きることがある。また、湿った火山灰に導電性があるため、電源供給装置の清掃を行うときに感電する可能性がある。

(5) 給水への影響

- ① 降灰によって、水の汚濁や給水装置の遮断・破損が起きる可能性がある。
- ② ふたのない給水施設は少量の火山灰でも給水に支障をきたす。
- ③ 火山灰で汚れた水は、有毒である可能性は低いものの、酸性度が強くなったり、塩素による殺菌効果が弱くなったりする可能性がある。
- ④ 降灰後、しばらくの間、清掃用に供する水の需要が増加し、その結果、水不足になる可能性がある。

(6) 建物被害

- ① 火山灰の重みによって屋根が崩壊することがある。
- ② 屋根の清掃の際に人の重みが加わりで屋根が崩壊する危険性がある。

第2部 火山災害予防計画

第1節 現状と課題

第1編第2部第1章に準じる。

第2節 対策の方向性

1編第2部第1章に準じる。

第3節 具体的な取組み

1 区民等における防災対策の推進

区民、事業所等は、次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策を進める。

また、防災対策は想定にとらわれることなく自らの生命を守ることを最優先とし行動することを前提とする。

- (1) 都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報の確認
- (2) 降灰を屋内に侵入させないための対策、家族の役割分担の確認
- (3) マスク、目を守るゴーグル、水(1日3ℓ目安)、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオなど非常用持ち出し用品や簡易トイレの準備
- (4) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- (5) 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を実施
- (6) 避難行動要支援者がいる家庭における、降灰時の支援体制の確保
- (7) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2 防災に関する知識の普及啓発

各防災関係機関は、様々な機会を通じて、自助・共助を育み、防災に関する知識等の普及啓発を行う。普及啓発にあたっては、中野区においては降灰による災害が身近でないこと等を考慮し、方法や内容等を工夫し、分かりやすく実践的なものとなるよう努める。

(1) 区

① 防災意識の高揚促進

区は、様々な機会を通じて、被害の防止、軽減の観点から、区民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をと

ること及び早期避難の重要性を区民に周知し、区民の理解と協力を得る。

② 降灰がもたらす被害及び対応行動の周知

ア 健康被害への予防対策

- (ア) ドアや窓を閉め、火山灰の屋内侵入を防ぐ。
- (イ) コンタクトを使用せず、眼鏡やゴーグルを使用する。
- (ウ) 外出する際にはマスクやハンカチで鼻と口を覆い、火山灰の吸引を防ぐ。
- (エ) 帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。
- (オ) 火山灰の付着した食べ物は、食べる前によく洗う。

イ 交通被害への予防対策

- (ア) 少量の降灰でも視界が悪化し交通事故等の危険が高まるため、運転は控える。
- (イ) どうしても運転しなければならない場合には、十分な車間距離をとり、ヘッドライトを点灯し、徐行運転を心がけるとともに、信号等の確認と他車、歩行者の早期発見に努めることにより交通事故を防止する。
- (ウ) 二輪車や自転車は転倒のリスクが高いため利用しない。

ウ 建物等被害への予防対策

- (ア) ドアや窓を閉め、火山灰の屋内侵入を防ぐ。
- (イ) 火山灰が電化製品に入ると故障を引き起こすことがあるため、電化製品のカバーをして、火山灰が完全になくなるまでカバーを外さない。カバーが出来ないものについてはラップをかけるなどする。
- (ウ) 下水がつまらないよう、雨どいや排水管を排水溝から外す。また、排水溝もつまらないよう、水と火山灰が地面に流れるような状態にする。
- (エ) 火山灰の重みによって屋根が崩壊することがあるため、屋根上の清掃を定期的に行う。この際、人の重みに加わり屋根が崩壊する危険があることや、屋根の表面が火山灰によって非常に滑りやすくなっている点に注意する。

(2) 警視庁（警察署）

様々な警察活動を通じて広報啓発や防災訓練を実施し、防災知識の普及および防災意識の向上努める。

- ① 広報誌、パンフレット等を各種広報啓発活動の機会を通じて配布する。
- ② 各団体が行う研修会や訓練に参加し、防災講話を行う。

第3編 火山災害対策計画
第2部 火山災害予防計画

- ③ 外国人が必要な情報を容易に入手できるように「やさしい日本語」の使用を含めた適切な対応を図り、効果的な防災情報の提供を推進する。

(3) 東京消防庁（消防署）

- ① 地域住民や自主防災組織等の災害対応力を高めるため、平時においては、区の普及啓発活動に合わせて防災指導を行うとともに、火山災害時には、火山灰による健康被害を防ぐため、降灰時の不要不急の外出自粛やマスク、ゴーグル等の着用など、適切な行動を促す情報を発信する。
- ② 降灰時等における事業所の被害を軽減するため、長時間にわたる停電による消防用設備等の機能不全、通信障害による通報連絡の遅延、断水による衛生環境の悪化その他の火山災害時の影響を踏まえた防火防災対策を推進するとともに、危険物の流出や火災の拡大危険など、災害発生時の社会的影響が大きい危険物施設の安全対策を強化する。

第3部 火山災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動

第1節 対応方針

区の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体、及び財産を災害から保護するため、区及び防災関係各機関が一体的な効果を発揮しうるよう必要な態勢を確立し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

第2節 具体的な取組

1 区民、マンション管理組合等、事業所の自主防災活動

区民、マンション管理組合等及び事業者は、自らが所有又は居住する建物・土地にかかわる災害応急対策を実施するとともに、区や地域防災会、自治会等が実施する応急活動に協力するものとする。

2 防災関係機関の活動態勢

区の区域にかかわる防災関係機関は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるようにその業務について協力するものとする。

(1) 警視庁（警察署）

- ① 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。
- ② 交通規制に関すること。
- ③ 被災者の救出救助に関すること。
- ④ 被災者の避難誘導に関すること。
- ⑤ 行方不明者の捜索及び調査に関すること。
- ⑥ 遺体の調査等及び検視に関すること。

第2章 情報収集・伝達

第1節 対応方針

区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。

第2節 国の火山観測体制

1 富士山における国の火山観測体制（平成30年(2018年)時点）

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
・地震計 6 ・GNSS 3 ・空振計 2 ・傾斜計 2 ・監視カメラ 1	・地震計 8 ・傾斜計 1 ・歪計 1 ・体積温度計 1 ・全磁力 1	・地震計 6 ・傾斜計 6 ・雨量計 4 ・気圧計 4 ・GNSS 6	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。

2 気象庁の実施する火山観測

区分	内容
震動観測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物当の観測を行う。また、空震計により、火山噴出物に伴う空気振動を観測する。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

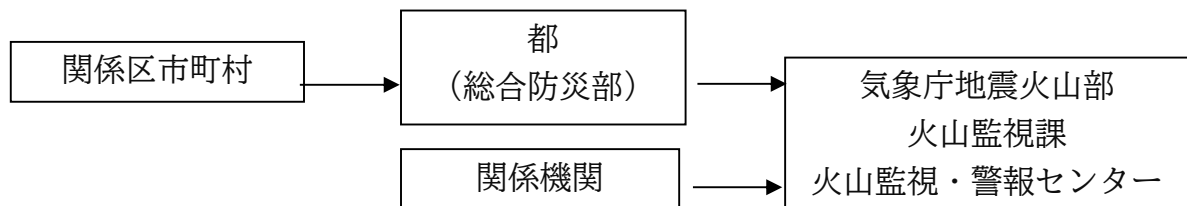
第3節 具体的な取組み

1 情報の収集・伝達

(1) 火山(降灰)情報伝達

① 連絡経路

東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。



② 区が調査を実施する項目

降灰調査項目は、以下のとおりである。

- ア 降灰の有無及び堆積の状況
- イ 時刻及び降灰の強さ ※
- ウ 構成粒子の大きさ
- エ 構成粒子の種類、特徴等
- オ 堆積物の採取
- カ 写真撮影
- キ 降灰量及び降灰の厚さ（可能な場合のみ実施）

※ 降灰の強さ

階 級	解 説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10分～20分で地上を薄く覆う程度
3	10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

③ 収集情報の伝達

東京都及び各県から収集された降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表され、都、区市町村、防災関係機関等に伝達される。

第3編 火山災害対策計画
第3部 火山災害応急対策計画
第2章 情報収集・伝達

(2) 降灰予報の収集

噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、気象庁から詳細な情報が発表される。また、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報される。

① 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、3時間ごとに発表

イ 発表時刻は2時、5時、8時、11時、14時、17時、20時及び23時

ウ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

② 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山について速やかに発表

イ 降灰予報（定時）が発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

エ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰分布や小さな噴石の落下範囲を提供

③ 降灰予報（詳細）

ア 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

エ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず発表。

オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表

カ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

降灰量階級…気象庁から発表される降灰量情報は、3階級で表現される

階級名称	降灰の厚さ	イメージ
多量	1 mm 以上	路面は完全に覆われ、視界不良となる。
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満	路面は白線が見えづらくなり、明らかに降灰していることがわかる。
少量	0.1 mm 未満	路面にはうっすら積もり、降灰しているのがようやくわかる程度。

2 区民への情報提供

健康被害や、道路上に火山灰が堆積することによる交通事故の発生、交通渋滞等が予想されることを踏まえ、以下のような周知を住民に対し実施する。

- (1) 窓を閉め、火山灰が屋内に侵入しないよう対策を講じること
- (2) 交通渋滞や交通事故を引き起こす可能性が高まるため、むやみに車両移動をしないこと
- (3) 不必要な外出は控えること
- (4) やむを得ず外出する場合には、マスク、ゴーグル等を着用すること
- (5) 火山灰によって引き起こされる健康被害に関する情報

なお、その具体的方法については、第1編第3部第2章第2節「3 区民等への情報提供」を準用する。

3 都との情報連絡

第1編第3部第2章を準用する。

第3編 火山災害対策計画
第3部 火山災害応急対策計画
第3章 避難者対応

第3章 避難者対応

第1編第3部第4章を準用する。

第4章 輸送・交通ネットワーク等

第1節 対応方針

降灰による視界不良や、道路上に火山灰が堆積することによる交通環境の混乱が予想される。区は、都及び各防災関係機関との連携協力のもと、迅速な交通環境の復旧及び災害応急対策に必要な交通路の確保を行う。

第2節 具体的な取組み

1 道路障害物除去

第1編第3部第5章を準用する。

2 交通規制

(1) 方針

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。

(2) 降灰時の交通規制

《交通情報の収集と交通規制》

- ① 降灰の範囲や規模等、具体的な交通情報の収集に努めるとともに、交通障害の実態把握を速やかに行い、その状況を警備本部に報告する。

《交通規制》

- ① 広域的な降灰による被害発生時に、交通部長の決定に基づき必要な措置を講ずる。
- ② 危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、道路管理者とともに被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 各交通機関の応急活動

第1編第3部第5章を準用する。

第3編 火山災害対策計画
第3部 火山災害応急対策計画
第5章 物資の確保と供給

第5章 物資の確保と供給

第1編第3部第6章を準用する。

第6章 医療救護等

第1編第3部第7章を準用する

第7章 施設等の応急対策

第1節 対応方針

第1編第3部第8章を準用する。

第2節 具体的な取組み

1 ライフライン施設の応急対策

第1編第3部第8章を準用する。

2 建造物等応急対策

(1) 庁舎の応急対策

庁舎については、区の応急対策上最も重要な施設であるため、噴火後ただちに被害状況を調査し、使用の可否を判断するとともに、利用者等の安全確保、混乱防止を図り、必要な応急措置を講じる。

(2) 公共施設応急対策

庁舎以外の区立施設、医療・保健福祉施設、各官公署、文化財施設等の公共施設等の管理者は、噴火後ただちに被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。

3 公共土木施設応急対策

(1) 道路

① 区の応急対策

第1編第3部第8章を準用する。

② 都の応急対策

第1編第3部第8章を準用する。

4 危険物保管施設等の応急対策

(1) 警視庁（警察署）

第3編第3部第3章を準用する。

(2) 東京消防庁（消防署）

第3編第3部第3章を準用する

第4部 火山災害復旧計画

第1節 基本方針

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

そのため、区と各関係機関とは、平時から緊密な情報交換を行い、体制整備を図っていく。

第2節 具体的な取組み

1 火山灰の収集

- (1) 宅地等に降った火山灰の収集は、原則として土地所有者又は管理者が行うこととする。
- (2) 宅地以外に降った火山灰の収集は、各施設管理者が行うこととする。
- (3) 火山灰の処理体制が整うまでの間、一時的な火山灰の仮置き場として、区は応急集積場所を設置し、区民自ら収集した火山灰を搬入する集積場所として利用する。
- (4) 火山灰の集積場所においては、飛散の防止に努め、区はその方法等について区民に対し周知する。

2 火山灰の運搬

- (1) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- (2) 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとする。
- (3) 宅地以外に降った火山灰の運搬については、各施設管理者が行うものとする。

3 火山灰の処分

- (1) 収集、集積した火山灰は、中・長期の保管も想定し、区は、第1編第4部第1章第2節「仮置き場の選定等」の考え方にに基づき、仮置き場を選定するものとする。

- (2) 最終的な火山灰の処分方法については、広域的な対応を要することから、関係機関との検討や都の動向等を踏まえ、今後詳細に決定することとする。

なお、都は、火山灰の処分について国に働き掛けていくことから、区はこの方針に従うものとする。

4 火山灰の除去計画

- (1) 都、区、関係各機関、住民等の役割を明確にし、速やかに降灰を除去し、障害の軽減を図るものとする。
- (2) 宅地内の降灰については、区民自らその除去に努め、除去した降灰は、区が指定する仮置き場に集積し、区はこれらを一般廃棄物とは別に収集する。
- (3) 区は宅地内の降灰除去の効率化・円滑化のため、自治会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

第4編 大規模事故対策計画

第1部 計画の前提

- 1 災害対策基本法では、自然災害の他に大規模な火災若しくは爆発その他の大規模な事故による被害についても災害として定義している。
- 2 ますます激しく変化する社会状況は、都市における市街地の高度・重層利用、交通体系の高度・複雑化及び危険物施設の混在などをもたらし、防災上の問題の多様化を招いている。
- 3 特に高層ビルや大規模な地下施設では、万一出火した場合の危険性は極めて高く、交通・ライフライン関連施設や区内各所に点在する危険物施設などは、万一事故が発生した場合には多大な被害を与える危険性をはらんでいる。
- 4 本計画においては、大規模な火災、危険物の事故により多数の者が被害を受ける場合、鉄道、CBRNE災害等の事故により多数の死傷者が発生する場合等を想定し、これらの大規模事故等から区民の生命、身体、財産を守ることを目的とする。
※ CBRNE災害とは、[Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）]に起因する災害のこと。
- 5 本計画に記載のない部分については、第1編を準用する。

第2部 大規模事故等予防計画

第1章 市街地の安全化

区内には、高層ビルや地下施設、繁華街が存在し、火気を多く使う繁華街等では出火危険度が高く、木造密集市街地では広範囲な延焼火災の危険性が高いと言える。特に、区内に存在する雑居ビルについては、様々な業態のテナントが混在し、営業時間、経営態様、権利関係等多様・複雑化しており、行政サイドだけではなく、ビル所有者でさえ実態を把握することが困難な場合がある。

このような雑居ビルで、火災・爆発等が発生すれば、人命に及ぶ大惨事が引き起こされる可能性が極めて高い。平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町一丁目の雑居ビル火災においては、焼損面積は160㎡と少ないにもかかわらず、東京消防庁管内で戦後最大となった44名もの人命が奪われた。

この災害を契機に消防法、火災予防条例等の法令が改正され、防火管理の徹底及び違反是正指導、避難・安全基準の強化等が図られた。

このような事故を未然に防止し、市街地の安全を確保するために、区・警察・消防は相互に連携し、ビル所有者・使用者に対して、消防法、建築基準法、食品衛生法、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律、屋外広告条例等の法規制の遵守を徹底させる。

区としても区民に危険性の高い施設・場所に立ち入る場合の留意点について広報誌やインターネット等を活用して周知を図り、被害を軽減する。

第2章 火災の予防対策

第1節 火災の予防

1 防火思想の普及徹底

(1) 区民に対する防災指導

- ① パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- ② 出火防止及び初期消火の要領等について教育、訓練を実施し、区民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ③ 都民防災教育センターを活用し、区民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ④ 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

(2) 事業所の防火管理指導

- ① 防火・防災管理指導を通じて、事業所における防火管理体制の充実強化を図る。
- ② 防火管理者、自衛消防隊長（員）に講習等を行い、消防技術の育成指導を図ることにより、事業所の防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

消防法（昭和23年法律第186号）第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵取扱所等に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

3 建築物等の不燃化

建築物の不燃化対策は、次のとおりである。

機関名	内容
東京消防庁 消防署	建築物の新築又は増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。

4 火災警報等

(1) 火災気象通報

消防法等 22 条により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、気象庁大気海洋部予報課が東京都知事に対して通報し、都総務局及び東京消防庁を通じて区や各消防署等に伝達される。

(2) 発令

東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(3) 伝達

- ① 東京消防庁は、火災警報を発令したときは、都総務局、気象庁、管下消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。
- ② 東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を区民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定められた場所へ掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

第2節 一般建築物等の防火対策

機関名	内容
東京消防庁 消防署	1 建築物の位置、構造及び設備は、建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。 2 建築物に対し、前記第1節の2「火災予防査察」による火災予防査察を実施する。 3 火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

第3節 文化財の防火対策

機関名	内容
東京消防庁 消防署	1 消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。 2 毎年、1月26日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。

第3章 高層建築物及び地下施設の安全化

高層建築物については、関係法令に基づき設計段階から安全確保に対する対策が求められ、指導されている。しかし、構造上の特殊性から火災などの事故発生時にパニックが起こるなど、避難誘導や消防活動などが極めて困難であると予想される。また、これらの建築物の地下施設は、その空間の閉鎖性により同様の事態が考えられる。このことから、高層建築物及び地下施設についての安全化(防火)対策が必要となる。

機関名	防火対策等
警視庁 警察署	第1編の定めるところによる。
東京消防庁 消防署	1 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。 また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。 さらに、この種の対象物の立入検査にあたっては、前章第1節の「火災予防査察」によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。 2 防火管理及び防火管理の充実強化 地下街、高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。 また、災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。
東京ガス(株)	関係法令に基づき、ガス使用環境や建物区分ごとに適切な安全対策を行っている。 1 基本対策 マイコンメータや各テナントの業務用自動ガス遮断装置により、地震時に使用場所ごとに自動的にガスの供給が遮断される。 2 建物区分ごとの安全化対策 高層建物は、建築物の耐震設計にそってガス配管の耐震設計を行い、地

第4編 大規模事故対策計画
第2部 大規模事故等予防計画
第3章 高層建築物及び地下施設の安全化

機関名	防火対策等
	震時における配管の折損などの防止措置を施している。 高層建物、特定地下街等、特定地下室等には、ガス漏れ警報器集中監視設備等が設置されており、また中央監視室などから遠隔操作により建物全体のガスの供給を遮断する緊急遮断装置が設置されている。

第4章 危険物施設等の安全化

石油類、LPガス・塩素等の高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質等は、燃料、冷凍、医療、教育及び研究の分野に幅広く利用されている。これらの取扱施設等については、それぞれの関係法令により取締まり、指導が行われている。危険物施設等の安全化については、第1編第3部第3章を準用するほか、次による。

■参照（別冊資料）

資料第45「危険物保管施設等現況」

機関名	保安対策
東京消防庁 消防署	1 危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。 2 通常時から危険物流出事故等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 3 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 4 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取り扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。 5 次の事項について、積極的に指導する。 ① 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進する。 ② 危険物施設の位置・構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させるよう指導を行う。

第5章 危険物等の輸送の安全化

消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討、実施するように指導する。

- ① 出荷及び受入れの停止又は制限。
- ② 輸送途中車両に措置の徹底。

第6章 都市施設の安全化

鉄道施設は、高速で多数の人々を反復して輸送するという性格上、万一事故が発生した場合には、多くの人の生命、身体に係わる事態の招来が予想される。また、道路施設についても同様のことが言える。さらに区内各所で頻繁に見られる地下工事現場等においても事故が発生した場合、その中にいる人はもちろん、周辺への影響も大きく、多数の人命に係わる被害が発生するおそれがある。これら都市施設の大規模事故を防止するため、以下に各機関の保安対策について示す。

第1節 鉄道施設

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は、次の保安対策を行う。

機関名	保安対策等
都交通局 都庁前駅務管区	鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的及び取扱い面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災等の重大事故の発生を未然防止する。 1 信号保安設備、保安通信設備及び防災設備を整備して列車運転の安全を確保する。 2 設備及び規定等の整備 保安装置その他の設備に対して、検査、保全等を行い、機能の保持に努めるとともに運転取扱いに関する規定等の整備を図り、安全の確保を図る。
東日本旅客鉄道 (株)	大規模事故対策として、従来から車両及び地上設備の整備を進めてきたが、今後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。
西武鉄道(株)	輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 1 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障報知装置の設置 2 運行管理システムと自動列車停止装置・制御装置、列車集中制御装置
東京地下鉄(株) 新宿駅務管区 中野坂上地域	自動列車停止装置・制御装置・運転装置等の運転保安装置、難燃性車両、断線しない剛体架空線などの各種保安設備を完備している。 総合指令所では、安全確保のための適切な管理、制御を行うとともにこれらの施設の点検作業に万全を期し、職員の教育訓練を重ね安全運転を確保する。

第2節 地下工事

区内各所で行われている地下工事現場で、万一、事故が発生した場合には、周辺への被害も多大なものとなることが予想される。このような大惨事を未然に防止するために各関係機関では、地下工事を実施する際の保安対策を以下のとおり実施している。

1 生活関連施設工事

機関名	保安対策等
都水道局	① 安全管理体制 ア 工事担当課長は、所管工事の安全管理に関し、総括してその任に当たる。 イ 工事担当課長は、工事現場について直接又は現場ごとに指定した職員を通じて現場の保安対策を掌握し、必要に応じて上司に報告しその指示を受ける。 ウ 責任者は所管事業所の工事担当課長とし、監督員は工事担当課長の指揮を受けて保安対策等の業務を担当する。 エ 各事業所の夜間における職員の参集については、別に定める「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。 オ 月1回、工事を所管する事業所において工事安全管理会議を開催し、安全意欲の高揚を図る。 ② 安全対策（事故防止対策） ア 大規模工事現場の掘削構内には非常警報装置を設けるとともに、工事現場、詰所等相互間の通報設備を設置する。 イ 大規模工事現場、詰所等には消火器を配置するとともに、地下埋設物の表示及び通路、非常報口等の標識類は常時点検整備する。 ウ 工事現場は、監督員又は請負業者が毎日巡回点検するほか、必要に応じて他の埋設物の管理者に指示、立会、点検を要請する。 エ 工事現場には、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資器材を常備する。 オ 請負工事の関係者に対し、自主的に安全管理の徹底を図るよう指導する。
都下水道局	① 安全管理対策の確立 ア 工事所管事業所で毎月1回、事故防止対策協議会を開催するとともに現場の安全パトロールを実施する。 イ 工事の施工にあたっては、請負業者に施工計画書を提出させるとともに工法等について他の地下埋設物管理者と協議する。

機関名	保安対策等
	ウ 仮設構造物、地下埋設物の保安点検のため、請負者に現場責任者を配置させる。 エ 非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分を確立し、動員計画を定める。 ② 安全対策（事故防止対策） ア 工事の設計にあたり、道路使用及び地下埋設物の状況等について調査確認する。 イ 工事の実施にあたっては、以下の事項を考慮の上、施工する。 （ア）現場の諸条件の十分な調査及び現場に適した工法 （イ）仮設構造物の安全点検及び補強（常時） （ウ）地下埋設物の防護工についての各埋設物管理者との防護協定に基づく協議 （エ）他の地下埋設物に接する部分の工事についての点検の実施並びに当該埋設物管理者の立会を実施 （オ）工事現場付近の他の工事施工者との連絡 （カ）非常時通報体制の確立 （キ）作業開始前に作業機械、機器類等の点検を実施 ウ 安全対策設備を設置する。 （ア）必要箇所へのガス検知器、酸素濃度測定器、消火器及び保安ロープの設置 （イ）露出埋設物への識別及び連絡先明示標識の設置 （ウ）非常出口、火気厳禁場所及び防災用具設置場所明示の標識の設置 （エ）応急措置に必要な資器材の常備 エ その他 （ア）下水道管内への入坑者の氏名標識 （イ）工事従事者に対する各種安全講習会及び防災訓練等の実施 （ウ）気象情報担当者による気象情報の確認
東京電力 パワーグリッド (株)	① 安全管理対策の確立 ア 安全管理組織 （ア）本社（東京電力ホールディングス（株））に安全推進室・内部監査室を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。 （イ）本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。 （ウ）大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管

機関名	保安対策等
	理と綿密な事故の防止を図っている。 イ 現場責任者 (ア) 担当管理職を責任者にするとともに、工事ごとに担当監理者を選定し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。 (イ) 協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めたときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。 ウ 社内に「グループ非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを定めている。 エ 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程・要領・仕様書類を定め、万全を期している。 (ア) グループ非常災害対策規程 (イ) 地中送電線路電気工事安全仕様書 (ウ) 土木工事共通仕様書 (エ) 地中送電設備工事監理マニュアル (オ) 配電工事監理業務マニュアル (カ) 配電工事仕様書 等 ② 安全対策（事故防止対策） 事故防止に対する対策については、以下の事項を考慮のうえ工事の施工を実施する。 ア 各施工工事に係る安全対策 イ 他の地下埋設物管理者との協定等 ウ 他の工事との連絡・調整 エ 各種標識、ガス検知器等の設置 オ 工事現場の巡回・点検 カ 工事従事者に対する安全教育
東京ガス(株)	① 保安管理体制 ア 導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安総括者及び保安主任者を置く。 イ 工事については、監督者を定め、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたる。 ウ 非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。また、事故の程度等に応じ、特別組織を編成する。 ② 地下工事の保安対策 ア 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打ち合わせ

機関名	保安対策等
	事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、管理・監督及び検査を行う。 イ 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打ち合わせ会議において、十分な打ち合わせを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。 ウ 緊急時には、ガスライト 24 等に連絡し、緊急車等を出動させて活動を行う。 エ 工事現場への標識類の設置、溶接及び既設管の切断に際する消火器の準備、特に既設管の切断にあたってはガス検知器により可燃性ガスの検知を行うほか、従事員の送風マスクの携行を行う。 オ 導管工事の安全・適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。
東日本電信電話 (株)	① 安全管理体制 ア 安全管理組織として電気通信設備工事安全指導委員会を設け、また、地下工事の安全管理については、各工事の担当監督が当たる。 イ 現場責任者として請負業者の現場代理人を当てているほか、安全責任者を選定し、現場指導を行っている。 ② 安全対策 事故対策として下記の安全策を実施している。 ア ガス管防護に関する東京ガス（株）との協定の締結及び地下埋設管理者との協議等の防護対策 イ 他施工工事との連絡協調体制 ウ 沿道住民等への非常警報装置の設置 エ 消火器及びガス検知器等の防災用具また、各種標識の設置 オ 工事現場の巡回、点検 a 請負業者、監督員等の巡回 b 電気通信設備工事安全指導委員会による巡回 c 事故防止月間の設定による点検、パトロール カ 応急用資器材の確保 キ 社員に対する安全教育

2 鉄道施設工事

機関名	保安対策等
都交通局	① 安全管理体制 ア 現場代理人(委託業者)に現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 イ 非常時に備え、緊急連絡表を整備して現場作業所に表示する。 ② 安全対策(事故防止対策) 工事の際には、以下の事故防止対策を実施している。 ア 受注者の施工 道路法、道路交通法、土木工事安全施行技術指針(国土交通省通達)、その他官公署等からの命令時刻の遵守及び監督の実施 イ 地下埋設物 (ア) 安全確保のための取扱い、防護、復旧方法等に関する各管理者との協定又は承認書の取り交わし (イ) 工事の際の試掘による位置の確認及び各管理者の立ち会いの要請 ウ 競合工事 道路調整会議、企業者間の打ち合わせ会議等の開催及び施工中の連絡調整 エ 緊急時の広報 緊急時の現場内への非常ベルによる警報及び周辺に対する拡声器、広報車による警報 オ 防災器具及び標識の設置 消火器、ガス検知器等の防災器具や工事上必要な標識類を設置及び受注者に対する点検の義務付け カ 工事現場への巡回、点検 キ 緊急時の要員及び応急資器材の確保 受注者に対し、緊急時の必要要員及び応急資器材を現場近くに確保させる。
東日本旅客 鉄道(株)	① 安全管理体制の確保 ア 安全管理組織 イ 現場責任者の指定 ウ 非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分の確立、動員計画 エ その他 ② 安全対策(事故防止対策)

機関名	保安対策等
	安全対策として、以下の事故防止対策を実施している。 ア 各施工工事に係る安全対策、防護工法 （ア）各埋設物管理者との協議、協定、施工承認（東京ガス（株）とは、基本協定締結） （イ）各埋設物管理者の現場立ち会い及び巡回の要請 イ 同時施工、受委託施工の協定 ウ 区域外工事現場との常時連絡協調 エ 異常事態の迅速な通報 （ア）現場作業員及び沿線住民へ異常事態を通報するための警報装置の設置 （イ）工事現場への緊急通報用電話機の指定 オ 消火器等防災用具及び標識の設置 カ 工事現場への巡回、点検 キ 現場付近への応急資器材の確保 ク 工事従事者への安全教育
東京地下鉄(株) 新宿駅務管区 中野坂上地域	① 安全管理体制の確保 ア 事故防止及び安全諸対策の審議のための安全防災推進委員会、建設改良工事安全協議会の設置 イ 事故の未然防止のための工事現場への安全管理研究所の設置（東京地下鉄(株)は工事所長を、請負業者は作業所長を現場責任者として位置付） ウ 請負業者に対する事故未然防止、事故発生時の被害拡大防止策の義務付け エ 災害、事故等対策本部規定による体制の確立 ② 安全対策（事故防止対策） 安全対策として、以下の事故防止対策を実施している。 ア 防護方法等 （ア）各埋設物管理者との協定、施工承認 a 基本協定：東京電力(株)及び東京ガス(株) b 交換文書：都水道局、都下水道局及び東日本電信電話(株) （イ）各埋設物管理者の現場立ち会い及び巡視の依頼 イ 他の工事施工との連絡協調体制 （ア）内容、規模等により同時施工、受委託施工の協定の締結 （イ）現場区域外での競合工事の際の十分な打ち合わせ、連絡調整 ウ 異常事態の迅速な通報

機関名	保安対策等
	(ア) 現場作業員及び沿線住民へ異常事態を通報するための非常警報装置の設置 (イ) 現場及び現場事務所間の緊急通報専用電話の設置 エ 防災用具及び標識の設置 消火器、ガス検知器等の防災器具や工事に必要な標識類を設置 オ 現場巡回、点検 (ア) 請負現場責任者の現場巡回、点検の常時実施 (イ) 監督員及び関係職員による随時巡回 カ 緊急時の応急資器材の確保及び所在、数量の工事関係者に対する周知徹底 キ 東京地下鉄(株)、請負業者による安全研究会の随時開催、作業前の綿密な打ち合わせ及び安全教育の徹底

3 地下工事（地下埋設物を含む）の火災予防対策等

機関名	保安対策等
警視庁 警察署	① 平素から地下埋設物の把握に努め、ガス管等が埋設された道路の使用（工事）の許可（協議）の際に事故発生時の措置について指導する。 ② 地下埋設道路における工事については、随時、工事現場の視察パトロールを実施し、許可（協議）条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取り締まりを行う。
東京消防庁 消防署	① 地下施設工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に対し、工事概要、設計図書、防火管理等に関する資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導を徹底する。 ② 上記について、特に必要があると認められる時、または、工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因の除去について指導する。

第3部 大規模事故等応急対策計画

第1章 応急活動態勢

第1節 区の活動態勢

- 1 区の地域に大規模な火災、又は不測の事故等の局地的な災害が発生した場合、区は、各関係機関からの通報や区機関による情報収集活動を行い、その災害の規模及び状況に応じて、災害対策本部の設置、災害現場近くの区民活動センターにおける地域本部の設置、医療救護活動の支援、住民への避難指示及び避難所の開設等の災害対策活動を実施する。
- 2 なお、必要に応じて、災害現場における各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、被災現場近くに現地連絡所を設置する。
また、事故現場近隣の民間事業者に対して、救援救護活動への協力を求めるものとする。
- 3 具体的な活動態勢については、第1編第3部第1章第2節を準用する。

第2節 現地連絡調整所が設置された場合の態勢

大規模事故により多数の死傷者が生じ、東京都が現地連絡調整所を設置した場合、区は現地連絡調整所に職員を派遣し、東京都と連携・協力して連絡調整等を実施する。

第3節 消防の活動態勢

東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに理事を部隊長とする統合機動部隊を運用する。

第2章 情報収集・伝達

区の地域で大規模な事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、的確かつ迅速な対応を行っていくためには、第一に、関係機関は被災状況等正確な情報を収集する必要があり、そのためには相互の連絡を密にするなど、情報の共有化を図る。

第1節 区の情報連絡態勢

- 1 区では、各関係機関からの通報や事故の情報を入手するとともに、現地連絡所において、被害状況の把握及び情報連絡に努める。また、必要がある場合については、関係機関と協力し、周辺への広報を行い、区民等の安全を図る。
- 2 区の情報連絡態勢については、第1編第3部第2章第2節を準用する。

第2節 関係機関の情報連絡態勢

各関係機関が行う事故発生の通報、被害状況調査報告等の情報連絡については、以下のとおりである。

1 警察署及び消防署

機関名	内容
警視庁 警察署	① 関係警察署は、事故発生時において、当該事故等に関する情報を警視庁に連絡する。 ② 警視庁は、直ちにその旨と被害状況を取りまとめ、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要であると判断したときは、関係機関と相互の情報交換を図る。
東京消防庁 消防署	1 消防署は事故発生時において、当該事故等に関する情報を東京消防庁災害救急情報センターに報告する。 2 消防署は、事故発生時において当該事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要と判断したときは、区、警視庁、自衛隊及び関係機関と相互の情報交換を図る。 第1編第3部第2章第1節及び第2節を準用する。

2 生活関連機関

機関名	内容
都水道局	局施設に事故が発生した場合は、事故等の処置、手順等を定めた連絡系統に基づき、情報の収集、伝達を行う。
都下水道局	局施設に事故が発生した場合は、その種類・規模により、緊急連絡体制を取り、警察署、消防署及びその他関係機関へ通報連絡する。
東京ガス(株)	① 社内の連絡体制 ガス施設に事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により、社内への通報連絡を行う。 ② 警察、消防機関への連絡体制 ガス漏えい等の事故の情報を入手した場合は、状況に応じて直ちに警察署及び消防署へ連絡する。

3 鉄道機関

機関名	内容
都交通局	大規模事故が発生した場合の処置は、 ① 関係係員は直ちに処置にあたるとともに、その状況を運輸指令区その他必要箇所に報告する。 ② 運輸指令区は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その他関係事業所に事故状況、復旧状況等を連絡し、必要に応じて指示を行い、復旧に努める。 ③ 監督官庁、報道機関に対しては、それぞれ担当において情報を収集、整理のうえ通報する。
東日本旅客鉄道(株)	事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた情報系統により、関係箇所への通報、連絡を行う。
西武鉄道(株)	事故が発生したとき、又は事故の通報を受けたときは、直に事故速報要領により関係箇所へ報告する。 また、重大事故発生時は、報告系統により関係個所に報告または通報する。
東京地下鉄(株)	事故速報の伝達は、次のとおり行う。 事故現場→総合指令所長→関係現業長→本社関係機関

第3章 危険物事故の応急対策

区内には、石油等の危険物の貯蔵所、取扱所等が約300施設ある。これらの施設については、関係法令等に基づき安全化対策がとられているが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の住民等に対しても大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や災害拡大防止等の応急措置を迅速かつ的確に実施し、被害を最小限に止めることが必要である。

第1節 石油類等危険物施設の応急対策

機関名	内容
警視庁 警察署	1 災害の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に職員を派遣して、施設の責任者に対して防災措置の実施について指導する。 2 災害が発生した場合は、直ちに現場へ警察官を派遣して施設の管理責任者並びに防災責任者と密接な連絡をとり、警戒区域の設定、被災者の救出・救護、周辺住民等の避難誘導その他必要とする防災措置を講じる。
東京消防庁 消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて構じるよう指導する。また、これらの施設に対する災害応急対策は、関係機関と連携の下、消防部隊を運用し、被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。 1 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底

第2節 火薬類施設の応急対策

機関名	内容
警視庁 警察署	1 火薬類取り扱い場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがあるときは、当該施設の責任者その他関係者に対し、必要な警告を発し、危害防止のため通常必要と認められる措置を講じることを命じ、又は自らその措置をとる。 2 必要と認められる措置を講じる余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内にいる区民を避難させる。

第3節 高圧ガス施設の応急対策

機関名	内容
警視庁 警察署	1 ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要求があった時は、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 4 関係機関と必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、関係機関と連携の下、消防部隊を運用し、被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第4節 毒物・劇物施設等の応急対策

機関名	内容
東京消防庁 消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

機関名	内容
	4 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、関係機関と連携の下、消防部隊を運用し、被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。 5 毒劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。

第5節 放射線施設の応急対策

事故により、放射性同位元素(R I)又は放射線発生装置に起因する放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、放射性同位元素(R I)使用者等は、直ちに応急の対策を講じ、国（原子力規制委員会）に報告を行うこととされており、また、国（原子力規制委員会）は、必要があると認めるときは放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

関係機関の応急対策は、次のとおりである。

機関名	内容
警視庁 警察署	放射線、防災活動実施要綱に基づき、災害の状況に応じて概ね次の措置をとる。 1 応急的危険場所の設定 2 関係機関との連携 3 被災者の救出・救護 4 危険原因の応急的排除 5 危険場所内所在者の避難誘導 6 必要な広報活動
東京消防庁 消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、関係機関と連携の下、消防部隊等を運用し、被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出防止の緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 3 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

第6節 危険物等輸送車両の応急対策

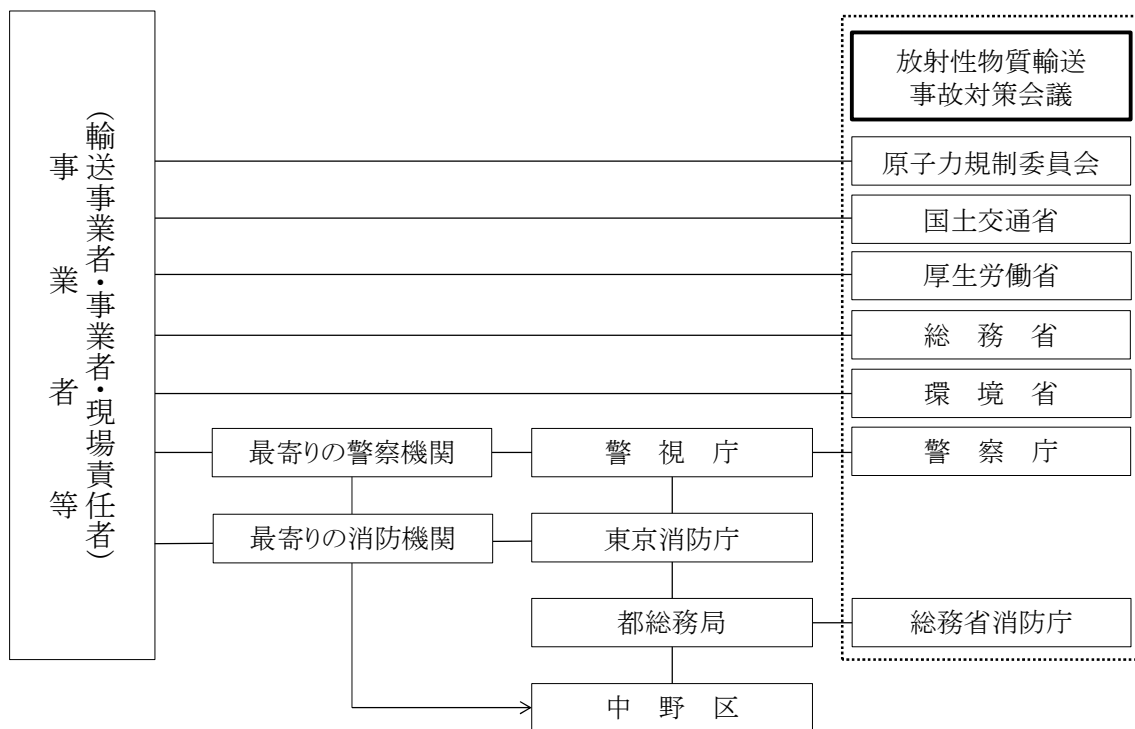
1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	内容
警視庁 警察署	(1) 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材等を整備充実させるための効果的な活動を推進する。 (2) 移動可能なものは、周囲の状況により安全な場所へ移動させる。 (3) 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁 消防署	(1) 危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造・設備等の保安・管理の徹底を図る。 (2) 関係機関と連携の下、消防部隊等を運用し、火災等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救助活動を実施する。

2 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和 58 年 11 月 10 日設置）において次のような核燃料物質輸送事故時の安全対策がとられるようになっている。

(1) 事故時の連絡体制



(2) 事故時の対応措置

機関名	内容
国の省庁等 (原子力規制委員会) (国土交通省) (厚生労働省) (総務省) (環境省) (警察庁) (総務省消防庁) (海上保安庁)	① 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 ア 事故情報の収集・整理及び分析 イ 関係省庁の講ずべき措置 ウ 係官及び専門家の現地派遣 エ 対外発表 オ その他必要な事項 ② 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官又は、消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連携を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警視庁 警察署	事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに状況に応じて原子力業者その他関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を講じる。
東京消防庁 消防署	事故の通報を受けた東京消防庁は直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火及び延焼の防止、警戒区域の設定、救助並びに救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区をはじめとする関係機関に連絡するとともに、国とも連絡を密にし、専門家の派遣要請や区民の避難など必要な措置を講ずる。

第7節 不発弾処理対策

不発弾等の処理は、地方公共団体と国の協力のもとに実施されている（陸上において発見された不発弾等の処理について－防衛庁発防1第32号・警察庁乙保防第12号・自乙行発第5号・33軽第1433号）。

1 発見から処理までの流れ

- (1) 発見
- (2) 発見者から警察署への通報
- (3) 所轄警察署から警視庁へ通報、各関係機関へ通報
- (4) 警視総監から、師団長に対し処理要請
- (5) 師団長から方面総監への報告並びに不発弾処理隊への通報
- (6) 処理部隊派遣、処理

2 関係機関の役割

- (1) 区：関係機関の調整・住民の安全確保（避難、広報等）
- (2) 警察署：住民の安全確保（交通規制、広報等）
- (3) 自衛隊：技術的援助及び爆発の危険が伴う発掘並びに処分
- (4) その他の関係機関：各機関の所掌事項に基づいて必要な対応を行う

■参照（別冊資料）

参考7「不発弾処理の対応について」

第4章 大規模事故対策

大規模事故が発生した場合、人命救助や被害の軽減を図るため応急対策が重要となってくる。

第1節 鉄道事故

機関名	応急対策等		
都交通局	1 事故発生時の対応 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合、または、発生が予想される場合、地下高速電車運転取扱実施基準、事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。		
	2 事故対策本部の活動方針 事故が発生した場合、または、発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保を図るため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取り扱いにより輸送の早期回復及び損害の拡大防止に努める。		
	〔事故対策本部の組織及び任務〕		
	組織		任務
	本部長	事故対策本部が設置された部の部長	事故対策本部の事務を総括する。
	副本部長	関係部の部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。
東日本旅客鉄道 (株)	班長	関係部の課長で本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打ち合わせ、業務を掌理するとともに班員を指導監督する。
	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備しておく。		
	1 応急処置方法		
	2 情報の伝達方法		
	3 事故復旧対策本部の設置方法		
	4 非常招集の範囲及び方法		
	5 救援車の配備、復旧用具の整備及び方法		

機関名	応急対策等
西武鉄道(株)	事故が発生した場合は、死傷者の救護を迅速、適切にするとともに、併発事故の防止の処置を講じ、損害の拡大を防止し、速やかに輸送の再開を図るものとする。 多数の死傷者を生じるか本線を長時間支障する事故が発生したときは、状況に応じて本社に「事故対策本部」を、また現場に「現地事故復旧部」を設置する。
東京地下鉄(株)	事故が発生した場合は、事故災害等対策案規程により、直ちに、本社屋内に対策本部を設置する。

■参照（別冊資料）

参考4 「JR東中野駅電車事故概要」

第2節 航空機事故

機関名	内容
東京消防庁	東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画により対応する。

第3節 ガス事故

機関名	応急対策等
東京ガス(株)	1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、事故の内容に応じてガスライト24等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定められた非常災害対策組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では、24時間緊急出動体制を確立している。 3 事故時の応急措置 (1) 消防署又は、警察署と密接な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 ① 人身事故が発生したときは、直ちに医師又は消防署に連絡し、適切な措置をとる。

機関名	応急対策等
	② ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ③ 状況に応じ、ガスメーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。 ④ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 ⑤ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により付近住民等に対する広報活動を行う。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
東京消防庁 消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第4節 CBRNE災害等

CBRNE災害等の被害を最小限に留めるためには、各関係機関が緊密に連携し、緊急事態に迅速かつ一貫して対処することが必要である。東京都においては、警視庁や東京消防庁の各種対応部隊整備及び保健医療局による医療機関への除染設備等の整備が図られているほか、総務局では防災関係機関との連絡会を設置するなど、初動連絡体制が確立されている。区においても、東京都等との連携のもと、緊急時の連絡体制の確保に努める。

■参照（別冊資料）

参考6「地下鉄サリン事件経過」

機関名	内容
東京消防庁 消防署	(1) 特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学救助中隊を配備している。 (2) 各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備し、CBRNE災害対応の充実強化を図っている。

第5節 道路・トンネル事故

機関名	内容
東京消防庁 消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

昭和 39 年作成
令和 6 年修正 第 43 次修正

中野区地域防災計画

本冊

編集発行 中野区防災会議
(庶務担当) 中野区総務部防災危機管理課
東京都中野区中野 4 丁目 8 番 1 号
電話 03 (3389) 1111 番